

代官井戸
勘助撞横

り到り、力を以て奪ひ去り、番兵等の言を用ゐざれば、口舌の能く防ぐべき所にあらざるを知り、遂に刀を振て迎へ討ちしかば、盜賊等始めて之に怖れて逃走せり。而して此賊は、常の夜盜にあらず、同國富士の裾野の、幕府領田原といふ所の農民なりけるが、其中に傷を負ふ者あり、代官に訴へて曰く、「一夜、天野康景の足輕と口論せしに、彼頓に刀を振つて暴行し、終に負傷すること此の如し」と、代官井戸勘介、之を聞て大に怒り、直ちに使者を興國寺に遣はし、嚴に其の無禮を責めしめて曰く、「田原の民は、御料たるをも顧みず、妄りに刀を振て、毀傷せしめし罪輕からず、須らく其の足輕の首を斬て送るべし」と、康景使者を見、固く之を拒みて曰く、「凡そ、盜賊を捕獲するは、古今の常法にして、其の抵抗して制し難き時は、之を斬るも殺すも、固より問ふべき所にあらず、我は却て彼の時、我が番兵の無勢にして、盜賊の一人だに、捕へもせず殺しもせず、僅に輕傷を負はせしに過ぎで、空しく遁走せしめたるを、深く遺憾とする者なり。且夫れ其の來由を尋ねれば、初め康景必要あつて、多く竹木を蓄積せしに、近頃不逞の徒あり、毎夜來て竊取る者あるを以て、康景深く之を憂ひ、足輕に命じて守らしめたるに、足輕等君命を重じ、生を賭して堅く之を守りたるに在るなり。而して此時は、我だに未だ御料民の所爲たるを知らざれば、素より足輕輩の知るべき所にあらず、即ち知らずして切りたるなり、知らずして切り、切つて後、御料民たるを知るとも、争でか御料民を切りたる罪科に處せらるべき。況や御料民と雖も、竊盜する者あるに於ては、之を捕ふるに、敢て憚るべき所なきに於てをや、元來、康景が足輕に命じ、竹木を監守せしめし所以は、若し彼の盜賊輩の來らん時、之を追捕せしめん爲なれば、其の力及ばざるに及で、刀を抜て殺傷するは、素より其處なり。我が

足輕輩、主命の重きを辨じ、死を顧みずして、其任を全うせんとせしは、其忠其義洵に愛すべし、我は寧ろ賞すべきを知るも、未だ毫も罪すべきを知らざるなり。然れども、若し敢て彼の盜を傷けし者を刑せんとせば、康景自から之に當るより外なし、誰か主命を重じて其任を盡し、自から死を輕じて、盜を防ぎし者を捕へ、盜賊を傷けたる下手人は是なりとて、天下の法庭に訴ふる者あらんや、此の如きは、康景が夢にも思はざる所なり」と、肯て應ずる色なければ、使者も亦強ふる能はずして去る。

然るに、去る二月廿九日、前將軍家康駿府に赴かんとて、來て豆州三嶋に宿しければ、彼の負傷の盜民等、時至れりとなし、馳せて典側に跪き、訴へて曰く、「某賤しき身を以て、忝くも御料の民たるを得しに、端なくも、興國寺城主天野康景が足輕の、非道なる難詰を蒙り、止むなく辨明したれば、終に口論となり、刃傷せられ畢ぬ。御代官之を聞て大に憂ひられ、使者を興國寺に遣はし、其の下手人を求められしが、興國寺殿敢て應じ給はず、却て某を以て、竊盜に擬し給へり。仰ぎ希くは、明斷を垂れ給はんことを」と。家康乃ち近臣に命じ、之を檢せしむるに、背中に刀痕五六あり、皆な逃走の際、斬られたるものと知らる。其後、家康駿府に入り、天野康景・井戸勘介を召し、親しく尋問する所ありしに、勘介は鬪諍と稱し、康景は劫盜と稱して屈せず。家康聞き終つて以爲らく、「康景は廉直方正の士なり、決して無道の舉動あるべき者にあらず、畢竟訴ふる者の詐ならん、然れども、急遽決すべきことにあらず、徐ろに、其の正邪曲直を質さんには如かじと、後又召すことあるべしとて、二人を還らしめ、尋で本多上野介正純に命じて曰く、「汝よく之を糺明せよ」と。

正純命を受け、直ちに興國寺城に赴き、康景を見て曰く、「子強ひて私權を下に張らんとすれば、公威上に損せらるる懼あり、彼は土民なりと雖も、御料の民なり、足輕は士なりと雖も、子が私人なり、理非は暫く措き、公の爲に私を屈し、枉げて、下手人を代官に出し給はんことを望ましけれ、且つ、子は御家人なり、御家人として、上に逆ふべからざるは、子の夙に熟知し給ふ所ならずや」と、言を盡して説けり。康景曰く、「子の言ありと雖も、直を曲げて曲に従はんは、康景の本意にあらず、且つ思へ、康景が足輕卑賤にして、素より物の數ならねども、亦是れ天地の覆育する一人なり、豈に、其罪にあらざるを曲げて、殺すに忍びんや、子曰く、「我、私權を張らば、公威損せん」と、是れ固より臣子の忍ぶべき所にあらず、子また曰く、「御家人は、上に逆ふべからず」と、然らば御家人たらざる者は、亦解死人を出ださずして可なるか、若し然らば、我は後とはいはず、今直ちに領地を返上すべし、豈に領邑に戀戀として、無辜の人を殺すべけんや、畢竟するに、我自から罪を蒙り、如何にもなるべきなり」と、康景、心已に決する所見えければ、正純も、説伏しかねて空しく歸りけるが、此夜、終に斯くは韜晦したるなり。康景隱遁の後、遠州の士は、悉く本多佐渡守正信に附屬せしめらるるといふ。代官井戸勘介、或は井出志摩守正次に作る。(徳川實記・志士清談・鹽尻・日本立志編・昭代記) 新井白石、嘗て康景踏晦の事蹟を録し、書し畢て曰く、上にしては公の政を害せず、下にしては私の恩を傷らず、一人の、罪あらざるを殺さじとて、萬石の祿を棄つることを、もの數ともせず、獨その志を行ひ、其義を直くす。此世には有がたき賢人なりと、(藩翰譜) とちへんなしの天三郎は、實に中正の士なるかな。

遠州士
康景の正義

一説

正純の奸
代官を助

一説、代官井出正次君寵に誇り、且つ、素より康景の武功を思みければ、一意本多正純に結び、其援に依りて、康景を排せんとせしに、偶、此事起るを見て好機となし、正純に倚り、讒訴して曰く、「康景武勇に驕り、家人をして、擅に御料の民を傷けしむ。全く劫盜の所爲ありしにあらず」と、家康之を聞いて大に怒ると雖も、亦素より康景の爲人を知るを以て、三思して以謂らく、「康景は決して卒爾の所爲あるべき者にあらず、或は訴ふる者に私意あるも知るべからず、然れども吏の訴ふる所は、濫りに之を却くべきにもあらず、徐に糺明して、其實を詳かにするに如かず」と、即ち之を正純に命ず。正純は、家康の深く寵信する者なり。正純素より康景と好けれども、此時故あつて井出に荷担し、井出の言を聞き、大に怒り、康景に謂て曰く、「領地の竹のみならず、箱根邊の竹をも伐りたれば、夜中人を遣はし奮還さんとせしに、番衛の足輕輩以て盜賊となし、恣に公民を傷害せしは、其罪決して容すべからず、速に解死人を出だすべし」と、催促最も急なり。康景已に老いて且つ短慮なり。また大に怒て曰く、「盜人を害するは古今の常典なり。正純身執政に在りながら、常典を正さんともせず、直を曲げて曲とせんとするか。凡そ心を曲げて上に諂ふは、勇士の最も恥づる所なり。且つ、足輕は下賤なりと雖も亦人なり。如何ぞ其の無辜を知りながら、之を殺すに忍びんや。強ひて迫らば、身を退くるの他、由なきなり」と、衣を拂つて、城を棄て去る。家康之を聞いて、一たびは大に怒りたれども、康景が弱年より昵近の功勞、數度の軍功を思ひ、且つは其の老齡を憐み、時を見て召還すべしと、内命を下ししが、未だ還るに及ばずして卒す。(志士清談)

一説、近年、駿河興國寺の城被_レ置、天野三郎兵衛與_ニ井手甚之助_ニ云事あり。富士の下野原田の百姓與_ト三郎兵衛與_ト、及_ヒ鬪諍_ニ、百姓蒙_レ疵_ヲ、於_テ三島_ニ目安_ヲ上_ル條、双方召出_シ及_ニ對決_ニ、百姓口上の言無_ク相違_ハ、其上百姓脊_ニ、五六十箇所之刀疵あり、百姓退處_ヲ追付_レ伐_ツ之_事、狼藉至極_{セリ}。依_レ之_ニ、三郎兵衛を被_レ改易_ス。(當代記)

康景は天野遠景の苗裔にして、祖先より百貫の地を領じ來たりしが、天正の初め、徳川家康高天神城の押

天野康景
隠遁の地

駿府町名
主登城の
例

林道春駿
府に住す

として、大須賀五郎左衛門を横須賀に置くに及び、康景は小山城の押へとして、瀧坂に遣はされ、榛原郡の切取を命ぜられたる勇士にして、興國寺を遁れて後、暫く豆州狩野に隠れ、(藩翰譜・鹽尻) 尋で相州小田原に移り住し、慶長十八年二月廿四日、小田原西念寺に卒す。年七十八、康景三子あり。長子對馬守康宗、次子左兵衛康勝等二人は、寛永五年召出され、三子六右衛門康世は、寛永七年七月十八日、食祿を賜はりて書院番に入る。(徳川實記・志士清談) ○十一日、前將軍徳川家康駿府に着す。去二月廿九日、江戸を發したるなり。(慶長日記増補) 駿府各町の名主等、家康の到るを見、其の無事を祝せんとて、相携へて府城に至る。家康之を對面所に召見て、其志を賞し、名主一人に付き、錢一貫文を賜ひ、又、惣町中一軒役に付き、錢一貫文づつ賜ひけり。是より以後、駿府の名主等、年首並に五節句ごとに、麻上下を著し、登城して賀詞を述べたる例となりしが、其時はまた、井出志摩守・彦坂彦六出でて應接するを例とせり。又、毎月朔日・十五日・廿八日の三日にも、登城して禮を述ぶる例ありしが、これも此頃より始まりしものといふ。○此日、京師の儒者林又三郎信勝駿府に至る。家康の召に應じて來たるなり。信勝尋で髪を剃て道春と號す。時に年廿五、(徳川實記) 道春は京師の人、父を彌次右衛門信時といひ、遠祖は加賀の土豪なり。天正十一年八月、京師に生れ、母は田中某の女、姓は藤原氏にして、利仁將軍の末流といふ。

中頃、林道春と云へる、博學多才の儒者あり、其出所を尋ぬるに、攝州大坂の町人の子にて、父は米を商賣す。道春初めの名者又三郎とて、幼少より學文に志し深く、色の書籍を集め、朝暮眼を曝らしたるに、天然と記憶強く、一度見て則誦しける。誠に希代の秀才也。云云(武門諸説拾遺)



林道春肖像

天正十一年八月某日、林羅山生_ニ于平安四條_ニ、幼名菊松丸、同十八年、林羅山穎悟不_レ常_{ナラ}、頗_ル知_ニ俗字_ヲ、聞_キ人之讀_ム太平記_ヲ、聞_キ誦_ス其事_ヲ、人皆奇_シ之_ヲ、時年八歲_{ナリ}、文祿四年、林羅山元服_シ、稱_ス又三郎_ト、時年十三云云、慶長十年、藤愷窩聞_キ林羅山講_ス春秋_ヲ、與_テ書_ク云、古人讀_ム春秋於羅浮_ニ、足下讀_ム春秋_ヲ、得_テ羅浮之意_ヲ、則告_ケ我_ニ、自_リ是以_テ羅浮洞_ヲ爲_ス號_ト、或_ハ號_ス羅山_ト、時年二十三、同十二年、林羅山祝髮_シ、稱_ス道春_ト、時年二十五、寛永十一年十月三日、林羅山携_テ家移_ル于江戸_ニ、時年五十二、驚峯十七、讀耕十一從_レ之_ニ、明曆三年正月二十三日、林羅山卒_ス、年七十五、私諡_ス文敏先生_ト。(先哲年表)

幼名は菊松丸、諱は信勝、字は之信、別に羅山・浮山・夕顔菴・蝴蝶洞・梅花村等の號あり。少時より、伯父吉田理齋勝之の養子となれり。八歳の時、人の太平記を讀むを聞き、之を誦誦して誤らず。其の記憶凡ならずと謂ふべし。十二歳にして能く國文を讀み、十三歳の時又三郎と改め、建仁寺の大統菴に入り、古間長老に就て書を讀むに、五行俱に下れりといふ。古間出家を勧めしに、信勝頭を振て聽かず、辭して家に歸る。後藤原惺窩に從て學びしに、一日にして春秋傳を讀了れり。惺窩驚き、書を寄せて曰く、「古人讀_ム春秋於羅浮_ニ、

羅浮者是不在羅浮、而有足下明窓淨几之上」と。是より道春を呼で、羅浮山人と稱す。

信勝年十八、始めて朱子集注を読み、意を宋學に留む。慶長八年二月、京師に於て論語集注を講ぜし時は、信聽する者甚だ多かりしが、其の講ずる所の集注は、所謂朱子新注なりければ、船橋三位秀賢深く之を惡み、愬へて曰く、「勅許を得ずして、道を講ずること古制にあらず。宜しく信勝を罪すべきなり」と。家康之を却けて曰く、「聖人の道は即ち人の道なり。人の道を講ずる者、要は只廣く世人を教ふるに在り。新古は素より問ふべき所にあらず、宜しく各其の好む所に従ふべきなり。然るを秀賢の之を難するは、全く偏陋の見たるを免れず」と。是より新注大に世に行はれたりとぞ。信勝は年廿三にして、始めて二條城に於て家康に謁せしが、これを家康に知らるる始とす。

家康文學上の意見

新注世に行はる

させる事ども自讃するためしに、予が弱冠の頃、大相國いまだ内大臣にてましましけるが、二條の御所にて、拜謁し奉りしとき、兎長老・倍長老・清原極満なども祇候せられしが、光武は、高祖より幾代へだたりけると尋仰ける。各、覺え申されざりければ、汝は覺えたるかと仰事あり。光武は、高祖五世の孫なりと、後漢の本紀に見え侍ると申す。又、反魂香の事は、何れの書に有やと宣ひければ、皆人覺えなきよしなりしに、反魂香の事は、史漢の本文には見え候はず、白氏文集・李夫人の樂府と、東坡詩註とには、武帝の焚て、李夫人の魂を來すと記し侍ると申に、又、屈原が闢は、何をか云と仰られしに、朱文公が註には、澤蘭なりとありと申す。大相國左右をかへりみ給ひて、年若き者のよく覺えたりなど、感じ仰せられき。慶長乙巳の年なりけり。(野槌・年譜) 乙巳は慶長十年なり。

羅山ここに至り、召されて駿府に到り、祿三百石を給せられ、明年また宅地を四足門外に賜はり、文庫の事を司らしめらる。(家傳) ○廿五日、駿府城修築のため、畿内五國・丹波・備中・伊勢・美濃等、凡そ十ヶ國に在

駿府修築役夫割

朝鮮來聘準備

神儒佛の優劣論
伊古奈比咩神社鰐

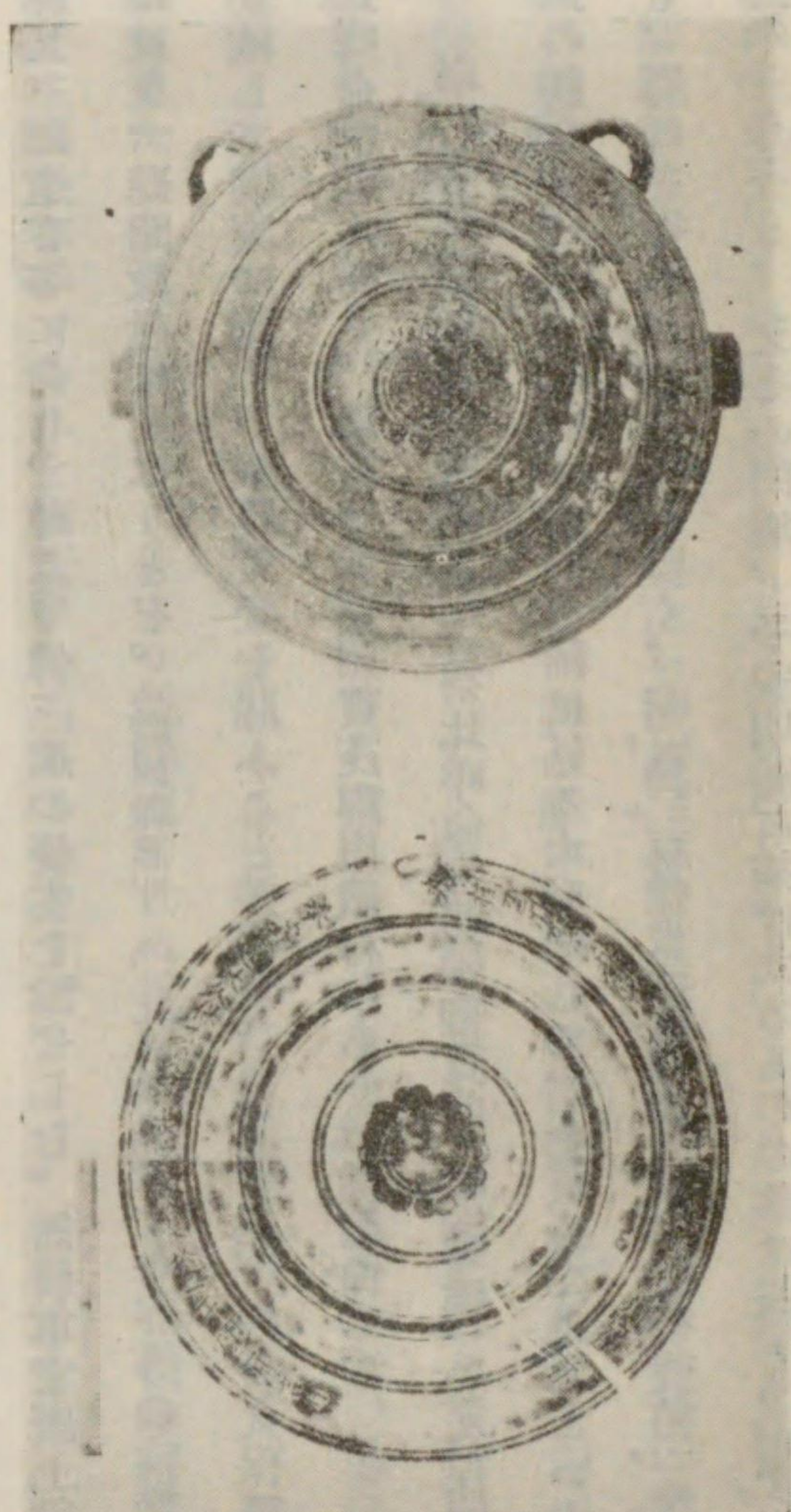
山神

る大名の領地、公料に役を課す。大阪侍臣の領地と雖も、亦免るる能はざるなり。而して役夫は、先に五百石に付き三人の制なりしが、經營を急ぐの要ありとて、更に其數一人を増加せりといふ。但し、去年江戸城の營築に従事したる地には、之を課せざるなり。時に、前將軍は田中城に在り、日に來て經營の狀を視しといふ。(太田記) ○此頃、朝鮮國の修信使來り、去る廿一日京師に着したりしが、日ならず駿府・江戸にも來聘すべければ、沿道の大小名は、之が驛次夫馬等の役に任ぜざるべからざるに因り、其道に當れる大小名の、來て駿府城の修築に従事せる、岡崎・吉田・濱松・掛川等の領主及び人夫は、速に止めて國に歸るべしと命ぜらる。先是、尾州侯薩摩守忠吉の死するや、家士の來て騎府城修築に従へる者、止めて國に歸らんと請ひしも許されざりしが、此日また同じく許さる。(徳川實記) ○廿八日、駿府城大廣間に於て、南光坊天海・林又三郎道春等に命じ、神・儒・佛三道の優劣を論ぜしむ。前將軍家康上段に坐し、諸士博士等群至して下段に就き、聽聞數尅に及べりとぞ。(駿國雜志) ○此月、觀世・今春等の猿樂若干、江戸より還て駿府に到り、登城して家康に謁す。家康黄金を賜ふこと差あり。(徳川實記) ○大久保長安、鰐口一個を寄進して、伊古奈比咩命神社に掛く。此宮は、豆州賀茂郡白濱村にあり。銘に曰く、
奉_レ掛_ニ豆州賀茂郡白濱、伊古奈比咩命大明神御寶前_ニ奉_ニ寄進_シ、大久保石見守長安、慶長十二年_{癸卯}三月吉日。此の鰐口は、徑一尺四寸あり、稀に見る大形にして、金質も亦良しといふ。長安は、また同郡繩地村山神にも、鰐口を寄進せり。銘に曰く、奉_レ掛_ニ豆州賀茂郡繩地村山神御寶前_ニ奉_ニ寄進_シ、大久保石見守長安、慶長拾二年三月吉日。又その同地、子安明神に掛けたるもの銘に曰く、奉_レ掛_ニ豆州賀茂郡繩地村子安大明神御

子安大明神

伏見の財物駿府に移る

江戸幕府時代



伊古奈比社鱒口圖

三七四

寶前^ニ奉^ル寄進^シ、大久保石見守長安、慶長拾二年^丁三月吉日。○前將軍家康命じて、伏見城中に儲蓄せる金銀財寶・器物・緞子・金襴・布帛、以下筵席の類に至るまで、悉く運送して駿府に至らしむ。(徳川實記) 是に

巴川の見橋

り、近習の侍等、内家疊以下まで運送せしかば、京童の嘲弄大方ならず、京童而已ならず、大方の間にも、不思議なる仕置の由、風聞しきりなりき。○此頃、上方よりの荷物數多、町町の傳馬を以て、駿府へ送附せられしが、内百五拾駄は金銀にて、一駄に金六百枚積めりと。(當代記) ○此春、前將軍家康命じて、駿州江尻の七日市場に、大橋を架せしむ。後世謂ゆる兒橋是なり。此橋成て後、追分・土原より、駿府横田まで驛路となる。(清水記) 先是天正の末、江尻驛を移し、巴川の下なる、芦原の地に置くの舉ありしが、世未だ靜謐ならずして中止せるを、此に至て是亦完成せり。是れ即ち今の江尻驛にして、此時までの驛址は、今耕地となつて、元宿と呼ぶ所なり。凡そ此邊の驛路は、屢、少しづつの變更ありたれども、其の大概を示さば、沓谷村より瀬名川・高橋・辻の三村を經、嶺村の松原にかかり、鈴木嶋・横砂村・濁澤村を過ぎ、清見寺下より

驛路變更

江尻の舊驛路
東海本道
江尻の新驛路

興津に至り、興津川を歩涉りする一道あり。今も存して、北海道と稱せるが、是れ即ち文治年間より、天正十八年に至るまでの、東海本道なりしなり。然るに、天正の末より、江尻驛移轉の企てあり、道路の變更も屢、行はれ、延いて今日に至り、兒橋の完成と共に、斯く江尻驛をも移して、全く今の驛路を本道とすたるなりと。

森宗芳案に、江尻の驛は、疇昔、辻村本郷を以て驛舎とす。其故は、治承頃より、天正の末に至迄、横砂・高橋の道筋官道也。然るに、天正十九年辛卯の春、攝州大阪より道中奉行下り、駿府城主中村氏より、家臣蒔田主馬・堀久左衛門・中嶋左門等立會、小芝城の外郭へ驛舎を引き、巴川を船渡して、海船橋の西へ出るの處、同年四月四日、本郷より出火して、不殘燒失、慶長十二年丁未、今の地に移し、巴川に板橋を掛て驛路とす。跡は元宿と云ひ、畑になれり。云云(駿河記)

初め此の土木の起るや、家康地理を巡見し、船に乗じて巴川を下り、江尻裏に上り、三保より松數株を掘り取り、板橋より一町許り下りたる、河岸通りの石垣に添ひ、手づから鋤もて植ゑ付け、其側に石を据ゑ置きしが、其内の二株は、寺尾與右衛門の裏、一株は、三文字屋儀兵衛の裏に在りといふ。而して此松は、何れも享保の末まで、無難にてありしが、其後數次の暴風雨に遭遇し、明和年中に至りて、概ね吹損ぜられ、殘る一本もまた終に枯死し、唯、一本のみ、後の本陣なる與右衛門の庭中に存し、常磐の色濃く、彌榮えに榮えつつありとぞ。

讚岐國高松城主、松平讚岐守の祖、龍雲院殿は、家康の孫なり。嘗て江尻に逗留することあり、本陣寺尾

事蹟

三七五

権現様御
手植松

白衣観音
出現

には由緒もあればとて、徒然なるまま、庭中に假山を築かれたるに、彼の松、並に下なる石二箇を見て、「是こそは祖父の御手植、御手据遊ばされしものなれ、あな畏、手だにな觸れそ」と、植を替へもせず、据え替へもせず、それに準じて風致を整へられしと傳へらる、されば世には怪しげなる、権現様御手植の松の多き中にも、此の與右衛門が庭中の松のみは、偽りにあらざるを知るべし。因て世には之をも稱して御手植松といふなるが、黒松にして二本立となり、周囲は二拱に餘り、枝葉は繁衍して、廿五六間にも及ぶべしと、天保の頃、實見したる人の語る所なり。(寺尾家記) ○江尻に一の傳説あり、昔、筑紫の善導寺といふ寺に、一體の白衣観音あり、發心者あり、一夜盜出して走りけるに、道海岸に出で、右は峻崖絶壁、左は波濤岸を囓む所に至つて、追手の近く迫るに遇ひ、足に任せて磴道を攀ち上れども、遂に免れざるを悟りけん、佛を擁して海に投じて死しける。星霜數多推移りて、江尻の或草庵に住める安心と云ふ僧あり、豆州に至るべき用あり、曉早く出立ちて、吉原驛の先なる、大野新田てふ處にかかる比、眠を催して堪へがたければ、松根を掃つて尻を据ゑ、我を忘れてまどろみぬる夢に、觀音菩薩とおぼしくて曰ふ、「我はもと、筑紫善導寺にありしが、賊の爲に海底に沈むこと幾春秋、はしくも此の浦曲に漂ひ至りぬ。今、汝に因みあればこそ止むるなれ。我明曉、この海邊に出現せん、汝取つて、汝の草廬に安置せよ」と。安心夢さめて、奇しき事に思ひ、此處の在家に宿を求め、夢のさま語りつつ、明くるを待つ程に、明旦にもなりけるが、何事も知らぬ漁夫は、出でて網をあげたるに、魚ならぬ一體佛を得たれば、安心夢の虚ならざるを喜び、取あげ見れば白衣観音なりけり。因て安心は伊豆行を止め、漁夫に請うて佛を得、自ら負うて江尻に歸り、己が草庵に安置して、

三口明神
社

伊古那比咩命

慶長十二年三月

大久保長安

供養怠らざりしが、幾ならずして、安心は、泉ヶ谷村戸斗谷の龍國寺に轉住しければ、觀音をも移して、篤く崇め奉りぬ、是ぞ此寺の今の本尊なる。觀音は、土燒唐物にして、長さ三尺ばかりもありなむ。安心は、大和國の人、後歸國して坪坂にて終焉を告げしといへども、詳なるは知りがたし。(駿河記) ○金山奉行大久保長安、豆州川津村に至り、三口明神に金鼓を献す。鑄して曰く、

林道春江
戸に下る

結城中納
言秀康死

此宮、古は祠宇壯大にして、神領七十四町、社家三十六戸を有し、祭祀年に七十五度ありて、諸式みな三嶋神社に同じかりき。(豆州志稿) ○四月十五日、林道春、駿府を發して江戸に赴く。將軍秀忠命じて、漢史・兵法等の書を講ぜしむ。道春即ち黃石公兵法・漢書の高祖本紀・項羽・張良・韓信・陳平の列傳を講じ、尋で又駿府に還る。○此頃、駿府普請衆の中、濱松・懸川・吉田・岡崎衆は、高麗馳走のため、本國に返さる。(當代記) ○京都の長吏、見廻として、駿河・江戸へ下る。(當代記) ○閏四月三日、此比、金銀百五拾駄、駿府へ下る。(當代記) ○八日、越前中納言秀康薨す。歳三十四、秀康嘗て家康に侍することあり、談たまたま國家の事に及び、秀康に謂うて曰く、「汝は已に約して、太閤の養子となれり」と。秀康衣を掛し曰く、「然らば則ち、義を以て、秀頼と昆弟たること明かなり。吾が今後の進退、自ら異ならざるべからず」と。家康黙して應へず。(一説)

結城黃門秀康卿は、御性質發才にて、武道すぐれたまひける。然れども御短氣にて、手荒らき事どもあり。又、御片

意地なりければ、権現様、御心に合はせられず、其上、秀康卿御一生、太閤の御忌に禮服、又、秀頼公へ御心寄せらるる趣どもありければ、権現様、愈、御不快に思召しける。(武家祕笈)

閏四月八日午刻、越前中納言秀康逝去、年三十四、日來唐瘡相煩、其上虛也。京都より盛法院・驢庵・道三、此三人之醫者相被_レ下、用藥しけれども不_レ叶。(當代記)

秀康卿、或時、從者に鐵砲を持たせ、横川の關所を越えんとし給ひければ、關吏、其の法度に反くを咎めて止めしに、卿は之を聽かず、無遠慮にも、其の制止を排して通過し、併も平然たりき。關吏は、其の亡狀に驚き、之を家康公に訴へけるに、それは番人めらが人を知らずしての儀なり。打殺されざるは大なる仕合なりと、上意ありて事濟み、重れて何の御咎も無_ニ御座_一候。(福井鑑)

秀康の病に臥するや、侍女阿佐ノ局を駿府に遣はし、謂はしめて曰く、

去三月五日、尾州薩摩守も死去せられしが、兒も病に臥して後、病勢遲遲として怠らず、斯くては、快愈も期し難く覺ゆるにつき、在世のうちに、此事を上言せまほしくて、局を遣はすなり。云云

阿佐ノ局は、家康の兼ねて知る女なれば、直ちに登城して其由を述べけるに、家康大に驚き、局に謂て曰く、「秀康生れて惣領たるのみならず、且つ、我がために功を爲すこと、幾度なるを知らざるに、僅に越前一國、六十七萬石を與へて、今に至れるこそ遺憾なれ、故に此病だに平愈せば、快氣の祝儀として、近江・下野二國のうちにて、二十五萬を加増し、合して百萬石の大諸侯とすべければ、汝急ぎ歸て此由を告げ、以て病を慰むべし」と。因て廿五萬石加増の證を與ふ。局之を得て大に喜び、直ちに辭して駿府を發し、夜を以て日に繼ぎ、馳せ歸る。飯て參州岡崎宿_{（作間）}に到るや、會、秀康逝去の訃至る。局悲歎措く能はず、再び返し、

駿府に至りて之を告ぐ。時に家康棋を圍みてありしが、之を聞て、悼惜に堪へざるもの如くなり。

大御所様、御機嫌、甚以難_レ窺_レ之、是亦無_ニ餘儀_一、御兩所_{（秀頼・吉通）}迄_レ捐館之上者、御愁嘆不_レ及_ニ言語_一。下下至_ニ小身_一迄、無_レ不_レ愛_ニ其子_一況_ニ於_ニ大人_一乎。(鹿苑日錄)

阿佐ノ局
の小智

已にして局は、彼書を懷中より出だして曰く、「是は此れ、大事の御内書なり漏すべからず、謹で返上せん」と。家康曰く、「女ながらも心ききたる者なり」と。因て之を受取れり。越前の藩士等、竊に之を傳聞し、いらぬ女の利發だてよ、猿智恵よとて、大に惜めりといふ。(徳川實記・落穂集) 秀康の母は、お萬、方にして、小督局と稱せり。秀康、越前に移るに及び、同じく越前に赴きしが、秀康の死を見て、悲歎して止まず、終に髮を剃て佛に入り、長勝院と稱す。元和五年十二月六日、越前國福井に死す。年七十三、敦賀の孝顯寺に葬るといふ。(以貴小傳・藩翰譜) ○十九日、金銀八十駄、伏見より駿河へ下る。(當代記) ○廿六日、前將軍

小督局

義直尾州
に封せら
る

家康、其子右兵衛督義直を尾州に封じ、駿府執事成瀬隼人正正成を以て傳となす。然れども尾州には、已に平岩主計頭親吉あり、義直の養父として、清洲に於て國務を執れば、正成は、依然駿府に在りて、義直を輔佐し、駿府執事たること故の如し。正成は、先に堺政所たりしを、近ごろ駿府に召して、執事とせられし者なり。○廿九日、遠州掛川城主松平隱岐守定勝、伏見城代を命ぜられ、伏見西城に入る。因て更に山城・近江等の國にて、便宜の地五萬石を給し、掛川の居城は、長子河内守定行に與へ、三萬石を領せしめらる。

松平定勝
伏見奉行
たり

伏見は要
地

(掛川志稿) 定勝は、家康の異父弟なり。(當代記) 定勝の命を受くるや、駿府に往て恩を謝す。家康召し見て曰く、「伏見は天下樞要の地なれば、我自から彼地に居らんとも思ひしが、又別に思ふ旨ありて、此の駿府を

掛川城

座城とはしたるなり。故に伏見警衛の爲には、武具兵糧の多きを厭はず、譜第勇敢の士を擇びて、此に居らしめんとするなり。汝それ此意を體し、一旦不慮の事あらんには、固く守て屈する勿れ、又、掛川城は、我が西上の休息所なれば、定行及び一家の者を置くなり」と。因て衣服・鎧・朱ノ采幣・青貝柄、鎗二本、十文字鎗一本を出だし賜ひ、併せて伏見近郷に鷹場をも賜へり。(藩翰譜)

遠江佐野郡掛川御城建始之事

一 龍頭山辰□山城、人皇百五代御門後柏原院御宇、上源カ義澄御建被レ成候。朝比奈備中守様御父子之代、永正十年癸酉年ノ、永祿十二年己巳迄五十七年、御持被レ成候。高三千石。

一 石川日向守様八千石、御父子二代、元龜元庚午年ノ、天正十七乙丑年迄貳拾年御持被レ成候。

一 山内對馬守様六萬石、天正十八年庚寅年ノ、慶長五庚子年迄十一年、御持被レ成候。此御代ノ者、御城御建被レ成、並町建レなレし候。

一 松平隱岐守様三萬石、慶長六年辛丑年より、同未迄七年、御持被レ成候。此御代、同九年甲辰年、天下檢地入候。(御城年代記事)

伏見の守兵駿府に歸る

先是、伏見城の警衛は、松丸は、關東の譜第衆、交替して之にあたり、治部少輔丸は、水野石見守長勝、名古屋丸は、日下部兵右衛門定好。江雪曲輪は、成瀬吉右衛門正一。戸田曲輪井戸は、松平豊前守勝政、戸田又兵衛直頼。帶曲輪は、小笠原次右衛門定信。其外、大須賀五郎兵衛・柘植三之丞清廣等之に任じ、みな京都所司代板倉伊賀守勝重、並に米澤清右衛門正勝等と謀り、諸事を處理し來たりしが、定勝城代たるに及で、此輩何れも皆な駿府に還れり。(徳川實記)或曰く、日下部定好・成瀬正一二人は、慶長五年以後、伏見

領家村の農松浦藤藏

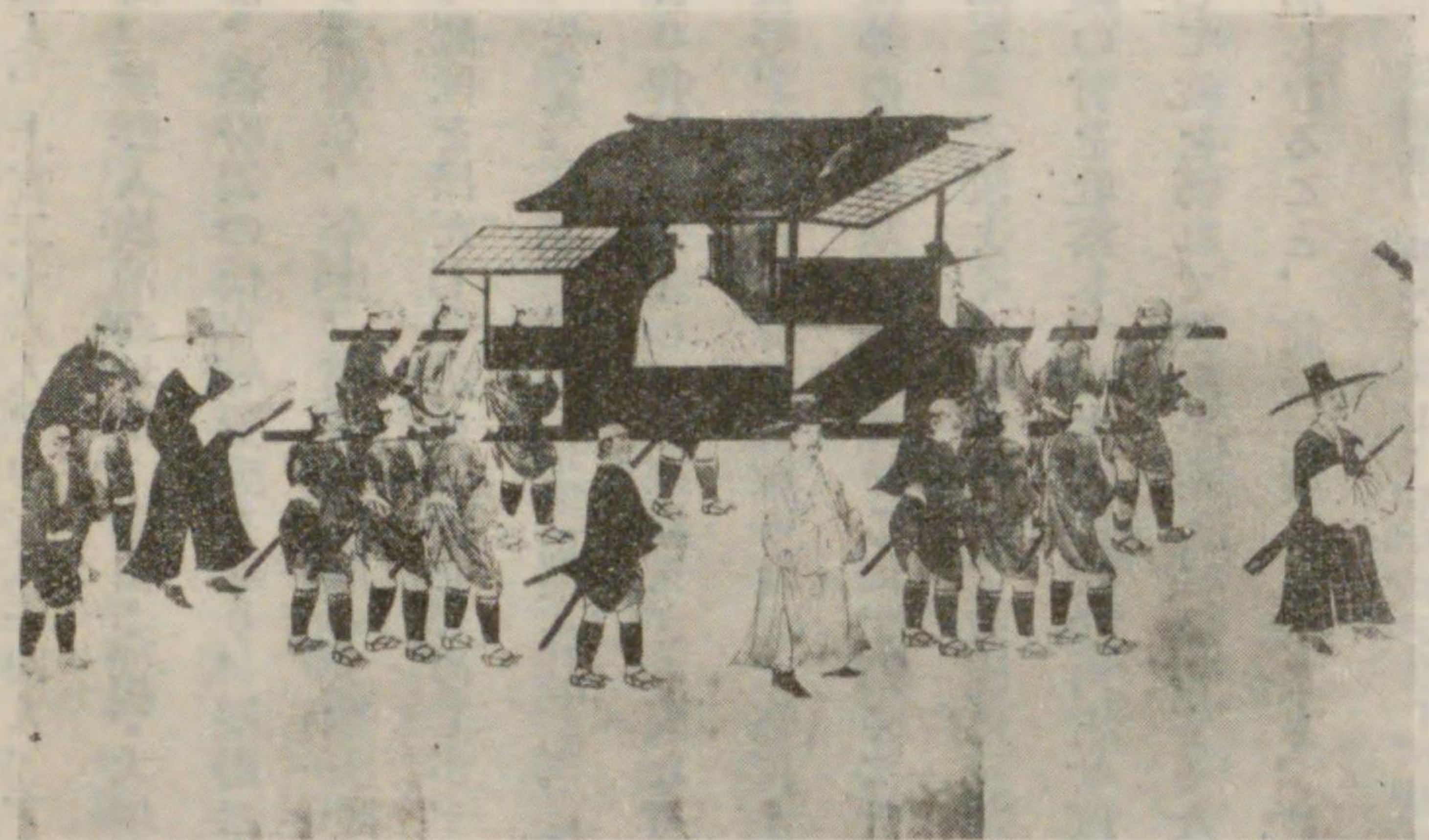
城留守居なりしが、定勝城代たる後も、二人連判にて事を行ひ、大事は定勝加判せりと。(正一定好傳)

松平定行の掛川城主となるや、佐野郡領家村松浦藤藏を召し、諸役免許の證を附與せらる。藤藏の父は太郎太夫と稱し、家康に召されて、案内者たるべき命を蒙り、戰あるごとに、所所へ嚮導して、其功少なからざりければ、藤藏その父の功に依り、定勝の時、己に諸役を免ぜられたれば、定行父に替て城主たるに因て、更に其證を附與せられたるなり。其の證文に曰く、

其方手前之高分、隱岐守より諸役御免ニ被レ成候、今度河内守様よりも、不ニ相替ヲ前前諸役御免ニ被レ仰付セ候、但、篠葉百五十二石、領家二百石、合三百五十二石之分也。

今後これが例となり、藤藏の家は、代代の城主より、證文を與へられ、長く諸役免許となれりといふ。篠葉村は、領家村の隣村なり。(掛川志稿)○此月の中頃、朝鮮國の修信使通過す。朝鮮の使者、我國に來ること、之を始とす。

(徳川實記) 正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寛、上上官



朝鮮聘使來朝圖(子爵元家藏)

朝鮮人通過

二人、上官二十六人、中官八十四人、下官五十四人、總人員二百六十九人、東海道を下り、關東に赴く。此時、朝鮮人旅泊の地は、守山・彦根・大垣・清洲・岡崎・濱松・掛川・藤枝・清見寺・三嶋・小田原・藤澤・神奈川と定め、幕府領の代官等響應を掌り、鞍馬二百餘匹、駄馬二百餘疋、人夫五百餘人は、沿道の大小名より供給せり。聞く、今度、朝鮮王進獻の大鷹五十連は、遙に波濤を越えしに因るか、尾羽悉く裁折したれば、諸城より鷹匠を出だし、之を飼養せしめしが、江・濃諸牧の鷹匠は終始去らず、携へて江戸まで下れりと。

先是、慶長六年、宗對馬守義智の、始めて伏見に至り、家康に謁するや、家康之に謂て曰く、「朝鮮は昔より我國に交通し、往來絶えざる國なるを、豊臣太閤故なく干戈を動かし、怨を異域に構へしより、彼の國人等、亦我國を以て讐敵となし、終に多年の隣交を絶つに至れるは、歎すべき極なり。而して是れ偏に太閤殘暴の政に基するものなるに、斯くて放擲し願みざる時は、國家の體面にも關して、甚だ宜しからずと思ふなり。汝よく此旨を體し、彼國に至て彼の國人を諭し、再び隣交を修むるやう謀るべし。但し、彼もし無禮の言を吐露し、敢て我に抗せんとせば、我に百萬撫循の兵あり、速に兵を出だして征伐すべし。我は、決して彼を怖れて、和を請ふにあらざるなり。汝其れ之を了せよ」と。義智旨を得て歸り、家人を遣はして説かしむること、前後三度に及べども、彼いつかな聽かず。終に使者を止めて還さざるに至りぬ。

朝鮮の如き、一旦、秀吉の征服する所なりしにも係らず、徳川氏に至り、待つに對等の禮を以てし、宗對馬守をして、數ば和親交通を求めしめしが、朝鮮容易に聽かざるを以て、慶長六年より、九年の間に、朝鮮の捕虜千七百二人を還附して、我が他意なきを示して、和親を求めしに、朝鮮猶ほ聽かず。捕虜の如きは、數萬を携へ去るも、國家に損失な

く、數萬を放ち來るも、國家に益なし。日本若し、能く更に誠意を輸し、終始怠らずんば、則ち、帝王夷を待つ道の、自ら寛大なれば、天朝、亦豈に終に絶つの理あらんや。唯、日本の誠不誠如何にあるのみと、傲語して聽かず。而して家康は、此答を聽くも尙ほ怒らず、百端手段を更へて、漸く朝鮮と和親を回復して、貿易を開きたりき。云云（日本經濟史）

義智術盡き、特に家康に請ひ、文祿の役、虜にせし彼の國人數百人と、薩州に囚へし俘とを還らしめしに、中に金光といふ者あり、朝鮮國王の同族なり、金光還て悉に我が國情を語り、豊臣氏既に政權を失ひ、徳川氏天下兵馬の權を掌握し、泰平の化、遍く海内に行はるる狀を告げしかば、王漸く疑を解き、先づ我が國勢を視察せしめんとて、去る慶長十年、僧松雲・孫武彘といふ二人を遣はし、伏見に到て、家康に謁せしむ。家康乃ち、本多佐渡守正信・鹿苑院承兌に命じ、厚く二人を饗し、懇に修好の利を説かしめ、且つ書を裁して、朝鮮王に與ふ。二人還て、詳かに我が國狀を告げ、且つ、家康の書を進めければ、王李胎大に悦び、書を義智の使者に託し、明に修好を約し、信使を選びて派遣せり。（徳川實記）信使は茲年正月朝鮮を發し、三月廿一日、我が京師に到り、此月六日京師を發し、東海道を東に下り來て、此頃、我が嶽南を通過せしなるが、道路に見る者、至る所堵の如くなりき。○近頃、煙草漸く諸國に弘まり、上下これを翫ぶもの多し。其の初め之を用ゐるには、葉を刻みて紙に貼し、これを巻いて火を吹き、其のけぶりを吸ひしが、後はキセルを用ひて紙に貼せず。キセルの製は、眞鍮を用ひ、或は竹のラウを用ゐしが、或は丈長きものを製し、下部にもたせて遊行せる圖も、ものに見えたり。（増訂武江年表）○五月二日、駿州久能城代榊原七郎右

煙草

キセル

家康朝鮮
修好に勉む

久能城代
榑原清政

衛門清政卒す。年六十二、駿府金米山寶臺院に葬り、法名を安養院元向といふ。清政、去年始めて久能城を守りしが、尋で病に罹り、今年に至て、病勢漸く甚しきを加へければ、家康深く之を哀み、特に駕を命じて、病を其邸に問ひ、又、上洛の途次、再び久能に至り、懇に其の病狀を問はれし事もありしが、此に至て卒せり。其の長子清定は、當時館林に仕ふるを以て、少子内記照久命を蒙り、父の原職を繼ぐ、(徳川實記・昭代記) ○佐渡の銀山出だす所の金、此頃大に減す。家康これを聞き、大久保石見守長安を遣はし、就て之を

大久保長
安養斎

糺断せしむ、長安今日駿府を發す。長安は、邸を駿府に構へしが、豆州は勿論、遠國の石見、佐渡等へも、一年に一度は、必ず往來したるものにして、其の道路往返の行儀は、實に夥しきものありしといふ。召使の上郎女房七八十人と、其の屬吏と、凡そ二百五十餘人は、常に隨行せるが、其の泊り泊りの宿は、何れも代官所なりければ、家家思ひ思ひに、作り並べたるに、其他の、傳馬人足以下の人夫も、幾何といふ數を知らぬばかりなれば、通行筋の雜鬧は、云はんかた無く、道路見る者は、是れまことに天人の天降りにて、更に更に、凡夫の企及ぶ所にあらずと稱へあひぬ。されども、之が爲に、諸國の民庶、泊り泊りの町人等の消費は、勝つて計ふべからず。宿泊の費、朝夕の食事まで、其の町町に於て務めければ、之を厭忌することも、亦少なからざりきとぞ。(當代記)

繩地銀鐵

佐渡の銀山は、出額を減すと雖も、伊豆の繩地銀坑は、尙ほ盛なりけん、家康は、此頃、耶蘇宣教師プロンシヤルを遣はして見しめんとす。プロンシヤル其の日記に書して曰、

此の銀坑は、甚だ銀に富み、亦少量の金をも出し、毎年公方に、多額の歳入を供せり。云云(バツエエ

「日本耶蘇教史」

と。以て繩地の概況を見るべし。

麓村金鐵

因に云、富士郡吉原を去ること、凡そ八里半に、麓村といふあり。土地の傳ふる所によれば、往古富士の金山とて、此里の山より、黄金を掘出でたり。繁昌なる頃は、家數千軒に及びたり。後代、本栖の方へ掘入れしに、出水あり、殊に砂金の出づること少くして止むといふ。これより民家退轉して、漸くに離散して、今は僅に三軒となると、駿河記に見えたり。往古とは、何れの時代をいふにか詳ならざれども、後考に資す。麓村は、田額三斗六升九合にて、公料なり。

朝鮮信使
江戸に着

○六日、朝鮮の三使、今日江戸城に登り、將軍に調し國書を獻じ、且つ土産として、人參二百斤、虎皮五十枚、毛氈二十枚、唐筵五十枚、無綾百卷、蒼鷹五十連、青皮三十枚を獻じ、宗義智も亦、緞子五十卷、油布五十端を捧ぐといふ。

一説、献上土産は、蒼鷹五十連、人參三百斤、幅段二百疋、白苧布三十疋、白綿布五十匹、黒麻布三十疋、花文席廿張、白紙五十卷、青皮十張、虎皮二十張、豹皮二十張なり。

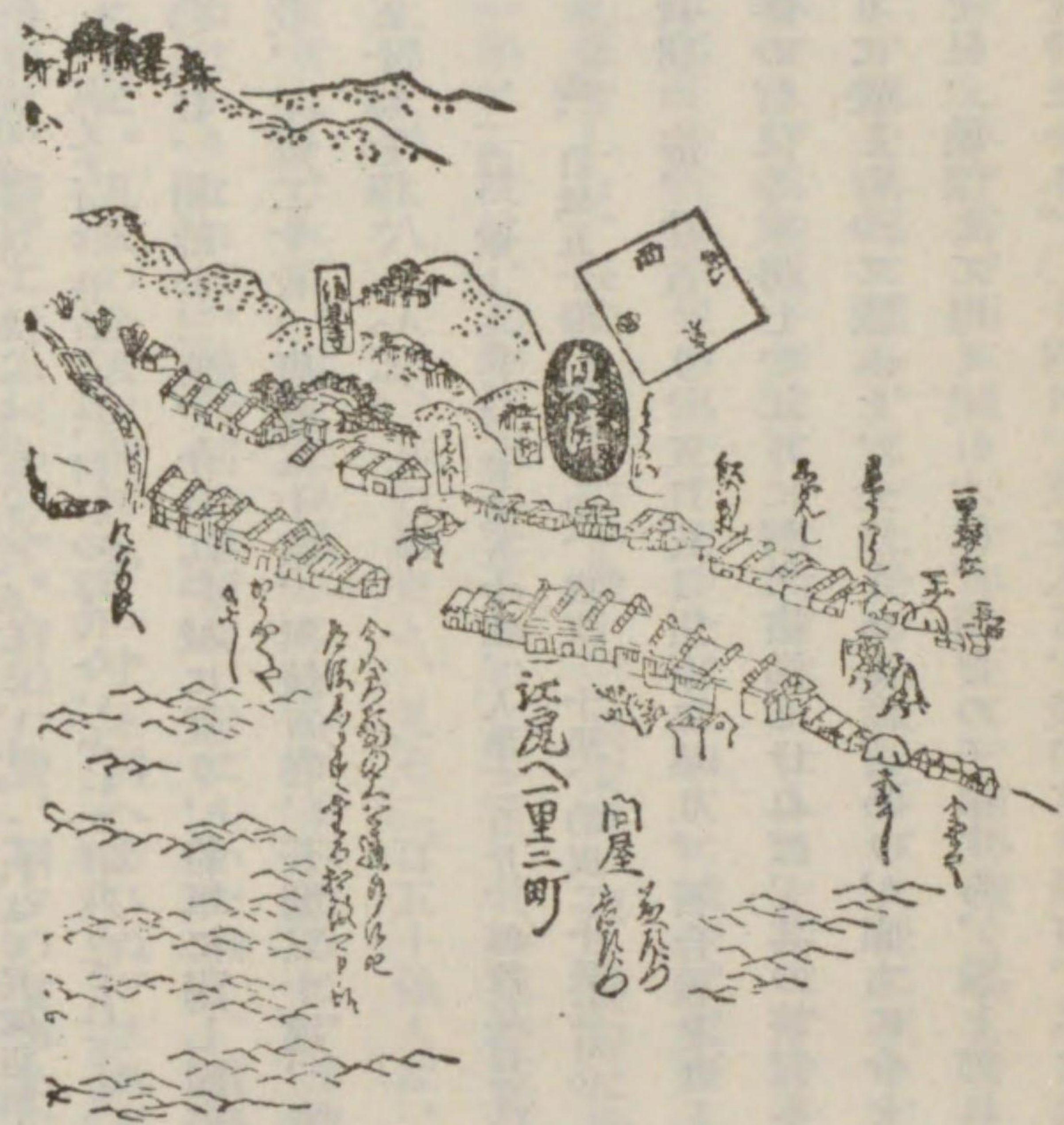
朝鮮使石
合戦に驚

我朝の俗、往古より、五月五日川原に集り、石合戦をなし、互に勝負を争ふを習とせるが、昨日は、偶、朝鮮の信使等來聘し、江戸に到て宿泊しければ、其の旅館本誓寺邊の童子等、其戯を示さんと欲し、相集て頻りに磔を打つて戦ふを、金六といふ商賈あり、強ちに令を傳へ、脇差を抜て斬合ふ狀に擬せしむ。朝鮮人を見、戦慄して曰く、「日本は、商賈の子弟すら、戦を怖れざること此の如し」と。因て大に其の剛強を稱歎せりといふ。○十四日、夜に入て、駿府宮ヶ崎町、火を失し、四五町烏有に歸したり。此の火災に乗じ、盜

盗賊を追
捕す

朝鮮信使
清見寺に
宿す

朝鮮信使
駿府に登
城す



(圖見分道海東) 宿津奥

へりとぞ。○二十日、宗對馬守義智、朝鮮信使を携へて、駿府に登城す。土木いまだ畢らざるを以て、即日引見して、之を遣はす。(野史) 前將軍徳川家康、烏帽子直垂を着し、大廣間の上段に出で、纏網の茵に坐し、徐に信使を引見せり。朝鮮の三使、恭しく進みて禮し、人參六十斤、白苧布三十匹、蜂蜜百斤、蠟百斤を獻じ、謁見の禮畢て退出せり。此時、駿府城殿閣の經營未だ全からず、故に享禮をば爲さざりき。是を以

て、特に本多上野介正純の邸に於て、酒食を賜ひ、大澤兵部大輔基宥・永井右近大夫直勝等を遣はし、三使に鎧三領・太刀三柄・銀三百枚、上上官二人に刀二口・銀百枚、上官二十六人に銀二百枚、中官・下官に、鶯眼五百貫を賜はしむ。其後、宗義智は、人數を整へて藤枝驛に至り、是より歸路に就きしが、其の待遇の厚き、彼等の意外に出で、欣抃措く能はざるもの如くなりき。(徳川實記・林春齋手記)

當代記云、五月廿日、高麗人自江戶歸上、今日、於駿河大御所對面、進物不覺悟間、當座巻物也、城中未家屋不出來の間、座中不_{シテ}久_カ、則退出、本多上野所にて振舞有_リ之_ヲ、其日に藤枝迄相通。

林春齋筆記云、勅使三人、私の土産物、一、人參六十斤。一、白苧布三十疋。一、蜜百斤。一、蜜臘百斤。以上四種、又、勅使三人に、具足三領、太刀三振、白銀三百枚、金釵知・朴釵知兩人に、刀二振、白銀百枚。

續本朝通鑑云、五月二十日、朝鮮三使、本多正純の宅に入る。傳へ聞く、神君、明國と勘合を議せんと欲す。故に此の行の回章に、其事を記し、朝鮮をして、之が欺請を爲さしめんと欲す。僧承兌告げて曰く、「往歲秀吉明國と好を絶つ、常に謂ふ、明國に事有らば、朝鮮を以て前驅と爲さん」と、其言未だ遠からず、人人口に銘し、異域に聞ゆ。今勘合事成らば、進貢船を明國に遣すべし。然らば則ち、秀吉歿後、我が威漸く弛み、彼に服従するに似たらん乎、願くば暫く待たれよ」と、神君乃ち止む。

此時我國よりは、先役の俘囚、數百人を送還し、彼國よりも、從軍者の殘存する者、及び亡命の徒、數人を歸らしめしが。其書の贈答は、此月六日、江戸にて行はれしといふ。朝鮮王の書に曰く、

朝鮮國王李_ハ、奉_ニ書_ヲ日本國王殿下_ニ、交隣有道、自古而然、二百年來、海波不_レ揚、何莫_レ非_ニ天朝之賜_ニ、而_{シテ}敝邦又何負_ニ於貴國_ニ也哉、壬辰之變、無_レ故動_レ兵_ヲ、禍極_レ慘而_{シテ}及_ニ先王之丘墓_ニ、敝邦君臣、痛_シ心

朝鮮の書

事蹟

切骨、義不與貴國共戴一天、六七年來、馬嶋雖以知事爲請、實敵邦所恥、承聞、今者、貴國改前代之非、行舊交之道、苟如斯則、豈非兩國生靈之福也、故馳使价、以爲和交之驗、不腆土宜、具載別幅、統希盛亮、不宣。

萬曆三十五年正月

將軍秀忠、之に報じて曰く、

秀忠の返書

日本源秀忠、奉復朝鮮國王殿下、玉章落掌、拜披薰讀、卷舒勿措、不勝歡忻、矧又、呂祐吉、慶暹、丁好寬三使、不遠千里、海陸到、而傳靈區之異產、如別幅所載、件件納受、懇情益切、感愧交加、夫我邦於貴國、結隣盟者、所從來太久矣、今也要修舊交、敵邦亦何存、疏意乎、勢利之交、古人所羞、唯宜以信義爲心也。維時、綠竹風靜、黃梅雨晴、伏冀順序保衛、不宣。

龍集丁未夏五月 日

朝鮮來聘の始

此書は、相國寺の僧、西笑長老の草する所にして、併も、朝鮮國と、和親往復の始をなししものなり。御返簡には、日本國源秀忠とあそばされて、王の字なし。此の斷を一往申さず、歸國せるは、三使不念なりとて、流罪せらる。(方長老口上覺書)

願みれば、文祿元年三月、豊臣秀吉兵を發して、朝鮮を討じ、同二年十一月和親、慶長二年二月再征、同三年十月歸軍の後、久しく交通を斷ちしが、此に至て、此の修信使あり、再び舊交を復せしは、兩國のため、洵に賀すべき事にして、以後信使の來聘代に絶えず、江戸幕府治世の間は、往來ますます頻繁を加へ、遂

に將軍の禪代ごとに、必ず慶賀使を遣はし、以て兩國聘問の禮を厚くするに至ては、日本の勢力に侮りかたきものあつて、朝鮮の之を認めたるに因るものといはざるべからず。而して是は、前將軍の思慮深きと、宗義智の幹旋宜しきとに依るなれば、當時その功德を稱讃せざる者なかりきと、徳川實記曰ふ。

駿州有渡郡丸子驛赤目ヶ谷に、天満宮の神社あり。境内に梅樹あり。幹枝傾きて、往還の道路を覆ひ、通行の妨となること少なからず。然れども神木なれば、誰あつて手を之に觸るる者もなく、不便を忍びつつ、迂廻して通過せしが、朝鮮の來聘使到るに及で、此儘に置くべきならずとて、將に之を伐らしめんとせしを、此梅一夜にして起直り、社内に向つて立てり。因て遂に伐らずして止みしが、是より此宮を稱して、起木天神といひ、菅神の梅を愛し給ふことは、末世と雖も衰へずとて、遠近傳へて、奇しき事になし、ますます崇敬の念をあつくせりといふ。

起木天神

駿府本丸

黄金井

下民窮苦

鳴津の使者醜行

○廿三日、駿府城本丸の經營を始む。天守臺の基石をも、今日始めて据う。(徳川實記・慶長日記増補) 天守臺成るに及で、傍に井を穿ち、水底に黄金を敷かしむ。世に黄金井と稱するは是なり。當時、江戸城の普請も並起り、日事繁きこと斜ならねば、下下の者等、晩に及では都べて眼物を見ずといふ。(當代記) ○此月、鳴津陸奥守家久の使者、駿府に至る。使事終て後、暫く爰に滞留せしが、一日海濱に遊び、船を港中に浮べ、妓を招き宴を催し、興に乗じて醜態を極めければ、築城に従事せる諸家の藩士・役夫等、之を見て大に嗤ひけるに、元來薩摩人は、固陋の習あれば、此戲の恥づべきを知らざりけん、嶋津の使者は、却て嗤はれたるを以て、大なる恥辱とし、大に怒り、刀を抜て陸に上り、直ちに馳せ向つて、挑み闘ふ。衆その不意に驚き、先を争つて逃げ走るを、池田宰相の藩士等、獨り止り闘ひ、遂に嶋津の使者を搦めて生擒せり。其後

數日にして、後を懲さんためとて、其暴を戒めて追放せんとせしに、使者聽かず、奉行所に訴へて曰く、某今此の如き恥辱を蒙りては、假令憐みて死を免さるとも、何の面目あつて、再び郷里の人を見んや、某は唯此に自殺すべし、願くは我に敵したる者を捕へ、併せて之をも刑せらるべし」と、人これを諭せども聽かず、遂に之を家康に訴ふ。家康即ち之を裁し、其請を許し、彼の使者二人と、築城従役の長一人とを戮せらる。(徳川實記・當代記) ○伊豆國に、山籠りの者あり、いとも尊き念佛を誦するとして、人みな歸依しける。此比は、相州小田原の山へ移りけるに、身より光を放つなど、彼は沙汰しあへれば、上下馳走して、一向之に仕ふること、恰も狂するが如しとぞ。(當代記) ○六月二日、備前侯池田右衛門督利隆、駿府に至り、前將軍家康に謁す。家康賜ふに鷹馬を以てす。利隆江戸に在りて、松平の家號を賜はり、武藏守と改め、封に就くの途、駿府に至りしなり。(徳川實記) ○此比、京都の將基指等、駿府に至り、遂に江戸に赴けり。此時の上手を宗桂といふ。宗桂は、京都の町人にして、之に隨ひ來たる者に角行、弱さし手の春知、觀乗坊、及び宗桂の子宗古等あり。宗桂は、信長時代よりのさし手にして、今年五十三歳なりといふ。(當代記) ○七日、先是、遠藤但馬守慶隆、命を蒙り、信州木曾山に赴き、駿府城經營の材に充てんがため、良材を撰伐しけるが、此頃工を終へて還り、又、専ら築城に従事しければ、家康深く其勞を思ひ、特に岩瀬吉右衛門氏與を遣はし、書を賜ひ、其勞を慰せらる。(徳川實記) ○十三日、駿州地震す。(徳川實記・當代記) 又、此頃、遠・參の地久しく旱魃し、挿秧期を失ふべしとて、人みな憂慮せしが、今日始めて甚雨あり、草木一時に蘇生せり。先是、驟雨しばしば至れども、唯その催のみにて、帷子の濡るるか、濡れざるばかりの體なりしに、今日未

將基指宗桂

池田利隆

念佛信者

遠藤慶隆
木曾材を
伐出す

早魃

地震

天龍川疏開

刻、始めて此雨ありたれば、庶民の喜悅は、なのめならぬものありき。但し、東國は少雨にて、早損は免れざるべしとぞ。(當代記) ○二十日、前將軍徳川家康、天龍川を疏開して、遠信の水運に便せんと欲し、工事を角倉了意に命ぜらる。

自信至遠州懸塚、舟路見立候付而、船役之儀、被仰付候也。

慶長十二年六月二十日 朱印

角倉了意

(一話一言)

後七月十一日、將軍も亦朱印を了意に賜ふ。

從信州至遠州懸塚、依舟路見立、船役如被仰付、不可有相違者也。

朱印 慶長十二年七月十一日

角倉了意

(一話一言)

駿府城落成
家康移居

○七月三日、駿府城造營成る。外郭の廣さ六町四方、本城の廣さ百二十間四方、石垣の高さ、或は七間、或は九間、天守臺・殿閣、共に悉く落成せしかば、城中に神宮を移祀り、以て鎮護神となし、前將軍家康始めて移居る。(佐久間軍記・野史) 家康時に年六十六なり。江戸より、酒井右兵衛大夫忠世・青山幸成を遣はし、竣工移徙の儀を賀せしめしを始めとし、諸大名賀儀を献する者甚だ多し。酒井忠世も亦太刀・馬代・蠟燭五百挺を献せしが、家康命じて、忠世には、父祖の名を襲うて、雅樂頭と改め、幸成には、大藏少輔と稱せしむ。又、諏訪部宗右衛門定吉に命じ、爾來駿府に在て、廐の事を司らしむ。定吉は、八條近江守房繁に就て、馬術を學び、乗馬の妙を得たる者なり。(徳川實記) 初め此城を築くや、京極若狭守高次、獨り分擔して城門を築きしが、工を竣ふるに及びて、門内に高さ六尺の石標を建て、字を刻して曰く、

事蹟

三九一

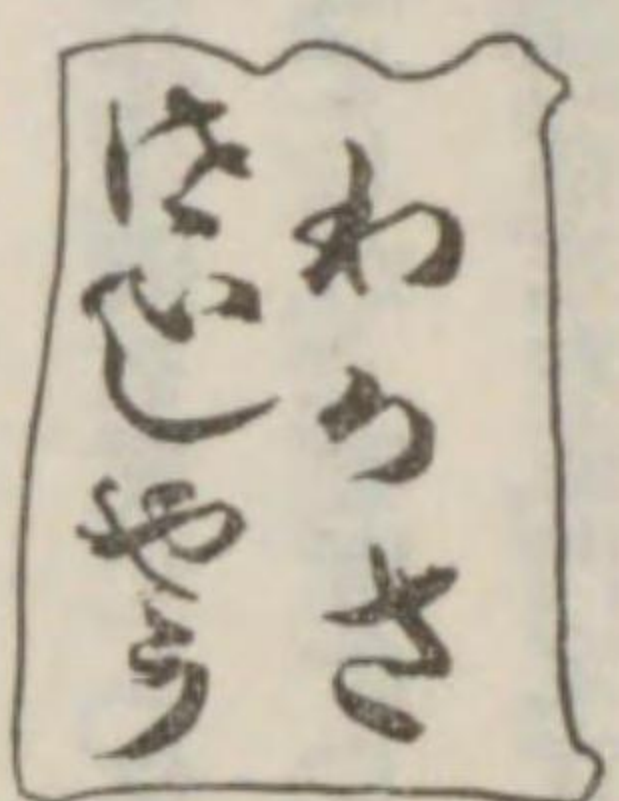
諏訪部宗右衛門

駿府城門の石標

和加左左伊相

駿府御城二の丸に、高七尺程の石碑あり。

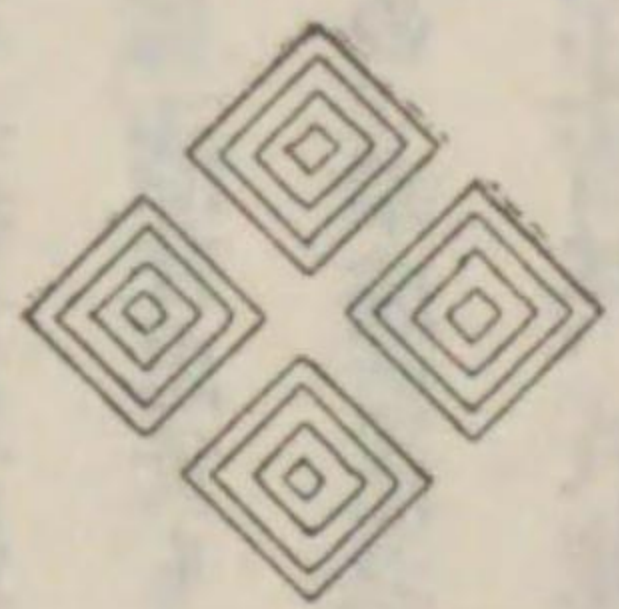
或



そのわきに竹ありと、
備士某の語也。

又 わかき

一字の大き、一尺



大き一尺六寸四方
四目結一の大き七寸計、
幅五六分、中目二寸計り、
幅五分計りあり。

(駿國雜志)

(碑石うやしいささかわ)

又、或曰く、此石の高は凡そ六尺にして、幅は四尺七寸なり。又、石の高は五尺五寸にして、幅は四尺三寸、横幅は三尺五寸許。表に假名にて、わかきさい相と大字に彫附け、裏に四目結の紋を彫みつく、こは當城經營の時、萬石以上の面、公役として石垣を築きたるに、若狹宰相の、石置場のしるしに、建てたる石なりといひ傳へたり。云云(名平離曾の記)然れども、立路隨筆には、表に、京極之紋、四ツ目結を彫附け、裏に、京極さいしやうと、平がなにて彫付てあり云云とあり。何れかまことなる。

家康駿府住

四足門

享皇書に曰、

高次は、若狹に、越前の敦賀郡を併せて、九萬二千石を領じ、從四位侍從より、少將を経て、參議從三位に至り、嫡子右少將忠高は、出雲・隱岐廿四萬石を領じ、將軍秀忠の四女を室とせし人なり。斯て家康は駿府に移り、長く菟裘の地とせしかば、此後、屢、江戸へ往來すれども、長くは留らず、其の往返も、道すがら常に鹿狩鷹狩等をして、人馬の訓練、武備の進退に就て、少しも怠らずといふ。(徳川實記・當代記)

因云、駿府に、四足の地名はあれども、四足門の有りしや否やは、世世の疑問とする所なれども、問宮左衛門の、貞享皇書に曰、
左衛門尉信盛、慶長十年の頃、同心五十人を預けられて、駿府城四足門の御番をつとむ。云云
と、然らば、何時築きたりと詳ならねども、此頃までは、四足門ありしと見て可ならんか。

駿府町奉行

大井川は關東の切箱根は關東の大手

○駿府に町奉行一人を置き、芙蓉間詰より命じ、老中の支配に屬せしむ。駿府在住の間は、高千石、役料五百俵を給し、暇を賜うて赴任する時は、時服三、羽織を賜ひ、拜借金三百兩を許し、與力八騎、同心六十人、水主五十人を附せらるるを例とす。此地、元來中國の押にて、大井川を以て關東の切所となし、箱根を以て關東の大手として、大切の要地なれば、非常の手當備へ肝要なりと云ふに因りて、駿府町奉行も、前に已に二人を置かれしことありしが、家康退隱の地となり、築城も竣工したれば、新に此制を定められしなり。而して其の職務は、土地の公事訴訟等、在方までの事を、關り聞くに在りと云ふ。(明良帶錄・吏徵別錄)

駿府町奉行、慶長十二年丁未七月三日、始置ニ員、
略中 同 或元 十五年壬午十一月廿八日、天野傳四郎重義、町奉行へ轉役の後、一人役となり。與力六騎・同心四十人減す。

(吏徵別錄)

駿府町奉行一人、布衣、

住、駿府、職掌同、諸方町奉行、領、與力八人・同心六十人・水主五十人。也。(柳營秘鑑)遠國御役人常詰、并交代之場所。

同、駿府町奉行、右同斷、
略中 同 或元 十五年壬午十一月廿八日、天野傳四郎重義、町奉行へ轉役の後、一人役となり。與力六騎・同心四十人減す。

(東職記聞)

布衣役
駿府町奉行職、

壹人役也、駿河御城代といへども、是を經ずして、御老中支配なり。

事蹟

一御城代并勤番衆と事を議して、萬一の節は、上方筋押へなり。其外、通行の諸大名、及び諸士の非常密察する事、第一の御役也。

一駿河町中并駿河一國、伊豆一國を支配し、公事裁判御仕置等、取行ふ御役の第二也。

一駿河久能山之御鎮座まします、東照宮様御宮警衛、是御役の第三也。(京兆府手記)

大小名の邸

秀頼の使者至

家康居を駿府に定めたる所

富永政家卒

○五日、去る三日、已に駿府城移徙の儀はありたれども、此の五日は大吉日なりとて、更に工事を進めて、城廓の四方に武家屋敷の工を起さしむ。○七日、前將軍、駿府城に遷座。(慶長政治録抜章) ○九日、大阪の右大臣秀頼、使者を遣はし、來國光の刀・金十枚を贈り、以て駿府城の落成を賀せしむ。使者は遠山民部少輔利景なり。(徳川實記) ○此頃、江戸増上寺の僧觀智國師、駿府に至り、城郭の落成を賀す。家康召見て語て曰く、「予當國を擇て住するに、凡そ五の故あり。一に曰く、我幼年の時、此處に住したれば、自から故郷の感あり、忘るべからず。幼時見聞せし者の、今成長せしを見るは、なかなか愉快なる事あるものなり。二に曰く、富士山高く北に秀でて、山脈其の左右に列れば、冬暖にして老を養ふに最も便なり。三に曰く、米穀の味、他國に冠絶せり。四に曰く、南西に大井・安倍の瀑流あり、北東に箱根山・富士川の險あり、要害最も堅固なり。五に曰く、幕府に參勤の大小名等、來て吾を見るに便ありて、毫も道を枉ぐるの勞あるなし、且つ、此國は、地勢開け、景色佳なれば、富士を不死となし、南山の壽を養ふに足る。是れ我が居を此に定むる所以なり」と。觀智曰く、「洵に命の如し」と。(廓山和尚供奉記) ○十二日、北條氏の舊臣富永政家卒す。豆州土肥村青空寺に葬り、謚して常仙院日圓といふ。墓表は其の寺域内に在り。政家は、豆州西浦

沓谷の溝渠

清水の商船

金鰐口

富士川開通

を領したる人なり。○十三日、徳川家康、駿州清水港より沓谷邊に通じ、溝渠を疏鑿し、以て船舶出入の津となさんと欲し、築城の五百石夫等に命じ、試みに之を開鑿せしめしが、水多きを見て、鑿ちおほすまじとて、掘鑿すること僅に一日にして止む。(徳川實記・當代記) ○廿三日、賣買の米穀を積載せる商船、凡そ四百餘艘、駿州清水港に來泊せり。(當代記) ○廿五日、此日戌刻、彗星西方に現はる。光芒五尺ばかりにして色淡し。而して黎明の比、彗星また北方にあらはる。星光は、宵の星に比して強く、長さ二間許にも及ぶべし。二彗星、一夜に並び出づること珍事なりと、上下訝る。(當代記) ○此月、内田左右衛門といふ者あり。豆州河津庄三村山神に鰐口を掛け、以て宿願を賽す。銘に曰く、大日本國東海道、伊豆州柏木郡河津庄、三村山神寶殿靈前、慶長十二年七月、内田左右衛門と。内田左右衛門、未だ如何なる人か詳かならず。柏木郡の名耳に新し。柏の國訓カシハの頭字「か」と、木の吳音モクの頭字「モ」とを取つて、萬葉集に倣つて、賀茂と讀むべきか。世に之を金の鰐口といふ。○八月六日、富士川の開鑿功成り、此日、始めて高瀬船の漕下を試む。

風にのる川霧輕し高瀬舟

梅翁

(梅翁集)

たかせ舟うき霧かろし川風

同

(同)

風やさす柳が枝の高瀬舟

紹巴

(大發句集)

柳原梢の袖や高瀬舟

同

(同)

是より水運漸く開け、伊豆・駿河等の海濱諸州よりは、甲斐・信濃に向て、鹽・砂糖・乾魚・穀類等の貨物を運

漕し、甲斐・信濃等の山間諸州よりは、伊豆・駿河等に向て、薪炭・木材等を漕致し、百貨の交通上、大に便益を得ることなれり。(一話一言)

岩淵より食鹽をつみ、引船にて操あげ登らし、甲州より其の國産を積み、岩淵に下り着くなり。岩淵にも多くの船あり。荷船と渡船とありて、其の作方も同じくはあらず。甲州には、青柳・鯉澤・黒澤を三ヶ所河岸といふ。船數凡三百餘艘、其外、寄船とて、川通の村里にも船あり、其船は、幅一間・長七間二尺、一艘に綱三筋、長三十三間宛、竿槓あり。鼻反りて底は平なり。是れ角倉了以の、造始めたるものなり。甲州三所の河岸より、岩淵へ道程十八里、萬澤・十嶋は國境なり。十嶋に戸栗六之進といふ者あり。關守・船番所にして、荷物人數改をなす。或云、船路は、里俗云、天神が瀧・屏風岩・鈍子・小豆石杯、最も難所なりと。(駿河志料)

然れども此川の水底は、高低の差極めて甚だしく、下流に溯航するには、甲州西八代郡市川大門村まで、船路僅に十八里に過ぎざれども、舟は、三日間を費さざれば達する能はざるに、上流より漕下すれば、彼の三日程の舟路を、僅僅半日の日子を費すに過ぎずして、達する底の急流なれば、動すれば、舟楫岩石に衝突して破壊し、或は、洲渚に觸れて轉覆する等、其の難破に罹るもの、年年尠ならず。甚だしきは、人命を損することも屢あるなり。(駿河國志) されば日蓮上人の誠にも、富士川を登るならば、身延に詣づる勿れとありとかや。

富士川

藤原家隆

朝日さす高根の深雪空晴れて立ちも及ばぬ富士の川霧

(續後撰和歌集)

藤原爲家

吹下す雪かと思れば白妙に眞砂ぞ靡く富士の川風

(夫木集)

法眼慶融

浮橋の竹のより綱打はへて小舟ならぶも富士の川波

(夫木集)

富士川流域

富士川は、富士・庵原二郡の堺を流れ、古より、駿州三大川の一に數へらるる激流なれば、其の流域も屢變じて定らず。水上は、信州八ヶ高より流出し、甲州に至て、釜梨川・油川・早川等の諸川合流し、始めて大河となるとも、又或は、富士金山より出づるものと、甲州より出づるものと相合し、完原・長嶺等の諸川、また之に流注し、爰に始めて大河となるともいふ。

富士川の源は、巨摩郡東南湖村分にて、釜無川・荒川・笛吹川等、落合ひて大川に成る。是より下、東は市川大門、西は大柗村より、駿河蒲原にて海に入る迄は、富士川と云ふ。尤是迄の内、柳川・戸川・瀧澤・早川・三澤・常盤川・戸栗・福士川杯と云ふ川落込むなり。青柳・鯉澤・黒澤連、三ヶ所河岸の船數凡三百餘艘、其外、寄船とて、川通り村に少少宛、舟幅壹間・長七間二尺、一艘に綱三筋長三十三間宛、竿槓あり。鼻反りて底は平なる船なり。往古、京の角倉と云ふ人、此船を造りはじめたるよしなり。駿河岩淵河岸へ、三河岸より道法十八里、萬澤十嶋は國境なり。十嶋村に六之進と云ふ關守あり、船番所にて荷物・人數の改あり。又船道は、天神ヶ瀧・屏風岩・鈍子・小豆石杯と云ふ難所あり云云。此の河流、古今沿革せり。傳云、往昔は、今の松岡水神の森と、岩本村との間に河水流れて、本瀬は、今の官道吉原驛の北、今泉の日吉の前に流れ、沼川と合し、三股淵となり、砂山の麓にて、小須の海一名雄に入る。支流は、幾筋となく、廣き河原に、縦横に流れひろがりしといふ。この河原の内駿河川云云(甲國茶話)

釜の口

而して其の驛路を貫く所は渡船場にして、此處亦激流船を嚙み、船客をして、肝膽を寒からしむること屢なれども、其の險阻の所をいへば、寧ろ此の上流にあるなり。上流内房村に、釜の口と稱する所あり、富士川流域中、最も險難の所にして、西岸の岩石突出すること凡そ十三間、流に横つて水を支ふれば、流水これに激して常に渦を生じ、船を呑むこと、年に幾回なるを知るべからず、世人怖れて富士川第一の難所と稱す。又、立石と稱する所あり、日蓮の舊跡ありと傳ふる所なるが、川の中央に岩石屹立し、其の激流に抗すれば、其の周圍は河水逆流し、白泡奔廻して渦を成し、水沫飛散して霧を降らし、船もし此に臨めば、忽ちにして天上、忽ちにして奈落、一上一下の危険、實に言ふべからざるものあるなり。彼の歌人家隆の詠は、實にせまる心地せらるるなり。

旭さす高ねのみ雪雲はれてたちもおよばぬ富士の川霧

川霧は、河水の激流に依て生ずるなり。先に富士川の舟路十八里と稱せしは、駿州岩淵より、甲州に至る里數なりと知るべし。

富士川流域一説

駿河記云、富士川原に大石殘存す。傳云、昔、富士川、岩本の山根を流れし頃、中之郷村前に大堤ありて、石船出といふ大出ありしといへり。今は川筋西に流れて、中之郷の東欠所となり、年年に亡所となる。この石船出の地より欠所まで、即今二丁餘を隔て、川原中にあり。

或云、富士川流域、當時は、現今の松岡・加島村水神ノ森(松岡船場)に在る鴈音堤と、岩本村との間に河水流るれども、本瀬は吉原町の北、今泉の日吉の前を流れ、沼川と合し、三股淵となり、砂山の麓にて小子の海に入り。支流は、

幾筋となく、廣き河原を縦横に流れ廻りしが、鮫嶋・川成等の諸村落は、此の流域の間に在りしなり。其の全長は三十里ありて、甲斐の國境萬澤より、富士・庵原兩郡の間を過ぎ、駿河灣に注ぐまで、駿河を貫流すること凡そ五里、過ぐる所斷崖削るが如く、或は危巖亂礫の、急湍激流に隠顯せるあり、屏風岩・弓立岩・倭等は、舟客の奇と呼ぶ所にして、又險とするところなり。(駿國雜志)

大番組

○十一日、駿府大番組三組を置き、松平出雲守勝隆・松平石見守康定・水野備後守分長を命じて、大番組とし、而して三州・遠州の譜代衆の子供、或は弟、及び武田・今川・北條衆をして、其の組下に屬せしめらる。

駿府城郭竣工

此の三組は、家康の隱居附にして、常に駿府に在住せしが、家康薨じて後、關東に下る。(慶長日記) ○十五日、駿府城の修築、已に數月を経過しけるが、此に至て、各國大小名等各自請取の町場區域、粗ぼ竣工したれば、諸侯の監使も、概ね飯國を命ぜらる。但し、二丸の此時成就したるは、方八百五十間、周圍總べて千間許にして、其の成らざる所、尙ほ半に及びしが、是は西國衆の分任する所なりければ、此の國衆をば歸さず、九月中を限り、竣工せしむべしと命ぜられしといふ。今竣工したる外圍の石垣を見るに、本丸は、百二十間四方にして、高さ九間、天守臺は十三間、二丸は凡そ八百五十間許五十四間、其他、内外の入廉を合せば、千間許はあるべし。而して二丸の高は七間半、本丸内の石垣は高さ七間、或は五間の所もありき。(慶長政治錄抜章・當代記・武德編年集成) 此の二三ヶ年中、九州・中國・四國衆、城普請專なり。亂世遠からずとの分別か、はた京都町人已下に、種種恠異あるによつて然るか、流説閭巷に満てり。

二ノ丸未だ竣工せず

駿府御城、極高三十四度五十八分半、從江戶・東海道四十七里一町。惣坪數共十一萬六千八百八十八坪餘、本丸、一萬五千四百九十八坪餘。二丸、

二萬八千八百七十一坪餘、御園米、三千五百石。(靈餘一得) 三九、七萬千七百十九坪餘

朝廷賀駿
府城落成

家康の服
膺せし格
言二則

○十八日、駿府城移徙を賀して、禁廷より御太刀・馬代金二枚・綸子十卷。親王より御太刀、馬代金一枚を下賜せられ。又、將軍秀忠よりも、太刀・馬代銀千枚、袷三十・帷子十・單衣十を贈遺せられしが、將軍の使者は、本多佐渡守正信なりき。(徳川實記) 家康、時に正信に語りて曰く、「吾が若年の時は、軍務繁多にして、學問する追なかりければ、生涯不學にして、此の老齡に及べり。然れども、嘗て人より老子の言なりとて聞きしものあり。曰く、「足る事を知つて足る者は、常に足る。」曰く、「仇をば恩を以て報ず」と、凡そ此の二語は、吾が若年の時より、常に心に止めて愛用せし所なり。今、將軍は吾と異なり、已に學問もせらるる事なれば、定めて聖賢の金言をも、數多學び得たるべければ、強ひて、此語のみを用ゐよといふにはあらざれども、汝等の心得までに、言ひ置くなり」と。正信謹みて聽き終り、江戸に歸り、其由を將軍に復命しければ、將軍秀忠、直ちに命じて、硯を召し寄せ、自から其の二語を記し、座右に糊附して、平生の戒とせられしが、其後また、金地院崇傳に命じ、更に之を大書せしめ、以て其の自書に換へ、常に掛け置きて銘とせらる。而して秀忠自筆の書は、後故ありて内田平左衛門正世の藏する所となりしが、偶、大猷院家光聞知し、正世の子信濃守正信に命じて、之を持來らしめ、自ら壁間に掛け、麻の上下して、恭しく拜覽せられしことありきといふ。(徳川實記)

駿府名所
破壊

駿府城の經營成りて後、諸大名の、邸宅を此に定めて、移住む者日に多く、薨を並べて街衢を成すに至りければ、古の名所・舊蹟の破壊せられて、自ら其跡の認め難きに至れるもの多きは、甚だ惜むべきことなれ

角田川

ども、亦止むを得ざるなり。嘗に駿府城郭の附近のみならず、其の影響は、數里の外に及び、名所の蹟の、絶ゆるもの少なからず、庵原郡濁澤に、角田川といふ川あり。昔は都鳥の住むを以て其名高く、在五中將業平朝臣の、都鳥に言問ひせられし角田川を、後人は皆な武州の隅田川とすれども、其實は此の角田川なりと、國人は信じて疑はざる名所なれども、今は其の都鳥の影だに見えざるに至れるを以ても、其の變遷の甚だしきを見るべし。一二古人の遺詠を掲げて、昔を偲ぶ種とせんか、但し、後人多くは、在五中將の、都鳥に言問ひし隅田川を、武州のと偏信し、此國のは、ただ其名を同じうするものと思ひなせるより、此にあぐるものも、亦その見にしたがへるものと見えたり。藤原定家卿嘗て此川を過ぐるにあり、詠じて曰く、

都鳥ここにもあれや庵崎の角田川原も名こそかはらね

又、木下長嘯子も、嘗て此川に至りて詠あり、

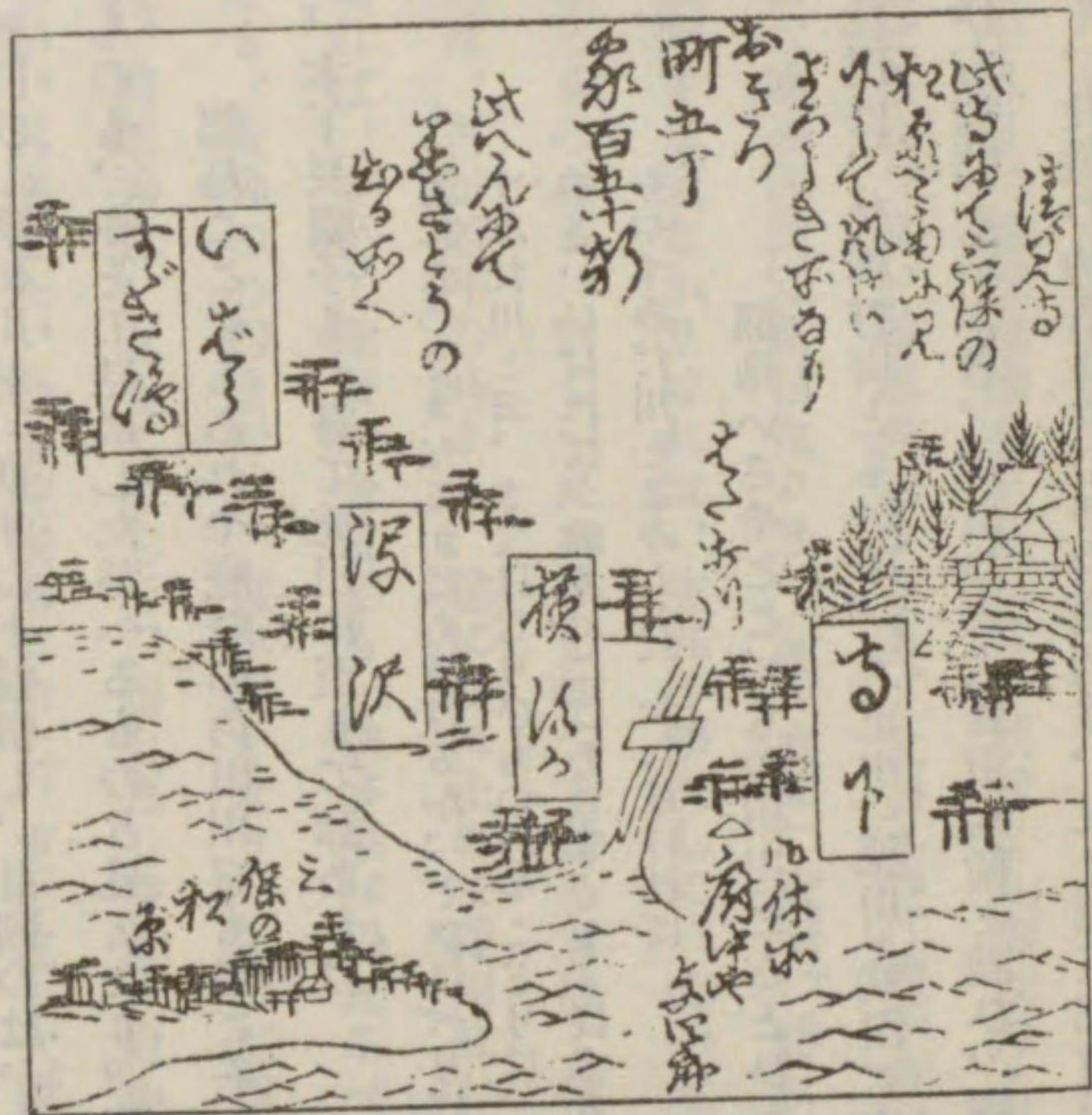
目にたつさまなるかはありけるを、とひはべりければ、これなん
すみだ川と云、さてはなりひらのみやこどりに、こととひし河に
やといひければ、翁それにはあらず、ここはするがのくにいはは
らやすみだ川とよみしと、かたりければ

都鳥いさやここにも角田川こととひかはせ浪のまにまに

旗打川

此川は、又旗打川ともいふ。天正中、徳川・武田二家の、激戦したる古戦場にして、止駄郡梅地村の人、築地伊右衛門といふ者、武田の士大島市兵衛と戦ひ、勝て其首を得て、家康より、鎗一筋を賞せられしことあるも、此戦の功名なり、伊右衛門は、父を彌三郎重房といひ、子孫連続し、此鎗を傳へて家寶とすといふ。

事 蹟



旗打川圖 (東海道中見記)

館は家寶となりて存すとも、川は今、名もなきものとなり畢ぬ。

駿州名勝志云、角田川は、清見寺の前、寺下と云ふ處の西、今はハト打川と云ふ是なり。角田川をハト打と稱する事、村翁の説に、足利尊氏、薩摩山合戦の時、此の川邊に、旗を打ちしより旗打と云ひしを、訛てハト打川と稱すと。或云、此の川上に、ハト打山と云ふありと、されば、辨基が歌の、亦打山を、文字のよみの儘にマタウチ山と稱し、後によこなまりて、ハト打山となり、其山より出る川を、ハト打川といへるにや。云云

マツヤマノフコエキタイホキノスミダカハ、ラニヒトリカセネム
亦打山暮越行而廬崎乃角太河原爾獨可毛將宿 (寛政集)
辨基

遠藤慶隆

駿府町奉行

掛川圓満寺本尊

駿府光あ

○廿六日、遠藤但馬守慶隆、先に前將軍より書を賜はりしが、此に至て又、書及び時服・羽織を賜はる。蓋し駿府城造營の勞を賞せられしなり。(徳川實記) ○此月、駿府町奉行竹尾平右衛門卒す。年六十七、平右衛門は、天正九年以來、徳川氏の、家人に列せられし人なり。○遠州佐野郡掛川驛、法輪山圓満寺の本尊は、前住職法教、土佐國に移る時持去りしが、其後、掛川の門徒等、本山に愁訴して止まざりければ、本山命じて返附せしめ、是を圓満寺住職道智に歸す。(掛川志稿) ○九月五日、此夜、駿府の天に光あり、煌煌たり。聞

掛川失火

横須賀城主松平忠政卒

大須賀康高の系

く、洛中及び其他諸國にも、見る者多かりきと。(徳川實記) ○此夜、遠江國新坂町、悉く失火あり。(當代記) ○十一日、遠州横須賀城主松平出羽守忠政卒す。年二十七、^{一作ニ}子國麻呂年五歳、後を繼ぐ忠政病に臥すること久しく、此春京師に上り、三條にあつて療養せしが、此の夜半に至て、遂に卒す。忠政、實は榊原康高の長子にして、外祖父大須賀五郎左衛門康高の爲に養はれ、其後を繼ぎしものなり。(昭代記・徳川實記) 忠政の墓は、城東郡山崎村、景江山撰要寺に在り、墓表曰、

花馨院殿前羽州泰岩雙安居士

忠政は、榊原式部大輔康政の男、大須賀康高の養子となりて、相續す。(寺記)

大須賀康高の祖は、千葉氏の庶流にして、常胤の四男、大須賀胤信の後胤なり。康高の父參河國に至り、始めて松平廣忠に仕へ、康高は幼より家康に仕ふ。康高幼名を六藏と稱し、家康に仕へて、松平氏と偏諱とを賜はり、松平康高といふ。康高常に勇武の士を愛し、よく士心を得、屬する所の精兵、凡そ五百餘騎、戰あるごとに、率ゐて以て先鋒となりしに、向ふ所勝たざるなし。當時の諸將、多くは勇進斬獲を事とせしに、康高獨り沈重にして、謀を好み。織田信長嘗て天下の勇士を選びしに、參河の士にして、其選に入る者總べて十一人、而して康高其の隨一たり。天正十年、武田氏亡びし時、家康、遠江國城飼郡の地を賜ひ、横須賀城に移し、郡中武勇の士を屬せしめ、稱して横須賀衆といふ。同十二年、長湫役の先鋒となり、上方勢を撃破し、蟹江城を陥れ、同十七年六月廿日、康高卒す。年六十二、此に於て、忠政其後を繼ぐ、忠政の名も、秀忠の偏諱を賜はりたる名にして、五郎左衛門と稱せり。天正十八年、小田原陣の時、生父康政に従ひ行

横須賀衆

次 大須賀忠
 康高の女婿阿部忠吉、その衆を領す。蓋し家康の命に従ふなり。其他久世廣宣・坂部廣成・渥美勝吉等三人、亦家康の命を蒙り、共に國事を司りしが、尋で讒に依て罪を得、廢せられて出亡せしを、大須賀氏請うて之を綱せり。國麿は、後松平式部大輔忠次と稱せり。(昭代記・藩翰譜) ○此月、駿州有渡郡入江庄、村松村の中なる有渡橋の近傍、三ツ山を卜し、船藏を建立し、關船を藏置せしむ。(駿河國巡村記) 此時、船手の役をも置き、小濱民部を以て之に任じ、船藏の所在地に於て、屋敷を賜はり、水手楫取を預け、家老徳田彦右衛門・鈴木源右衛門・美賀野八兵衛等も、同じく船の事に關預せしめらる。○徳川家康駿府に在り、毎夜昵近の士を召し、古今の事を談ぜられしが、此頃、夜話數刻の後、侍座の士に謂うて曰く、「世に黄金の實を結ぶ木あり、汝等知るか」と。皆な曰く、「臣等愚にして未だ知らず」と。家康乃ち自から筆を執り、白紙に樹幹三本を畫ぎ、よろづ程よ木・じひふか木・しゃうじ木といふ。因て曰く、「人もし是を信用せば、富貴は必ず心の儘なるべし」と。偶、細川越中守忠興、次室に在りけるが、之を聞き、家康の前に至りて曰く、「洵に珍らしき木なり。若し是に枝を附し、左にかせ木・ついでへのな木・ようぜうよ木・かないむつまじ木、右にあさお木・いさぎよ木・しんぼうつよ木・ゆだんのな木と、左右おのおの、四枝を添へなば如何あらん」と。家康曰く、

入江の船藏

黄金木

「左右の枝葉繁茂せば、益、富貴長久ならん」と微笑せり。諸士の是を視る者、深く愛する所やありけん、各、手寫して携へ歸りしが、後には、是に金錢の花葉をそへ、結錢木と稱して世に行はる。(里人談) ○十月四日、前將軍徳川家康、駿府を發し江戸に赴く。(昭代記) 發するに臨み、伏見より従ひ來つる近習の輩に、暇を與へて曰く、汝等是より伏見に還り、吾また駿府に還らん日、汝等も亦歸り來るべしと。(徳川實記・當代記) 此輩は、皆な居宅を伏見に有する、豊臣家の士なり。家康此行、江府西城の府庫を撤し、黄金三萬枚、白金三百萬兩を以て、將軍に餽る。駿府城成るを以てなり。(御年譜・野史・逸史)

結錢木

家康江戸に赴く

駿府へ移らせ給ひし年の十月、江戸へおはして、これまで江戸の西城へ貯へ置れし、黄金三萬枚、銀子一萬三千貫を、そのまま將軍家へ進ぜらる。その時、江戸の老臣へ仰ありしは、これは御身の奉養にもちひ給はず、天下の物と思召して、此うへにも積貯へ給ふべし。平常の國費は、年毎の入額もて辨じ、成だけ浮費を省き、金貨を多く貯へ給ふべし。かく貯へ給へといふは、何の爲めなれば、第一は、國軍の費用に備へ、第二は、不慮の大災にて、御居城はじめ、城下の士民迄、焼亡にあひて困難せむに、之を賑救あらむ爲め、第三は、日本國中に、守護地頭を建置て、萬民飢渴せざらん設はあるなれど、またいかなる凶荒打續て、そが力も及ばざる時には、上より守護地頭に力を添へて、それぞれに頒布して、救荒の政を施されむが爲なり。これぞ天下の主たる者の本意なる。かかるを以て、當年の入額、何程餘分ありとも、あだに心得て、さまで功績なき者に、漫りに新地興る事あるべからず。(駿河土産)

家康黄金を將軍に餽る

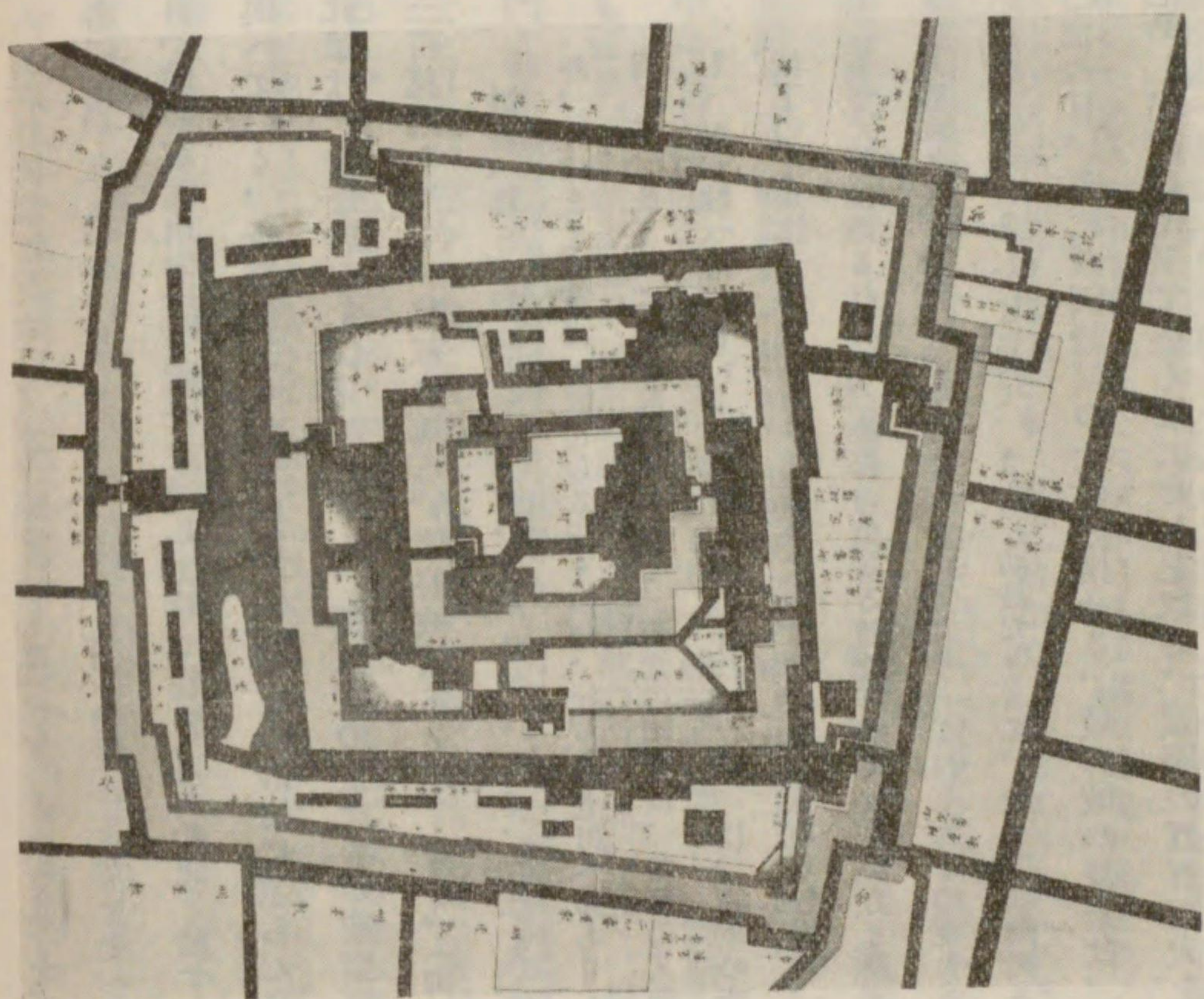
駿府城全く竣工

○廿八日、先に西國諸侯の士の分擔せる、駿府城の營業は、其工頗る遅れたるを以て、歸國せず依然徒役せしめしが、此に至て全く竣工せしを以て、諸國の五百石夫をして、悉く歸らしむ。凡そ此城の經營、一たび成就するや、駿府市街の繁榮も亦、昔の比にあらず、實に三都に亞ぐの大都會となりしが、其の各町は、悉

く人家の軒下に溝を穿ち、切石を以て疊み、以て下水疏通の用に供し、城中に引入れし安倍川上水を分水し

て、軒下の溝渠を流下せしめ、若し旬に互りて降雨なく、街衢塵埃を飛ばすこともあらば、所所に瀨きり止めて大道を流し、適度に濕潤せしめ、然る後又直ちに之を撤去して、再び元に復せしむる設をしければ、また撒水の煩なきのみならず、下水も常に清らなる等、恐くは他に其類なかるべしと思はるるなり。駿府市街、已に此の如き殷賑あり。是に接する地方、豈に獨り長く蕭條たるべけんや。遂に漸く郡郷の豊饒を來たし、山海の産物を増し、駿河一國も亦東海道中、二三の上國とはなりける。○此城經營の時に當り、徳川家康令して曰く、「有功諸士の外、猥りに皆朱、並に玳瑁の鎧を携ふ

府中城の圖



駿府市街

澤村大學
の武名

ることは、堅く禁制する所なりと、然るに、細川越中守忠興負擔の工場に、一人の士あり、常に皆朱の鎧を持たせ、菖蒲皮の裁着を穿ち、下吏三十餘人を従へて、指揮する者あり。一日、監吏巡檢して之を見、召して之を問へば、細川の臣澤村大學なりといふ。仍て其由を家康に具陳せしに、家康之を聞て曰く、「澤村大學とは、若き時才八といひし者にして、天正十二年三月、小牧役の時、太閤は砦を二重堀に構へ、日根野備中守弘就兄弟・木村常陸介重茲・神子田半右衛門正治・加藤遠江守光泰等の諸將を籠置きしが、吾が長久手の戦に勝て後は、太閤も其勢の薄きを見、二重堀の保ち難きを知り、軍を引て退かんとしたれども、また我が小牧より出でて、追撃せんことを恐れけん、自から數萬騎を率ゐ、陣を青塚といふ所に据ゑ、四月廿九日、始めて軍を撤し、二重堀を退きしを、織田信雄追討して、大に之を敗り、北ぐるを追うて急撃せしに、細川越中守之が殿となり、一隊を以て、信雄の軍と防戦ふ、時に澤村陣に在り、返戦して第一番に鎧を合せしが、其の奮戰踴躍の狀、實に絶倫なりしは、我が親しく見る所なり。當時余は、斯る剛勇の士にのみなむ、皆朱・玳瑁の鎧をば、持たしむべきものなりと思ひたり。故に特に常の士には、是を禁じたるなり」と、家康大に之を稱揚しければ、大學は大に面目を施して、感涙に堪へざるもの如く、忠興も頗る家名を擧げたりとぞ。(徳川實記) 澤村は、初め才八吉重と稱し、慶長に及で大學と改め、子孫一萬一千石を領じ、細川家の家老となれり。○駿府城修築に當て、松下常慶といふ者あり。二丸の虎口造營の任を受けしが、他に超えて、多數の人夫を使用し、纔に旬日を出でずして竣工せしめければ、家康其功の速なるを稱し、須らく其名を後に傳ふべしとて、遂に其門を常慶門と名づけらる。世に稱す、常慶は、當時駿・遠二州の郡代にして、常に

事蹟

常慶門

松下常慶

地方政事を司りければ、此の土木にも、他に勝りて、多く人夫を用ゐ得たるなり。而して此功に依り、府中に於て、町屋敷をも與へられたるなりと。又傳ふ、松下常慶一町四方の地を、松江山教覺寺の住職乘眞上人に賣て寺域とせしが、後又、境内を割きて肆を立つ。常慶町是なり。此町、年行事をば務めざれども、諸役は、年行事と並に務むと。(駿國雜志)

常慶常に、駿府城御厨の事を司りしに、若き女房等、皆な擧て嘗て曰く、「彼の常慶坊ばかり、情なく憎き者はあらじ」と、口を極めて誹りけり。一日、家康俄に至て其内を窺ひ、其中の年長せる女房を召し、徐に問うて曰く、「若き女房輩は、何故に、常慶を斯くは悪しさまに謗らん」と。女房曰く、「されば他の事にも侍らず、御厨より、日日送り越し給ふ淺漬の香物、甚だ鹽辛くして、老若共に食し兼ねれば、今少し鹽を軽く漬け給ひねと、屢、御厨に頼み送るといへども、常慶更に其言を用ゐず、今に鹽辛く漬けて改めざれば、朝夕送らるる物も食し兼ねて、斯くは憚りもなく、常慶を誹るなり」と。家康曰く、「然れば、女房の憤るも理なり。常慶に諭して、改めしむべきなり」と。

家康尋で出でて、常慶を召して曰く、「聞く、厨所にて、朝夕用ゐる味噌・香物の類は、甚だ鹽辛きに過ぎ、女房等食し兼ねる由、いとあるまじき事なり。自今以後、少しく鹽を軽くすべきなり」と。常慶謹みて聞き終り、進みて家康の傍に至り、口を耳に屬し、私語すること少時、家康莞爾として、再び命ずることもなく止みぬ。既にして、常慶辭して退きしが、近侍の士、之を見て怪みに堪へず、常慶を見て、問うて曰く、「今は何事をか私語しつる、上にも笑はせ給ひつるは」と。常慶曰く、「されば其事なり。諸子

駿府御厨
香物辛き
所以

も聞き給ひし如く、今日命ぜられし處は、淺漬大根の鹽をかるくせよとの事なれども、今の如く辛く漬けしめてだに、朝夕の用夥しきものを、若し女房輩の言ふがまにまに、鹽梅を適度にしたらんには、幾何の費を増加すべきか、實に測り知るべからざるものあらん。故に女房輩の言などは、聞召さで涉らせ給うてこそ。然るべけれどいひしのみ」と答へけりとぞ。常慶天性、賦税のことに精しければ、駿府租税の事を司りつつ、厨のことも管理しけるが、其の微密なること、概ね此の如しといふ。(徳川實記)

長永丸

○十一月十五日、長永丸製作の工竣り、船卸の式を行ふ。是れ前將軍家康の、乗船に充つる關船にして、去る九月斧始ありしものなり。艫五十挺、黒漆臘色にして、紋金具は、七度焼減金なりといふ。此船は、後慶安三年に至て改造し、鷲丸と號す。(駿國雜志) ○二十七日、元駿州大守今川上總介氏眞の長子左馬助範以、

今川範以
卒

今川氏眞

京師に在て卒す。年三十八、此時に當て、氏眞は尙ほ江戸に寓居せしが、一子あり、五郎直房といふ。後氏眞死するに及で、其の養老料を賜はり、高家に列せらるるとぞ。(徳川實記) ○此月、伏見城衛大須賀五郎兵衛を召し、大須賀國麿の後見となし、横須賀に住し、家事を管理せしむ。則ち五郎兵衛に命じ、安藤帶刀と胥

横須賀城
主

秀康の子
虎松丸

議し、故忠政の大叔父大須賀一徳齋と、武藤萬休齋とを以て、横須賀の元老とせしむ。○故越前中納言秀康の次子虎松丸、駿府に到る。前將軍家康の召す所なり。已に到るや、速に江戸に下り、將軍に謁すべしとの命に依り、直ちに江戸に至り、將軍に見えしに、上總國姊崎に封じ、一萬石を食ましむといふ。虎松丸時年十一。(徳川實記) ○十二月十一日、遠州原川町に火あり、市店悉く焼失せり。(徳川實記) 原川町は、掛川驛の西に在る、東海沿道の間の宿なり。○十二日、前將軍家康駿府に還る。(昭代記) 此月朔日、江戸を發せ

原川町火
家康駿府
に歸る

原川町再火

しなり。先に記したる、家康が嘗て貯へたる金銀若干を、將軍に與へしは此時のことなり。徳川實記は云ふ、大判金三萬枚、銀一萬三千貫を、將軍に與へて曰く、天下の主たる身に在ては、非常の變ある時は、速に下民を賑恤せずんばあるべからず、是れ其料なり。敢て濫りに私の料に費し給ふべからず」と。或は曰く十五萬枚なりと。○十四日、遠州原川町、再び失火あり。町家悉く焼失せり。(當代記)

失火の掟

宿場出火訴出る時、軒敷・火元・御高札場類焼、怪我人馬有無等相尋ね、御料所は、御殿仲ノ間組頭、并ニ道中奉行所、御勘定所、道中方懸り組頭を届出べし。村方注進之趣にて、焼場の鹿繪圖於テ致ニ出來ニは、鹿繪圖相添可レ届。繪圖出來兼る時は、先届計ニ而、追而見分吟味之上、委細可レ申旨可レ認。私領たりとも、五海道其外、道中奉行支配は、宿場は道中奉行所ニ届る事也。宿場は、壹軒にても届る定法なり。村方なれば御殿組頭計ニ而、道中方ニ不レ及レ届、勿論奉行へは、拾軒以下の出火は、支配御代官聞届置、公儀ニ不レ及レ届、尤も拾軒以下たりとも、一村不レ殘と申か、又は大百姓之分より、農具諸色不レ殘焼失、耕作に差支、拜借相願程之儀なれば、十軒にても、其譯書入相届、何れ出火の時宜に寄るべし。且、寺社焼失の時、一軒にても相届勿論、寺社奉行同番ニも可レ届也。御朱印寺社者、私領たり共、奉行ニ可レ届、上方筋・京・大坂・堺奉行支配之國國、出火届方、吟味之仕方、振合違ふ。是は其國致ニ支配節、先支配ノリ、申送有レ之事なり。

一、出火有レ之段、村方訴出たる時、宿場ならば、たとへ二軒の焼失なりとも、早速役人差出、火元遂ニ吟味ニ、如何様之鹿未故、及ニ出火ニたるや可レ糺、其家之主は勿論、女房・子供、召仕男女等、壹人別出火之節の様子、夫夫遂ニ吟味ニ、口書可レ取レ之、自火紛なければ、一通りの吟味ニ而濟めども、万一意趣遺恨等を請け、又は、盜賊之業にて、附火にも可レ有哉、胡亂成趣相聞候はば、能能入レ念吟味すべし。自火ならば、火元入寺申付、若シ怪筋に決したらば、其品にも

より、火元村預け、又は手鎖にも申付、直に可レ伺、宿役人にも夫夫口書取レ之、御高札場類焼の有無、怪我人馬の有無可レ糺、并隣家風上風下、并防方相糺候はば、又書付取レ之、焼失之繪圖可レ仕立、馬役・歩行役之もの、軒敷不レ紛糺相糺、宿場ニ而も、農人ならば、農具・種籾等、焼失有無相糺置、若追而拜借願出たる時之見合にすべし。宿中大火、夫食等不レ殘焼失、當日ノリ及ニ飢渴ニ程之大變ならば、吟味中も飢に及ばせては不レ相濟ニ付、宿役人ニ申付、助合の手當致置き、追而急急に、夫食拜借相伺ふべし、尤少火之節、其者は夫食無レ之とも、外類焼なき百姓多ければ、五軒三軒之夫食伺儀は不レ相成、親類好身、其外村中ノリ助合、不レ及レ飢様、宿役人ニ申付、取計わすべし。名主類焼にて、水帳并古來ノリ之割付等及ニ焼失ニは、員數相糺、書付可レ取レ之、扱又、村方拾軒以上の出火訴出る時、吟味致方も右同様、差而宿場に替る事無レ之、焼失人持高相糺、百姓水吞之譯可レ記、種籾・農具代等、拜借相願程の大火ならば、彌、種籾・農具及ニ焼失ニたるや、得と可レ遂ニ吟味、穀物等不レ殘焼失、當所より及ニ飢鉢無レ紛、夫食於ニ願出ニは、餓死人等無レ之様、手當申付置、拜借之儀吟味すべし、併出火の節により、預置たる穀類焼失ニ及たり共、田畑に作物有レ之時節なれば不レ及ニ拜借、願出るとも無ニ取上、都而出火に付而、宿場焼拜借は、定例もあれども、在方農具代は格別、夫食種籾の拜借、先は難ニ相濟、隣國ニも、響程の大火、一村及ニ退轉にも一程ならば、夫食等も可レ伺、左も無レ之、一通り之出火に而は、縦ニ實實夫食無レ之、及レ飢程たりとも、親類好身ニ而助合、冬春の出火ニ而、種籾焼盡したりとも、自分才覺を以、耕作無ニ差支ニ様取計、拜借願容易取上べからず、拜借定例荒増如レ左。

一宿場出火拜借定法、御馬役、查軒に付金三兩ツツ、歩行役、查軒に付金壹兩貳分ツツ、

右、拜借割方

百疋百人の宿場は、

人數百人を人足役屋敷の割、壹軒ニ人足何分何厘と成、人夫を類焼家數の乗すれば、何拾何軒と成、此家數に金壹兩

貳分、永として壹貫五百文を乗じて、拜借金高ニ成、御傳馬役屋敷も、算法右に同じ、尤馬役は、金三兩ニ付、永として三貫文を乗じて、拜借金高になる、人馬兩役勤の屋敷は、兩方拜借致す也。

右之通ニ付、宿繪圖を爲差出、惣家數何百軒之内、□役何拾軒、馬役屋敷何拾軒、人足、馬家屋敷、無役屋敷何軒と、四段に割、兩役勤屋敷は、兩方入、

但火元は拜借可除事

一五拾疋五拾人之宿場も、割方右ニ准ず。

一宿場大火之節は、問屋・本陣・脇本陣、其外旅籠屋とも、家作拜借も相伺、尤是迄金高定法も無之、又困窮もなく、小火之時は不伺、出火之時宜寄事也。(地方凡例録)

駿府城大火

此時、原川町は、此等の掟に依りて、救恤せられしや否や、未だ其實を詳にする能はず。○二十二日、丑刻、駿府城中の大奥火を失し、本丸の殿閣一字を残さず、悉く灰燼に歸し畢りぬ。(御年譜・武徳編年集成)

舜舊記云、慶長十二年十二月廿二日の夜、駿州御城自火、悉く残焼失之聞、諸人驚申候。云云

家康避難

此頃、家康心例ならざりしが、偶、本因坊の京師より來たる者ありければ、晝は其の圍碁を覽て心を慰め、夜は早く寝に就くを常とし、而して竹腰小傳次正信、其側に在りて看護せしが、今夜此火の起るや、正信直に起て家康を擁し、急に庭に出でて之を避け、大番頭松平大隅守重勝は大手門を警め、中山雅樂助信吉は後門を衛れり。

本因坊

圍碁の上手本因坊は、法花宗の清僧なり。此頃、京師より駿河に下り、去る二十日、府中に着せり。二十二日、碁一番、大御所見物のところ、右の火事につき、やがて江戸に下りぬ。時に同じ碁打道石をはじめ、皆な之に隨へり。但

し、此度は、利玄は下らず、堺にありき。此比、圍碁手相の趣は、本因坊是は利玄に守り、利玄十年四、道石七年七、五三ヶ年前より、利玄と手相同事なり。

十三の上手ノ事、仙也老人・鹿鹽仙甫是仙也の子にて、當春強、年五、是算、年二十二、是門人六藏等也。並の上手といふは、本因坊に先の碁なり。(當代記)

雀千代避難

此時、家康は、大手門より出でんといふを、村越茂助直吉已に在りて曰く、「大手は衆人群集して、雜鬧甚しければ、後門より出で給ふの靜かなるに若かず」と、即ち後門に向ふ。後門の守信吉、門を開き燭を張り、歩卒を左右に列し、守備を嚴にし、喧騒を禁じ、不虞を警めて、小傳次の家に至り、暫く止つて、夜の明くるを待たんと請ひ、己は直ちに馳せて、又後閣に至りぬ。時に家康の子鶴千代、尙ほ襁褓の中に在りしを、餘儀已に後宮に及びければ、乳母某抱き取て、走り出でんとせしが、四方早くも烟に満たされて、東西をだに辨すべからざれば、纔に鷹架のほとりに至て佇立し、復た進む能はず、唯、聲を放て泣くのみなりき。信吉仄かに其聲を聞き、烟中に駈入り、鶴千代をば己自から抱き取り、乳母には、小袖の水を注ぎたるを覆ひ、手を引きて、纔に逃れ出づることを得たり、家康後に之を聞きて曰く、「信吉危急に臨み、心を用ゐること至れり」と。大に感賞して措かざりき。

雀千代の乳母三人

雀千代の乳母は三人あり。岡崎氏の女さつま・むさ・かん等はなり。而して此の乳母は、其の孰なるか詳かならず、或曰く、三木仁兵衛之次の母むさは、岡崎安休の女なり、初め後陽成天皇の御宇、中和門院に仕へ奉りて、侍従と稱せらる。侍従の妹を岡崎と稱し、家康召して雀千代の乳母とせられしが、岡崎死して後、家康請て侍従を賜はり、關東に下して雀千代に附し、名を武佐と稱せしむ。云云

駿府後房の災害
義直避難

凡そ後房の内門は、常に男子の出入を嚴禁せられたれども、危急の時に臨みては、顧みるの暇なかりしか、御家人、並に右兵衛督義直の家士廿一人の者、彼の内門を破て後房に入り、義直の生母お龜の方、及び女房等數多を扶助し、器財に至るまでも、多くは負擔し、災を避けしめけるが、義直の乳母宮内卿局は、獨り義直を抱いて煙中に迷ひ、進退谷りて悲歎にくれたれども、事急速に出で、狼狽の餘り、誰あつて之を救はんとする者なかりしを、平岩主計頭親吉の家士、本多小五郎・米倉小傳次等窺ひ知り、猛火を冒して馳せ到り、漸く助けて携へ去りぬ。義直大に悦び、詳かに其状を家康に具申しければ、厚き賞をも賜はるべしと思ひきや、家康は以て制法を犯す者と爲し、悉く廿一人の罪を正し、後みな改易に處せられしといふ。

救助士得罪

一説、義直の乳母を救助せしは、家康の近臣、石川嘉右衛門重之なりといふ。

お勝局

お勝局は、後に英勝院と呼ばれる人なるが、此時また混亂の中に迷ひ入り、已に踏殺の厄にも遇ふべかりしを、御家人某といふ者あり、仄かに之を見知りて救助し、手を引て庭に出で、僅に逃るるを得たり。局之を悦ぶこと少なからず、亦状を具して上言せしに、家康は、彼よく振舞ひたりといひしのみにて、別に他を言はざりしが、其後、日を経て曰く、「急速の火災なれば、身の上下を論ぜず、專ばら本丸の状如何を慮り、取る物も取り敢へず、先づ我が側に馳せ至るべきに、爾はせで、奥に入て、女房等を救ひ出だししは、狼狽せしも亦甚だし」と、罪を正して遠流に處せらる。

慶長政事録抜章云、駿府新城炎上、是は、女房衆、夜物置所の局へ手燭を持行き、其火張付へ移り、御殿不_レ殘_レ燒る。若君・姫君・女房衆共に無_レ恙、古茶と云ふ女房、當時出頭なりしが、門にて被_レ踏殺。云云

後房火災の慘狀

元來この火災は、後房の女房、夜の物の置所に、殘し置きし燭臺の火の、傍壁の張付に燃え移るに起りしが、忽ち廣き殿閣に蔓延し、火煙天を焦がし、燼灰地に滿ちたれば、老弱男女迷ひに迷ひ、内外唯、あきれ惑ひて物にあたり、混亂鼎沸の狀を極めたるに、大番頭松平重勝、大手門を鎖して出入を禁じければ、門内はますます雜鬧して、人相蹂躪し、或は燒死、或は負傷する者、百人あまりに及べり。古茶といふ女あり、當時の出頭にして、數多の女孺を取締る任にありしが、遂に衆中に踏殺されしといふ。然れども、家康の子女、及び位ある女房等は、皆な災を免れたるは、亦幸と謂ふべし。

古茶

駿府の五徳

世に傳ふ、家康、此頃いと心地よげに打ちとけ、侍臣に語りけるは、「此の駿府は、第一に要害よく、第二に米穀の實よく、第三に人の質賤しからず、第四に氣候和暖にして、老體養ひ易く、第五に水難少き等、五の徳を備へたれば、獨り我のみならず、永へに、江戸大相國の、菟裘の地として、然るべしと思はると」の事なりしが、此の水難少してふことが過ぎて、此の大火となりしこそ轉けれ。此の火災は、局の物置所の張紙へ、女房の手燭の火の移りたるより起れる(寶臺院記)ものにて、大御所、并に若君・姫君はもとより、女房衆何れも恙なかりしが、こちやといふ御末の女房あり、當時出頭なりしが、避難の際、門の側に於て、人の爲に踏み殺されたり。尙ほ此外にも、男女の死したるもの、少しはありきとぞ。(當代記)

而して此時、貴重品の燒失せし物も少なからざりき。城中には、刀劍を收むる匣二あり、常に家康の次室に備へたりしが、一は三十五本を收め、一は七十二本を收めたり。而して其の三十五本の匣は、救ひ出だしたれども、七十五本の匣は、重くして動かし難く、遂に匣を打破りて刀を出だし、悉く池中に投じ入れぬ。

後、これを取上げ、京都の本阿彌を召下し、錆びたるをば、或は磨き或は拭はしめけるが、其の中には、全く錆びたるものも多分に之ありき。(當代記)

又、文庫寶藏は、災を免れしが、常に家康の居室に置きし寶物は、一として烏有たらざるはなかりき。嘗て豊臣太閤の贈りたる、名譽の壺なる白雲茶壺、及び眞壺七つ八つ、正宗の脇差、三原の脇差、獅子の笛等、また焼土となり畢りぬ。(野史・言行録・徳川實記・逸史)

白雲壺
獅子の笛

白雲の茶壺は、白雲たなびきて、茶壺の腰を廻れる圖を畫きたれば、或云、腰に白き縋りければ、白雲と號す白雲似帶廻山腰といふ、古詩の心を以て名けしものなり。獅子の笛は、北條陸奥守氏照の祕藏たりし品にして、家康の有となるに及び、三十年前より、親世座笛吹、春日市左衛門に預けられしを、市左衛門火災を恐れ、冬に至ることに返還するを例とせしが、去去年市左衛門死去の後も、其男、同じく笛達者に吹きければ、親の時の如く預けられ、親の時の如く、冬ことに返上しけるにより、此頃は城中に在りて、遂に此災に罹りしなり。

大黒笛

大黒笛といふあり、今より十八年以前、庚寅三月、太閤關東御動座の砌、武州瀧山城主彦兵衛といふ者の、所持する所なりしが、落城のとき、彦兵衛之を押折りて討死しけるを、後其子其笛に擬して造るに及て、父に劣らぬ笛の上手なりければ、笛を、古名に取つて、大黒と名づくと共に、其子も彦兵衛と名告りける。大黒笛と、今一は獅子といふ笛と、二の笛は、今の世の名物なり。而して笛の名の起りは、大黒と獅子とを金にて彫り、笛の頭に嵌入れたるに因るとぞ。(當代記)

堀直寄の

此頃、駿府在住の大小名等、本丸に火起るを見、家士を率ゐ、先を争つて馳せ集り、城中に入て消防せしかば、之が爲に災を免れしも少なからず。中に、堀丹後守直寄といふ者あり、衆に先じて寶藏に馳至り、必死

消防に従事したれば、之が爲に殿廡の延焼を防ぎ、寶物の焼失を救ひしこと少なからず。又、この直寄は、注意普き人にして、兼ねて消防の料にとて、水桶等の具を作り備へ、器ごとに、己の氏名、及び其の器具數を記し置きけるが、此時、これを各所に散布せしめられたれば、大に消防の便を得たりき。凡そ此頃は、未だ防火の器具器械等を備ふる者稀なるに、直寄獨り此の準備ありたれば、此器をとりて消防に盡力せし者は、他家の士にも少なからざりしが、其功は却て皆な、直寄一人に歸しければ、前將軍家康も之を聞き、「豫め周到の用意ありしこそ、神妙なれ」と、感賞淺からざりきといふ。(徳川實記)

桶屋惣右衛門
桶屋町

府中城の、桶類を製作して献納する者を、桶屋惣右衛門といふ。惣右衛門の子孫は、長く府中に住し、府中桶屋の棟梁として、城内の命を奉じぬ。桶屋町は、乃ち其の住所なり。(駿國雜志)

駿府女房の蓋財

家康齋

竹腰小傳次

於龜の方

世に傳ふ、此の火災に、駿府女房の、貯蓄せる金銀の焼失せし高も、少なからざるものありて、阿茶局は卅枚、龜ノ局は千五百枚、茶阿局は五百枚、萬ノ局三百枚、併も、萬ノ局は此騒によりて、六十枚を人に奪取られしといふ。而して此數は、何れも金子の數にして、銀子は此外なりき。節儉過ぎて齋齋なりとまで評せられし家康、其の家康の妾には、ふさはしき蓄なりといはばいふべきなれども、亦驚くべき金額と謂ふべからずや。○廿三日、前將軍家康、近侍の士竹腰小傳次正信が二丸の宅に居る。是れ嘗ては井伊兵部少輔直政の舊宅にして、當時は城郭狭かりしゆゑ、二丸の外に在りしも、今年の普請より、城郭を廣められしによつて、二丸内となれるものといふ。(慶長日記)小傳次正信は、家康の妾、於龜の方の子にして、於龜の方は、石清水八幡の社人、清水加賀守菅原清宗の女なり。文祿二年、家康に召されて寵を受け、尾張侯義直を生

家康正純
邸に移る

燒金の始
末

刀脇差

諸侯の參
集を止む

駿府經營
の工匠

む。初め於龜の方は、竹腰助九郎光昌に嫁し、小傳次を懷妊せしを、未だ分娩せざるに、光昌離別し羽州に赴く。是れ天正十八年の事にして、正信は、今年廿才ばかりなり。正信一に正次に作る。(徳川實記) ○廿四日、前將軍家康、二丸の竹腰小傳次の宅を出で、本多上野介正純の邸に移る。正純の邸また二丸に在り。是より本城經營の間は、常に此邸に居るべしといふ。(野史・徳川實記・昭代記) ○此日より、家康は、日日城中の燒跡を巡見し、燒失の金銀を集めしめて、彼の女房衆の貯へたる金三十枚、於龜の局の貯金一千五百枚、於龜の局五百枚、於勝の局三十枚、茶阿局・阿茶局は各、參百枚、また於萬の局は、彼の紛亂の爲に奪はれし金六十枚あり、併も是皆な金子にして、銀子は此外なりと聞き、聊か意外に思はれしが、此の燒金は悉く集めて、奉行等に命じ、久能山に送り、榊原内記照久に預けしめらる。是れ後に改鑄せしめられんが爲なりとか。又、彼の池中に投じたる刀、脇差をも、後に之を取上げ、京都の本阿彌を召し、或は砥ぎ或は拭ひ、以て其錆を落さしめしに、中には錆びざるも多かりなどいふは、此の時の事なり。(徳川實記) ○前將軍家康、諸大名に令して曰く、「駿府城火災ありしために、諸侯特に仕候する勿れ」と、(昭代記) 此に於て、諸國の大小名等、特使を馳せて物を献ず、使者絡繹として織るが如し。(徳川實記) ○廿九日、京師の工匠、駿府に下る者、日に其數を知らず。是れ駿府城火災後の、經營あるべきが爲なりといふ。(徳川實記) ○田中城主酒井備後守忠利、駿州藤枝宿、白子傳馬町問屋役を、鷲巢次郎左衛門に命じ、専ら其事に當らしむ。

白子傳馬町といや之儀、其元壹人申付候、彌、御大途御用之砌、夜中かぎらず可被走廻者也、仍如レ件。

慶長拾貳年丁未 極月廿九日

酒井備後守

忠利

次郎左衛門殿

鷲巢次郎
左衛門

鷲巢次郎左衛門は、世世白子町に住める人の裔なり。家傳に曰ふ、先祖は、國主今川義元の旗下にて、駿州富士郡高奈山城主、鷲巢次郎左衛門清長より出で、糞祖駿河守清敬より數代の間、高奈山城に據りしものにして、永祿十一年、今川氏眞没落の後、藤枝驛に住し、武をすてて市人となりしが、酒井氏田中城に来るに及で、頻りに寵恩を蒙り、此に至つて此命ありしなり。されば鷲巢の家には、今に酒井氏の書數通を藏しあれども、之を見れば、其の信寵の深かりしを見るに足る。

備後、こゝも、何成共申候は、可被申越候、ぶさたいたし候以上。

先日者書狀預、具披見申候、仍而其元何事無之由、満足申候、殊、こゝもと、珍敷鯉魚たき壹桶給之、一入と賞翫申候、其元手透之節、御下り可有之候、其刻旁、可申入候、爰元何成共、用事候はば可被申越候、少少無沙汰いたし候、恐恐謹言。

二月廿三日

酒井備後守忠利

城主と問屋と、身分を忘れたる親密の情、文辭に溢れて見ゆるなり。

備後、先度も文被越候、其別は、頻敷散に候つる間、惡事も不申、不さたのやうに候、以上。

遠路太儀に候飛脚令祝着候、殊に於爰元、珍物之蜜柑一籠、熨斗五拾把被越候、一入不打置賞翫候、然者、殊に煩せうかんにおこり、指添散散の體にて候つるが、道三の以御養生大形内減候條、可心易候。

事蹟

上様、切切其元へ御成に付、萬事氣遣察候、何様來春は、駿府へ可罷上候間、其刻可申達候、恐恐かしく。

十一月十八日

酒 備後守忠利

尙尙、傳馬儀類入候、こもこも相當用之儀候は、可申懸候。少も無沙汰有間敷候、以上。

急度申入候、然者、鐘抱衆しろかね音左衛門、いづれも引越候。其に付て、其元白子町より府中まで、傳馬二十四出し候て可被下候、爲其一書如此候、左様に候へば、其元何事無之候哉承り度候、爰元何事無之候間、可有安心安、恐恐謹言。

二月十三日

酒 備後守忠利

此書は、何れも二郎左衛門殿と宛名してあり、地方史の参考ともなるべきか、又、内記忠興の書もあるなり。

家來共方迄飛札、殊見事御所柿一籠贈給、令祝着一候、被申越候通、御番代近近にて、大慶申事候、爰元へ御見廻有度候へ共、頃日氣色之由、御出無之段尤候、折角養生可有之候、恐恐謹言。

月 日

酒 内記 忠興

家康中泉に放鷹す
酒依昌次
初見
等駿府に

此他、蜜柑一籠・鱸二本贈られし禮状もあり、何れも鶯巢二郎左衛門とあり。○此冬、寒氣嚴烈、二十ヶ年間會て覺えざる所なりとて、人みな之を誦す。○前將軍家康、遠州中泉に至り、鷹を放て巡遊せり。家康駿府より上るの途、掛川城に至り、城主松平河内守定行に、銀・綿子等を賜ふ。定行も亦刀を獻じて、其恩を謝せり。此後、定行また江戸に至りしに、將軍秀忠召して宴を賜ひ、仙石越前守秀久をして伴食せしめ、盃に刀を添へて引き、又、馬を賜ふことあり。(徳川實記) ○此年、酒依長兵衛昌吉の子喜右衛門昌次、花井伊賀定清の子勘左衛門定光等二人、駿府に至り、始めて前將軍に謁見の禮を行ふ。又、仲川修理大夫秀成の子清

眞野正重
九鬼守隆
の船漂着

御前崎

藏久盛も、江戸より至て、前將軍に初見の禮を執りしに、清藏今度江戸に在て、將軍より、名を賜はりしと聞き、之を祝せんとて、鬼栗毛といふ馬を與へられしといふ。先是、清藏江戸に至り、始めて將軍に謁せしに、將軍名を内膳と賜ひ、盃に來國光の刀を添へて、引かれけりとぞ。(徳川實記) ○眞野勘左衛門正次の子庄次郎正重、前將軍家康に仕へて、小性となる。庄次郎時に年九才。(徳川實記) ○九鬼長門守守隆、伊勢國鳥羽城に在て、駿府城炎上の報を聞き、輕舫三艘を駛せて、早く駿府に至らんと欲し、楫子を勵まして漕ぎ來しに、忽ち海上風波の荒きに遇ひ、辛苦艱難して、怒濤に翻弄せられつつ、漸くにして、遠州御前崎、相良の脇嶋に漂着するを得たり。此に於て、守隆は身の疲勞を物ともせず、直ちに途に上り程を兼ね、徹夜馳せて駿府に到り、又、直ちに登城して謁見せり。家康大に悦びて、其勞を慰め、鷹及び黄金を賞賜せらる。(徳川實記) ○今川家の庶流、瀬名十右衛門正勝、徳川氏の家人に列せられ、祿三百石を食む。○富士郡北山村富士山本門寺に、制札を附し制禁を示す。

本門寺制禁

- 一 寺内馬上往來之事。
- 一 於境内、猥爲殺生之事。
- 一 無沙汰、代採山内竹木之事。
- 一 於寺中、諸勝負博奕等之事。
- 一 於寺中、喧嘩口論、及競争事。
- 一 風夜、境内振松明、步行事。

事 蹟

- 一 逃入寺内等、逐來者不達知事恣縛執等事。
 - 一 火附盜賊・殺害人等隠置、及露顯後達之事。
 - 一 竊盜押入、並狼藉濫妨之事。
- 右之條條、堅令禁制、若有違犯族者、糺明之上、以寺法可處嚴科沙汰者也。

慶長十二年丁未

(駿河記)

後藤生藏

後藤忠正の系

○後藤生藏忠勝、地を駿府吳服町に賜はり、邸宅を構へて、永く居住の所とし、以て前將軍家康に仕ふ。忠勝は、生三郎忠光の養子、忠正の二男にして、兄忠直死するに及びて、家を繼ぎし者なり。忠正は、關ヶ原の役に従ひて、家康の本陣に在つて功を立て、伯耆安綱の刀を賞せられしこともありしが、天正年中より、其の務を變じ、家康・秀忠上洛の事あるごとに、毎に専ら其の參内の裝束取扱、並に其の道具奉行を命ぜられ、併せて其の道具預となり、後藤家の印を用ひて、封印を施し、而して後、二條城の寶藏に納置くを例とせしが、其他又、禁裏・堂上への献詠、並に音物の取扱をも勤め、又或は、隱密の使をも蒙り、或は長崎港の唐船取締を命ぜられ、密に家康の意を受け、長崎に下りて、小笠原一庵と相議し、貿易の物品取捌交易の次第、併せては、自己の考案をも、上言するを常とせり。慶長九年五月、京師・堺・長崎等の年寄等を、伏見に召し、本多正純・板倉勝重二人に命じ、連署を以て、糸割符の事を命ぜらるることありしが、其時も忠正は之を扱ひしなり。此の如く忠正は、家康の寵遇を蒙ること厚かりしを以て、忠勝も父の功に依て、此の恩命をば賜はりしなり。忠勝は、後に名を縫殿允益勝と改めしが、寛永年中に至りて、遂に此地を返上せり。

臨濟寺の山林

久能山孤立

十七曲の坂

久能寺

駿府の本城

耶穌宗主教官駿府に至る

今、紙の店と稱する所あるは、即ち是なり。(家譜) ○代官井手志摩守正次、山控の證を、駿州臨濟寺に附與す。○前將軍徳川家康命を傳へ、久能山城の、搦手に連る山脈を開鑿し、絶壁を作り、以て他山の連絡を絶ち、其の南方に、虎口一ヶ所を設け、僅に十七曲の坂あらしむ。是より久能山は、四方ともに全く連続を斷ち、雲際に孤立する危峰となり、其形、恰も壇を築きたるが如き山とはなりしなり。此頃、久能寺の衆徒、駿府に至り、請うて曰く、「武田信玄暴威を振て、本寺を移してより、多く年所を経たれども、未だ靈地とするに足らず、従て觀音の靈威を損すること幾なるを知らず、仰ぎ冀くば、舊地久能山を賜はり、舊の如く安置し奉らん」と。家康曰く、久能山は、駿府の要害にして、府城の本城とも稱すべき地なれば、其請は容れ難し。他は請のままならん」と。即ち他を請うて許さる。今の久能寺のある所是なり。(駿府名君年代記) ○前將軍家康、始めて長崎の耶穌宗の主教官を駿府に召し、調を賜ふ。主教官名をアロワンシャルといひ、五月五日、^{西曆}長崎を發し、駿府に到り、家康に謁し、大に其の優遇を喜べりといふ。其狀を記したるものに云。

既にして駿府に達し、將軍に謁して、非常に禮遇を受く、凡そ將軍は、縉紳の禮拜を受くるも、一言の應答なきを例とすれども、此日は、親しく遠路來觀の忝き旨を述べ、其他、親睦を表するの語あり。已に退散せる後、將軍、主教官の尊嚴を歎賞し、諸重臣に語りて曰く、「彼は、日本・支那の諸師を統轄して、之が進退を掌る者なれば、彼をして長崎に居らしむるは、我國の便宜なり」と。又、進貢せし諸品を、宮中の婦女に示されしとぞ。此品は、如何なる物たることとを記されども、要するに、歐洲の珍奇たりしこと疑なし。奉教人は、皆天主の此の入觀に福せしを喜び、是より、教法の運を開かんことを希望せり。

此時、上野介、師父に厚く親睦の情を表せり。初め師父入観の日に當り、將軍の愛する某公尾張中將忠吉 逝去の報知に接すと雖も、之が爲に時機を失はんを恐れ、此日は使者を留め、事を秘して、訃音を上達せざりしとぞ。偕て此の逝去せし公子は、深く人心を得たる人にして、侍臣八人哀戚の情に堪へず、自ら屠腹して之に殉したり。

將軍は、類に主教官を稱譽し、上野介に命じて曰、「彼の師父、此の地へ來りし序を以て、江戸にも往き、世子に面謁せしむべし」と。上野介は、「主教官の意如何を知らざれども、彼已に長崎を發するとき、此の志願ありし由なれば、世子に謁することは、固より望む所ならん」と答へければ、將軍又命するに、近頃發見せし伊豆の銀山を一覽せしむべし、然るときは、吾が旅行に用ゐし船を借し與へ、且つ、著船す可き港を使令せんとの言ありしを以て、上野介は、此の旨趣を師父に傳へけるに、師父は、「恩命の忝きを喜べども、遠方周遊の勞に堪へ難く、且つ、銀山一覽は、職掌に係らざるに由り、恩免を蒙り、只、志願の如く、江戸入観を命ぜられよ」と請ひければ、將軍之を許容し、「然らばロドリゲス師に代らしめて、彼地を一覽して、其景況を主教官に告ぐべし」と命ぜらる。

江戸

江戸は、初め唯、關東の首府たりと雖も、今は日本全國の首府となり、京師を距ること二十二日程、駿府を距ること四日程、長崎よりは三百五十里にして、日本東方の國境に在り。豊臣太閤の死後に、前將軍全國を掌握し、關東を新將軍に譲り、駿府より時時往來せらる。市街の長さ四里、其の廣大なること、推して知るべし。將軍未だ日本の統領たらざる前は、格外廣大壯麗ならざりしに、千六百六年に當り、巨壁を築て城を遶らし、之に用ゆる職工、日に三千人なりしといふ。日本大小の侯伯、此地に壯麗なる邸館を構ふ。然れども將軍の居城に比すべきにあらず。其の居城は、九重の層樓を飾るに、黄金の薄板を以てし、其頂を尖形にす。園庭あり、回廊あり、臺閣あり、亭榭あり、砲臺あり、兵を列する地あり、其他の美觀、人目を驚かせり。江戸に達するに、一條の大道あり、幅員凡そ六十歩、路傍に數多の松樹を栽ふ、炎暑の時に際し、旅人其下に立て、涼を納るるに足る。又、所所に美術館を設く、是れ毎歲、新將軍、駿府に候

路傍樹

問するの便宜に備ふと云ふ。

富士山

又、途中に火山あり。高峻絶景を以て名あり。其の噴く所の煙は麴の如し。其地に達する前三日、已に其頂を見る。其形圓くして尖れり。實に壯觀なり。上より下に至るまでを、四層に區分す。第一層は常に雲に隠れ、第二層は雪に蔽はれ、第三層は樹木を帶び、第四層は山麓にして、其の廣きこと三四國に跨る。其中に、諸種の神佛を祠れる堂あり。日本人、深く、此山を崇尊し、八月には積雪全く消ゆるを以て、其の頂上へ登らんと、諸州の信者來り集り、夜中に登山す。白晝は、目眩して轉落の恐あればなり。是より、主教官並にロドリゲス師は、駿府を辭して江戸に發向し、將軍に謁し、尋で暇を告げ、主教官は、前日の路に就て長崎に歸り、ロドリゲス師は、船路伊豆へ廻れり。云云（クラセ「日本西教史」）

（大正十二年一月十六日脱稿）

本多邸の年賀

◆十三年正月元日、未申刻日蝕。大阪の使者、並に幕府の使者酒井左衛門尉家次、及び諸士、悉く駿府二丸の、本多上野介正純の邸に至り、年始の賀を述ぶ。前將軍家康出でて之を受く。是は去年十二月廿二日本丸炎上以來、家康移て此邸に在ればなり。但し、此地新年の諸恒例は、總べて省畧せられしとぞ。○二日、前將軍家康令して曰く、駿府へ材木運送の用意、諸國浦浦の舟相改むべしと、因て之を日記に記載せしむ。又、兵糧賣買の舟、堅く渡海致すべからざる由をも、厳しく觸渡さる。又、駿府本丸屋形は、家康の旨に依て、信濃木曾・紀伊熊野、及び伊豆山より大木を伐出し、運送は、參河吉田、岡崎、遠江濱松の人夫を召して、勤めしむべき旨を達せらる。（慶長政治録拔章・徳川實記・當代記）○四日、駿府城再營の斧始式を擧ぐ。凡そ今度の經營は、最も急を要せられ、本城・隍壘・殿閣ともに、同じく工を起すべしとて、紀州熊野・信州木曾等の諸山にも、各、人を派して、巨木を伐出ださしめ、豆州の山林へは、關東の人夫を遣はし、以て急に

駿府城再營

濱松掛川
岡崎再課
役

浅間の神
託

之を伐採せしめらる。(逸史・昭代記野史)而して今度の土木は、特に参・遠二州のうち、掛川・濱松・岡崎の役夫を徴して、其役に服せしめられしが、家康の意に謂へらく、「若し尋常の土木ならば、去年江戸城の經營に預かれる族、朝鮮信使の路次、饗應を務めし輩をば、免除すべきなれども、此役は之と異り、火災の後を修むるものにして、火災は時の變にして、避くべからざるものなれば、其の營造も亦、止むを得ざるに出づるを以て、其の服役の勞も亦、他の故を以て免すべからざる道理なり。然れば彼族も亦、宥恕すべき限りにあらず」と。遂に参・遠の二州に命じ、此事に預からしむるに至れるなりとぞ。(徳川實記)將軍秀忠江戸に在りて、駿府の再營を聞き、安藤對馬守重信を遣はし、江戸蓄ふる所の材木を以て、其の用途に充てんと請はしむ。家康聽さず。(當代記)○八日、駿府後園の女房等、駿府淺間社に詣でて、祈願する所あり、湯立をして神託を請ふに、火を穢すの咎あり、十日丑刻、再び火災あるべしといふ。(徳川實記)此に於て、下下の女房に至るまで、狼狽すること限りなく、或は荷物を門外に運ぶ者あり、或は避難の方を講ずる者ありて、唯、恐怖の念に打たるる者のみなき。然れども中には、神子の慢語を罵り、虚氣たる事をいふものかなとて、心にも止めず、嘲嗤ふ者も無きにもあらざりければ、駿府の人心は區區なりき。(駿國雜誌)○十三日、薄暮より雨ふり、終夜止まず。客歳冬より、雪は屢降りたれども、降雨なきこと、已に七八十日の久しきに及び、今夜始めて、此の豪雨を得たるなるが、特に駿河は、冬に入て後、雪も降らざりければ、早魃百日に及びしなり。(當代記)○去年春、駿府普請の時、高麗人の馳走として、閏四月歸城せしめられし、遠江・三河兩國の路次筋、懸川・濱松・吉田・岡崎の衆等、普請のため此頃みな駿河へ下りける。但し、兩國にて、

早

横須賀補
彌の臣走
る

田中の狩

良知惣右
衛門

遠所の衆は、去年八月まで、普請を務めける故にや、今年は、今に其の沙汰なしといふ。(當代記)○十五日、遠州横須賀城主、大須賀國丸の補佐、久世三四郎宣廣・坂部三十郎廣勝・渥美源五郎勝吉・寛助太夫正重等、相共に謀りての事なるべし。夜に乗じ、横須賀城を出で走る、是れ後見職大須賀五郎兵衛と軋轢せるに因る、いづれは權力の争ひより生じたるならまし。○廿四日、前將軍家康駿府を出で、放鷹して田中に到る。(野史・徳川實記・武徳編年集成・御年譜)駿州志太郡一色村の人に、良知惣右衛門といふ者あり。性篤實無慾にして、勢力を求めず、家康深く之を愛し、出でて鷹を放つごとに、必ず召して案内たらしむ。惟ふに、此日も亦従へたるならん。家康駿府城に在る時も、召出ださるること屢なりしが、一日、家康駿府城に在り、徒然のまま、惣右衛門を召して相談じ、自筆の書、並に羽織・薙刀等を賜ひしことあり。又或時、居屋敷十五石をも賜へり。惣右衛門素より風狂なれば、家康之に異名を與へ、御百姓家と呼びしといふ。

一日、惣右衛門泥鰌を藁苞に入れて、府城に参り献上せしを、君是を御覽ありしに、泥鰌は、概ね藁苞をもれ出でて、残り少なくなりたりければ、君大に笑はせ給ふ。扱て惣右衛門へは、御手自ら、金を粒にて、紙にも包んで給はりけるに、惣右衛門そのまま請けて袂に入れ、拜伏して歸る。然るに安倍川を渉るとて、轉び倒れ、悉く其金を失ひたるに、それも知らず歸りけるとぞ。(里人口碑・駿河志料)

惣右衛門の子孫は、代代惣右衛門と號せしが、家康の薨後は、毎歲四月十七日、久能山に参拜するを免されしとぞ。(家記)○二十八日、近藤貞用、神地を金指村野原大明神に寄附す。寄進狀云、

金指村野原大明神領之事

事蹟

合貳石六斗者

右之分兩宮へ寄進申候所實正也、爲後日仍如件。

慶長十三年未正月廿八日

近登介

貞用 花押

北條氏輝
遺臣

此書は、去天正十一年三月十六日、近藤秀用の寄附狀と共に、參州南設樂郡、東郷村の鈴木某の所藏にて、東郷村は、元金指村と呼びしといへば、遠州金指村には、關せざるか、暫く記して後考を待つ。○廿九日、前將軍家康駿府に在り、酒井雅樂頭忠世に命じ、武州八王子の士、十七人を選び、鶴松の家人となし、中山雅樂助信吉に屬せしめ、常陸國眞壁郡に就きて、三千五百石を給し、十七士に分配せしむ。鶴松は即ち鶴千代なり。此の十七士は、みな故北條陸奥守氏輝の遺臣にして、當時武功最も勝れたる者といふ。所謂十七士とは、山口六右衛門・山口九郎左衛門・山口惣兵衛・山口久兵衛・長市右衛門・横手市兵衛・岡部大左衛門・若林作兵衛・神田伊兵衛・嶋村孫右衛門・國分左太夫・國分權兵衛・加治長兵衛・加治忠左衛門・鈴木十左衛門・鈴木長右衛門・久下兵庫等はなり。(徳川實記) ○鍋嶋信濃守勝茂、駿府城經營の助役を命ぜらる。(徳川實記) ○此頃、諸國大名の、羽柴を冒せる者に、更めて松平の稱を賜ふこと、前後相繼ぐ。是皆な、駿府城より發する命にして、前將軍家康の意に出でしものなり。○去年冬、駿府城火災あつて後、駿府後閑の女房、阿茶局等五人に、諸大名の金銀衣服を贈る者甚だ多し。(徳川實記 當代記) 諸侯が幕府の大奥に諂ひ、務めて其意を迎ふるの弊端は、已に此に現れぬ。虎狼を挫く勇あるも、女房の勢を恐ること此の如し。抑も當時の諸大

鍋嶋氏助
役
羽柴を改
め松平を
賜ふ
内謁の始

駿府城上
棟
原谷郷開
墾

名は、領土保全の道、勢力維持の策、賞罰黜陟の決、皆な是より出づるとするか。○二月十四日、駿府本城の屋形悉く立つ、因て上棟式を行ふ。(徳川實記) ○二十日、遠州佐野郡原谷郷、原谷川沿岸の荒地開墾を許可せらる。其の詳かなることは、左の文書に依りて知るべきなり。

一宮嶋村・寺田村・桑地村・樞原村・本郷村・高山村六ヶ村之儀、河原成次第、田畑切起可申候事。

一右本村之百姓切起候共、高之外之而候者、新田百姓へ相渡可申者也。

一御年貢之儀は、來酉年より見立次第に、少宛納所可仕、但、役儀之事者、永代可爲不入者也、仍如件。

慶長十三年申二月廿日

奥平長兵衛 連四人

炭野村政所 參る

江戸の使
者至る

連名の四人は、奥平長兵衛の外、竹内久右衛門・水野甚左衛門・小出四郎兵衛等三人にして、掛川城主松平隠岐守の家臣なり。炭野村は、後世何れの地か、未だ詳かならず。(掛川志稿) ○此月、江戸幕府の使者青山圖書重成、駿府に到る。使者の趣詳かならざれども、普請見廻の爲か。家康尋で諸將に命じて曰く、今年仲夏の頃、將軍駿府に至るべければ、其前に、駿府城の經營を、悉く成就せしむべし」と。然れば此事も、使命の一なりしかといふ者あり。(當代記) ○廿九日、申終・酉頭、日輪二あり、但し、日影雲間に移るか、雲殊に緋なり。(當代記) ○三月三日、駿府城の經營を改め、殿閣屋舎は悉く瓦葺とし、家康の居室は、特に白臘を沃せしむることせり。(徳川實記・慶長政治録抜章)

駿府殿閣
の瓦葺

瓦焼場 此時瓦を焼きし所は、有渡郡大谷村にして、今も同村の瑞現山大正寺境内に、瓦焼場と稱する所あるは、此時の瓦焼場の、やがて地名となつて存するものなりといふ。(駿國雜志)

伊東祐慶 ○伊東修理大夫祐慶、駿府城の去年の火災を弔し、大中燭臺各二十、手燭二十を献す。(徳川實記) ○十一日、駿府城の土木竣工し、前將軍家康、二丸の本多邸を出で、本城に移らる。(野史・徳川實記・昭代記) 未尅移徙して、席未だ暖ならざるに、亥刻俄に雷鳴發り、霹靂天地を震撼し、之に次ぐに暴風雨を以てしたれば、殿閣動搖し、屋瓦散飛せしが、暫くにして止み、甚だしき害はなかりき。(當代記) 此日、諸侯、酒樽を献じて、移徙を賀せり。

傾城小銀を囚す

○伏見の傾城小銀、及び芹澤新平を、駿府の獄舎に投ず。先是、茲年正月の頃、小銀出亡して行く所を知らず、其主又一大に驚き、人を東西に馳せて搜索せしめしも、未だ其の形迹をだに得ざりしに、此頃始めて、九州は肥後國に在りといふを聞くに、小銀は、前將軍の領なる、近江國の守藏役の屬吏、芹澤新平の盗み出だす所にして、肥後は、小銀の郷里なるを以て、相共に逃下り、人里遠き山間に、假屋を營みて隠匿せしに、素より尋常の住居にあらざれば、忽ち人の怪む所となり、遂に露見するに至りしなりとぞ。既にして其報到りければ、家康命を傳へて、新平を搦め捕らしめ、併せて小銀をも捕へ、男女ともに駿河に送らしめ、以て府中の獄舎に投ず。或は小銀を評して曰く、容姿鮮妍、眉目秀麗、陵苑の妾にも恥づべからずと。(當代記) ○二十八日、有度郡廣野村に、三浦雅樂助といふ者あり。大御所家康の寵を蒙り、除地十石の居屋敷を賜はり、家康も屢、至り憩はる。庭中に「こしぶ」と稱する柿、樹あるは、家康の手から接穂せしものなりと傳へらるるが、此日死して大徳寺に葬り、月谿宗珊居士と追諡せり。雅樂助の子に喜

三浦雅樂助 鷹野村

平次といふ者あり、また深く寵せらる。喜平次庖刀に巧なりしが、家康これを稱し、遂に味知といふ姓を賜はりしといふ。喜平次は、樹林宗伯と號し、元和六年十一月死せしが、旗本の士三浦伊勢守といふは、雅樂助の子孫といふ。三浦家は、家康の薨後、毎年九月十七日、久能山に參拜し、柿、實を靈前に供ふるを例とせしが、此等の由緒に依るなるべし。(駿河記) 廣野公穀二百五十束、假粟百十七丸、海料准正税、貢諸鱗・

那賀神社

田禽・諸苔・怪石等と、總國風土記に見えしが、今も

海嶽・食鹽・松露は、此地の産なりと云ふ。○此月、大

久保石見守長安、釣燈籠一箇を、豆州那賀神社に寄進

す。燈籠は、六角形の黄銅製にして、高一尺三寸許あ

り。火袋は、一面の高九寸五分、幅四寸五分にて、中

央に上り藤の紋を印し、唐草を以て之を圍めりとい

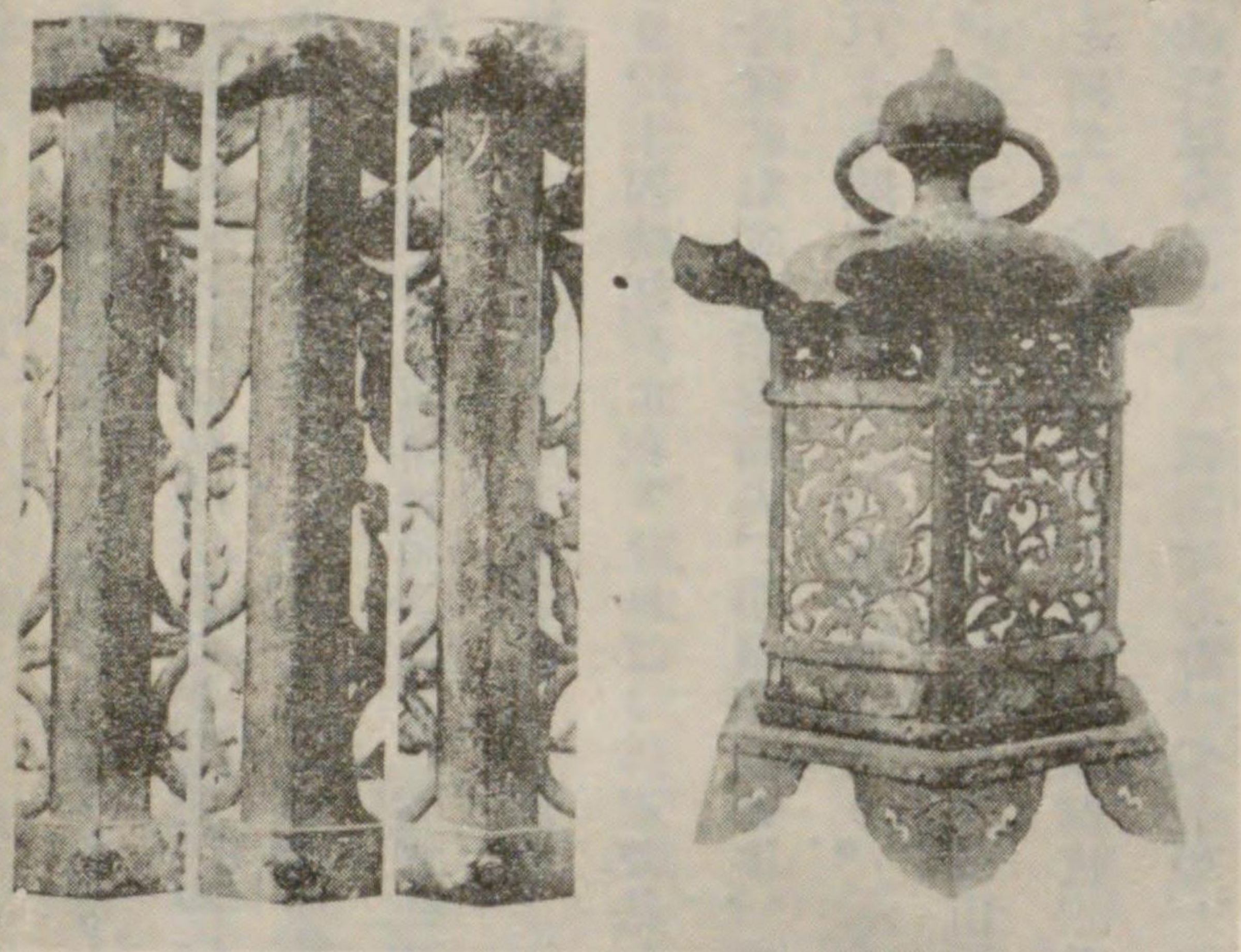
ふ。銘曰、

奉寄進 豆州賀茂郡那賀神社

慶長拾參戊申三月吉

大久保石見守敬啟

長安は、當時の金山奉行にして、一時勢力盛なりし者なり。○備前の池田利隆、其の二弟忠繼・忠雄等を率



釣燈籠圖

池田利隆

本因坊道碩

女房の園碁

烈風

北條氏盛卒

駿府の歌舞妓退去

ゐ、江戸よりの歸途、鎌倉を歴覽し、駿府に至り、前將軍家康に謁す。忠繼・忠雄は、此行共に將軍の前に於て元服し、偏諱を賜はりて名づけたる名にして、利隆も亦、二弟と共に、松平の稱號を賜はり、武藏守の舊名をも讓與せられければ、是より松平武藏守と稱すといふ。○四月十日、此頃、京師の碁師利玄、駿府に到る。偶、本因坊道碩駿府に在りければ、毎日烏鷲の戦絶えざりしが、三十番のうち、道碩の勝ち越すこと七番なりきといふ。(徳川實記) 後六月下旬に至り、道碩利玄同道して、京師に歸らしむ。當時、駿府内房の女性にも、多く碁道を解する者ありければ、家康は、毎夜その技を見て、慰とせりとぞ。先是、正月の比なりき、本因坊江戸に在りければ、將軍象碁を見たまふべしとて、京師より宗桂を召下し指さしめられしに、十日にして十番を指し、勝負相交はり、遂に持と成りぬ。但し象碁は、本因坊宗桂對揚なり。而して此頃江戸より駿府に上り、逗留したるなり。(當代記) ○二十一日、駿府烈風あり。民屋の傾斜するもの少なからず。(徳川實記) ○五月十八日、故豆州蒞山城主、北條美濃守氏規の子、氏盛卒す。年三十二、氏盛も亦美濃守と稱す。○二十日、駿府中の歌舞伎、並に傾城の輩、漸く其數を増加し、動すれば喧騒を生ずるに因て、前將軍命じて悉く退去せしむ。(當代記)

駿府町は、歌舞伎女、傾城多きが故に、喧嘩口論起る、追拂ひ申すべき旨、仰出さるる沙汰これあり。八月、安倍川傾城町立つべき由なり。云云(慶長政事録)

筒井定次
駿府に召さる

○廿一日、駿河府中風烈しくて、庶民の家屋倒るるものあり。(當代記) ○此月、伊賀國主筒井伊賀守定次、召されて駿府に到る。家康の疑を蒙りてなり。定次の功臣に、中坊飛騨守秀祐といふ者あり、前將軍家康深

伊賀國主
筒井定次
駿府に召さる

く之を悦び、召して直臣に准じ、南都の訟を聽かしめ、又、大久保石見守長安と、斷金の好あるに因て、和州邊公料の租税をも、沙汰せしめられしが、此頃、長安が附屬の代官等相謀り、長安が駿府の家屋を營作するに際し、秀祐も長安に媚び、同じく駿府に至て其工を助けしに、今春以來少しく病あるに因て、其子左近時祐を、伊賀國上野より招き、已に代りて、長安の土木に従事せしめんとせしを、定次聞て大に怒て曰く、「時祐は我が臣屬にして、幕府には陪臣なるに、公務を務めんが爲め、我が許可をも求めず、恣に駿府に赴かんとすること、甚だ謂なし」と、遂に之を抑留せり。定次性放蕩荒淫にして、常に大阪順慶町の宅に寓居し、狎臣七八人を従へ、損友大野道大等と、日夜淫會に耽れるが、伊賀國に在る時と雖も、老臣を見ることを悦ばず、日に山野に遊獵し、河流に逍遙し、毫も國政を顧みることなければ、國務日に月に陵夷し、士風また大に頹廢しける故、秀祐歸て其狀を視察し、駿府に至て悉に之を上言しければ、家康怒て之を召す。大に其罪を糺問せんとするなり。定次の狀未だ詳かならざれども、秀祐の一言に依て、直ちに之を糺問せんとするは、果して如何にぞや、小人の言、往往にして主聽を惑はすものあるをや。

五月、伊賀國主筒井伊賀守被召下駿府、是彼臣下中坊飛騨守と有云者、彼が依謔言、大御所甚不快、則伊賀守を被下江戸、其子細は、自去子年、彼飛騨守掛心南都、中坊奉公がましき事を言上しける、彼取次大久保石見守、依レ取申知行、少少代官を仕條、駿府屋作、爲代官役、組人人作事しける、彼飛騨息子元來繼父跡、伊賀守令奉公、飛騨此比令煩間、息子下駿府、右可致作事、由飛騨令下知、息子則可相下、由令支宅一カ處、伊賀守爲我家中者、間、下儀無用由、令下知押留之事、彼是少事令議言、と云云、彼伊賀守行跡、常に被官已下にも不對面、隠居山中

打鹿計、依之往不、可持家由、臣下兼思儲と云云、去正月、彼伊賀守家屋に種種有、怪異、正月二日に鹿入、臺所、容、又金銀藏并數寄屋圍爐裡門外門中、有之同時落と云云（當代記）

慶長十四年二月廿九日、雨、於伏見、中坊飛驒を殺害、是は去年夏、伊賀國主筒井を、於駿府、令、讒言者也、正、爲臣下、如此逆臣、不及是非、由、人皆誦之、惡まぬ者はなかりしか、忽蒙、天罰、歎逢、横死、其體者、伊賀守、被、官山中と云者、主牢人後、伊勢國九鬼長門守所居たりしが、舊友間中坊所へ来て、及、夜更、まで相語、其後、中坊は奥、の家に引入臥たりし、彼山中は、中坊息子と一所臥たり。何者の仕態にや、中坊首を二刀切る。家中者一同不知之、夜半に常に用藥をけるが時過、迄不言間、女房障子明見之ければ如斯。筒井伊賀守身上、此中坊依、讒言、相果し、かば、中坊、不慮、相果し事、伊賀守さ、そ心地よからめ。伊賀守は無足にして、當時江戸に籠居せらる。中坊害しける者、伏見町に札を立ける。其書に云、我は伊賀守、譜代之者也。爲、散、主君、鬱憤、中坊を切。此後又、中坊、男を伐べし。さて罷出腹を可切と也。（當代記）

暴風雨

○暴風雨日を重ね、林鐘に至て尙ほ止まず。○此頃、駿府在住の旗本武士等、日暮るれば安倍川の遊女町に遊び、酒色に耽り、夜の明るるを知らざるの風あり、老中等これを見て大に憂ひ、一日、家康に謁し、諸政を白したる後、近日諸士の行住云云なり、嚴に御停止の旨を仰出さるべくもや」といひければ、家康曰く、旗本の兒輩、我若し特に命じて、安倍川を不寝番すべしといはば、定めて怒つて我を怨むべし。然れども、一朝事あるに臨み、彼等は譜代の侍なり、其分をも顧みず、何ぞ然るやといはば、彼等は驚いて驅出で、慥に一方は防ぐべし。然らば我は勞せずして、よき不寝番を得たるなり」と、笑つて止みたりとぞ。（校合雜記）

駿府士遊蕩

筒井定次浪牢

丹波篠山城の圖

駿府城移徒

的應山正王城

淺間社の猿樂
駿遠の諸寺
駿府献上

呂宋へ報書

○六月二十日、駿府に於て、筒井定次の罪を斷じ、悉く其の所領を沒收し、其臣桃谷國仲と共に、藤堂高虎に預けらる。是より定次君臣、長く牢浪の身となる。○此頃、丹波國八上城主松平周防守康重、同國篠山の圖を製し、新舊の地圖を併せて駿府に獻す。先是、八上城主前田正利、狂亂にして國政治まらざりければ、其の領地五萬石を沒して康重に賜ふ。元來八上の地は、山陰道の要地なれども、其の地甚だ防衛に適せざれば、康重に賜ふに及で、是を壞ち、篠山に改め築くべき由を命ぜらる。此に於て康重其圖を製し、獻じて以て披閱を請ひしなり。○七月五日、駿府城の造營成り、わたましの儀あり。去る三日の定めなりしを、五日こそ大吉日なれとて、特に此日を撰びたるなりしと聞えたり。前將軍徳川家康は、已に此處を以て、永く菟裘の地と定められしが、此の造營成るに及で、新に城名をも擇びて、的應山正王城と號せしとぞ。一傳去年
（清水記）さるにても珍らしき名なるかな。何等かの據あるやう思はれざるにあらず。世に傳ふ、駿府城の築造は多田滿仲に始まり、名も敵應山松應城と呼ばれしが、後これを長子頼光に與へ、頼光は、之を其の次子駿河守に譲りたり（駿河國志）といふに依て見れば、家康若くは、是等の説によりて、思ひ浮べるにはあらずるか。○八日、駿州淺間社に於て、猿樂の興行あり。常陸介頼宣の催す所なり。（徳川實記）頼宣は家康の十子にして、慶長十一年八月十一日、元服を加へ、常陸介に任じ、從四位下左少將に叙せられし人なり。○九日、遠州の二諦坊駿府に至り、庖刀二・小刀二・いせき鞍一口を獻す。（徳川實記）先是、六月十一日、駿府の閑能寺、廿一日遠州の光明寺等、束本を獻せしことあり。其他諸大名にも、時服其外の物を獻する者多かりしが、事繁げれば略す。○八月六日、前將軍徳川家康、書を呂宋國に贈る。

日本國 源家康 報章

呂宋國太守 足下

芳書落手、卷舒圭復、如書面、從伊須波二屋爲呂宋國守護、渡海珍重至祝、如前前不可有疏忽、然而今歲被着船於相州浦川津、欣悅不淺、抑如貴國者、上下安寧、人民相親、諸邦懷其惠者也、本邦亦正法度、故無惡逆賊徒、雖然、本邦者於其地致無道者、悉可被誅戮也、次渡海加飛丹船中者心安申付也、貴邦方物、如目錄、納受、厚意難報、又、吾邦信物、雖爲薄物、以別紙獻之、遺餘期後音、不備。

慶長十三年 戊申 八月六日

(異國日記)

呂宋國

呂宋は、菲律賓諸島中、最大なる島にして、首府馬尼拉は、其の西岸に在り。當時は、此の諸島を總稱して呂宋と呼び、諸島の長官を呂宋太守と稱し、伊須波二屋國より派遣せる所にして、伊須波二屋國の領有たりしなり。初め、日本船の、馬尼拉到に至る者多きや、其の碇泊中は、船員と移住者とを合して、同市に滞在する者、殆んど千餘人に及び、騷擾を惹起すること屢なりければ、呂宋人、これを憂ふること甚だかりしが、また如何ともする能はざりき。然るに前太守ドン・ペドロの任に着くや、其の擾亂は、船舶寄港の數多きに因るとなし。書を我が日本に寄せ、船數を限りて、六隻とせんと請ふことあり、是れドン・ペドロより、徳川家康に送りし書にして、西曆一千六百二年六月一日、即ち我が慶長七年のことなり。其後、我が日本人の彼地に在る者等、一千六百六年と、一千六百七年と、二度相續きて、暴舉を逞うしければ、呂宋太守堪ふ

呂宋の書

る能はず、爰に再び使者を遣はして、其數を減ぜんことを請求せしにて、今年五月廿七日のことなり。

本國伊須波二屋之帝王、當國呂宋爲守護、拙夫被仰付、今度致渡海候、然ば前前於守護人、御懇意之段、令承知候、到我等、無御異儀候様可恭候、縱隔雲山萬里候、心中者非其儀候、彌彌可申談候、次又、拙夫此國參着之砌、當所數年逗留之日本人徒者共候而、所之騷亂罷成候之間、當年者壹人も不相殘歸國之義申付候、雖然、毎年渡海之商客、何も無疎意人等候之間致馳走候、向後別儀有間敷候、如例年、今年も黒船差渡候、則到關東可乘入之旨、安子申付候、併海路不任雅意候へば、日域中者、皆以御國之儀候之間、何所へ成共風次第可入津之由申付候、此加飛丹同船中之者、共御馳走奉仰候、兼又、貴國居住之ふらて之儀、如前前被加御哀憐候様、是又奉仰候、少進物以目錄申上候、奉表寸志而已、恐惶敬白。

慶長十三年五月廿七日

鈍、ろちりこて

朱印

びへいろ 判也(百書)

謹上

日本國御主太御所様

此書、唐紙高壹尺二寸許り、横貳尺許りに切りて、口五寸許りありて、總べて十二行なり。年月日名一行、當所一行、以上十四行、此他、進上の二字を一行に用ゐんか、然らば則ち十五行なり。上包、唐紙高一尺七寸許り、横一尺二寸許りに切り、二つに折て書を包み、上下を折返し、上書に、日本國御主太御所と書したり

事蹟

四三七

きとぞ、呂宋の使者、此の如き書二通を携へ到り、前將軍、並に將軍に獻じければ、家康乃ち、圓光寺元信和尚に命じて、報書を草せしめ、今日之を其の使者に與へしなり。返書を與ふると共に、又制札一通を送れり。

近年到^ル其國^ニ日本人、作^ス惡逆^ヲ輩者、如^ク呂宋[、]法度[、]可^キ被^レ致^カ成敗^ト也、於^テ日本^ニ無^シ隔心[、]任^セ此^ノ印札^ニ可^レ被^レ申付^ケ也、仍^タ狀^如件^ト。

慶長十三年戊申八月六日

呂宋國太守 足下

用紙大高に、立に書せりといふ。(異國日記) 惟ふに、菲律賓は、今突如來つて通信を求め、家康また、此の制札を與へて疑はざりしが、從來彼島は、我が國人と如何なる關係にありつらんか、暫く地方史の筆を轉じて其の概略を叙せんか。

南洋の日
本人

足利氏の末、朝鮮・支那を、騷擾せしめたる倭寇も、年替り星移り、朝鮮は、高麗朝廷亡びて、李朝之に替り、明國は、前政策を更め、海岸防禦に主力を注ぎたるが爲め、共に乗すべき隙少なく、日本國に於ては、織田豊臣の諸豪崛起したるために、彼の冒險者も、己が國內に於て、才力を伸ぶべき餘地を生じたるのみならず、自らも、力を以て掠奪するよりも、貿易に依りて、利を得るの勝るを知りたる等、種種の原因によつて、漸く其の寇掠は終熄したれども、然れども有爲の士の、内に逞しからざる者は、常に絶ゆべきにあらざれば、海外發展を希ふ者は昔にかはらず、爰に御朱印船時代を生じ、倭寇の燕去雁來の風をあらため、南

亞細亞地方に向つて、定住の地を求むるに至りぬ。

此時に當つて、明國は、海岸防禦の策として、夷を以て夷を制せんとし、頻りに我が日本人を援引して、其任を託しけるに、日本人また之に應ずる者多かりしは、天正十五年、讃州高見村の人十助等十餘人、福建省に至りし時、突然砲撃して、入來りし明吏を見れば、日本人多津屋儀平にして、其の指揮官も亦、日本人なりしといふにて知るべし。支那已に然り、南洋は如何にといふに、天正二年シヲコ庄五は、支那海賊李馬鴻の副將となり、フィリッピン群島を奪はんと欲し、六十二艘の船より成る、水夫二千人、兵卒砲兵二千人、女子千五百人、外に數多の工藝職人を乗せ、優に一國を經營するに足るべき大艦隊を率ゐ、(フィリッピン島誌) 先にフィリッピン島に定住せし日本人を、驅逐又は征伏したる西班牙人を襲撃し、十一月二十九日には六百人を引率し、「バランクエ」に上陸し、「マニラ」に向つて進軍し、數日間激戦し討死せしことあり。また同じき十年には、日本人タイフサ、船二十六艘を率ゐて、カガヤン河口に殺倒し、總督ロンキロをして、屢々激戦の後、遂に敵すべからざるを知り、自ら海に入つて逃れしめ、遂に呂宋の北岸、「カガヤン」に一艦隊を編成し、所所に堡壘を築き、全力を注ぎ以て、日本人を防がんとするに至らしめし事もあり。太閤秀吉の頃には、「ヌヴァ・ゼゴウイヤ」は、日本人の已に占據せし所なりしにも拘はらず、西班牙人の此處に植民地を樹立する者あり、日本人を壓迫すること甚だしかりしが、原田孫七郎といふ者あり、屢、「ムニラ」に往來して、其狀を見るに及で大に憤激し、秀吉に勸めて之を討平せしめんとし、秀吉も之を聞いて、大に計畫する所ありしも、朝鮮征伐に次で、秀吉の薨去に因て、其事を果さざりければ、西班牙人はまた恐るるものなく、

威を立て利を漁りしが、此間冒険なる日本人は、西葡兩國人と手を握り、櫂と櫓と刀とを用ひ、名を更め基督教の教名を名告りしも、彼等は其の力量と勇氣とを恐れ、一策を按じ、日本人を一定の區域に定住せしめしかば、此に始めて日本人殖民地を生じ、自治制にして民長等もあるに至りぬ。而して南亞細亞・南洋諸島中、苟も西・葡・支等の國人ある所には、必ず日本人ありて之と對抗し、若くは優越せる人口を有せざるはなく、慶長十一年の頃には、フィリッピンの首都マニラには、日本人の數已に三千人に達したり、されば西班牙人等、その此地の亂源となり、己が前途の危険を慮り、日本人の數を多くすべからずと論ずるに至れりしが、其慮りは遂に事實となり、慶長十四年、總督アキウナのマリウコ征討中、留守役ヲウジンシャといふ者、日本人は、亂暴無頼にして、島内の平和を亂すものなりとて、幾多の日本人を放逐せんとするに至れり、然るに其の日本の抵抗にあひ、西班牙人は、武器に依つて之を鎮壓せんとし、日本人は日本人を助け、將に大事に及ばんとせしに、前より日本人の豪勇無比を知る天主教僧の調停により、纔に事なきを得たりしが、是れ西班牙人の、フィリッピン島占領以來、最大危難の一として傳へらるる所にして、今、家康の與へたる制札を、彼等の請に應じたるものとすれば、大に諾はるべきなり。○十八日、勅使、駿府に至り、駿府城郭の經營を賀し、御太刀・馬代黄金二枚・緋子十卷、東宮よりも、同黄金一枚を、下賜へりといふ。(野史・逸史)

○征夷大將軍徳川秀忠、諸侯を率ゐて駿府に至り、駿府城の修築成るを賀す。秀忠は去る十三日、江戸を發したれども、烈風暴雨のため、路次に日を累ね、今日漸く駿府に着するを得たるなり。秀忠駿府に到るや、直ちに前將軍家康に謁し、長光の刀一腰・銀千枚・拾三十領・單物十領・帷子十領を獻じければ、家康悦ぶこと

勅使駿府に至る

將軍秀忠駿府に到る

諸侯獻物

斜ならず、厚く饗膳を供し、隨從の士土屋民部少輔忠直等、若干名にも料理を賜ふ。(徳川實記・當代記) 是より前將軍、將軍等・互に江戸・駿府兩府の間を往來し、諸侯も年年使者を遣はし、正を賀するに至る。(昭代記) ○駿府城成るや、豊臣秀頼及び兩傳奏、其他諸大名の物を獻じて、賀儀を述ぶるもの多し。(野史・逸史)

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 來國光一腰 | 黄金拾枚 | 右大臣秀頼 |
| 時服二領 | | 廣橋大納言兼勝 |
| 時服二領 | | 勸修寺大納言兼豊 |
| 助國一腰 | 白銀百枚 | 越後少將忠輝 |
| 國安一腰 | 白銀二百枚 | 越前少將忠直 |
| 白銀百枚 | | 藤堂和泉守高虎 |
| 黄金三枚 | | 本多佐渡守正信 |
| 蠟燭五百枚 | | 大久保相模守忠隣 |
| 蠟燭五百枚 | | 酒井雅樂頭忠世 |
| 蠟燭五百枚 | | 土井大炊頭利勝 |

諸侯進物 永井右近大夫・石川主殿頭・西尾丹後守・榊原伊豆守・遠山民部・城和泉等内に在り、之を執達披露せり。惟ふに慶長五年以來、進物の標準は、概ね定まりありて、年年の儀、これに準へるもの如し。

江戸將軍駿府御上之時

事蹟

八月十八日

一 腰

御太刀

一千枚

銀子

一 三 拾

御 裕

一 拾

御 帷子

八月十八日

單 物

此他、駿・遠に屬するものも少なからず、一二を擧げて例とす。

四月六日

一 壹

束 杉 原

遠州安寧寺

五月朔日

御 帷子

石川主殿頭

一 五

御 帷子

遠州よこすかの

松平國丸
石川主殿頭 外四人

五月三日

一 五

御 帷子

遠州濱松

松平隠岐守
松平左馬允

一 五

御 帷子

遠州濱松

和泉守 外四人

六月十一日

一 壹

束 一本 楯 原

駿 河

閑 能 寺
遠山民部少輔

七月九日

一 貳

包 丁 刀

遠 州

二 諦 坊

一 貳

小 刀

遠 州

同 人

九月七日

一 貳

御 小 袖

遠州横須賀

松平隠岐守
永井右近 外四人

九月八日

一 貳

御 小 袖

遠州横須賀

西尾丹波守
松平國

九月十一日

一 貳

し と 子

駿府詰衆

桑 山 鍋

一 三

御 小 袖

同 詰 衆

嶋 彌 左 衛 門

九月十六日

一 百

把 關 東 綿

遠江久野衆

久野三郎左衛門
榊原伊豆守

九月廿一日

一 一

束 杉 原

遠 州

永 井 右 近
か す い

江戸幕府時代

九月廿四日

一 一 束 那須紙 江尻 江成寺

十月二日

一 一 束 一本 杉原 横須賀 仙養寺

十二月廿六日

一 貳 御小袖 遠山民部少輔

十二月廿六日

一 貳 御小袖 小堀達江守

十二月廿六日

一 貳 御小袖 遠州濱松住 松平左馬允

十二月廿六日

一 貳 御小袖 遠州横須賀 松平國

十二月廿六日

一 貳 御小袖 遠州懸川 石川主殿頭外三人

十二月廿六日

一 貳 御小袖 遠州衆 久野三郎左衛門

十二月廿六日

一 五 御小袖 奏者番 永井右近外三人

十二月廿六日

一 三 枚 うちつき 駿府詰衆 小堀藤三郎

十二月廿六日

一 一 卷 段子 駿府詰衆 森左兵衛

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

十二月廿六日

一 一 奏者番 永井右近(當代記)

事物の變遷は、歲月と共に免れざれども、江戸時代に於ける、諸士進物の趣は、之に依つて畧ぼ窺ひ見るべし。○征夷大將軍秀忠駿府に在り、僧崇傳に命じて、呂宋への返書を草し、併せて之を清書せしむ。料紙は、本書・別幅ともに大高を用ひ、上包は、大高を二に折りたるものにて、本書は上書なく、別幅と合せて一包とせり。而して別幅には、鎧五領・長刀五柄と書したりき。(異國日記)○廿日、午刻、駿府城七重の天守上棟式あり。(徳川實記)天守の棟には、薄板を五色に染めたる幣五三或作本と、弓五二或作張に箭を番へたるを建て、將軍・前將軍共に天守に上り、上棟槌打の儀式を見しが、式尋で終る。天守七重の廣狹各、同じからず。今七尺を以て一間として計るに、概ね左の如し。

一 上一重 廣四間 褒十二間

屋根、唐破風、板鬼、板腰皆な白臘なり。

縣魚、並鱗逆輪、釘頭皆な銀なり。

鴟吻、熨斗板、逆輪鬼板テ金包ム之。

但稱物見段

事蹟

- 一 二重目 廣五間 褒六間 右同斷
- 一 三重目 廣六間 褒八間 右同斷
- 一 四重目 廣八間 褒十間 右同斷
- 一 五重目 廣九間 褒十一間 右同斷
- 一 六重目 廣十間 褒十二間 右同斷
- 一 七重目 廣十間 褒十二間 四面階有之

惣銅瓦、其頭は金を以て飾る。軒瓦は減金なり。惣天井組入、各、繪極彩色なり。上一重目より、六重目までは、四方に皆な欄干あり。

式畢て後、工匠の棟梁中井大和正次は、太刀一口、孔方千貫文、銀子八袋、一袋二十枚づつ入りたるを賞せられ、爵賜はりて守となりて、諸大夫に任ぜられ、以下の諸士の棟梁も、亦皆な太刀、折紙引出物賜はりけるが、島津右馬頭以久も、彼を助けたる功に依り、書を與へて賞せらる。(徳川實記)

政事録抜章云、八月廿日午刻、駿府七重之殿守、上棟有之、大工中井大和守槌を打、依之、爲賞從五位下大和守、叙任す。薄錢千貫文、銀八袋、一袋太刀一腰を給ふ、大工各、賜物有之、棟に五色幣三本、何も薄板染物也、弓二張矢を立、大御所并將軍家、天守に登り、上棟之儀式を上覽し玉ふ。抑、一重段、十間に十二間、但七尺間四方落椽、平椽有り。二重目、十間に十二間、四方椽有り。三重目、九間に十一間、各、四面に欄あり。四重目、八間に十間、腰屋根、唐破風、鬼板、何も白鐵にて作、懸魚、鰭共に銀、さかわ同銀、釘隠。五重目、六間に八間、腰屋根、破風、鬼板、懸魚、

釘隠、飾同前。六重目、五間に六間、腰屋根、破風、鬼板、懸魚釘隠、飾同前。七重目、四間に五間、物見の殿と云、天井組入、屋根銅瓦にて葺、金にて飾、鴟吻黄金、破風銅、逆輪銀、同鰭銀、懸魚銀、筋黄金、釘隠銀。

此殿守模様之事

元段、十間、十二間但七尺間、四方落椽あり。二之段、同十間、十二間、同四方有欄干。三之段腰根、同十間、十二間但四尺。四之段、八間、十間同、腰根、鬼板、懸魚銀、ひれ同、さかわ同銀、釘隠同。五之段、六間、八間、腰根、鰭、唐破風白鐵、何も、釘隠。六之段、五間、六間、腰根、鬼板、白鐵、懸魚。物見之段、天井組入、屋根銅を以葺之、軒瓦減金、破風銅、懸魚銀、ひれ銀、筋黄金、破風之さか輪銀、釘隠銀、鴟吻黄金、熨斗板、逆輪、同黄金、鬼板拾黄金。(當代記)

二丸の猿

○廿二日、駿府城二丸に於て、將軍秀忠を饗し、猿樂の興行あり。常陸介頼宣時に年七歳、出でて舞ひ、高砂・田村・楊貴妃・船辨慶・鐵輪・皇帝等、六番あり。足利三要・崇傳長老・梵舜等、侍して見ることを許さる。

秀忠を饗す

(徳川實記・武徳編年集成) ○廿五日、駿府本丸に於て、將軍秀忠を饗し、行平の太刀を引けり。(徳川實記) ○廿六日、駿府城に於て、増上寺の存應以下、淨土宗の僧侶を召集め、法問を爲さしめ、將軍・前將軍共に之

法問

淺間社の猿樂

を聞かる。之に與かる僧侶は、約そ百三十餘人あり、此時、大御所三條の血脈を受け、三日精進潔齋し、十五日之を行はるといふ。(徳川實記・當代記) ○廿七日、駿府淺間社に於て、猿樂あり、將軍・前將軍、共に臨みて見る。樂は翁・三番叟・加茂・通盛・熊野・鐘馗・千壽・重衡・天鼓・善知鳥・葵上・是界・自然居士・養老にて、觀世・寶生・金春太夫親子・金剛等、各、みな其技を盡せり。金春親太夫四番、觀世太夫、翁共五番。今春若太夫・寶生・金剛、此三人は一番となり。崇傳・三要・梵舜等も亦陪觀せり。(徳川實記・當代記) ○先に駿府在住の

町 駿府遊女

遊女は、喧嘩騷擾の媒なりとて、悉く退居を命ぜられし事ありしが、此頃更に又、一町を割き與へらる。

多 駿府殺人

(當代記) 或云ふ、此の花街の地は、往昔切支丹寺のありし址にして、家康の嘗て大久保忠隣に命じ、毀ちて汗地とせし所なりと。○此月、駿府市街に於て、夜陰に乘じ、往來の人を害すること屢、行はる。因て高榜を掲げ、屬託金を懸け、令して曰く、若し悪徒を認めて訴ふる者あらば、此金を與へんと。されども未だ訴ふるものなし。又、日日喧嘩ありて互に死傷に及べり。(當代記) ○前將軍家康、淺間山に登り、的を二町の外に架せしめ、巨銃を縦ちて射たるに、三發して三中せりといふ。尋で淺畑へ狩に向へり。(御年譜野史)

家康射的

唯稱寺開山靈學

○沼津驛眞樂寺の徒弟に靈學といふ者あり、吉原驛今井町に、唯稱寺を創め移り住し、勤行の傍、子弟を集めて、書道を指南しければ、郷黨の歸依益、篤く、寺運日に昌なり。此寺もと眞宗なりしかば、後寛永二年、靈學上洛して、木佛、並に祖師の影像を受け來て安置し、同十五年、再び上洛して、太子七高僧の眞影を受け、因て名を善空と改む。後正徳二年正月、又上洛して、蓮如上人の眞影をうけ、飛擔出仕を免され、同三年春、隱居し、四年三月朔日寂す。年六十七、善空は、越前の人、父を澤木左介といひ、九歳にして、西福寺溪譽和尚の弟子となり、受觀と稱す。師その穎悟を愛し、最も之を重す。慶長五年、師寂するに及で、其の遺言に従ひ、關東に遊び、下總の弘經寺に入り、了譽に道を問ひ、名を靈學と改む。居ること七年、同十一年正月、歸省の途、沼津眞樂寺に入り、寺僧了願の知遇に感じ、遂に眞宗に歸して、其の法弟となる。了願悦びて、庵を境内に營みて之を置く、靈學は、實に勤行絶倫、學德兼備の名僧なりしが、吉原に眞宗の寺なきを見て、此の唯稱寺を創めしなり。(寺記・町村誌) ○九月三日、征夷大將軍徳川秀忠、駿府を發し江

將軍秀忠歸る

清見寺の遺蹟

戸に還る。此夜、興津驛清見寺に宿せられしが、此寺には、昔より等持院將軍足利尊氏の像ありと聞き給ひ、就きて之を覽られしといふ。(徳川實記) 或曰、十八日、公、駿府より至ると。(逸史・野史) 清見寺の庭中には、御手接東榮柿・御手植臥龍梅・永昌柏・二龍松・御手居石等あり。此時のものにやといふ。又、御上洛の興あり、此寺の寶とするものなり。堂の左傍に、御成間と稱する所あり、今に存せり。是も、此時のものかといふものあり。(駿府政事録)

夫此禪刹は、世に名高く、前には江海渺渺として、清月禪心を照し、後には山嶺巍巍として、啼鳥鐘聲に和し、祖堂の四君樹は、朝鮮木にして、四時に花を結ぶ。其花形、毎毎に變れるゆゑ此名あり。臥龍梅は客殿の前にありて、枝の流れ丈餘尺、其側に垂絲梅あり、早春の頃は、匂ひ芬芳として、羅浮の夢に雪芳しうして、拂へども拂へども去らず。壽陽公主の粧あり。書院の庭中には、九段に落る飛泉あり、これを九曲泉となづく。庭の前の、牛石・虎石・龜石は、其形によつて銘するなり。什寶は、國初將軍家の變興・清見ヶ關の兵器四品あり、杙頭・抓子棒・鋌・眉尖刀などの類なり。其外寶器がすかずあり。常は清見寺の鐘を聞しと、三井の狂女が諷ふ鐘樓も、庫裡の前にあり。此門前は則ち、東海道にして賑しく、卿相の雲客、萬國の諸侯、多くは此等に駕を停て、詩を賦し歌を詠するもあり。云云(東海道名所圖會)

清見寺

足利尊氏の像有

尊氏自書地藏 上に自讃有

夢中有感通 今我盡尊容

利濟遍沙界 善根無處窮

觀應元年庚子七月六日

仁山書

(東海道中細見記)

事蹟

四四九

されば、清見寺の風景も、清見關の址あるによつて、益々其名を高からしめたるものなれども、其址に近く居て、其名を知られし者には、清見長者の如きものもあるなり。清見長者の、昔より連続して、永祿の比に至りし事は、當時の史に見えたれども、土地に就いて索むれば、其の衰廢に屬せし比の傳説も、今尙ほ地方には遺れるなり。

清見長者

永祿の比にや、清見長者に、二人の娘ありけり、姉を時雨といひて、妹を安奈といへり。姉は十九にて、妹は十六なりしが、何れ劣らぬ容色にて、姿貌の美しきのみならず、心ばせも亦優にやさしかり。其比、由比城主を由比美濃守と云うて、三男に、由比作之進重武といふを持ちたり。二十歳ばかりの頃、國主今川氏眞朝臣の近習となりて、府の安東口に住ひけり。一とせ國主氏眞朝臣、鳴津八木間の櫻狩を催すことあり、數多の侍臣と、馬なめて出立ちければ、作之進も供のうち之列りて、打群れゆくに、通行く路路は、上下貴賤、老若男女の別ちなく、家家擧りて、國主の花見行列を見んものと、おのがじさまさまに粧ひかざりて、路のべ近くうづくまりて、透間もなく眺めぬけるが、長者の娘二人も、此うちにあるける。

作之進は、同じ近習の誰彼と、馬上靜かに語らひ行く程に、ゆくりなく時雨を見るより、戀慕の心矢の如く起り、國主の館に歸りて後も、ひたすら思ひつづけて禁めがたく、日ごと夜ごとに、時の間も忘れがたく、沈みかちにて過しけるが、遂に堪へ兼ねてや、高橋權三郎といふ者して、一通の艶書を、二首の和歌をそへてぞ送られける。

露なみだうきとし月のかすかすにしげりぞまさる我思ひかな

わがおもひ人に忍ぶの露の色を見せじと袖につつむくるしさ

横砂

高橋は、これを請取りて、懐に秘めおき、長者の住むなる、横砂に至りけるが、思ふがままの隙もなく、さまざまに思

ひ廻らしたる後、時雨が腰元の某といふ女を頼みて、はつかに彼の艶書をば贈り届けける。時雨も之を見て、あはれとは思ふものから、返りことせんも恥しかくて、日數を経けるほどに、彼の高橋は空しくぞ歸りける。

爰にまた、小早川民部といふ者の子に、庄介頼則といふ若き者あり、素より高橋と親しき中なりけるが、或日、高橋これと出であひて、さまざまの浮世話の次で、若き女どもの品定めに向つるまに、時雨の容色氣質にも及びけるを、小早川は、聞くより、見ぬ戀に心をなやまし、聽て高橋に、その媒を頼みける。高橋その時の答に、其はいと易きことながら、我は、先に由比に頼まれたる事あれば、今更に、君の橋を渡すことは如何あらん、内内は能きに計はんが、表立ちての文は、他の人を頼めがたとありければ、小早川は、小里源藏といふ者に囑しけるに、時雨は之にも返しなざりけり。此方は由比、心ひそかに高橋の振舞を按じけるに、疑はしき事どもありて、専ら心を委ねかたきを推量りて、更に寺尾勝之助てふ者の、兼てより隔てぬ仲なるにより、一意に頼みけるに、快く諾ひければ、二たび、二首の和歌を詠みて託しけり。

戀わたる身のためしには横砂の松は幾世のちぎりならまし

いかにせむしのぶとすれど清見湯關路にまよふ戀をするかな

寺尾は、これもちて横砂にゆき、ひそかに時雨にわたせば、元よりいなむ心のあるにあらば、頓て返しありて、

契りてもあうて消なばみしめ繩ながき關路に名をやながさむ

おもひやるこころは空に浮立ていくへ雲井の行通ふらむ

又、一首よみ添へて、

草の戸にさし入る月をながめてもわすれもやらぬ人の面影

寺尾、これを持歸りて由比に渡せば、由比は、烏羽玉の夜の明けたる心地して、悦ぶこと限りなし。是より二人は、隔

てなく心を交はして、楽しく月日を送りけるに、幾程もなく、甲・駿の戦ひ起り、世は、俄に麻の如く亂れたる巷とぞなりぬる。(傳説)

息津川血闘

時は、永祿十一年十二月十五日、小早川庄介頼則民部は、八木間の組手に屬し、由比作之進重武は、横山の組手に屬し、何れも息津川原に出陣しけるが、由比は、甲州勢小山田備中守が家臣、南部又藏・八代仁左衛門兩人を討取つて、下川原へ引退くところに、八木間の組手にありし小早川も、甲州勢小幡山城守が組手と戦散して、八木間の組手と同じく、各、八木間へ引退きける所、庄助一人おくれて、後に残りたるに、計らずも川原にて、作之進に出會ひけるこそ轉けれ、庄介は作之進を見るより、日比の鬱憤胸を突いて起り、意恨遣る方なく、忽ちにして激しき言葉争とはなれりけるが、二人とも血氣の若者どもなりければ、國守の御大事、後に迫り居るともわきまへて、早くも庄介より切りかかり、作之進の之に應へて立ちあがるや、忽ちに渡合ひ、血を流して切結びけるが、作之進の技や優れけん、庄介はいつしか三四ヶ所の手を負うて、受太刀とぞなりぬる。折しも、庄介の友荒川助次郎・別所豊三郎等馳せいたり、味方打すとは何事ぞと、呼びつつ止めんとせしが、其時庄介は、已に左の腕を討落されし時なりき。豊三郎は之を見て、朋友の討死見のがし難しと、切つてかかるを、作之進は、唯一刀のもとに其頭を打ち落しぬ。助次郎は之を見て、庄介を肩にかけて逃げんとせしが、作之進はすかさず追つかけ、左手のかたよりあばらへかけて、切つて捨つ。助次郎の即死を見たる弟の助八、何かは以つて憐れべき、佐久間與七・津田與左衛門・大谷彌八等と驅至り、二もなく三もなく、突き込みざま渡合ひける。作之進は、川原表の戦より、引續きての渡合ひに、痛く疲れけるが、殊に三ヶ所もはや手負ひければ、終に助八に討たれる。云云(今川軍記殘篇) 後人二士を哀み、其のしるしにとて、松と榎とを植ゑけるが、其後四十年を経て、奥津川洪水の時、松・榎とも流れて、今にいたりては、其跡かたもなくなりぬ。云云(駿河記)

諸侯を饗す

○五日、駿府に於て、参觀の諸大名を饗し、常陸介頼宣、猿樂を舞ひ興を助く。樂は高砂・田村・楊貴妃・皇帝・船辨慶等なりき。○駿府の執政本多佐渡守正信、書を呂宋に送る。此書は去る八月廿三日、僧崇傳に依囑し、駿府西丸に於て草せしめたるものなり。文辭は畧す。(異國日記)

崇傳

崇傳字は以心、一色紀伊守秀勝の子にして、母は佐原某の女なり。永祿十二年生れ、慶長十年南禪寺に入り、金地院の住職となれり。今年始めて、家康に招かれて駿府に至りしが、十五年より、駿府の金地院に居り、寺社の事務を執り、又、外交文書を司れり、後、江戸芝の金地院住職たり。(寺記)

御伽衆民部卿法印卒す

○六日、御伽衆東條民部卿法印行長、駿府に在て卒す。年六十五、行長は紀伊守と稱し、伊豫守頼行の子なり。其先は、新羅三郎源義光が五代の孫、一條次郎忠頼の男、東條五郎高秀より出づ。高秀鎌倉の初に出で、右大將頼朝に仕へ、安房國にて二萬三千町の采地を賜はり、長狭郡東條に住し、遂に以て氏とし、東條と稱す。行長初め里見家に屬し、天正中、豊臣秀吉の招に依て出仕せしが、一年、徳川家康思ふ所あり、志水甲斐守・竹腰筑後守に命じ、行長を駿府に招かしめ、大に款待せしめければ、行長大阪に歸て後、秀吉の勘氣を蒙りしことあり。其後、復た駿府に至れるに、行長已に衰老したれば、家康命じて剃髪せしめ、民部卿法印に任じ、祿一千石を與へ、御伽衆に加へられ、此に至て卒し、大翁宗光と諡す。(徳川實記) ○十日、畿内・中國・西國・北國の大小名等、駿府城新築の賀を述べんとて、今日より駿府に到るもの、日に相續きしが、其の賀物の豊富なるは、實に目を驚かさばかりにて、白銀百枚、或は二百枚を土産として、添へ献する者あり。其の後れて到る者は、白銀二三百枚、並に蒔繪の長持五棹に、衣服等を入るものあり。或は白

關西の諸侯駿府に到る

家康江戸に赴く

可睡齋

畔柳助九郎

銀五百枚と、長持十棹に衣服・臥具を入れ、併せて献する者あるに至れり。此輩、尋で皆な暇を賜はり、江戸に至り、將軍に謁して、賀を述べといふ。(當代記)○十二日、前將軍家康駿府を發し、放鷹しつつ江戸に赴く。(徳川實記)○廿一日、遠州可睡齋住職宋山、駿府に到り、杉原紙一束を献す。蓋し駿府城の新營を賀するなり。(徳川實記)○畔柳助九郎武重といふ者あり、駿府の中間頭を命ぜらる。武重は參州の人にして、遠州味方原合戦のとき、功ありて扇子を賞せられしが、折しも降雨しきりにて、扇子の地紙悉く剝脱し、唯、扇骨のみ存せるを、翌日戦のとき、用ひて以て冑の前立物としけるが、偶、家康之を見て、武重に謂て曰く、「汝是を以て家紋とせよ」と、因て號して「バラ扇」といふ。其後某年、武重及び配下の輩等、高附帳を献せしことありしに、家康手自から、武重の帳に黒印を捺して曰く、「自今、苗字を畔と認むべきなり」と、是より畔柳と稱す。

○慶長十九年、大阪陣の時、敵旗の風に隨て飛散するもの、武重が杖く所の鎗にかかり、切るもの多かりしを、家康見て興あることに思ひ、名けて旗切といひしといふ。家康は、斯ることに趣味ある人と見えたり。(家譜)

駿府の諸侯江戸に赴く
懸賞求賊

坂宗僊

○此月、駿府城の移徙を賀して、集り來たる諸大名に、悉く暇を賜はりければ、諸大名また皆な、江戸に至て賀す。○駿府にては、此頃毎夜無頼の輩徘徊し、路人を殺害すること絶えず、由て賞金をかけて、其賊を求めける。(徳川實記)○十月、京師の醫坂民部卿法印宗僊、駿府に到る。當時、前將軍家康江戸に在り、宗僊到ると聞き、命を本多佐渡守正信に傳へ、宗僊に命じ、江戸に至て近侍せしむ。坂氏は、代代室町幕府に近侍せる醫家なれば、特に此命ありたるなるべしといふ。宗僊は、此後家康の命を蒙り、家傳の蘇合園藥

書を邏羅に遣す
掛川城主
加増
永樂錢を禁す

を調査すといふ。(徳川實記)○前將軍家康、命を本多上野介正純に傳へ、書簡並に甲冑を邏羅國に送り、其國の烏銃・鹽硝を求めしめしむ。(徳川實記)○十一月、遠州掛川城主松平河内守定行、新知三萬石を賜はり、其父隱岐守定勝も、四萬石を賜はり、父子の新知合せて七萬石に至る。(恩榮錄)○十二月八日、永樂錢の通用を禁じ、金銀錢取引の制を定む。

一 永樂錢壹貫文に、鏝錢四貫文づつの積りたるべし。但、向後永樂錢は、一切取扱ふべからず。金銀鏝錢を以て可取引事。

錢の種類

一金子壹兩に、鏝錢四貫文取引べき事。

一 鏝錢濫に撰ぶべからず。但、なまり錢・大われ錢・かたなし新錢・へいら錢、此外は、無異義取引べき事。

右條條於相背者、可爲曲事者也。

(春波樓筆記)

永樂錢は、去年十二月八日、日本橋高札によりて禁じ、今又、此令を布かれしは、未だ厲行せられざりしにもよるか。

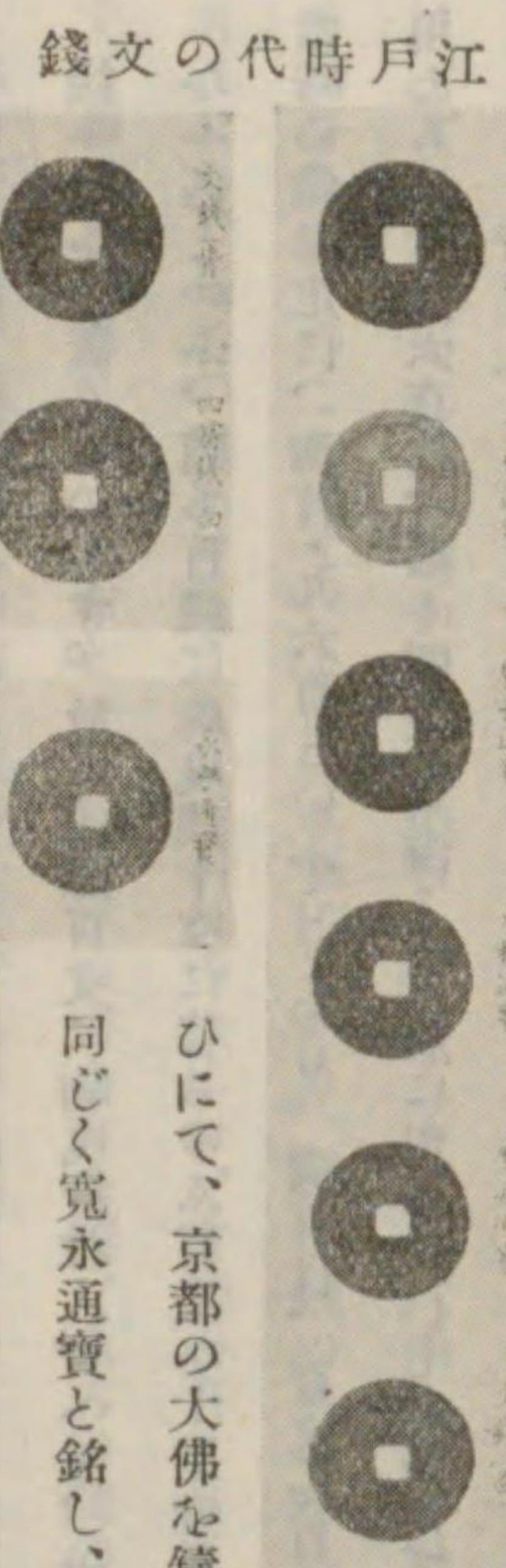
北條氏康の時、關東にて、永樂錢を用ふべしと令せられ、びた錢は上方へ上りしが、天下御一統となり、二錢取交て用ふ。しかれども、永樂一錢のかはりに、びた四五錢を當て遣ふ。是において、善惡をえらび、萬民安からず。よつて今年永樂錢を止め給ひし由、北條五代記にいへり。或記云、永樂錢一貫文、金壹兩と定め、金にかふる時は、百錢に一錢づつ除きて口錢とす。今以、所所に永納の年貢あるは、此の遺風なり。びた百錢に是を移し、永樂に一せんの一

錢の説

價を除て、九十六錢を以て通用とすいへり。(増訂武江年表)
 筆のすまびに任せて、少しく錢の閑談を試みむか。漢土にては、錢の濫觴を、女媧氏の時、棘幣を鑄、外圓を天に法り、内方を地に象り、輕重を以て値を定め、有無を通ず、銅を聚めて造るに起るとするものあり。(古今原始) 帝堯に始まるとするものあり。(積事始) 又、夏の代、九年の洪水あり、禹、歷山の金を取つて幣を造る。殷の時、七年の旱あり、湯、莊山に金を得て幣を鑄、以て並に民を救ふといふものあり。(事物起原) 而して之を錢と名づけしは、周の大公に始まるとす。(管子) 併も其の錢とは、如何なる意かといふに、錢に三品あり、金・銀・銅の謂にして、金は大判、小判、銀は銀錠の類にて、銅は即ち今の錢なり。錢の古字は泉にして、意も亦泉なり。即ち錢の世間を通行すること、恰も泉の地中より涌出して、四方を周流するが如しといふに取りたるものにて、錢字を用ゐるに至りしは、最も後の事なり。俗言に錢を「オ足」といふも、同じく泉の意にて、足は千里を行くものなればなり。

我國の史上、錢のこの見えしは、顯宗天皇二年、歲比登稔、百姓殷富、稻解銀錢一文(日本書記)とあるが始なるべし。其後、天武天皇十二年四月戊午朔壬申、詔曰、自今以後、必用銅錢、莫用銀錢、乙亥詔曰、用銀莫止(日本書紀)とあるは、銅錢の我史に見えたる始なるべし。持統天皇八年三月甲申朔乙酉、以直廣肆大宅朝臣麻呂、勅大貳臺忌寸八嶋、黃文連本實等、拜鑄錢司とあるは、是れ我が史上に、鑄錢司の見えし始なるべし。斯くて、文武天皇三年には、鑄錢司を置いて、直大肆中原朝臣意美麻呂を以て、長官とせられし事もあり、元明天皇元年正月十一日、武藏國秩父郡より、和銅を獻じ、尋て鑄錢司を置き、近江國に令し、和銅開珎錢を鑄造せられしことも見えしが、是より漸く鑄錢の事行はれて、豐臣時代には、大判造られ、徳川時代には、小判を鑄、小錢をも造られしものなり。

更に江戸時代に至ての錢を按ずるに、此の時代は、濫りなる外國通商を停止せられしにより、外國錢も絶えて渡らずなりければ、前に永樂、天正、文祿、慶長、元和等諸通寶ありと雖も、尙不足を感じ、爰に始めて鑄錢の舉ありしは、寛永十三年なり。此時の錢は、唐銅を以て鑄、徑六分五厘、重十一錢、目方貳分にして、文を寛永通寶といふ。これを寛永新錢と稱し、古錢の唐錢・倭錢に比して劣らず。銅性も善く、新舊併用ふるに支障あらず。寛永年中、清國康熙元年、多く眞鍮錢を鑄、康熙通寶と銘し、我國にも多く渡りしが、其後は絶えて渡らず、我國は、尙ほ錢の不足を感じ、寛文四年、執政松平信綱の計



江戸時代の文錢
 ひにて、京都の大佛を鑄潰して、彼の寛永新錢と、同形同質に鑄立て、文も同じく寛永通寶と銘し、唯、裏に「文」字を現ししを異とするのみ。是世に謂ゆる文錢なり。但し、之を寛永新錢に比すれば、銅質は少し勝り、厚は少し

薄く、目方は凡そ八九分なりといふ、其後、元祿、寶永にかけ、以後屢、貨幣の改鑄あり、素質漸く疎悪となりける。是と同時に、新錢も數多鑄られしが、同じく疎悪となり、文は同じく寛永通寶と銘すれども、固より比較すべきにあらず、即ち寶永五年には、彼の大錢なる寶永通寶あり。正徳五年にも、新錢を鑄られき。其後、享保年中にも、新錢を鑄られしが、元文四年には、更に銅に鍍雜物を交へ、裏に元字を印したる、鍍錢を新鑄したり。但し、此の已前、佐州に於て鑄たるものに、裏に佐字を印したるものあり。足尾銅山にて鑄たるものに、背に足字を印したるものあり。又、元文の鑄錢、及び其より已後、延享、天明の間に於て、江戸深川・大坂鍋地等より、數多の鍍錢を鑄出したれども、其の善惡は評するに違あらず。明和五年の比にや、勘定奉行松平伊豆守奉行して、鑄たる錢に、四文錢といふものあり。眞鍮にて徑八分、裏に青海波の文あり。浪の數四筋宛、重さ壹錢、目六分ばかりにて、平錢四文に代ふるものなるに、後の鑄立錢は、悉く小薄になり、眞鍮も悪しく、裏文の浪數も減じて三となり、徑七分五厘、重み壹錢、目三分となり、初の

四筋浪四文銭は、跡を晦ますに至りぬ。是れ蓋し請負人の所爲にやといふ者あれども、幕府の之を默認せしは怪し、而して當時は、幕府のみならず、諸侯にも鑄造するものありて、天明四年、松平陸奥守の鑄立てたるものに、仙臺通寶といふあり。方形の鎮錢にして、一文に通ず、編者の幼時、多くはあらざりしが、屢々他錢と併用せしを見しことあり。又鎮錢の四文銭もあり、眞鍮錢と同じく通用せしが、幼稚ながら、之を與へらるるとも、さばかり喜ばしくはなかりき。水戸侯も、寶永通寶を水戸城下に鑄たることありき。

駒曳錢

斯く數ふれば、倭製の錢にも種種ありて、悉く枚舉しがたけれども、別にまた、繪錢といふものあり、必要ありてか、又、戯に作りしか、年代等も詳ならざれども、其類一二には止まざるなり。曰く大國錢、曰く蛭子錢、曰く念佛錢、曰く題目錢、曰く福神錢、曰く紋畫錢、曰く藤丸錢、曰く駒曳錢等、悉く數ふべくもあらず。中に就き、駒曳錢には、一の傳説ありて、中古は、平錢拾文の間に、此錢一箇づつ交へて、串繩に差したりといふなり。

中古、錢百文を拾匹といふことは、古駒曳錢通用のとき、一枚を鏝十枚に替ふる例にて、鏝十枚づつの境に、駒曳錢一枚を入置くものとす。故に、鏝百文に駒曳拾枚入替へて、一串繩二百文宛なり。しかも此錢駒たるにより、一文を一匹といふ、廻ち百錢は駒曳錢十文に替るゆる百文を十疋壹貫文を百疋と唱ふるなり。云云（地方落穂集）

調百
九六百

當時の錢勘定に、調百・九六百といふことあり。調百は、百文を百文と數ふることにて、東國・北國・西國筋・田舎に多く用ゐられ、九六百は、多く關東・東海・上方筋に用ゐられしものにて、九十六文を百文と數へたるものなり。九六錢の説は、漢土にもあれども、そは暫く措き、我國の事を言はんには、關東管領上杉憲政の家老長尾某、豐なる世には、關道あること長久の政なれば、百文錢の内、四文づつ關道可然、且つ錢を遺ふに、調の數は、端錢勘定の不盡なるがゆゑ、九十六文を百とし、九百六拾文を一貫文と定めたり。又、信玄の臣、算法精しからざるより起る等と、説説あれども、素より據ある説にあらず。何れも確く信じ難き説の中にも、

鳥目

時代は不知、百文の錢を三ッ・六ッ・八ッ・拾貳・拾六・廿四等に割るとき、何れも端歩の不盡出る、九拾六文にして割れば不盡なく、通用自由なるを以て、九六に極め、又、天地の數、盈れば關ぐる道理、物の滿たるを嫌ふことゆゑ、四文を除き、旁・九拾六文を百と立てたるなり。云云（地方落穂集）

とあるは、稍、傾聽すべきにあらざるか。又、或曰く、錢を鳥目といふ、昔より久しき言ひ習はしなれども、其の起りは、古へ鳥の形したる錢あり、鳥の目と思はしき所に、糸を貫き用ゐたり。此錢、本朝へ渡りしは、神功皇后三韓を討ち給ひしよりのことにて、上古は本朝にもあり、因て錢の異名を鳥目といふ、（地方落穂集）と、然れども之を難する者は云ふ、鳥形の錢ありしことは、何れの世にか、古錢の書に見えず。神功皇后の錢を携へ來給ふことも、史には見えす。勿論鳥の形にて、鳥布といふ銘義字に書きたる錢、上古の錢の由にて、藏する人あれども、史には無し、併し鳥目と名付けしは、錢の形丸の内に穴ありて、形容鳥の目に似たる故、古來名付たる事にて、謂ある事には有間敷様に思はる云々と、何れに依るべきか。

家康歸る

○前將軍家康、江戸より歸て駿府に到る。蓋し去る二日、放鷹しつつ江戸を發せしなり、凡そ九月以來此に至るまで、家康の坂東に在て獲る所は、鶴六十四羽にして、鷹・鴨等に至ては、其數を知らずといふ。○十日、此頃、バンチャア國の商賈渡來しければ、今日召して駿府に至らしめ、家康床几に倚りて之を見るに、蕃

外商駿府
に至る

人みな拜伏せり。（徳川實記）是れバンチャア國より、特に家康に音信を通ぜしめんが爲に、差遣せる使なり。此國は、船著嶋にて、商船往來の地なり。（大日本史料）而して此のバンチャア國を、モロツカ群嶋中の、バ

チャン島とするものと、臺灣東部の、アミ蠻人の自稱なりといふものと、二説あり。因に、慶長十四年二月、有馬晴信、幕府の内命を蒙り、士卒を遣はして、臺灣に至らしめしことありと聞く。○廿四日、佐原監

林羅山文書の權を握る

物重成、從五位下に叙せらる。監物は、相州三浦の支流にして、遠州濱名郡吉備の人、佐原作右衛門義成の子なり。此時、系圖を上つて、姓を三浦に復す。○此歳、林羅山駿府に在り、前將軍家康の命に依り、講筵を開きて、論語集註、并に三畧を説く。是より以後、南蠻・阿媽港等に送る書牒の草稿は、悉く皆な羅山の手に成り、文書の權、始めて僧侶の手を去り、儒家に歸すといふ。然れども京師南禪寺の内、金地院の住職

崇傳文書の權を握る

崇傳の、召されて駿府に至りしも今年に在りて、家康大に悦び、日に昵近して諸用を務めしめ、外交文書は、悉く崇傳をして掌らしむといへば、悉く羅山の手に成るといふは信じ難し。況や、崇傳の外交文書、多く今

新金地院

羅山の宅地

に存するをや。崇傳は、慶長十五年、家康の、駿府に新金地院を作り與へられしより、家康の薨するまで此に住し、後、江戸に移る。而して羅山も今年宅地を駿府に賜はり、永く住して去らず、羅山の宅址は、安倍郡府中の四足に在りて、悉く田畠とするも、纔に三百歩許に過ぎずとぞ。

駿河文庫

慶長十三年、於駿府賜宅地、掌御書庫管鑰。(駿國雜志) 或云、是れ駿河文庫の始にして、此時の藏本は、凡そ一千部一萬冊ありしが、多くは江戸城内の、富士見文庫より移されしものなり。而して富士見文庫のは、また多く金澤文庫のなり。故に其外の書といへば、朝廷・公卿・諸侯・神社佛閣、若くは明・韓より集めて、或は寫し、或は收め、或は購ひたるものなりと。

又云、是年、林道春を駿府に被召、講館を作り、宅地を賜はる。四書・六經、及び武經七書を講じ、日夜顧問、書庫を司らしめらる。又云、道春をして、常に論語三畧を讀ましめらる。且、御文庫の管鑰を掌らしむ。(徳川禁令考)

華陽院

○駿府の府中寺は、智源院の舊跡にして、前將軍家康幼時の因ある寺なるに、此頃住職なければ、家康聞き

府中寺

て本意なき事となし、文慶といふ僧の、藝州廣嶋の淨國寺に在るを召して、住持とせり。文慶は、智源院の住僧智短上人の弟子にして、家康の幼時は、手習の友にて、他事なく相馴れし、小法師なりき。(社記) ○外

望月忠庵

科望月忠庵宗慶は、外科術の巧なるを以て聞ゆる者なり。家康其名を聞き、駿府に召して、食祿百五十俵を給せらる。此人、後、大阪陣の時隨行し、多く味方の負傷を療治して功あり。(家記) 又、片山與庵法印宗

片山與庵

哲といふ醫あり、仁術普驗の功に依て召され、常に家康の側に侍せり。(家記) ○京都に在りし、銀座の輩を

兩替町

駿府に移し、一丁目より四丁目に至る、四ヶ町の地を與へて、座人の宅地とし、二丁目に銀座役所を建つ。

片羽道味

後、慶長十七年、この銀座、江戸京橋に移るに及で後も、銀座附となつて長く存せしに依り、これを兩替町といふ。(駿河國新風土記) ○駿府の人、片羽道味といふ醫師あり。名醫にして奇人なり。常に銃獵を好み、鐵

砲を手にして山野を跋涉し、山野を以て家とすれども、一個の大頭巾あり、常に腰にして放たざりき。是れ

藥種袋なればなり。若し病者あり之を招けば、銃を携へたるまま、野より直ちに病家に到り、診察すること少

頼房中毒

時、彼の頭巾中より藥種を取出し、調合して服せしむるに、其效少なからず。幕府之を召すと雖も、敢て從

はず、況や自餘の諸大名をや、聘用せんといふとも、返書だに與へざるなり。或時、水戸侯頼房、雉子を食

して食傷し、苦むこと甚だし、因て直ちに道味を召さしむるに、道味直ちに銃獵より赴き、鐵砲を掲げ、草

鞋を穿ちながら、會釋をもせず、直ちに寢所に入り、容態を聽き脈を診し、曰く、「速に癒ゆべし」と。乃ち

大頭巾を探りて生姜を出だし、唯、一味を煎じて飲ましむるに、忽ち嘔吐を催し、痛苦立るに去りぬ。道味

鳥肉の食傷には生姜即效

之を見て、また銃を携へて野に赴きしが、是より人みな、雉子の食傷には、生姜の即效あるを知れりとい

ふ。或曰く、「獨り雉子の食傷のみならず、惣べて諸鳥の食傷に皆な效あり」と。道味の常に睦じくする者に、檜物師あり、一日、道味之に告げて曰く、「汝は必ず中風を病むべし、能く心を用ゐて可ならん」と、因て其の養生法をも教へけるに、檜物師頑固にして聽かず、曰く、「我何ぞ斯る病あらん」と。然るに其後遂に卒中風を發して、絶倒しければ、妻子等大に驚き、馳せて道味に至り、來り診せんと請ふ。道味憤然として曰く、「果せる哉、常に我が言を用ゐざればなり、今往て治せん」と、先づ使者を還らしめ、悠然として湯漬を食し、敢て急ぎ行かんとせざるなり。病家は待詫びて、使者の往返頻りなり。然れども道味は平然たり。徐に行水を終へ、衣服を整へ、其後往て藥を投ぜしに、生氣始めて回復せり。時に道味、家人に謂て曰く、「假令生きたりとも、手足は舊の如くなるべからず、命あるを幸とし、子孫孝行を怠るなかれ」と、此の卒中風頓死の妙藥は、後、大猷院家光に傳授せりといふ。(渡邊幸庵對話) ○飛鳥井宰相雅庸、駿府に訴へて曰、「加茂社人松下氏、蹴鞠を專にすれども、凡そ蹴鞠の業は、他人の專にする事にあらず」と。家康之を聞て然りとなし、狀を下し、後代の證とせしむ。(武徳大成記)

七月、此頃、京都に蹴鞠の宗家二あり、飛鳥井と松下なり。是の二家、互に免許を與へ來しに、近比飛鳥井家は、松下家に、其の謂なきを主張して措かず。松下家、また之がため屈することなせず、遂に之を駿府に訴ふるに至りぬ。然るに飛鳥井家には、昔、信長、秀吉より與へられたる、「飛鳥井家の外、鞠のゆるし不可出」由の、古き書付を有すれば、裁決は、飛鳥井家の理運に歸すべきは勿論なりと、世人は言あへりとぞ。(當代記)

天龍川の
漕運

○前將軍家康、天龍川の漕運を通ぜんと欲し、茲年、吉田了以父子に命じ、信州諏訪より、遠州掛塚に至る間を踏査せしむ。了以命の如く實地を經歷し、歸て其の成難き由を復命せりと、此説如何。或曰く、慶長十三年、吉田了以が、天龍川を決して、水害を除きたること、傳記に見えたり。蓋し近世の治水は、諸國多く、角倉と伊奈と、二人の遺圖に依るもの多ければ、天龍の河道定まりしも、亦此の二人の力ならんかと。

天龍川

おく山の岩間のしづく百舟のかよふかはといつなりにけん

富士川の
綱橋

○前將軍家康、交通の便を開かんと欲し、駿州富士川の上流に、綱橋を架せしむ。此橋は、西方庵原郡内房村の瀬戸嶋より、東方富士郡長貫村久須賀根或橋に至る間に渡せるものにして、河水の通ずる所は、纔に十六間に過ぎざれども、橋の長さは凡そ三十間に過ぎ、橋の高さは、水面上凡そ二丈五尺に餘れり。此川の兩岸は、岩石多ければ、竹繩を以て谿間中央に建てたる、大岩石の礎石に結付け、また此岸より彼岸に亘りて、竹繩八條を施し、其上に、九尺許に切斷したる竹繩を、隙なく横に結び、俗に云ふ繩簧の如くし、其の中央に、厚一寸、巾一尺許の長板一枚敷き渡し、橋の左右には、手摺の如く二條の綱を設け、又その對岸の岩上、橋下の大木より、此方の前岸橋上の大木に、一條の大竹繩を張り渡し、釣橋の中央より垂下するを、下より防ぐ要に供したり。

綱橋 釣橋、長貳拾九間、水上の間拾六間、西方岩原、三間張出、橋より下、水面迄二丈五尺許。

綱橋

此橋、富士川に架る。長貫小地名楠金或云橋場より、川西内房の内、瀬戸嶋に渡るなり。其橋造り、每歳八月、竹繩を作り、兩岸に岩石を多く積で、中央に題目石を掘建、彼竹綱四本を巻付けて、結付かため、此方の岸より、彼方の岸へ、

事蹟

八筋引渡し云云、慶長十三年、神君臺命ありて、橋を掛させられて、厥後、三度掛替させられけるが、元祿年中、朽失てより止といふ。凡そ、綱橋を渡るに、瀬戸嶋の西に、小股川と云富士川の分水あり、舟渡なり。往古は件の橋もなく、橋上内房と云處にて、舟越せしよし云傳。里民彦右衛門森家に、今川義元・氏眞、又は、葛山備中守等の文書を藏す。共に富士川越舟の事を載すと云、未聞（駿河記）

綱橋の構造、概ね此の如くにして、橋上を行くときは、惣べて動搖して、歩行する處は下にたるみて、甚だ危けれども、里人は巧みに行き、重荷を負ひ、木履を穿ちて過ぐるに、怖ることなしといふ。而して此橋の前に、富士川の合水、小股川といふ川あれば、渡船にて瀬戸嶋へ到り、其後橋に至るなり。又、此橋の架せられざる迄は、常に内房の橋上といふ所より、舟にて越えしといへば、以後は、大に便利を感じるなるべし、而して此橋の修繕は、毎年竹性の堅き時を計りて、即ち八月頃施すものにて、概ね九月・十月の交を以て、掛替ふるを常とす。嘗て法眼慶融、詠じて曰く、

うき橋よ竹のより綱打はへて小舟並る不二の河なみ

（夫木抄）

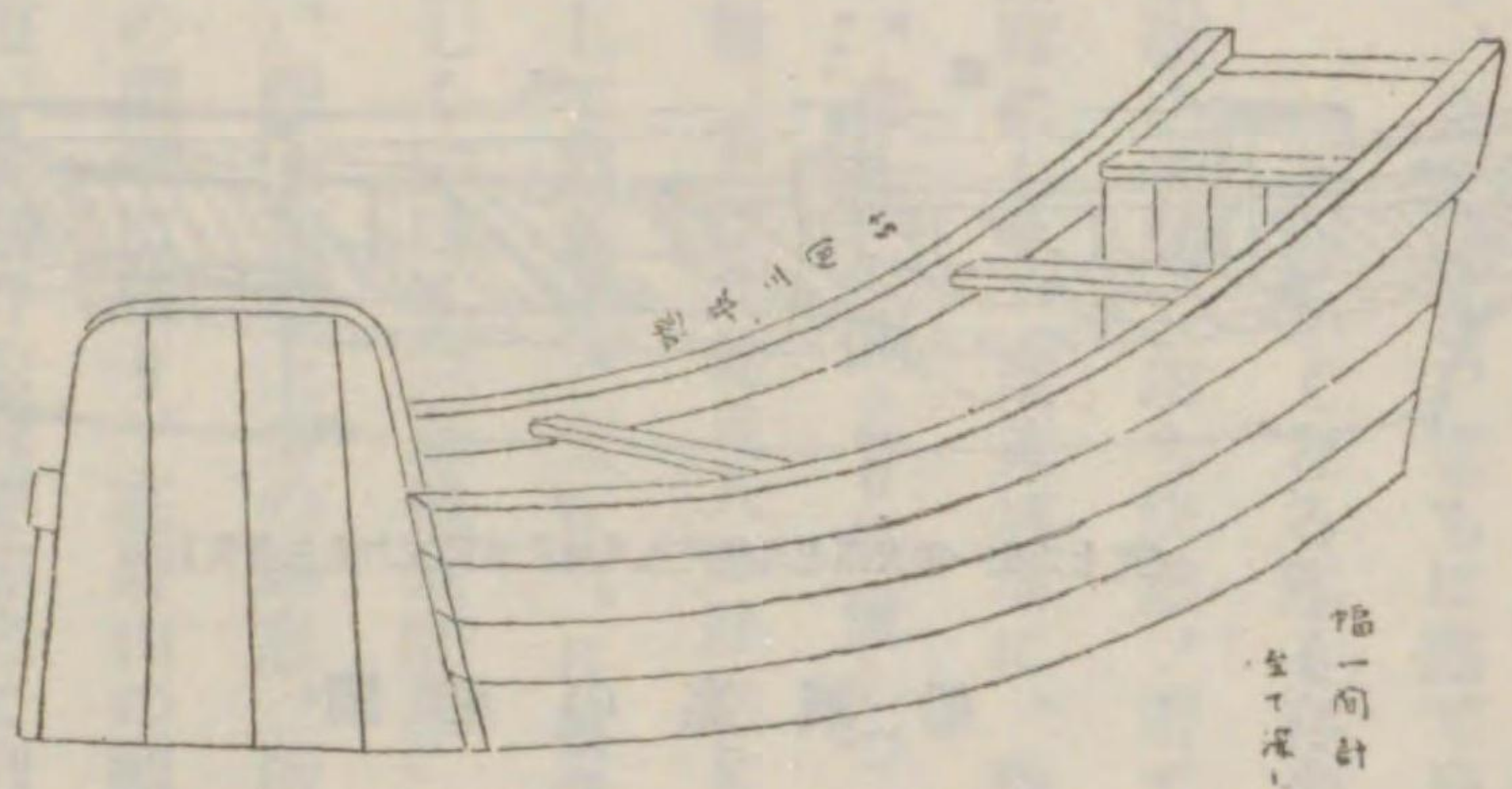
以て、此の橋邊の状を想ふべきなり。或云、「此の綱橋は、此後三度ばかり官より修理せられしが、元祿頃に至て廢止し、今の釣橋となれり」と。而して此の綱橋の下數里に、東海道富士川の渡船場はあるなり。

官道渡船

官道渡船、今は岩淵より、松岡の水神森ノ下に渡す。元は、是より下にて、渡船し、冬になりて、水涸れたる時は、くり舟にて渡すといふ。朝鮮人來朝のときは、舟橋を架す。又、鎌倉治世の時の通度を按ずるに、庵原郡蒲原より、富士郡砂山の麓を見通し、海岸に沿うて、川成嶋・鯨嶋・小須等を歴て、富士川を操舟にて渡り、砂山の麓見附に着きしと、按に、此の古道、天正の頃まで通度とせしと見ゆ。（甲國茶話）

富士川渡船

富士川の渡船場には、川會所といふもの二ヶ所あり、共に三間に二間半許の、柿屋根の家にて、吉原の宿末川前に在り、また、水主の出張所あり、筵張にて川原に設けたり。川取締役二人あり、望月彌右衛門・齋藤縫



富士川渡船の圖

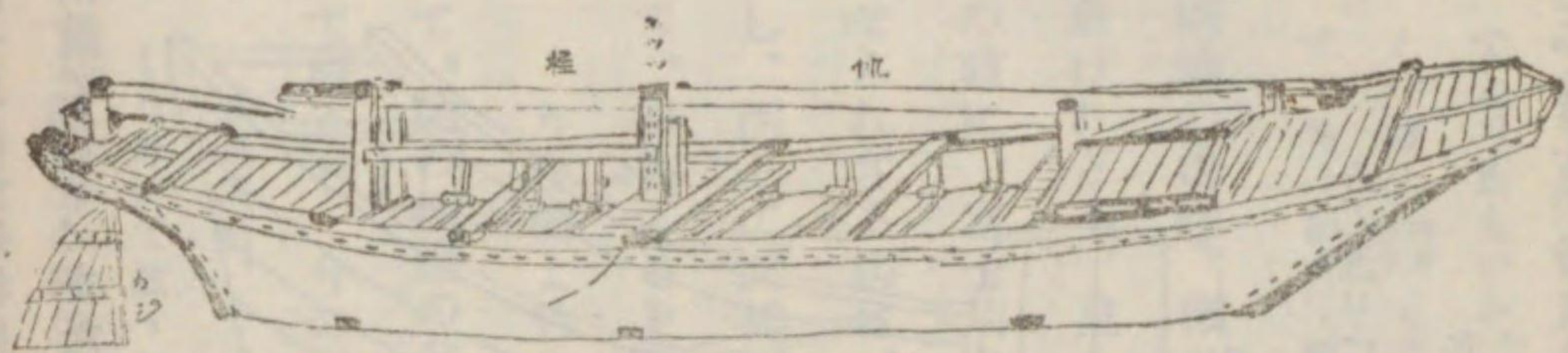
右衛門といひ、共に社村にて、此の會所に出でて事務を執り、下役七人あり、羽織を着し、出でて之を助く。船賃一人分三十六文。渡船の大きは、凡そ長五間餘・幅一間許なり。其外に、船二艘、水切船八艘を備ふるを、此川の常規とす。而して其船は、駕輿を載せ得るものとす。斯く渡船の法は立てりと雖も、流石に富士川は東海の激流なり、古來東西の行客を悩ましむるもの少なからず、冷泉爲村卿、嘗て江戸に下る時、來りて蒲原に宿し、明くる旦、出立つとしてしるしけるものに曰く、

夜あけて此里を出たつ、富士川の水深ければ、けふも蒲原までと、人々いひさわぐ、きのふやうやう安倍川を渡りて、けふ又、川水のみかさにとどめられぬるいといふせし。されど、富士の根を、きのふはれまに見めすれば、今朝立道の雨やうからん。ここに日をさへかさぬ。漕出てはるる高根をいつか

（東紀行）

凡そ、富士川番水は、正月より九月までは、常水を八尺とし、二尺餘増加すれば馬越留、三尺餘増水すれば

高瀬船



(尺七六丈一至尺八七自横尺九八丈八至尺三三丈三自長)

關東の高瀬船

步越留、十月より十二月までは、常水を六尺とし、二尺餘増加すれば馬越留、三尺餘増水すれば步越留を例となし、其の定、渡船六艘の内、三艘は毎年造替ふれば、畢竟毎年新古三艘づつとなるなり。又御船と稱する三艘は、毎年修復するを定とするなり。外に高瀬船十八艘を備へ、十二艘は岩淵村、六艘は岩本村の持となす。(れざめのすさび) 併も高瀬舟の史に見えたるは、元慶八年、令下近江・丹波兩國各造高瀬舟三艘(三代實錄)とあるを始とすべきか、和名抄に、舳字をあてて訓ませて云、舳者、艇小ニシテ而深者、和名太加世、俗用高瀬舟云云。東雅云、凡物の長短高卑を、せの長き短きなどいふことなり。船の底深ければ、旁高きものなり、故にたかせぶねといひしを、世人高瀬船などしるしぬれば、和名抄に斯くは記せり。云云 嬉逝笑覽云、東雅の説非なり、高瀬をさす船なれば、たかせといふなり。云云

一説、今年架設せる綱橋は、一に藤橋とも稱し、後、元祿中に至りて、朽廢せしかば、郷人更に釣橋を架す。(駿國雜志)

◆十四年正月元日、駿府城年始の賀儀あり。將軍秀忠特使を遣はし、己に代て正を賀せしむ。諸將また駿府・江戸に至りて賀を述ぶ。此日、家康は、美濃・尾張の國士等の、駿・武何れに於ても越年せざるを見て、頗る不快の色あ

駿府新年の賀

藤橋

大阪の賀使
駿府城詰初

りしとぞ。○大阪の使者片桐且元、駿府に至り、正を賀す。○二日、駿府城夜に入て詰初あり。詰終て後、家康諸士に告げて曰く、「吾、昨夜、輝然として齒墜つるを夢みたり。吉凶如何」と、時に觀世大夫末座に在り、之を聞き、直ちに詰て曰く、

落ばかくなる迄も存命て、猶いつまでかいきの松。

家康西上

家康之を聞て忽ち快然、着する所の肩衣を取て賜ふ。是より此詰吉例となる。觀世大夫賜はる肩衣は、其地諸麻にして、淺黄無地に、葵の紋つきたるものなりき。○七日、前將軍家康駿府を發し、西上して田中に宿す。參・遠の間より放鷹しつつ、尾州清洲に赴かんとするなりとぞ。(當代記・徳川實記) ○日蓮宗の僧常樂院

日蓮宗の僧追はる

日敬、及び其徒五人の法衣を剝ぎ、雜車に乗せ、東海道を引きて京師に送らる。沿道見る者相續き、巷評嘖嘖として絶えず。先是、日敬危辯を奮て、諸宗を誹謗すること甚だしく、中にも、淨土宗を罵詈すること最も

江戸城中の宗論

激しく、曰く、「念佛無間業」と。此事遂に幕府に聞えければ、去年十二月、日敬及び其徒五人を江戸城に召し、淨土宗増上寺の神息、所化郭山、大蓮寺了的と宗論を交へ、以て其の正邪を決せしむ。此日、大長寺原榮の選舉に依り、高野山の頼溪を以て判者とし、増上寺の源譽・慈昌、光明寺の洞譽・把薪、幡隨院の智譽・白道、勝願寺の圓譽等之に列座し、光嚴寺の專想を以て執筆とす。日蓮派は、常樂院日敬を上座に、上總の連源・和泉堺津の玄聽・同國同所の玉雄・上總の琳碩・同國の可圓等、次に從ひて坐し、以て淨土宗の諸僧に對す。而して前將軍の命に依り、來て傍聽する者も亦少なからず。僧侶には、天台宗仙波の喜多院運海・中院實尊・淺草寺學頭良雄・當住職宗寅・眞言宗大山の八大坊實雄・大穰の地福寺看譽・禪宗榮參寺の宗圓・青松寺の

麟昌・吉祥寺の泉龍等、威儀を整へて座に在り。武人には、上總介忠輝・浦生秀行・伊達政宗・淺野幸長・南部利直・新庄直頼入道・新庄直政・大久保忠隣・本多正信・成瀬正成・安藤重次・安藤重信・土井利勝・米津由政・土屋直爲・大久保長安。儒者には、林羅山等列席せり。席已に定まるや、増上寺郭山先づ論席に進む。常樂院日敬次で出でて之に對す。郭山は、三經無得道の誹難を以て、問題となし、論難應答三四に及び、常樂院遂に辭屈して應ふる能はず。俄に病起ると稱し、死したる眞似せり。因て更に其徒に問ふに、五人みな應ふる能はず。唯、赤面するのみなりき。

熟、此事の起因を按ずるに、初め、日敬の念佛無間業の説を唱ふるや、池上の日紹以下、能化六人は之を不可とし、念佛墮獄のこと、諸經論になきよしを書し、連署して之を幕府に献じ、又、身延山及び京師の廿一寺も、同じく之を書し、大久保・板倉二家に献じければ、幕府以て日敬が徒の邪説となし、遂に此に及びけるが、此の宗論に依て、日敬の説破れければ、遂に日敬等六人の法衣を剝取し、併せて之を面縛し、執政、法中の奉行本多上野介正純、其始終を録して、之を將軍に上聞せり。(鹽尻)

當代記云、慶長十三年九月、去比より、法花宗與淨土宗可有法論、由、自法花之僧常樂院類、被勸、京都の法花宗、内内不可然由被思けれども、常樂院不用之と云云

十一月十五日、去夏より有沙汰ける、法花宗・淨土宗・法論之事、今日於江戸新丸可被遂一決由也、淨土宗所化衆之中、廓山と云僧を被出相手、彼廓山問云、五乘齊入之天願は、三佛同證の所説如何、是三經無得道之意趣、法花第一の常樂院屈するか、又、存不相應の相手由歟、爲儀兵由存る歟、稱發病由令平臥、更に無返答、廓山

進而曰、前問雖未及返答、重而下一問、汝が義門擧て四十餘年、未顯眞實之一句に、或執て尋常頓咄宏言家之爲秘、依之、令會如來之正法、破私曲之邪義、夫未顯眞實之一文は、法華使有絲機、爲令生信受、若約佛意之邊者、五時半滿所説聊無嫌隔、故に無量壽經に法譬合説して云、井池江河、溪流大海、水性無差別と云へり、其上、汝依經之譬喩品には、我昔從佛聞如是法、見諸菩薩受記作佛と説、文句には、方等教中、聞大乘實惠與令不殊と釋す矣、是法花以前の諸經、眞實得道之明文に非る耶、如何如何、此時も常樂院無返答、廓山重而訶曰、常樂院不叶返答者、法弟五人相寄、一句道道と、再三難責、全如啞人敢絶言語、故に宗論之任、法義、常樂院并法弟五人之法衣請取之明鏡被遂勝利畢。

于時慶長拾三戌十一月十五日

判者高野山遍照光院 在判

右の法衣請取衆中之事

第一常樂院、第二上總連來源判、第三堺玄聽判、第四判玉雄判、第五上總琳磧判、第六判可圓判

法華僧の意

淨土僧の意

初め宗論起り、將に對決に及ばんとするや、前將軍家康、先づ法華僧を召し、問うて曰く、「汝、明日の對決に勝つこともあらば、寔に忌忌しき眉目なるべきが、さて負けたる淨土僧をば、如何にか處すべき」と。法華僧曰く、「彼の僧の首を刎ね、彼の宗を絶ち給はば、再び宗論起りて、上裁を仰ぐの煩もあるまじきか」と。家康笑て之を還らしめ、尋で又、淨土僧を召して之を問ふに、黙して答へず、家康強ひて問へば、曰く、畢竟宗論の起る所以は、各、その祖師を尊信するに依るなれば、假令彼等負けたりとて、深く咎め給ふにも及ぶまじ、唯、その儘に措きて、願み給ふべからず」と。家康忽ち顔色を變じて曰く、「我斯く切問するに、

汝殊更に情を飾て、實を白さざるは何ぞや」と。責問ますます急なり。僧曰く、「然らば答へん。凡そ宗論に負くるは、其宗の恥辱なり。故に其の三衣を脱せしめて可ならん。此の如きのみ」と。家康之を聽きて顔色和ぎ、心に以謂らく、「此僧神妙なり」と。因て膳を整へ饜して歸らしむ。其後、家康近臣に謂て曰く、「汝等明日の宗論は、何れを勝つとするか」と。近臣みな知らずと答ふ。家康曰く、「明日の論は、浄土勝ちなむ。日蓮僧は云ふ。「我もし浄土に勝ちなば、浄土の首を刎ねよ」と。是れ其言邪念に起りて、釋迦の法には似も付かぬなり。浄土僧は云ふ、「三衣を脱せしめんのみ」と。是れ出家相應の言なり。凡そ邪は正に勝たず、日蓮宗其れ終に敗れんか」と。斯くて宗論に及び、果して然なりければ、徳川氏の臣屬等、皆な其の明察に驚きしが、此後は、甚く宗論を禁ぜられしといふ。(徳川實記)

常樂院日敬は、江戸城中の宗論に敗れて後、如何にもして、其の恥辱を雪がんと欲し、平假名を以て書一卷を綴り、宗論の概要を述べ、弟子及び檀越に配布し、以て詳かに其の敗の敗たらざる所以を辨ぜり。大旨に曰く、

日敬敗論の辯

宗論の前日、何者か棒を携へ來り、突如吾を打擲して歸りぬ。是に依て、吾は心身惱亂し、病床に臥し、呻吟してありけるに、翌日病を以て辭すれども聽されず。強ひて召出され畢ぬ。嘗て駿府に在るとき、一書を足利學校寒松に送りたれば、浄土宗より、其答の到るを待ち、再び大に問詰せんと、兼て待ち居しに、卒爾の間に遭ふのみならず、前日懊惱の爲に心身錯亂し、問はるれども其意を解せず、唯、罔然たる間に、宗論決したれば、何ぞ浄土の勝といふべけん。云云

家康之を聞て曰く、「假令其身病苦なりと雖も、同宗の學僧五人ありしにあらずや、何ぞ一言の之に答ふることをせざる。又、たとひ難題の法問なりと雖も、今日に至るまで、文書の回答だになきは何ぞや、然るに、妄りに不道理の裁許と稱するは、愚民を誘きて、其心を亂さんと謀るものなり。其罪容し難きにあり」と。遂に之に及べるなり。思ふに日蓮派の法論、常に過激なるの致す所か。

日蓮宗追却

日蓮宗の追却は、唯此時に限らず。昔にも屢、之ありしなり。伏見天皇の御宇、正應・永仁中、屢、日蓮宗禁止の令を布かると雖も、其の宗風は猶ほ盛なりき。花園天皇延慶三年、院宣を以て日蓮宗徒を追却せられしが、終に斷絶に至らず、後柏原天皇大永四年七月には、山門の徒武家に訴へ、日蓮宗の黨を破却するあり、正親町天皇天正三年十月には、勅宣を以て、日蓮宗を宗外とせられしが、未だ衰滅に至らず、其の天正七年には、江州淨嚴院の法論に於て、日蓮黨閉口し、其徒多く刑せられたれども、一派の徒は、更に他宗に對し、法難すべからずてふ誓紙を獻じ、敢て屈する色なく、同年七月、甲州大恩院の法論にも、日蓮宗の僧閉口したれども、亦屈せざりき。此後慶長十八年十一月、東武に於て宗論の時も、日蓮宗の僧閉口し、一宗の僧誓書を獻するに至りしが、其の盛衰には關せざりき。

家康中泉に至る

○十一日、前將軍家康、遠州中泉の旅營に到る。中泉の代官を、大石十右衛門といふ。此邊公料の租税を掌り、又、旅營を守るを任とせるが、家康大に十右衛門を愛し、鷹の狩場に在りても、召して雑談を交ふるを常とせるが、又屢、十右衛門の亭に臨み、茶を喫するを樂とせり。又、國府八幡宮の神主に、秋鹿某といふ者あり、往古より、代代中泉に住せしを、天正の初め家康濱松に在て、中泉に遊獵の旅館を營むに及び、秋鹿氏を、中泉の久保に移り住ましめしが、此人また、後に中泉代官となる。(徳川實記)

中泉代官
大石十右
衛門
秋鹿氏

水牢

秋鹿氏の、中泉代官時代に於て、都田村に一の傳説存す。都田村に、須部谷澤金淵といふ所あり、水牢の蹟となす。昔、元和の頃、中泉代官秋鹿長兵衛の知行せし時、年貢の上納を怠りし者を調べ、妻子を併せ、極寒の時を待ち、水牢に投じたることありしが、水牢は此處なりといふ。霸政暴戻の記念物と謂ふべし。又、都田といふ名は、聞くに雅なるに、小地名にも之に類する名数多あるなり。丸山・鴨川・猿澤池などはいふも愚かや。尙ほ昔は此里を九重ノ里と呼びしと聞くをや、何か由緒の傳もやあると尋ねれば、昔、桓武天皇都を遷させ玉はむと思召し、所見立てしめ給ふ時、この地も其撰には入りしが、谷一つ足らずとて、沙汰止となれりとぞ。聞くがままにとどめ置く。

都田村

前將軍家
康濱松に
到る
義直就封
清水港地
域

○十三日、前將軍家康、中泉を發し、途途鷹を放ちつつ、濱松に到る。(徳川實記) ○十九日、右兵衛督義直駿府を發し、家康に従て、尾州清洲に赴く。義直は封に就くなり。(徳川實記) ○此頃、駿州清水港の地を檢するに、反別八町、高七十四石三斗四升二合ありて、其の定納金は、金十二兩一分を、船役金として湊より定納し、金七拾五兩二十五文を、此の土地より定納する所なるが、内金十八兩永二百八十五文は、江尻本郷より出だし、永二貫七十五文五分は、船作場・魚干場の定納とするなり。○世間相傳へて曰く、「此頃、豊臣秀頼、京都の大佛殿再興の議あり、片桐市正且元・雨森出雲守に命じて、之を掌らしめ、石川三右衛門・鑿場民部等に命じ、太閤蓄ふる所の千枚分銅を潰さしめ、後藤徳乘に命じて大判となさしめ、以て其の費用に充てんとするに、分銅一個にて、大判九百五六十枚を製すべく、又、四國・鎮西・中國の諸侯は、工匠の糧米として、二萬石・一萬石、或は五千石・三千石と、各、分に應じて大阪に運送すべしといふ。寔に天下無双の大事業なりと、告ぐる者、聞く者驚かざるはなし。而して此舉は、前將軍家康の勸誘に出で、家康の勸誘

秀頼大佛
殿再興の
議

は、大阪の金銀を、糜せしめんとするに在りといふ。

京都大佛
再興一説

一説、洛陽の大佛殿は、故太閤の企に依り、天正十六年、南都の舊規を模し、數年を経て成就しけるが、慶長元年七月十二日、大地震の爲に、佛像悉く破壊しければ、太閤命を下し、信州善光寺の阿彌陀佛を昇上せ、彼の大佛堂に安置せしめしが、其後、幾もなく太閤薨じければ、後室政所禪尼の命に依り、再び之を善光寺に送り還し、更に數百人の鍛冶・工匠を招き、數萬斤の銅鐵を用ゐ、以て佛像を作らしめらる。既にして功積み佛成り、將に頭首を鑄懸けんとするや、如何しけん、鐵火散じて佛像の胴中に入り、忽ち結構の材木に燃移り、火勢漸く盛に焼け上りければ、上下大に驚き、周章狼狽、速に之を消さんとて、手を振り、足を空に走り廻れども甲斐なく、徒だ喚き叫ぶのみ、折しも魔風吹き起り、頻りに火勢を煽れば、暫くにして大殿に移り、復た手を下さん術もなく見ゆるより、奉行・棟梁の工匠は、いふにも及ばず、洛内外の貴賤・緇素に至るまで、天災の猛火に胆を焦し、唯、茫然として見物するに過ぎざりき、數年の善根、時の間に焦土となりぬるは、徒事ならじと、怪む者も少なからざりしが、詮方もなく、大佛殿址は、荒涼たる原野となつて、唯、礎のみを存し、多く年所を経しを、一日、前將軍家康思ふ所あり、大野修理亮治長・片桐東市正且元を召して曰く、「故太閤數年の功を積みて、建立し給へる佛像も、今は其佛だに見がたし。或は地震のため壞れ、或は火災のため焼かるとはいへ、前生の積惡を告げ、當來の凶事を示すにあらざるか。若し然らば、一には太閤へ孝養のため、一には幼君安穩のために、大佛の再建然るべきにあらずや、汝等以て可となさば、速に汝が主に計れ」と。秀頼・淀君も、之を聞て然りとなし、遂に此の再興の議あるに至れるなり。然れども、世人は之を評して云ふ、大阪に金銀財寶を多く蓄へらるるは、失あつて得なき故に、大佛殿再興あれば、金銀諸民の手に渡り、天下の滋潤ともなり、且は、無益の貨多きは、却て殃をなすものなれば、斯くは謀り給へるなりと。

此の末文の評は、家康の、口に蜜あり、腹に劍ある姦策を、極めて婉曲に評し去れるものといふべきなり。

地方管理 〇二月二日、地方管理の法を、郷中代官に頒たる。

覺

一何方も、知行悪敷持成候地頭へは、一應も二應も理り候て、其上悪敷持候人をば可申上之、并明知行之義も、其觸口之役人受取、其最寄代官可申付事。

一郷中にて、百姓等、山問答・水問答に付、弓鐵砲にて、互に致喧嘩者あらば、其一郷可致成敗事。

一井堰築候人足之義は、手寄次第、何も郷中不殘雇候て、爲築可申事。

一御藏入之高不足之所は、先繩打之者に、大久保石見守・板倉伊賀守・米津清右衛門等差添、水帳を以、一同竿入致し、不足之處をば引取、有高を以可定事。

慶長十四年二月二日

〇十一日、前將軍徳川家康、其子右兵衛督義直と共に、尾州より駿府に還る。(徳川實記) 義直就封の儀を終へて歸るなり。義直は、家康の第九子にして、母は志水氏、相應院と稱す。慶長八年正月、四歳にして、甲州廿四萬石を賜はり、十一年八月元服し、從四位下右兵衛督に任じ、十二年閏四月、尾張に轉じ、美濃・信濃を合して、六十一萬九千五百石餘を領し、此に至て封に就き、清洲を居城とせり。〇此日、常州笠間城主、小笠原和泉守吉次を召し、駿府に上らしむ、吉次は、故尾州侯薩摩守忠吉が第一の老臣なれば、今後の事を、問はるることあるに因るかといふ。(徳川實記)

一説、清須兼有識者、可被改之として、清須年寄兼駿河被召連、從駿河、小笠原和泉守于時下野、可上由被仰

遣、此以前清須儀、好悪可被糺由付如斯。(當代記)

坂東諸侯正を駿府に賀す

〇家康の駿府に還るや、坂東奥羽の大小名等之を聞き、駿府に至て、歳首を賀し、物を献する者多し。而して伊達右少將政宗は、脇差二腰・良馬二匹・黄金百枚・純子唐織の夜具十襲を献すといふ。政宗は、尋で松平の姓を賜ひ、陸奥守と稱せしめらる。當代記は年始の禮をのべ、其狀を記して云ふ。

於駿府、伊達政宗進物事、金子百枚、馬二疋、脇指二腰、小夜之物、書籠拾、以上、其外、女房衆五人え、金五枚宛被出、頃年、從女房衆萬事言上、男子より言上の事、大小共不成間、女房衆賄賂不レ可勝計、又、男方之衆三四人え、銀五十枚宛の贈物也。

此度、伊達政宗を、松平陸奥守被改名、始の名は羽柴越前守たりしを、唯今如此也。

家康年始の祝物を賜ふ

當代記の綴方、意味ありげなり。〇家康、諸子の母、阿茶局等五女に、各、黄金五枚づつを賜ひ、又、老臣、及び松平右衛門大夫正久・秋元但馬守泰朝・板倉内膳正重昌・榊原内記清久等には、各、銀五十枚を賜ひしが、其他にも、之に准じて、年首の贈物ありしといふ。清久後に照久と改む。〇前將軍家康、駿府代官彦坂九兵衛光政に命じ、駿州南北矢部村、其他諸村に印書して、荒地の開墾を奨励せしむ。

矢部村開墾

南矢部村・北矢部村・今泉村・岡清水村

右之村、あれ地の所、其方手柄次第、成候ほどおこし可申候、役等の義は、ゆるし可申候、以上。

戊二月十一日

彦 九兵衛

新田百姓中

事 蹟

四七五

頼宣を封する儀

○十九日、本多上野介正純、使命を受けて江戸に赴く。是れ常陸介頼宣を封じ、駿・遠・参のうちにて、所領を與へんが爲の議なりといふ。(徳川實記・武野燭談) 正純この行、家康の命に依り、關西大名の質子を検し、

日蓮僧刺る

之を江戸に集むとぞ。○二十日、日蓮宗の僧日敬等、京都に送られて後も、淨土宗を誹謗して止まず、前將軍の命により、其徒連源・玄聽・玉雄・琳磧等、みな刺らる。殊に琳磧は、悪口甚だしとて、深く刺られたれば即死し、日敬等丹波へ逃るといふ。(武徳編年集成)

一説、去年可有_キ宗論_ニ由、曰く、法華宗常樂院、此度從_リ江戸_ニ京都_ニ被_レ上、一昨日十八日京着、今日洛中小路小路被_レ相渡、其上耳鼻_ニ。相從之法花宗上人、上總國連源・堺之玄旌・同玉雄・上總國琳磧・同可圓、此五人も被_レ渡_ニ洛中_ニ、是は鼻計_ニそがるる、其後、右之六人之衆、耳鼻_ニをぎし後被_レ追放_ニ、彼弟子五人内、餘強_リ鼻_ニをかきけるにや、當座壹人死、京中廿一ヶ寺、法花寺へ。大御所仰出に曰、不_レ組_ニ常樂院_ニ、念佛無間と不_レ申_ニ由、書付て於_レ上_ニ之者、不_レ可_レ懸_ニ其咎_ニ由、下知し給處、法花寺上人謂云、此度法問は、曾不_レ申出、是は理不盡御沙汰問、書付上問敷由言上、然、法花寺可有_ニ斷絶_ニ由也。常樂院洛中被_レ渡_ニ時、法問者不_レ出_ニ言_ニ無_ニ勝劣_ニ、是者以_ニ儀兵_ニ被_レ行_ニ之間、不_レ及_ニ是非_ニとて、色の吐_ニ放_ニ言_ニ云云、又曰、京都廿一ヶ寺、法花宗、右之常樂院と不_ニ一味_ニ、念佛無間由不_レ申_ニ旨、書付可_レ上_ニ由、類從_ニ所司代_ニ被_レ譴責_ニ、努_ニ努_ニ書付不_レ可_レ上_ニ由雖_モ存詰_ニ、渡_ニ世習_ニ歟、廿八日如_レ右_ニ書付_ニ上_ニると。云云(當代記)

琉球征伐

○此頃、關東より駿河に至り、登城して年頭の禮をのぶる者多し。○廿一日、嶋津大隅守家久、臺命を蒙り、兵を出して琉球を征すといふ。(徳川實記) 先是、徳川家康、軍職を秀忠に譲り、自から駿府に老して後は、天下の政治、悉く江戸の沙汰に出づと雖も、大事は、尙ほ家康に決する所多かりしが、近頃、家久參

天下の大
事駿府に
決す

親して、江戸に在るにより、命を江戸に傳へて曰く、「嶋津家久叛國のとき、駿府に登城せしむべし。親しく議すべきことあり」と。是に由て、家久、此月の初め、勤番の事終り、國に歸るに當り、駿府に到り、先づ本多佐渡守正信に就て、其由を告ぐ。正信直ちに之を上言すれば、家康命じて、速に登城せしむ。家久、頓て正信の執達を得て登城すれば、家康出でて之を見、先づ在番の勞苦を慰す。家久も亦家康の健康を祝すれば、家康悦ぶ。

家康琉球
征伐を家
久に命ず

須臾にして、家康曰く、「熟_ニ惟_ニふに、琉球はもと朝鮮の屬國なるに、近頃自立して國を起し、朝鮮にも從はず、我國にも朝せず、唯、時に商船を送るのみ、朝鮮だに已に使者を派し、貢物を捧ぐるを、琉球の小國にして、尙ほ何ぞ此の如くなる。之をしも措て問はずば、我が國威を損すること大なりと謂ふべし。此故に、今、彼國を征し、其罪を糺さんと欲すれども、顧みれば我國久しく戰亂相續ぎ、干戈横に動き、萬民塗炭に陥りしに、此頃纔に無事に赴き、民庶少しく肩を憩はんとするところ、今又琉球を征せんとて、國中の兵を動さば、上下士民の苦となることは明にして、國を治むる者の憂も、亦之に過ぐるなし。因て惟ふに、彼の國は、さばかり強大といふにもあらねば、足下一人の力能く之を辨ぜん、足下の國、幸に彼の國に隣接し、僅に一衣帶水を隔つるのみなれば、敢て足下を勞せんとす。足下諾するや否や、功若し成らば、恩賞は請に依るべきも、また嶋津家の眉目たらんか。然れども若し疑懼する所あらば、九州の族をして援はしむべし。足下以て如何となす」と。

家久叩頭し、謝して曰く、「天下の諸侯多き中に、特に某を選びて、異國征伐の大任を託せられしは、洵に

家久約後
事征琉球

武門の面目、弓矢の冥加、之に過ぎずと謂ふべし。請ふ謹て台命を奉ぜん。抑も琉球は、貧弱の小國なれば、之を征せんに、天下の兵を動かし給ふは、素より鷄を割くに、牛刀を用ゐるの類に屬すれども、他家の援助を待たず、獨り某が三州の力を以て、之を征服せんことは、亦至難の事たるを免れず。然れども、背に征夷大將軍の威を負ひ、頭に台命の重を戴き、義に杖りて進み戦はば、などか征伐の功無らざらん。而して今高命の程もあれば、畏けれども、某爰に一の希望あり、幸に採用し給ひなんや。某微力を顧みず、台命の重きまにまに、獨力以て彼の國に渡り、鶯鉦を竭して、頑強を攘除せんに、天運未だ去らず、幸に戴定の功を奏するを得ば、永く彼の國をして、嶋津の旗下に屬せしめ給はんか、是れ直に利を食て請ふにはあらざるなり。凡そ我國の風俗は、將士より士民に至るまで、皆な片意地にして死を輕んず。故に若し、一旦の戦にして功なくんば、悉く討死して、後を慮ることなきを常とせり。而して今不知案内の異域に入り、國家百年の範圍を拓かんとするに、唯、一敗の辱をだに忍ぶ能はず、悉く討死することもあらば、垂名竹帛の功を成す能はざるは素より、重き台命にも添ふこと能はず、且つ長く國威を失墜することもあらん。然れども今請ふ所の免されを蒙り、悉く將士に諭すこともあらば、彼等また子孫あるを知る者なり、必ず名を子孫に残さんと欲し、無謀の死を避けて、有功の生を求め、協心戮力、粉骨齏身、以て必勝を期するに至らんか。但し、斯く言ふとも、敢て貢を望むにあらず、貢租は悉く幕府に獻ぜん。唯、琉球の我が屬國たるを天下に示し、武門の名譽を、後代に垂れんとするのみ、台下若し某が意を哀みて聽し給はば、其の恩の重くして且つ大なること、家久如何にか報すべき」と、義憤辭色に顯はれければ、家康深く其の武勇を感じ、曰く、既に

恩賞は請に任せんと約せし上は、吾將た何をか拒まん、首尾よく征伐を遂げられよ。琉球は嶋津の屬國たるべし。隨分勤勞を抽てらるべし」と。家久大に悦びて曰く、「然らば一刻も早く暇を賜はり、征伐の備を整へん」と。家康則ち杯を賜ひ、必ず勝利の佳報を待つとて、暇を賜ひぬ。家久恩を謝し、出でて即ち途に上り、晝夜兼行して、本國に馳せ下る。家久、已に鹿兒嶋に到るや、隱居兵庫頭義弘に謀り、家老を召して之を告げしに、會同の諸士みな悦びて曰く、「是實に、蛟龍の雲雨を得たるものなり」と、因て直ちに兵を整へ、今日遂に師を出だししなりとぞ。(薩摩琉球軍精記)

琉球國

琉球の、嶋津氏に屬せしことは、室町の頃、已に其例あり。足利將軍普光院義教の時、其弟大覺寺僧正義昭の、九州に亡命せしを聞き、命を嶋津忠國に下して討せしめしに、忠國家人を遣はし、日向國櫛間に在るを求め討ち、首を京師に送りしかば、義教大に悦び、御教書を下し、琉球を忠國に賜ふ。是れ嶋津家にて、琉球を進退する濫觴なり。其後、豊天閣の時に至り、琉球王特に使臣を遣はし、天下一統の賀を述べ、且つ、毎年薩摩との互市を約せしが、尋て明國より、其の互市を禁ぜられ、薩摩と互市を絶つこと、凡そ拾餘年、江戸幕府となつて、已に數年を経れども、未だ一介の使臣だに遣はさざるより、嶋津義久、嘗て一たび使者を遣はし、篤く其意を論しけれども、應ぜずして此に至りければ、止むなく兵を派して、其の不庭の罪を問ふなりとて、遂に此舉に及べるなりといふ。(徳川實記)

大池村創
立

○廿四日、遠州掛川驛西隣の荒地を開墾し、新に一町村を起し、驛路に向て家を作らしめ、名けて大池といふ。此村の屋敷總高を廿九石五斗とし、一人につき百歩づつ、年寄二人には百五十歩づつ分與し、専ら鹽肴の諸商を許可し、諸役を免ぜらる。之に關する掛川城主松平河内守の證文は、今尙ほ二通を存すといふ。凡そ當時戰國の頃には、荒地の開拓大に行はれたれども、甲州兵亂入の際、兵火に罹りて、自から荒廢せし所

他にもあるべしといふ。(掛川志稿) 因に云ふ、此の大池より、東海本道を北に分れ、秋葉山に詣で、參州鳳來寺に出で、御油驛に至り、本道に合する、廿八里餘の間道あり。遠州にては、秋葉道と稱すれども、參州

にては、鳳來寺道といふなるべし。今其の道筋を略敘せんには、大池を起點とすべきなれど、しばらく古道中記のまま、逆に御油より敘すべし。

鳳來寺道之記、三州御油より少東、國府の一里程有、其地より人也。鳳來寺南七百四十石、御堂有、藥師有、蓋の藥師と云。山崎を相生山と云。神代よりの桐木有し由、今は枯たり。掛川天宮御堂に、鳳來ありて此木に住、數日過て飛去、一尾をさせり。聖徳太子、天子へ奏聞有、よつて鳳來寺と號せり。

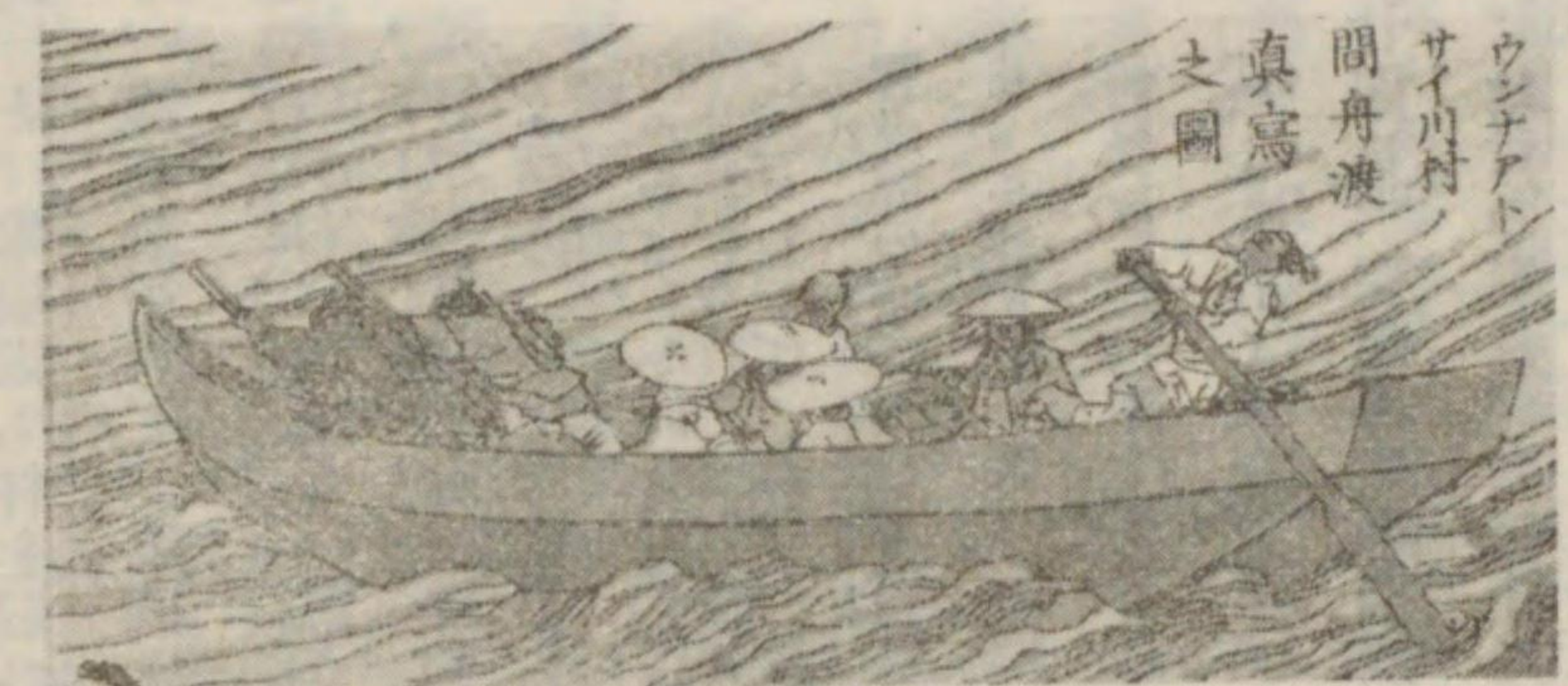
御油一里、大木二里、新城三、かどや四、鳳來寺御油より、鳳來寺まで八里九町也。

秋葉山三尺坊道之記、鳳來寺より行よし、遠州掛川へ出ル也。

鳳來寺一里、大野二里、酢山三里、大平四里、くま五里、石打六里、うんな河七里

秋葉山四町、戌亥五町、子なら安六里、市の瀬七里、森町八里、掛川九里

かどや大池へ出る、鳳來寺よりかけ川名、廿里也、秋葉山、現は、大己尊神、三尺坊也、此山、神靈、火災を除給ふ、別當秋葉寺、本尊觀音なり。 (増補東海道巡覽記)



北遠雲名渡船の圖 (景勝次三十五畫男貞)

本多正純 駿府に歸る 三嶋代官 卒 寺に在り。小石標を立て、刻して、從五位下朝散大夫井出志摩守正次墓といふ。三嶋代官は、駿・豆二州に在る、幕府領を司る公吏なり。(豆州志稿) ○三月一日、駿府水溢る。九州の諸大名、多く駿府に會し、新城

九州大名 賀新築阿 諛

尾州の舊 臣糺明せ らる

の成るを賀し、併せて年頭の禮をのぶ。蓋し九州は西海中に位し、山河隔絶して、道里遼遠なるを以て、斯くは祝賀の期を過ししならん。(當代記) 此時諸侯は、競うて華美をなし、争つて獻物を多くし、以て徳川氏の歡心を得るに務めしが、就中、黒田長政の如きは、最も心を此に用ゐし者にして、歳首の賀として、白銀百枚を獻じ、又、所領筑前國は、山川隔絶して、未だ駿府城移徙の賀を、呈するに遑あらざりきとて、黄金三十枚、時服十領、唐織の夜具大小二襲、塗籠弓百張、空穂百腰に、虎皮を掛けたるを併せて獻じたりといふ。(徳川實記) ○四日、月の容、方にして現る。(増訂武江年表) 又曰く、方形の月出で、滿腹春くが如しと。(皇代年略) ○故薩摩守忠吉の舊臣を駿府に召し、甚く糺明する所あり。蓋し右兵衛督義直、尾張に封ぜられ、平岩主計頭親吉、新に清洲に入て、政務を執れるに、先代の舊臣と相容れず、多く、舊臣等の短を、摘抉したるに因るなり。(徳川實記)

清須衆、富永丹波、同男戸田加賀守、松平攝津守、同石見守、日來、無_レ法度_二之由有_レ議_{スル}者、清須を可_レ罷立_二由、大御所仰也。又、故小笠原監物、近年無覺悟たりし事、如_レ右有_レ議_{スル}者、彼同心殊氣相侍三人、被_レ行_二成敗_一、是は自_レ去去年、播磨國へ行_キ、憑_リ池田三左衛門尉_一居たりしが、依_レ大御所仰_一被_レ殺害_一、如此間、清須之侍、于_レ今不_レ安堵_一。(當代記)

九州大名 を饗す

○五日、前將軍家康駿府に於て、黒田筑前守長政、寺澤志摩守廣高を始め、九州の諸大名を饗し、最も盛筵を極む。頼宣散樂を演じ、興を助く。頼宣時に年八才。(徳川實記・武徳編年集成) ○六日、加藤肥後守清正參觀して、駿府に至り、前將軍家康に謁す。(徳川實記) 本多正信其寓を訪ひ、家康の旨を受け、私に託し、問

て、かかる齟齬したる事も有にやあるべき、是等よりはるか後、明應の頃によ、僧の宣行が、翰林蒞蘆集に、今の猿樂の事をくはしくして、猿樂は、神樂の神字を二つに分て、申樂といふ、是秦河勝に始り、又、申樂延年記といふ書を、上宮太子の記したまふなど記し付て、今の猿樂の家は、其時より家を世世にするといふ、大和四座といふは、外山今の結崎世の坂戸金剛の圓満井今の・江州三座は、山階・下坂・比叡、攝州に法成寺、伊勢に三座、和屋・勝田・主同など、家を立しなど云事、くはしく書たるは、今の猿樂の家に、言傳へし事をうけて、書しなるべし。據とすべき事にもあらぬ事故に、委くはしるさず、されども、申比に、猿樂といふもの、聞えし末孫にや、又、太平記に、猿樂は、是遐齡延年の方なりなどいふ事を書たれば、其比にも、申樂延年記といふものありしにや、何れにもあれ、是等後世に作り出で、業を古代によせし事なるべし、又、明月記に、南都猿樂の僧、春恩が弟子春佛など見えたれば、これも又、田樂法師によりたるものにて、今の今春と云ふ家、春佛が末なるものによ、昔は、僧法師にてはありし。(鴻土問答)

○廿六日、藤堂和泉守、駿府に登城し、大御所に謁し、銀子二百枚、小袖五を呈す、是れ去年、伊賀國を拜領して後、始めての出仕なり、和泉守は、もと佐渡守と稱し、去年改稱する所なり。(當代記) ○廿九日、駿府に能あり。長福事に主たり、藤堂和泉守見物して、能道具一裝束を献す。(當代記) ○此月、前將軍家康疾あり。脉搏一動足らず。又、雙眼共に霞む。因て醫療を加ふ。(當代記) ○前將軍家康の祖母、源應尼の五十回忌に相當すとて、法會を駿府の府中寺に行ふ。源應尼は於萬と稱し、參州寺津城主、大河内左衛門佐元綱の女にして、菊屋城主水野右衛門大夫忠政に嫁し、二男一女を擧ぐ、而して其の一女は傳通院にして、家康の母なり。源應尼は、永祿三年五月六日死し、智源院に葬り、華陽院殿と謚す。今月施行せし、五十回忌の塔婆に書して曰く、

家康疾

源應尼五十回忌

華陽院殿玉桂慈仙大禪定尼御靈塔

華陽院
家康自筆
の額由緒

初め此の法會を府中寺に行ふや、故町奉行井出志摩守の邸宅、境内の過半を占めたりければ、家康命じて急に撤壊せしめ、小川長左衛門に命じて、伽藍を建立せしめ、堂宇十九棟、建坪五百坪餘を下附し、菩提所格に上せ、寺號を改めて華陽院と稱し、眞譽上人を迎へて住持とす。眞譽は近江の人にして、家康が讀書の師なりとぞ。家康此時、直筆の額を贈て掲げしめ、又、其裏に、自から筆を執て、其由を記せりといふ。文に曰く、

是レ梵刹也者、祖母源應公之舊地也。初今川義元、略シ東海之諸州、居ル府城之時、爲リ嚴父君遠出ニ三州、而シテ質ト於府下、寓ニ居ス於禪尼之家、禪尼慈ニ愛ス之、頗ル超ニ于所生、而シテ受ク恩於尼公、從リ幼至ニ志學之後、既ニ始シ發シ義軍於濱松、而シテ征ス數州、禪尼思レ之痛矣、于レ時永祿三庚申五月、聞キ計於轅門、不堪ニ哀慕之情、然レ之何、使ム人送リ葬于此、然レ是行戎役未ク息、墳墓唯、爲ニ蠶封ト而已、爾後歲序屢遷、寺宇往往廢壞、遂轉ニ爲ニ士人之第宅ト焉、今新蒙ニ征夷大將軍綸命、握ル闔邦兵馬之權、祖母在ニ以白レ斯焉、不幸ニ而無レ有レ神、然レ靈猶ホ在ル歟、幸當ニ五十年之辰、故舊之情未ク遺、及ニ于寺基興復之事、重表ニ尼公之墳墓、更松樹之繁茂見而息矣、抑ニ憂ニ此伏ニ亦慶、仍而改メ于舊號府中寺、爲レ不レ遺ニ于其恩惠、故唱ニ院於華陽、唱ニ山於玉桂、永可レ爲ニ法要梵刹ト者也、竈、慶長十四年春三月、大將軍、翁印 (華陽院記)

市姫の墓

此寺は、又、家康の女市姫を葬りし所にして、塔婆あり、記して曰く、

事蹟

華陽院

一照院殿圓芳功心大清女御靈塔

市姫は、家康の十六女とも、又、五女とも傳ふれども、早世したる者なり。凡そ此寺は、家康幼時、駿府に質たる頃の知源院にして、其後府中寺と改稱して、興隆したれども、復た荒廢し、家康の文にもある如く、遂に士人の第宅となれりしを、茲に再び再興して、華陽院と稱せしなり。而して此次、撤壞を命ぜられし井出氏の、此に宅するに至りし所以は、其の駿府町奉行を命ぜられし時、賜はりしものなりとぞ。井出氏につき、一説あり。(社記)

井出正次の系

井出志摩守正次は、井出藤左衛門正信の次子にして、兄を重左衛門正員といふ。正次今年卒して、富士郡北山村、富士山本門寺に葬る。父兄の塋域なればなり。井出氏は、凡そ三代にして、子孫斷絶せり。云云


○此月、豆州南條村、若宮八幡宮の社殿造營成る。去る天正十八年、小田原役の兵禍に罹りて以來、十六年の歲月を經、始めて規模の全きを得たるものなり。經營の事情は、棟札に詳なり。

夫、當社造營之意趣者、庚子三月中旬、關白秀吉公、相州小田原氏直、背_キ王意_ニ爲_メ追討_シ促_シ天下軍勢_ニ、豆・相兩國、百日張陣、其砌、當社佛閣悉令_シ破壞_セ、雖_モ然_ト、假_シ社立_テ十六年之間、氏子尤_モ怠慢_ニ奉_ル敬者_也、豆州君澤郡南條若宮一字成就_ス所_ヲ、于時慶長十四年七月、彌生吉日、彌生豐後守然而大檀那石井淡路守、抽_テ无_二忠誠_ヲ勸_メ郷中_ニ勵_セ自力_ニ、雖_モ然_ト、舊社圖一字、奉_ル榮者也、伏乞_フ、以_テ此信心功力_ヲ、郷内豊饒、而五穀成熟、社頭不_レ朽、氏子繁昌、殊_ニ護_ニ持_シ施_シ主_ト、現世安穩、福壽增長、後世一居所、悉地圓滿而已、仍_チ如_レ件_ト、

是れ棟札表面の文字にして、裏面は、大檀那と大書し、下に石井淡路守井内匠正、同伊豫守三枝松采女正、

池田輝政の室

駿府御殿の怪

原但馬守山田太郎左衛門と並書し、次に隣村中村衆と大書し、下に栗原伊賀守稻村越後守と、二人を列記せりといふ。(若宮八幡宮藏) ○四月三日、備前侯池田輝政の室、其子左衛門督右近を携へ、播州より駿府に至る。室は家康の女にして、嘗て北條氏直に嫁せし人なり。(徳川實記・當代記) ○京都の鼓打幸阿彌又五郎、駿府に在て、病死す。(當代記) ○四日、此日朝の頃、駿府御殿の庭内に人あり、容貌は恰も小兒の如くして、體軀は肉人とも謂ひつべく、手足はあれども指なく、弊衣を纏ひ頭髮を亂し、青蛙を捕へ以て食へり。何處より來たりとも知り難く、其の居處を問へば、手を以て天を指し、天より來たりといふ。人集り見て大に驚き、皆な以て變化の物として立ち騒げども、彼は悠然として、懼れず争はず又怒らず。庭の騒しきこと沸くが如く、遂に家康の知る所となりければ、如何に處置せん、若くは撲殺せんかと、其旨を請ふに、否な、殺すに及ばじ、城外の人目に觸れざる所へ、追逐せば足りなむといふ。因て、之を城外遠く、小山の方に向て放逐せしが、其後は如何なりしか、再び知る者もなかりき。或云ふ、是れ封といふ者なり。封はツトヘビ、ソウタの類ならん、封は  の形なり。若し之を食すれば、多力になり、武勇もすぐるよし、物に見えれば、好し君に奉らずとも、公達又は群臣等に食せしむべかりしに、惜しきことしてけり。苟も左右の人に學者ありて、此封が、白澤國に出でたる、仙藥なるを知らしめば、斯る失態は生ずまじきにと。(一宵話) 又或云ふ、是れ切支丹の怪物なり。封は其形異なり云云と。(東武談叢)

因云、京都東山東福寺邊に、山姥なりとて鼠戸を結び、人に見するものあり。例へば頭の毛は白く、眼の周りは赤く、何物を食するにも、一口に喰ふなり。因て、貴賤競つて、之を見るもの日日群聚せり。然れども能く其實を實せ

ば、白子の狂氣せるものなりとぞ。(當代記)

駿府の怪

○此日、又、前將軍居室の傍に向ひ、何物とも知らず、水走の板を潛り來るものあり。搦め捕つて糺明せしに、一圓戲者クハシモノなりき。之も誅戮すべきにあらずとて、徐に之を追放せしむ。(當代記)

第六天小屋

胡桃

駿府城の怪事には、種種様の異なりたるもの少なからず。城内に第六天の社といふ宮あり、靈驗のあらたなる事は、昔も今も變ることなし。其社の前の小屋を、俗に第六天小屋といひ來れり。此の小屋内にて、若し足を第六天の社のかたへ出せば、忽ち向を前後に引替へらる。年中の事なれば、引向けらるる事たびたびなり。此社の傍に、胡桃の大木あり、毎年おびただしく實なりけれども、手を付けることもゆるさず、もし取喰ひなどする時は、即時に大熱發し、その事を口ばしる故、わび事して漸くゆるるなり。如ク此レ顯然たる崇あること、後の世までも變りなく、人人恐れ尊む事なり。在番に有りし人人も、目前にみな知りたる事にて、めづらしからず。云云(梅翁隨筆)

惟異は恠異にして、常理を以て斷すべからず。常理を以て斷すべきは、恠異にあらざればなり。されば常理に合せざればとて、強ちに之を打消すものあるは亦誤るか。而して此怪は、古今を通じて屢あることに、特に駿府のみに、現はるるものにもあらざるが如し。慶長十七年四月の比、周防國に現はれし恠異は、斯くなりき。

民家に、道行と覺えて宿を借、臺所方膳部用意す。彼是下人に云付る聲は聞えけれども、人體不見、不審に覺て地頭方へ令ニ注進、則來て見けれ共右之通也。さらば地頭振舞をして見んとて、招ければ則來、膳部酌酒已下當の人の如キ食事也、然共姿は曾て不見、是は如何様恠物成と心得て、犬の逸物共を十疋計取、中へ入戸を立ければ、犬共戰慄してかみけり。さて犬を見ければ、殊外に擊碎しける體也、其座敷に、犬を打ける杖ども幾等も在り之、其後客云、我等

をば狐狸の類と被レ心得候歟、不謂被レ成様の由申て、さて元の宿へ歸り、其上、振舞の爲ニ禮謝、錫を片に送、甚美酒也、人多集て吞けれ共、此錫の酒盡きす。云云(當代記)

天變

又、同じき比、濃州岩佐近邊なる、百姓の女子、十六才計なる女子の口より、小蛇出で、座中を徘徊して、又口に入るを常とす。而して蛇の出づるとき、女子無性なり。父は世の噂を憚り、後之を殺せりと、亦當代記に見えたり。現代の科學者は、之を如何に解するか。○八日、日輪の色焦くるが如く、鞠大の雲あり、其の周圍を運りて飛散せり。見者以て早魃の兆となす。此日、風烈しく、冷かなること冬に異ならず。去る四日、未刻より申刻に至るまで、白雲帯の如く、東西に變遷たり。而して其の長は、計り知るべからざりしが、漸く東より消去りぬ。或は之を見て、説をなすものあり、曰く、昔、天正十一年四月上旬、之と同一の天變ありて、其は北より消えしが、其後十二三日を経て、江北に亂あり、秀吉と勝家と戦ひ、越前衆敗れて、柴田氏亡びぬ。然らば是亦亂兆にあらずやと。(當代記)○此頃、本多上野介・永井右近大夫・成瀬隼人正・安藤帶刀等、駿府の諸老相共に、義直・頼宣二人を請ひ、厚く之を饗應せり。(徳川實記)○廿八日、駿府に於て能あり、頼宣年八才、三番し、播摩守池田三左衛門の息、藤松年十一、同じく三番し、其弟二人も、亦同じく能舞せり。藤松は、去比、駿府より江戸へ下られしが、此頃また駿府へ歸られての能なり。(當代記)○此月、駿河の御濱御殿、並に富士見櫓を營造せり。共に有渡郡三保の貝嶋に在り。○五月三日、松平飛驒守秀行の妻、駿府に到る。是れ家康の三女にして、名を振姫といふ。(徳川實記)○五日、池田輝政の妻子、駿府を立ちて播州姫路に還る。家康之に金二百枚・銀千枚・綿千把を贈り、其子藤松に正宗の脇差、勝五郎・

濱御殿
富士見櫓
松平秀行
の室來る
池田輝政
の室歸る

駿府老臣
義直頼宣
を饗す

岡部藤十郎等流さる

松千代等にも脇差を與ふ。(徳川實記・當代記)〇八日、岡部藤十郎、伊豆國大嶋に流さる。一昨年(春三月、家康の旅館にて、茶器の紛失せしことあるに座せられしなり。同罪を以て、落合長作は鬼界嶋に、饗庭勝七は隠岐國に流さる。(徳川實記・當代記)〇十一日、伯州米子城主、中村伯耆守忠一頓死の報、駿府に達す。忠

米子の城主忠一頓死

一は、故駿府城主中村一氏の嫡子にして、卒する時年廿歳なり。家康報を得、朝比奈源六郎正重・久貝忠左衛門正俊・弓氣多源七郎昌吉に命じ、伯耆に往きて、忠一が遺骸を檢し葬らしむ。忠一、嗣子昆弟なきを以て、其領伯州全國を收公し、古田大膳亮重恒・一柳監物直盛を以て使者とし、米子城郭を請取り、因て暫く勤番たらしむ。乃ち三使と共に伯耆に赴く。此日、忠一川狩に赴き、城に歸て頓死すと、是れ駿府への公報なり。(當代記・中村一氏記)〇遠州佐野郡懸川驛、親縁山蓮福寺の住職祐宗、大谷本願寺に請うて、親鸞上人の畫像を得、永く本寺に藏して寶となす。畫像の背に記して曰、

中村氏祀絶

大谷本願寺釋教如 花押

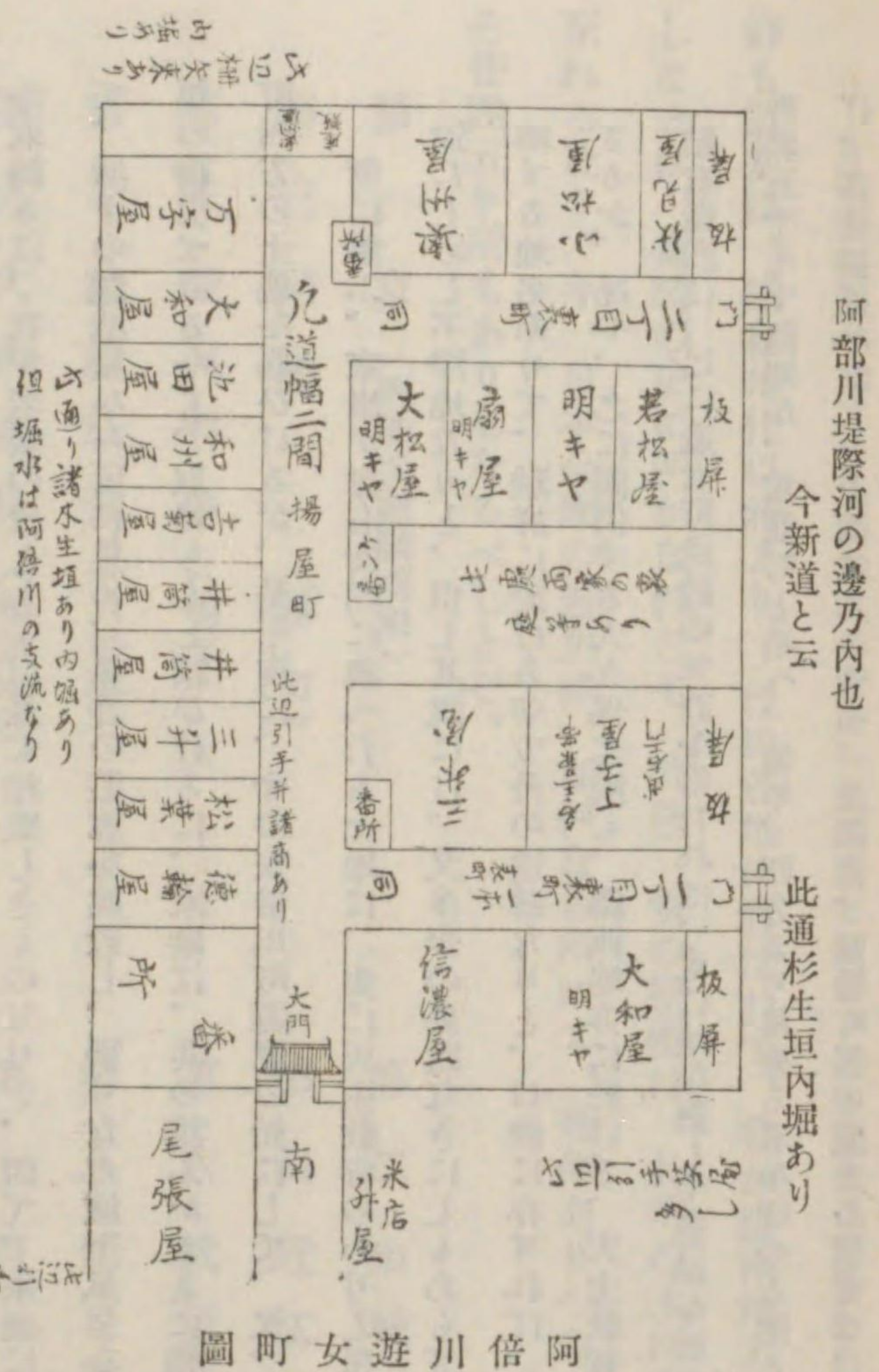
蓮福寺の親鸞の影像

慶長十四年乙酉五月十九日、本證寺門徒、遠州佐野郡懸川村蓮福寺常住物也、本願寺親鸞上人御影、願主釋祐宗。

懸川村

二丁町の始

此に懸川村といふは、弘治三年八月、乘安寺殿法語に、懸川村城主と書きし類にして、昔者懸川村と呼びし名の遺れるなるべし。この祐宗は、後、松平隠岐守の招に應じ、豫州松山に移り、蓮福寺を建立せしといふ。(掛川志稿)〇廿五日、先是、既に駿府市街の一角を割き、遊里を設け、遊女を住せしめしが、此に至て、新に地を安倍川町の側に與へ、一郭を開きて、城州伏見の遊女町を移さしむ。是れ後の遊女町の始にし



て、駿府町奉行彦坂九兵衛光正の命を受けて建設せし所なり。初は五町なりしが、後、三町を割きて江戸に移し、僅に二町を残せり。是より世人稱して、二丁町といふ。(武徳編年集成)或曰く、此日、駿府傾城町に於て喧嘩あり、是に依て、大御所下知して、阿部川邊へ遊女を移さしめたまふと。(當代記)

或云、此の遊女は、其始は、伏見より移れるものと傳へられて、往古は、上町・中町・旅籠町・新町・揚屋町とて、五町ありしが、旅籠町・新町は、江戸の吉原にうつり、今は絶えたり。按ずるに、上嶋村の内、水田の字に、古傾城といふ所あり、昔、傾城町のありし所なりといふが、駿話本別集に、神祖駿府にましましける時、遊女を、安倍川の嶋に置かれたる事見えたり。今の安倍川町を、古くは嶋とのみいへり。寶永年中、駿府の古帳に、安倍川嶋と見えたり。今の安倍川町の遊女、はじめは此地に居りしが、後に今の處にうつりしなるべし。其嶋といふ名をもて呼べるなるべし。云云 (駿河國新風土記)

一説、慶長の始、未だ安倍川町の遊女あざざりし頃は、淺間前・彌勒町、其他各所に、傾城屋は散在したるものにして、淺間前の如きは、今川時代、駿府に流寓したる、諸公卿の陪從者と共に、住居したる所にて、所謂分京臺町は、今の井宮瑞龍寺門前の邊なれば、此邊に傾城屋のありしは疑ふべくもあらず、殊に彌勒町の如きは、安倍川の東岸に連り、後世までも長く賣女あつて、「伊達をするが彌勒町」などと諺はれ、官許の遊郭と、擇ぶ所なく賑ひし所なり。

徳川家康の鷹匠伊部勘右衛門は、元山城國伏見の人にして、家康の駿府に移るに及て、また隨ひ來り、忠勤を勵みけるが、漸く老境に向ひて、職に堪へ難く思ふ折しも、慶長十三年五月廿日、家康、騷擾に堪へずとて、「治安のため、歌舞伎女、並に城下の遊女を、悉く府城外へ放逐すべし」と令せられしかば、勘右衛門之を聞て、心に以謂らく、是を取締るは、我が老後の役として、最も相應しきものなりと、因て、家康に謁して、職を辭して隱居し、隱居役として、城下の傾城屋を一所に集め、免許の遊廓を建設し、猥りなる城下風俗を矯正し、且は、此頃屢々行はるる、人の娘の拘引せらるるをも、取締らんと請ひけるに、家康は、其の請ふがままに聽して、其の場所にとて、安倍川邊に、二町四方の土地を賜ひけるが、是ぞ洵に、今の安倍川町遊廓の始にして、又、二丁町の名の生じたる所以なる。

世に傳ふ、家康が勘右衛門に與へたる土地は、先に天主教寺のありし所にて、先に大久保相摸守忠隣に命じて、毀たしめし不淨地なりと、但し其説には、又多少の異説なきにしもあざざれども、現在遊廓の裏田甫に、辨天塚と稱する地名ありて、駿府に於ける切支丹の遺跡なりと、口碑に存すれば、強ち架空の説として、棄つべきにもあざざるか、況や、之に關係する大久保忠隣も、關西地方に於ける、天主教徒の追放を命ぜられたる人なるをや。

勘右衛門は、已に遊女町建設の免許を得たれば、直に地を劃して普請を始め、内廓を安倍川町と唱へ、遊女町とし、外郭五千七十餘坪を、旅籠町と唱へ、他年、四方より移來る者を待つと所とす。廓の入口に、大門を建て、高札を掲げ、高張提灯を點じ、火消道具を備へ、淺間前、彌勒町等の遊女を招寄せ、且つ、己が故郷の伏見よりも招致し、自

伊部勘右衛門

二丁町

切支丹跡

安倍川遊女町

ら家號を撰みて、伏見屋と號し、第一に開業せしが、之を安倍川遊女町の始とす。云云（梟東仙郷志）

抑も遊女は、鎌倉時代以前より、已に各地に養はれて、我が嶽南地方にても、手越・黄瀬川等に遊女のありしことは、當時の史に明かなれども、其後、世の變遷は、此等の上にも及ぼして、新に二丁町等を生ずるに至れるなり。今、日本全國の遊里は、如何なる所にて、幾何ありつらんかといふに、京の嶋原をはじめ、凡そ廿四五ヶ所もありしなるべしとぞ。

- | | |
|----------------|----------------|
| 第一 京（西新屋敷嶋原） | 第二 山城伏見（夷町） |
| 第三 同處（柳町） | 第四 近江大津（馬場町） |
| 第五 駿河府中（嶋） | 第六 武藏江戸（三谷） |
| 第七 越前敦賀（六軒町） | 第八 同 三國（松下） |
| 第九 大和奈良（鴨川木辻） | 第十 同（小網新屋敷） |
| 第十一 和泉界（北高洲町） | 第十二 同（南津守） |
| 第十三 攝津大阪（瓢箪町） | 第十四 同 兵庫（磯町） |
| 第十五 佐渡鮎川（山崎町） | 第十六 石見鹽泉町（稻荷町） |
| 第十七 播磨室（小野町） | 第十八 備後鞆（有磯町） |
| 第十九 安藝廣嶋（多大海） | 第二十 同 宮嶋（新町） |
| 第二十一 長門下關（稻荷町） | 第二十二 筑前博多（柳町） |

事蹟

第廿三 肥前長崎 (丸山町寄合町)

第廿四 肥前樺嶋

第廿五 薩摩山鹿野 (田町)

(箕山大鑑・嬉遊笑覽)

遊女
くぐつ

傾城

遊女の事、今の世、或は傾城など申候、大にかはれるもなきにや、朝野群載に見えし所、大體今のごとき者にて、専ら船舶旅宿のもの見え候へば、今の留め女、又、湊の遊女のことと相見候、其中、河陽に遊女多く有り之候由、大江以言の、遊女の詩の序に見えたり、是は、今の山州山崎の地なれば、都近にて、今の嶋原町のごとくなりしなるべし。是も、もとより船着の地にてありし故なり。昔は、遊女と云へば、船舶の女、傀儡と云へば旅宿の女にて、是をばくぐつと唱へしこと也。故に歌の題にも、遊女とあれば、江口・室などをよみ、傀儡とあれば、野上・鏡などの宿をよみ來り候、されども、昔に傾城と呼しことは聞えざるにや、小松の大臣の、仲綱のもとへ申送りし傾城は、かぎりしことに非ず、遊女にもあれ、常の女にもあれ、みめよき女を傾城と云ることには、此外にも、みめよき女を傾城と云しこと、古書に見申候やうに覺候が、忘れ申候、又、東鑑に、里見の冠者を、遊君の別當とせしことは、志水とはなく、里見に、時に取りて候、志水は本替殿ノ女りてのことなるべし。此事を考るに、是は、富士野の狩の時のこと歟と申覺候、其世にすべて遊女の買論、又、孟の思ひざしなどに口論ありて、鬨諍にも及ぶべきこともありしこと、曾我物語に見え、其上、富士野の狩場、遊女多くつどひ行しことも、同じ物語に見えなれば、其異論などあらぬ爲に、奉行人を命ぜられしことなるべし。其世、武家の政道になりし初なれば、禮儀等も不調、又、東國の風などもありて、はしたなき名の別當もありしなるべし。其外、東鑑の初には、當時の武家のならはしに、異なること多く相見え申候、又、金崎の舟遊の時、東宮の御前へ遊女出しこと、其時までも、古代のならばはしの残りたるなるべし。古代の、行宮へ遊女を召ありしことは多く候、宇多帝、鳥飼院にて、玉淵が女の遊女になりしを召て、歌をよみて奉り、後三條帝、住吉詣し給ひし時に、遊女を召し、近衛帝の、鳴の千歳若と云遊女を召しことなど、大和物語・大鏡・榮花物語・平家物語等、何ほども見え候ことにて候。(湯土問答)

駿府女房
局火

○此夏、若狭小濱城主、京極宰相駿府に在つて、頗に卒す。○六月一日、駿府本丸の女房局に、火起る。諸人馳集つて、消防に手を盡し、纔に消止むるを得たり。後これが穿鑿を遂ぐるに、女房に使はるる、婢女二人の所爲なりと知られければ、二人を炮烙の刑に處し、局衆二人を遠流に處せり。(徳川實記・政治録抜章)

松平秀行
の室

○二日、松平飛騨守秀行の妻、駿府を立ちて奥州に下る。家康之に贈るに、金二百枚・銀千枚・綿千把を以てす。以後、此等普通のことは記さず。(徳川實記) ○此頃、前將軍家康、鷹を放つて倉澤に遊び、遙に林香寺を指して其名を問ひ、由比郷右衛門を案内者として至る。時の住僧を天輪といふ。家康の望により、冷水を供せしに、兼ねて蓄へつる乾山椒を加味せしに、香氣強き香料なれば、家康も之を珍としけん、住職の謁見するに及んで、其由を尋ねらる。住職曰く、「當寺は、西湖山林香寺と稱し、九英和尚を開山とす。九英唐に遊で歸るとき、蜀國西湖の林所寺より、種子を携へ來つて植ゑたるが、即ち此の山椒にして、山號・寺名も此に因むかと、傳ふるままを答へけるに、家康悦び、自今以後、年年城中に贈れと命ぜられけり。是より、山椒献上の例は起りけるが、此の献上品を製するには、毎年六月、暑中に入るを待つて、好天氣を見計らつて、山椒を摘取り、乾かし畢れば、代官所より役人一人出頭し、寺内に於て、一房づつ吟味して、凡そ五升とし、箱詰とするものなれども、箱の上下には、乾もろこしの葉を敷くを法とすといふ。(林香寺由緒)

林香寺山
椒

○七月五日、遠州懸川城主松平河内守定行、遠州佐野郡革屋村の諸役を免じ、其證を下附せり。其村之儀、細工人之事に候間、諸役免じ候、其上、百歩宛屋敷被下候間、其身相應之御奉公可仕候者也。

懸河の革屋村

革屋村は即ち穢多村にして、當時は二瀬川の邊に在りしを、此頃に至て、大池村の地域に移したるなるらし。此村に、又十郎といふ者あり、慶長八年二月廿三日、下附せられたる證文を所持せるが、其文に曰く、

又十郎屋敷被下候、其元へ新規にこし申者候はは、屋敷分可被下候者也。云云

又、去る十二年六月廿日、下附せられし證文にも、一反づつ被下候とあれば、此頃既に大池村に移轉したるにもあるか。後世、此村の有する除地四石なるより見れば、初め移りたる者は、僅に四人のみなりきとも見らるるなり。而して此の又十郎の輩は、今日切付と稱する革屋とは、少しく其趣を異にし、中拔草履といふ物を造る細工人にして、其の初め尾州より來し者といふ。(掛川志稿) ○七日、前將軍家康駿府に在り、鹿兒嶋城主嶋津陸奥守家久が、琉球征伐の功を賞し、悉く其地を附與せらる。蓋し前約に従ふなり。而して琉球の税額は、凡そ十二萬石餘といふ。(徳川實記)

琉球國之儀、早速平均之由注進候、手柄之段被感思召候、即彼國進候條、彌、仕置等可被申付候也。

七月七日

家康

薩摩少將殿へ

(薩藩舊記)

先是、二月廿一日、家久兵を發して琉球を討じ、大嶋・徳嶋の兩嶋に戦ひ、四月一日、那覇の津に到り、激戦すること三日、遂に大に琉球の兵を敗り、五月廿五日、進で琉球を陥れ、中山王尙寧を虜にし、薩摩に還りしが、此月五日、捷報駿府・江戸に達しぬ。故に此賞ありしなり。(武徳編年集成・松屋筆記) ○金地院崇傳・圓

呂宋へ返書

光寺元佑等二人、京師より、相携へて駿府に到る。本多正純・後藤光次等之に接し、前將軍家康の意を執達して曰く、「此頃、呂宋より類主來り、同國の書簡を献せしが、其書は假名にて平文言なりき。悉くは記憶せざれども、其の大意に、

先年御制札下され、忝く候、黒船關東へ相渡るべく候、ふらて、伴天連、御憐愍を加へられ候様に、云云。

との文辭なりけり。呂宋の守護、先年と異なり、久しく居住する由を告げ來れり。因ては、其の返簡を草せよとの命なり。但し、其の文辭は、務めて平易に、且つ耳に近き語をもて、綴るべしとの上意なれば、須らく其の心して、草せらるべきなり」と。二人即ち相議し、崇傳筆を執り、立どころに書して曰く、

日本國 源家康 報章

呂宋國主 麾下

來書披見忻然、抑、本邦之人等、於、貴域一行非法之旨就達聞、制書相渡之處、被任其趣、平均安靜尤可然、貴國守護相替舊年、永可有逗留段珍重、如例年、黒船至關東、可被相渡、由、其節委曲可承知、次居住之半天連、聊不可有疎意、猶期後音時者也。

慶長巳酉孟秋七葉

類主 此に云ふ類主は、西宗眞といふ者の、基督教の名なり。宗眞は大村の人にして、嘗てより呂宋嶋に通商貿易し、朱印帳にも、其名しばしば見えたる者なりしが、去る慶長十二年、始めて駿府に至り、家康の間に應じ

事蹟

て、呂宋諸島の事情を述べ、大に其の獎勵を蒙りたれば、依然として、今に呂宋貿易に従事せるなり。宗眞は、後元和六年、堺に移住みしが、堺の本受寺には、正保元年に、宗眞の綴りたる由緒書、及び幕府より宗眞に與へたる、朱印數通を藏せりといふ。(異國日記) ○十一日、本多上野介正純命を受け、崇傳長老を召見て、前將軍家康の旨を傳へ、阿蘭陀國への返書を草せしむ。(徳川實記) 曰く、今度、阿蘭陀國より國書を獻ぜしが、素より彼國の文字にて讀みがたければ、通事に命じ、假名に譯さしめて見るに、其の大意に曰く、「以後、船を送るべければ、港灣を與へ、往來を許し給へ、因て印子の盃二、絲三百五十斤、鉛三千斤、象牙二本を獻ず」と、就ては、此の返書を綴り、其の草案を上るべし。但し、此書は少しく意を用ゐて、文體を具ふべしとの上意なり」云云と。(異國日記)

日本國主 源家康 復章

阿蘭陀國主 殿下

遠傳ニ信書、披而見之、則近如對高顔、殊投四種之方物、歡悅有餘、抑從貴邦遣異域兵船、大將、裨將、許多軍衆之内、到着本邦松浦津、殊與兩邦、可有和睦、堅盟予所希也。兩國同志、則縱雖隔千萬里之海陸、年々往來、何有異哉、於兩國正無道、令歸有道也、依之、渡海商客安居必矣、貴邦眞如路數人、遣置本邦、可被立館舍之地、着船之港、任貴國意二分與之、自今以往、彌可修隣交者也、餘事付在船主舌頭、惟時秋天、殘暑尤甚而已、自當不備。

慶長十四龍集己酉孟秋二十五庚

(異國日記)

阿蘭陀の形勢

此書は、圓光寺元估清書、間に合鳥子、下繪あり。上包は可漏鳥子、上の眞中にて糊付にして、封の字三處に書すといふ。聞く阿蘭陀に於ては、千六百二年三月、在來の諸貿易會社合併して、聯合東印度商會を組織せし頃より、日本と通商することを希望せしが、千六百五年五月、阿蘭陀國艦隊司令官コルネリス、マテリーフ、艦隊を率ゐ、本國を發して東洋に向ひ、千六百六年八月、シンガポール附近に到り、先に一千六百四年、我が豊後に漂着せし、リーフデ號船長クワケルナックが、我が日本政府の、與へし朱印を携へ還るに會ひ、益、日本通商の意を堅くし、翌年九月、進みてマカオの近海に到れるに、偶、我が平戸の船の南進し來るを見、之を幸として、不日平戸に至るべき旨を、其の領主に傳へんことを請ひたれども、故ありて、其意を果す能はざりければ、此時は、遂に此處より本國に歸航せしを、後一千六百八年二月に至り、バタニの阿蘭陀商館長プリンケルといふ者、書を家康に呈し、右來航遅延の理由を述べたりとぞ。

又、東印度商會本社は、此の一千六百八年春、阿蘭陀・イスパニヤ二國の間に、東洋貿易の、現狀を維持するを條件とし、十二ヶ年の、休戰條約を締結せんとする談判の、大に進行せしを察知し、同年四月、此の條約締結前に、成るべく通商區域を擴張せんと欲し、急に報知艦フリーデ・ホープ號を發遣し、東洋航海の艦隊司令官に會し、此旨を通ぜしめたり、此時の司令官は、ピーテル・ウイルレムスゾーン・フェルフーフエンといふ者にて、一千六百七年十二月、十三隻の船舶を率ゐ、阿蘭陀を發し、東洋に向ひ、一千六百九年二月十一日、ジッホルより、バンタンに航する途中、彼の報知艦フリーデ・ホープ號の來たるを見て相會し、同月十九日、艦隊評議會を開き、其の決議に依り、先にジッホルに留め置きし、ローデ・レーウ・メット・バイレン號、

及びフリフロン號に命じ、直ちにジ・ホルを發し、北航せしむ。是れ同年六月末、マカオを發し、日本に航海せんとする、ポルトガル船を捕獲せしめ、若し過て之を逸することあるも、直進して日本に至り、通商を求めしめんとすの謀に出でたるなり。

パイレン號・フリフロン號の二船は、五月四日此命に接し、十日ジ・ホルを發し、パタニに寄港し、生絲及び胡椒等若干を積載し、マカオに至りしが、ポルトガル船は、既に出帆せし後なりければ、其の航路を扼せんと欲し、急に臺灣海峡に航し、其の到るを待てり。然るにポルトガル船は、豫め之を探知しけん、期に先ちて出帆し、支那の海岸に沿うて航海し、風雨に乗じて逃去りぬ。此に於て、阿蘭陀の二船は、訓令に従て日本に直航し、其の七月一日長崎港外に着し、水先案内者を雇ひ、同夜平戸に至て投錨せしが、是れ今年五月三十日の事なりき。平戸領主は、豫てより、阿蘭陀貿易を開始せん素志なりければ、之を見て、好機逸すべからずとなし、勞を厭はず大に斡旋し、長崎奉行と議を重ね、阿蘭陀船の商人頭、アブラハム・ファンデン、ブルグ、ニコラス・ボイク、及び商人補二人に、メルヒョール・ファン・サントフォールトを添へ、以て駿府に至らしめたり。サントフォールトは、一千六百年以來、我が日本に在留せる阿蘭陀人なれば、之を通譯として遣はしたるなり。已にして蘭人等駿府に至り、懇に通商を請ふ所ありしに、家康快く之を許し、朱印を附與し、併せて阿蘭陀國主にも、書を贈らんとせり。即ち今崇傳に命じ、草せしめし所以なり。此後、蘭人等朱印及び書を携へて西歸し、九月十三日平戸に着せしか、次で船員の大評議會を開き、平戸に商館を設置し、ジャック・スベックスを其長とし、館員三名、小使一名、并に通譯一名を置けり。通譯は名

蘭人駿府
に至る

朝臣の姪
行

をヤン・コーサインズゾーンといひ、もと蘭船の下士にして、一千六百年以來、我が日本に滞留する者なり。而してジャック、スベックスは、尋て駿府に至つて家康に謁し、二船は、總べての用務を終へて後、十月三日纜を解き、バンタンに向て去りぬ。(異國日記)○十四日、京都所司代、板倉伊賀守勝重を駿府に召し、朝臣宮女等の、密契遊會に關し、巨細に其の事實を尋ねらる。去年春・夏の交、多武峰大織冠鎌足廟前なる、大さ五六圍の古松、故なくして破裂せしことあり、又、櫻市なる鎌足の像の、破裂せしこともありしより、士人等頻りに憂慮して措かず、謂へらく、「往古より、鎌足の像の破裂せしこと七たびなるが、何れの時も皆な、朝廷の凶事にあらざるはなし」と。社僧之を聞きて、大に驚き怪み、僧中の性行、方正潔白なる者を選び、鎌足の靈前に至り、戸帳を隔て、其像を撫でつつ檢せしめしに、意ひきや膚裂け膿流れ、臭氣甚だしからんとは、因て直ちに上京して、其由を奏聞しければ、諸卿また大に驚愕し、公卿相會して、僉議區區に涉りしが、忽ち禁闕の婢女一人あり、明に其の内情を訴へしに依り、漸く其實を詳にするを得るに至れり。即ち烏丸參議左大辨光廣三十一、花山院少將忠長三十二、徳大寺少將實久三十三、飛鳥井少將雅賢三十四兄弟、大炊御門侍從頼國三十五、難波少將宗勝三十六、齒藥師兼安が男備後、松木少將宗澄、猪熊侍從教利等相伴ひ、容貌美麗の宮女を選び、中御門也足の女唐橋局、廣橋大納言の女廣橋局等五人を誘ひ、憚る所もなく洛中を遊行し、屢淫會密契すること露はれしが、特に唐橋・廣橋の二人は、君寵他に異なる者なりければ、主上の逆鱗甚だしく、公家九人、近習の女房五人を、悉く死罪に行ふべしとて、遂に所司代板倉勝重に命じ、悉く僉議せしむるに至りぬ。勝重即ち力を盡して探聞するに、猪熊侍從教利の如く、何時しか逐電せしものもありて、未

だ其實を詳にするを得ず。因て其の同類と聞ゆる、齒醫備中守兼保を捕へ、獄に投ぜしに、此頃に至て、漸く其實を白せしかば、勝重その委曲を記し、之を朝に奏したり。主上之を聞召し、逆鱗ましますこと益、甚だしく、遂に之を家康に達せらる。家康も之を聞て大に驚き、遂に此の勝重の召喚とはなりしなり。時に織田有樂が宗子、左門頼長といふ者、猪熊三位教利に荷擔して、逐電せしめたるのみならず、茶道を好み、尺八を吹くこと精妙に、而して其の淫猥なること、當時歌舞妓者の最なれば、今度の罪科も頗る重く、須らく主反者に准すべき者なりとさへ、痛く論ずる者ありて、駿府の老臣等、毎日勝重と會して評議を凝らせども、未だ決するに至らず。(徳川實記・武徳編年集成) ○此日、天下に令して、嚴に莫宥を吸ひ翫ぶ事を禁ぜらる。(太平年表) ○十六日、諸國大水、就中、遠江國は濃州以東の諸國と同じき洪水にて、水嵩の高きこと、去年に比して高きこと三尺許りなりき。(徳川實記・當代記) ○十七日、駿府執政本多正純、本丸に僧崇傳を召し、告げて曰く、「日本文體の御朱印を、阿蘭陀に遣はさるべければ、文辭を調へ、御右筆に渡さるべきなり」と。正純即ち、一紙に朱印を與ふべき人名を書し、崇傳に與へて曰く、

- ば た ん
- 一ぢやくす名字 くるうんべいけ名也
- じやはん
- 一ふらんす ひつつゐる
- 一あふらはむはん、でん、ぶつゝく

一きらあす へいけ

此の四人に宛てて、同じ文言にて、四通草案せらるべきなり」と、崇傳乃ち文案を草す。

おらんだ船、日本へ渡海之時、何之津^モ雖^モ爲^ス着岸、不^レ可^レ有^ニ異儀^ニ候、向後守^リ此旨^ヲ可^レ被^ニ往來^ニ、聊^カ疎意有間敷候也、仍如^レ件。

慶長十四年七月廿五日

朱印

ちやくす。くるうんべいけ

是を、右筆庄九左衛門といふ者、大高に清書し、同文言にて四通を製し、彼の四人に各一通づつ與へ、上包は大高、二つに折て包み、上下を折返せり。(異國日記) ○十九日、金銀相場の規定を定めて、廣く發布せらる。

金銀相場

一金子一兩に、永樂錢壹貫文たるべき事。

一金子一兩に、錢可^レ爲^ニ四貫文^ニ。

但、なまり錢・かたなし・大われ・新錢・へいら錢、此五錢之外一切撰間敷事。

一金子一兩に、銀五拾目たるべき事。

右之旨を以、御年貢并諸商賣ともに、取扱ふべき者也、仍所^ニ定置^ニ如^レ件。

慶長十四年七月十九日

事蹟

日本人の天川行を禁ず

○二十日、日本人の、天川へ行くを停止せんとて、崇傳に命じて、朱印文を草せしめ、右筆庄九左衛門に命じ、之を清書せしむ。

日本人、天川津に寄船候に付て、其處迷惑之由、尤に候、於其儀者、堅令停止了、若於背此旨者、如其地法度可致成敗者也。

慶長十四年七月廿五日

外交文書の捺印

風流踊

家康遊女の踊を見る

駿士の放蕩止む

此書及び其他、呂宋・阿蘭陀等へ送る文書は、總べて此月廿一日、駿府に於て朱印を押捺したるなり。而して朱印の位置は、年號の頭字より一字下げ、其の次行に捺したるなり。○此月、駿府市街に令し、風流躍を催さしめしが、(徳川實記) 一日、家康觀覽すべき旨を達しければ、町奉行彦坂光正命を受け、普く市中に令し、其の準備を整へしめ、將に其の觀覽を請はんとするや、期に先ち、家康また令して曰く、「併せて、遊女の踊をも見まく欲す」と。光正之を聞て驚き、俄に其由を安部川町に傳へ、急に準備して、踊を出さしむ。既にして、家康市中の踊を見終るや、遊女を、城中に召して踊らしめ、觀覽の後、同朋石川福阿彌に命じ、縁上にして菓子を與へしめ、且つ曰く、「已後また召すこともあらば、速に來べし」と。遊女等喜び謝して去る。此事、早くも内外に聞えければ、駿府の諸士等以謂らく、「何れの遊女が、公の旨に叶ふやは知らずと雖も、召されたる遊女の、尋ねらるるまにまに、我等の事ども語り出でなば、忌忌しき事の、涌出づることもやあらんすらん」と、互に疑懼の念を懷きければ、自から檢束して、放逸の心を抑へ、遊里に遠かる輩も少なからざりしが、是れ實は、光正の請に出でしものなり。近頃、駿府諸士の、遊里に通ふもの多く、甚だ

しきは、之が爲に終身を過つ者、無きにしもあらざれば、光正憂ひて、之を遠く他に移さんとせしを、家康聞きて、共に謀りて、此舉に及びしなりといふ。(徳川實記) 此踊月末まで行はる。

二丁町の一説

一説、此頃、府中彌勒町に、一郭地を賜はりて遊里を開き、稱して傾城町といふ。即ち今の二丁町是なり。舊五町ありしが、後三町を割きて、武州江戸の吉原に移さる。云云

義士を吊ぶ

華陽院了

軍扇

漂流船處分

大岩村檢地
伊祇利須船到る

○徳川家康、駿府華陽院に於て、法事を營み、千部の法要を修行すること三日、人ごとに米一升、永拾文づつを與へ、以て忠臣義士の、事に死せし者の爲に、冥福を祈る。人みな其の慈仁を稱すといふ。此寺の住持了的是、最も家康の爲に信愛せられたる僧なり。嘗て關ヶ原役の時、増上寺の觀智國師の使者となり、陣中に至り、家康の安否を問ひし時、家康突如問うて曰く、「兩敵とは、軍中甚だ忌避すべき名なり、如何と。了是、聲に應じ、答へて曰く、「兩敵則ち御前に拜伏す」と、家康大に悦び、持つ所の軍扇を賜ふ。軍扇は、網代黒漆塗にして、長八寸、横八寸二分、柄長五寸三分、紫の房付き、唐草蒔繪にして、表に大小二箇の紋あり。裏に大小三箇の紋ありて、大なるものは徑凡そ二寸五分ばかりあり、永く寺寶として、祕藏せらると云ふ。(名平離會之記) ○八月十日、鎮西暴風あり。南蠻船の、去る六月長崎に入津せしもの、此日の暴風に依つて、遠く洋中に漂流せしが、數日の後、上總國大野浦に漂着せしといふ。尋で其由駿府に報告ありければ、前將軍家康命を下し、荷物を蠻人の望に任せ、交易賣買して、損失を少なからしむ。○廿四日、駿州大岩村檢地あり。今尚ほ臨濟寺に水帳存す。是れ代官彦坂九兵衛の奉行する所なり。○此月、伊祇利須船到る。伊祇利須は海賊たるの故に、諸蠻の船と、湊を同じうせずとて、別に湊を定め、法度の條書を與ふ。

一自^リ伊祇利須^ニ至^ル日本國^ニ渡海商船、於^テ平戶^ニ可^シ賣買、他所^ハ不^レ許^ラ之、縱^シ遭^フ風濤之難、到^ル本邦之地、不^レ可^レ有^ニ異議、並^シ諸役免除事。

一船中資財隨^レ所^ニ思、以^テ目錄^ニ可^キ召寄事。

一不^レ可^レ有^ニ押買狼籍事。

一彼國人、若有^シ令^ニ病死^セ輩者、其荷物不^レ可^レ有^ニ相違事。

一船中商客、於^テ有^ニ罪科^セ者、任^セ其國法^ニ可^キ隨^フ船主心事。

右^キ相^シ守^ル此旨^ニ者也。

慶長十四年八月

交趾到

交趾の船また到る、また朱印を與ふ。

一交趾商船、到^リ本邦^ニ渡海節、縱^シ遭^フ風浪之災、雖^モ令^ニ着岸^セ、日本國裡、孰^シ地^ニ不^レ可^レ有^ニ違犯^ス者也。

慶長十四年八月

家康丸山寺に遊ぶ

是皆な、駿府に於て、處理する所なり。(見聞軍抄)○九月十三日、前將軍家康、丸山寺に遊び、看月の筵を開き、和歌を詠じて寺僧に賜ふ。詠草は、阿茶局の筆なりといふ。

丸山寺風景

松高き丸山寺の流の井いくとせすめる秋の夜の月

丸山寺は、駿州安部郡宮内村に在り。秋月山と號す。去年、家康放鷹して此處に到り、しばし休息することあり、前山の名を問ふに、後藤庄三郎光次側に在り、畏りて、南を望み東を眺み、いと細に指しつつ、答へ

京都の名所地名

て曰く、「彼方は八幡・清水、此方は愛宕山と、名ある地名を漏さず指點しければ、家康も、京都の名所と同じ名を、いと興あることに聞きなして思ひ出でけん、是も都の丸山に似たり。京の丸山を移せよかしといふを、光次は、此時蒙りし家康の命を、反故にはせじと、尋で京師丸山の僧、徳養軒を呼び下し、此に一寺を建立して、自から檀越となる。丸山寺即ち是なり。流の井は本堂の前にありて、井の傍に細流あり、此處に高榜を立てて、彼の和歌を書せしが、榜は、高さ八寸許り、横一尺許の板なり。或は云ふ、家康の丸山に遊びしは、慶長十七年のことなりと。(名所遺蹟・名手離會の記)○廿日、遠州代官秋鹿彌太郎直朝死す。其子小姓長四郎朝正後を繼ぎ、遠州に還り、中泉に住す。因て庇蔭料四百石を收公せらる。(徳川實記)

遠州代官秋鹿直朝死す

地方役人

凡そ江戸幕府の地方役人には、郡代、郡奉行、地方奉行、代官等、數種あり。郡代は、又奉行とも稱し、幕府の領地を支配する職にて、勘定奉行に隸屬し、所所に陣屋、及び出張所を置きて、租税を徵集し、農業を勧め、領民の紛争を和解し、訴訟を聽斷し、子弟を教育する等、凡て地方の政治を行ふ。郡奉行、地方奉行は、共に數箇國に亘る、幕府の領地を併せ支配す。蓋し郡代の如き職なるべし。地方奉行の名は、慶長・寛永の頃に見えたるのみにて、其後に見えず。郡奉行の名は、寛永・寛文・延寶の頃に見えて、貞享以後には見えず。されば此の二の奉行は、何れも早く廢せしものなるべし。代官はまた郡代と同じく、幕府の領地を支配する職にて、勘定奉行に隸屬し、陣屋を置きて租税を徵收し、争訟を解き、農業を勧むる等、其職郡代に異なることなし。要するに、郡代の小なるものなり。而して代官は、多く世襲にして、久しく其地に居住して、常に領民に接するを以て、動もすれば威權を弄して、領民を困ましめ、或は同僚、又は勘定所の勘定衆と結托して、私を營む等の弊あり。故に屢、令を下して、之を戒飭し、其の同僚、及び勘定衆との縁組を禁じ、領内に於て、親ら商賣手作等を爲すことを停止し、凡て町人百姓より、賄賂を貪り、饜應を受くることを得

ざらしむ。人員は、其の領所の廢置分合等によりて、一定せざれども、全國を通じて、凡そ四十人より、五十人に至るを定員とす。大抵食祿百五十俵高にして、別に役料を給せず。但し、他の職務を兼ねるものには、特に役料・役金・役扶持等を給することあり。又別に口米を與へて、屬僚の手當、及び代官所一切の用途に充てしむ。享保十年に至り、口米を給する事を廢し、別に手當として、其の支配高に應じ、米金を給することとなれり。其他、始めて此職に補せらるる時、又は陣屋類焼の時に、拜借金を爲し、年賦にて返納することを得る恩典あり、屬僚に、手附・手代・書役等あり、手代は、往往賄賂を納るるものあるを以て、痛く戒飭を加へ、之が誓書を徴せり。按ずるに、代官の數は、其の支配所の、廢置分合によりて一定せず、延寶六年の武鑑に載せたるもの四十一人、寛政四年の武鑑に載せたるもの四十七人、慶應三年の縣令集覽に載せたるもの卅八人あり。

諸國御代官

熨斗之間
百五十俵高

印
本陣屋
出陣陣屋

駿河遠江信濃

駿河府
信州
信濃

印
本陣屋
出陣陣屋

駿河遠江信濃

駿河府
信州
信濃

印
本陣屋
出陣陣屋

遠江三河

遠江中泉村
三州赤坂村

印
本陣屋
出陣陣屋

按ずるに、延寶八年江戸鑑には、三州御代官、二百俵、島山牛之助殿、百石平野三右衛門殿・鈴木八右衛門殿とありて、寶永二年以後の武鑑には、參州遠州の代官とありて、兩國を兼攝したれば、其比より三州代官は、遠江代官に併せられしものが、又、同じき延寶八年江戸鑑には、遠州御代官、三百石松平市右衛門殿、百俵萬年三右衛門殿・大草太郎右衛門殿、百石市野總太夫殿とありて、貞享五年・元祿五年の武官には、當職十人、元祿十一年の武鑑には五人、寶永二年には、參列代官を併せて三人、享保十八年には、信濃を加へて一人とあり。されば參・遠二國を領せしは、此後の事なるべきか。又同じき延寶八年の江戸鑑には、

駿州御代官

二百石、石出半右衛門殿。二百石、長谷川藤兵衛殿。三百三十石、野村藤三郎殿。百石、諸星總右衛門殿。

とありて、天保十二年縣令集覽には、

御代官、小笠原信助

七十俵五人扶持、遠江・三河、陣屋、遠州中泉村。出張、三州赤坂、駿州鳴田。

御代官、池田岩之丞、百五十俵。御藏掛ノ御役料三百俵、駿河・遠江・信濃、陣屋、駿府紺屋町、出張、飯田・鳴田。

とあるなり。而して寶永二年・寛政四年・文化四年の武鑑には、寶永の比より、寛政の比まで、駿河代官にて、參河・遠江を支配せしが、文化の比より、遠江・信濃を、支配したる由見えて、慶應中支配所の中、信濃を除きたる趣は、慶應三年の縣令集覽に見ゆ。彼是參酌して、要を知るべし。(地方凡例録)

板倉勝重
京に還る
姪行公卿
の處置定
まる

堀江城主
大澤基宿
皆川廣照
其主忠輝
の暴行を
訴ふ

○廿三日、京都所司代板倉伊賀守勝重、駿府を辭して京都に上る。先是、烏丸光廣等殿上人の宮女に戯れ、會飲淫行の事露はれ、主上の逆鱗甚だしきや、重く其罪を正すべしとの内旨を奉じ、駿府に下て執政諸臣と議し、前將軍の意を請ひしに、禁中には、昔より斯る類なきにしもあらざれば、ひたすら寛宥の御沙汰ありて、聖徳を施し給はば、衆人恥を知りて、後來を慎むべければ、此度は、公家衆九人は西國へ、局五人は東國へ流さるべき様にと諫め奉るに如かずとありければ、勝重其旨を體して歸れりといふ。(徳川實記) ○遠州掘江城主、大澤兵部大夫基宿、從四位下に叙し、右近衛權少將に任ぜらる。(大澤家畧譜) ○信州飯山城主、皆川山城守廣照、其徒山田長門守正世、松平讃岐守某等と、駿府に至り、目安數ヶ條を上りて、其主忠輝の暴戾を訴へしが、忠輝自から至り辨するに及び、廣照・正世二人死を賜はりて死す。(徳川實記・昭代記) 或曰

く、家老衆みな改易せらるると。皆川廣照は、上總介忠輝を養ひたる者なれば、忠輝、信濃に封ぜられし後も、忠輝に附せられて、傳相の職に在りしが、忠輝年漸く長ずるに従ひ、ますます暴横の所爲のみ多く、國人上下共に歎き苦むを見て、日夜憂慮して、措く能はざりしを、爰に又、花井三九郎といふ者あり、もと前將軍の側に近侍せし小童なれども、舞踊の技に堪能にして、且つ、忠輝の異父同母姉の婿なれば、かたがた以て、其技を忠輝に教へよとて、家康命じて、忠輝に屬せしめけるが、三九郎は、其後、ますます忠輝の寵を得、其勢の盛なること、共に肩を比する者なく、遂に遠江守と稱し、國家の大事は、三九郎一人に委任せらるるに至りければ、獨り權威を専らにし、善からぬ政治ども多く行はれ、國民の厭苦甚だしかりしを以て、舊臣等、屢諫むれども聞かず、廣照これを見て、また極諫すること數次に及ぶと雖も、また聽かざれば、今は己の力の及ぶ所ならずとて、山田正世等と、相携へて駿府に至り、之を家康に訴ふ。時に忠輝、江戸に在りて之を聞き、大に驚きて駿府に馳せ上り、自から己の罪なき所以を面陳し、且つ、廣照の舊功をたのみ、專横の舉動多きに、山田長門等之に與し、終に其主を訴ふるの、無狀に至れるを訴へければ、家康未だ其の曲直正邪を辨する能はず、其の國老、並に國奉行進士清三郎等を召して、之と對決せしめしに、國老等、其主の意を迎へて、其惡を飾り、本多上野介正純内に在りて、頻りに諛言を呈して、廣照を陥れんとしければ、廣照等遂に罪を被り、死を賜はる。或は云ふ、廣照は一たび死を賜はると雖も、舊功の者なればとて、死一等を減じ、遠流の刑に處せらるると。

家康乃ち命じて、山田・松平等二人を誅し、廣照の罪一等を減じ、食邑を收め、廢して庶人となす。廣照髮を剃て、

廣照賜死

忠輝花井三九郎を寵す

老圃と更め號し、智積院に閑居す。(野史) 山田正世、一に勝政に作る。

初め此訴に依りて、其國老を召さるるに、松平出羽守清直も、國老として駿府に到りしが、家康想ふ所やありけん、對決の座には召さざりき、然るに清直謂へらく、「我不肖と雖も、其職に在れば、獨り苟もして、此の大事を免るべからず」と、自ら推して登城せしを、家康其座を過ぎつつ之を認め、大に怒て曰く、「誰か清直を召して、此座には列せしめたる。若輩者何をか知らん、速に追ひ出たせ」と、清直力なく退席し、國に歸て後、閑居して出でざりしが、尋て赦されて出仕せりとぞ。家康また、花井三九郎を怒つて曰く、「吾が三九郎を遣はししは、小鼓謡曲を教へしめんが爲のみ、誰が命を受けてか、此の不可思議をばしつる」と、忠輝の母茶阿局、之を聞きて大に驚き、義直・頼宣の母、且は家康が歸依僧等を頼み、懇に三九郎の罪、免さんことを數かしめしが、忠輝も亦救解するに會し、三九郎は纔に免るを得たりとぞ。(藩翰譜) ○駿州田中城主、酒井備後守忠利、封を轉じて武州川越に移り、一萬石加増せられて、二萬石を食む。(恩榮錄・昭代記) 先是、前將軍家康、命を江戸に傳へて曰く、「將軍江戸城を出づる要ある時、常に留守を命ずべき者は忠利なり、宜しく其心して用ゐるべきなり」と。蓋し轉封の因、此に在るか、是より忠利は、大留守居役となり、諸家の質子を預かり、諸國の關所を掌れり。(徳川實記)

田中城主酒井忠利

忠利雅量

川越領に、備後村といふ一郷あり、其の庄官を備後といふ。忠利至るに及び、其の家人等、庄官に謂て曰く、備後は領主の名なり。速に改めよ」と。然れども庄官嘗て用ゐる所なし。其後、忠利自から領内を巡ることあり。彼の庄官を召し、面り謂て曰く、「汝か名は守護の名に同じ、宜しく速に改むべきなり」と、直ちに之を改めしめんとす。庄官

曰く、「是は、近頃迷惑なることを承るものかな、某は人に勝れて、一番に貢租を納め、且つ、公役をも、他人に先ち、第一に務むれば、未だ曾て、地頭の掟に背きたることなし。然るを、今何の過意に依て、名を改めよとは命ぜらるる、抑も某の名は、某一代の名にあらず、祖先以來襲來し名にて、代代備後なれば、今更改むることは能はざるなり。若夫れ、同名果して不可らば、請ふ殿自から改めよ」と、いと無骨に言ひ放ちければ、忠利哄然笑つて曰く、「年貢公役等を、他人より先に勤むるは、最も善き事なり。然らば汝は、此所の備後なり、我は酒井備後守なり。何か苦しからん。ただ備後にて居よ」と。後又咎むる事はなかりき。其後、家康之を聞きて曰く、「備後守は、生れ得たるところ、自然に溫和にして慈悲深し。凡そ無智なる者は、何の益もなき事に諸人を苦め、用に立つべき事を取失ふことぞ、さればこそ、候にして利口なる者のなす事は、一手替るものよ、譬へば大賀彌四郎が、知行の物成をば、己が百姓共に借して、其の利米を取り、己は、上より預け置くところの米を遣ひて、自由を足すなど、偏に武士の道を知らざる故ぞとよ、尤も、上の物を盗みたるにてはなけれども、利倍を心掛くるは、町人・商家の業たる故に、武士道の大なる穢ぞ」と。

清水御殿新築

○廿七日、前將軍家康、横田郷を経て、八幡に遊び、久能海道より、清水御殿に至り、江尻の並木崎より、庵崎の沖まで逍遙し、戌刻ばかり駿府に還らる。清水御殿新に成りたればなり。清水御殿は、三保の貝嶋に在り、濱御殿を作り、富士見櫓を建つる計畫にて、今年五月の初より工を起ししが、爾來頻りに其工を急ぎ、此月に至て略ぼ竣工せしに、其の松の間・柳の間等の構造、頗る精巧なりと聞えければ、家康の悦び斜ならず、遂に今日、自から此に至り見しなり。因て直ちに、御殿預を安部式部に、其の添役を山本新五左衛門に命ぜらる。(清記・清水記)

貝嶋は、三保の三岬の一にして、真前なるを真崎とよび、次なるを貝嶋と唱へ、又其の次なるを鶴島嶋といふ。此の

貝嶋の半ば左の方に當りて、御殿場の址なりとて、水中に土居の形をなすものあり。今も干潮の時は、明に見得べしと云ふ。(三保明神官談)

駿府市街

家康は、去年、駿府城の修築畧ぼ終るを見、今年に入りて市街の修繕を企て、彦坂九兵衛・畔柳壽學を命じて奉行とし、豪商友野宗善をして、之を助けしめ、以て之に着手せしめしが、其工竣るに及で、今の九十六ヶ町も區劃せられ、駿府市街の形全く成れり。九十六ヶ町とは、即ち下横田町より彌勒町に至る東海道筋と、吳服町・兩替町・人宿町・梅屋町・札之辻町・七間町・上石町・下石町等の商業地と、及び馬場町・宮ヶ崎町通・茶町通・安西通にして、其の商業地たる、東西に直行する街路は、京都の、整然たる市街にも髣髴たりとさへ稱せらるるに至りける。而して此の市街の改良成るや、自ら東海道の往來にも變更を來たし、従來は、安倍川を越えて、駿府に入り、彌勒より本通に出で、東行して、同じき一丁目より、吳服町一丁目へ右折せしを、改めて新通を直行し、梅屋町より右へ曲り、暫くして七間町へ左に曲り、吳服町四丁目に入ることとはなりぬ。併も此時、町名を變じたるは、新通大工町を、新通二丁目、笠町を新通六丁目と稱せしが如く、極めて少數なりしが、此の何丁目と呼ぶ丁數にも、多少の據はありしもの如し。即ち七間町・本通・新通・上石町等の如く、駿府城に向ふ道路は、城に近き町を一丁目とし、吳服町・兩替町・寺町・茶町等の如く、國道の本通に、直交せる道路は、本通に近き町を一丁目とし、其より何丁目と呼ぶ類なり。

先に駿府城を以て、前將軍家康の菟裘の地と定めらるるや、城郭の新築あり、市街の擴張あり、城濠石崖の修繕あり、土木の工年年歳歳に起れるに、今又、清水御殿の造築もありたれば、駿府四方の、運搬交通の用

牛車

牛車扱人

も、自から舊に倍蓰したらんが、家康は此の運搬を助くるに、多くは牛車を使用せしといふ。而して其の多くの牛は、何れの邊に飼養せしか詳かならざれども、今安西五丁目、牛屋といふ所あり。俗に呼びて牛町ともいへば、或は此邊にもやといふ者あるなり。而して牛車を扱ひし者は、三姓にして七人ありしが、其長を小川源八といひ、鳥羽屋と號せり。源八の子孫は、代代源八と呼べるが、其家に牛十七匹の朱印を傳ふれば、蓋し當時も然りしならんか。牛車の業を監督する者、之を名けて世話役と稱し、長及び六人の者は、月番役として、交互之に當る。牛を扱ふ者、之を名けて牛持と稱し、二十餘人あり。各、扶持を與へて、牛の事を扱はしむ。其の牛を扱ふには、楯を用ゐしむれども、其の長短には定めなし。牛を追ふに、ヒスフと口笛を吹けば進み、止ト止トといへば止まるといふ。而して此の牛車は、清水湊・町方・在方・山方・濱邊へ、往來したるものにて、牛車一輛に、米ならば四斗入九俵を積みたるものにて、其の賃錢は、清水より府中まで、五百文、乃至八百文なりきといふ。鳥羽屋源八の家記にいふあり、曰く、

申傳候趣申上候覺

牛車由來書

牛車初の儀、先年、山城國伏見・鳥羽より、

權現様御供にて、當地え罷下り、其節の住所、駈カと相分カ申候、人數七人にて、小川・寺田・前田三姓に御座候、右七家の内、四軒は、于今相續仕罷在候、私方の儀は、先祖一代右業にて、二代目より商任り候て、家名は、則鳥羽屋と相唱へ申候、牛車の儀、其後段段家數相増、當時牛株廿七軒取極申候、時代の儀は、駈カと相分カ申候得共、慶長十四年、御城外郭出來候節、右御用相勤申候書物、其外數多御座候得

共、度度の出火にて、焼失仕候得共、老人見聞ミおよび候事多く御座候、車力の儀、清水湊え往來、町方・在方・山方・濱邊等え往來、其荷物により、賃金高下御座候。

但、牛一車、四斗入九俵の定法、清水より府中まで、其價五百文より、八百文まで、府中より清水まで、多くは空車にて通行仕候。

一、七軒の内、四軒今に是有候分、十右衛門・新九郎・四郎左衛門・牛小屋頭鳥羽屋源八八人名は前記

(駿國雜志)

石部の駄賃倉

而して從來は、貢米の運搬は、多く石部より、駿府に至りしなり。故に石部に、米穀駄賃倉といふを設けたり。此の駄賃倉は、石部村の山際に、六十間づつ、左右に百二十間の倉を建て、名主嶋八郎右衛門をして、之を司らしめられき。此時下附せられし掟に云、

定

嶋八郎右衛門

一大御所様、山西御鷹野御成の時節、爲ム御案内、被レ仰セ付ケ舩フネ乗リ候條、爲ム石部湊ミナト于レ今以後、御道具、諸荷物積送之宰配可キ致者也。

慶長十四年西二月

林 隼人 花押

八郎右衛門

(家記)

家康幼時三州に往

八郎右衛門は、今川時代より、數代此處に住し、土地の閑家なるが、家康駿府に移て後も、家康の遠州邊へ放鷹の時、又は清水渡海の節等には、人馬船車等の用を辨じ、又家康が幼時、宗珊を従へ、潛に三河に往き

事蹟

し時も、八郎右衛門の船にのりしなど、其功勞最も多かりし者なれば、八郎右衛門をして支配せしめんが爲

に、特に石部を湊としたるなりといふ。又、此家の庭に一株の老松あり、駒繫の松といふ。家康の此邊に至れる時、馬を繫ぎし所とて、一葉の短冊を藏す。

駒つなぐ松さかへけり八が庭

大納言 (家藏)

この短冊を、家康の賜ふ所とする説と、駿河大納言忠長卿の賜ふ所といふ説と、二説あれども、八が庭の句より見て、忠長にあらざることをば知らるるなり。而して駿・遠・参三ヶ國より、駿府に納むる城米は、元より悉く石部の濱に運漕し、石部より馬に負はせ、駿府に輸送するを常とせしが、是又深き故あることにて、家康は、城米一俵に付き、一升の駄賃を取らば、其所の助ともなるべしとの意を以て、専ら此の石部に委任したるなり。然るに、中頃よりは、各地とも諸家の領邑となり、或は城付の地を賜



はるに至りければ、石部着津の米は、大に減ぜしが、後、駿府城代時代に至ては、益、減ぜしを以て、遂に倉廩の必要もなきに至り、城代松平豊前守勝政、任に赴くに及で、遂に是を破壊せしめ畢りぬ。(里人談)

石部の濱部に、大崩といふ所あり。大崩の先に、小瀧といふ所あり。小瀧の奥に平地あり、世人呼んで長者屋敷といふ。昔、ここに、遠江國榛原郡の人、某といふ者住むことあり。一年、一子某、難治の疱瘡を患ふことあり。父母大に悲み歎きて、全快を神佛に祈れりしに、一夜、夢に神あり、來り告げて曰く、「我は、大崩の小瀧の本に住むものなり。汝小兒の病を憂ひて、諸神に祈誓す。我爾が兒を守護して、全快を得しめむ。汝、我が爲に小祠を修造せよ」と云ふ。言ひ了ると思ひて、夢は忽ち覺めぬ。某は、ここに神明の擁護あることを識り、益、介抱に力をつくす程に、さばかり艱める小兒の病も、日を経て平癒しければ、家を舉つて喜びあへるに、生業の忙はしきに紛れて、神のいましめなる、祠をたつることなば、遂に忘れはてける。其後某は、或日購物ありて、國府の市に往くとて、大崩を過ぐるところに、小瀧の邊に至れば、大蛇ありて路にあたり、わだかまり塞がれば、通るべくもあらず、某大に驚き怖れてあとちさり、逃歸りて道を日本坂にとり、嶺にのぼりつめ、いで下らんと下に向へば、ここにも亦大蛇ありて、横はり臥せりける。某は益、怖れて仰天し、毛起悚踊ちて顔色かはり、腰たすなりて感ひ苦む。折しも麓より上り來るものありければ、某は怪み訝りながら、「斯く大蛇ありて道を塞ぐに、抑も如何にして、此處には至り給へる」と問ふに、彼人また訝り怪み、「御身は何を仰せらるる、道の程蚯蚓一ツだに居らぬを」と、言ひ言ひ去りける。さらばと某も山を下らんとせしに、大蛇はもとの如く蜿蜒たり。某は此に於て、始めて去にし夢中の約束を思ひ出でつつ、彌増して、神の示験のいやち、なるに驚き、崇仰の心沸くが如くに起り、後悔の念燃ゆるが如く生じければ、暫くも猶豫する遠なく、はたと地に坐し、目をとち手を合せて、神託を疎にせし罪を詫び、良久うして目を開きて見渡すに、前に見たる蛇と思はしき物だに無く、心のどかに山を下り、事を果して歸りしが、歸るや否や、明日ともいはず、人に命じて神祠を造らしめ、小

小瀧の疱瘡神

瀧の本に齋き祀りける、此後、近傍の痘を患ふる者、この祠に祈願すれば、靈驗つれに新なり。云云（駿河記）

石部街道

然れども當時の慣例に依て、駿府城米は、後世長く石部の濱に着せりといふ。而して石部街道といふは、駿府より河鍋に出で、安倍川を歩渉り、西河原・東新田を過ぎ、廣野村に入り、丸子川大橋を渡り、用宗村に

紀州街道

かかり、石部に到る順序にて、後に所謂紀州街道に當るなり。紀州街道とは、徳川頼宣、紀州に移封せらるるに及び、江戸へ往返するに、必ず清水より久能街道を通り、安倍川を越ゆるを常とし、一代變することなかりし故に、郷俗は、此の石部・用宗・廣野通り、安倍川歩渉りするまでを、紀州街道とは呼び成せるなり。紀州街道とは、即ち紀州様街道といふ意なりとぞ。

駿府米倉

駿府には、本丸の東門内に米倉ありて、石部より輸送する米を積蓄へ、諸士の月俸の多くは、此倉より出だされしなり。而して此倉の、一番・二番は、三間梁十三間。三番・四番は、三間梁十九間、五番・六番は、三間梁十六間半。七番・八番は、三間梁十七間半。九番・十番は、三間梁十二間。十一番は、三間梁八間ありきといふ。

高臺院依怙

○前將軍家康、命を大阪に傳へ、孝藏主を駿府に召し下す。孝藏主は、豊臣太閤の時より、其の後閣政所方に仕へ、徳川家の事をあつかひし尼なり。先是、木下肥後守入道法印家定の遺領、二萬石を長子少將勝俊に。五千石を次子宮内少輔利房に分與し、共に高臺院の方を守護すべき由を命ぜられしを、高臺院、其の遺領を勝俊一人に領せしめ、利房には毫も與へざりければ、家康聞いて大に怒り、其の遺領を悉く收公し、今の賦税は、京職の方に收めしめしが、今孝藏主を召ししは、若し此事に關し、相當の道理あらば聞くべしと

頼宣清水御殿に到る

て、大御所の命にて召下されしなり。惣べて政所は、近年老氣違ひ、比興なる事多しとぞ。（徳川實記・當代記）

濱松城主松平忠頼殺さる

○廿九日、徳川頼宣、始めて三保の貝嶋御殿に至る、貝嶋御殿は、清水御殿の謂なり。頼宣は、此日、清水八幡宮森下の、堀抜川より乗船し、貝嶋御殿に到り、並木ヶ崎より、庵崎沖まで出で、終日遊獵し、戌刻駿府城に還れり。頼宣が乗する所の船は、大廣丸といふ新造の船にして、黒漆蠟色、葵紋金具は七度焼滅金なりしが、後、頼宣紀州入部のとき、紀州に移せりといふ。○遠州濱松城主、松平左馬允忠頼卒す。（昭代記）

近藤登之助

年廿八、實は大番の士、久米左平次といふ者の爲に殺されしなり。（廢絶録）初め篠ヶ崎左太夫といふ浪人あり。嘗て徳川家康に仕へし者なるが、近頃浪人して濱松に在り、男子なければ、其女に婿を迎へ、金子二百兩を分ち、商業を営ましめしに、品行放埒にして、其金子を盡く浪費したるを以て、左太夫大に怒て之を捕へ、一室に監禁せしかば、女婿憤懣に堪へず、遂に舌を嚙みて死せり。左馬允忠頼之を聞て大に怒り、士卒を遣はし、左太夫を捕へんとす。左太夫元來武勇の士なれば、之と逆へ戦つて數人を傷け、隙を窺て逐電せり。忠頼乃ち左太夫の女を執へて監禁せしかば、左太夫の甥、服部半右衛門といふ者あり、之を聞て亦大に怒り、近藤登之助と親睦なるを幸ひに、其の家人を頼みて彼女を奪はんとす。此に於て、近藤の家人等、半右衛門を案内者とし、其の囚禁室を襲ひ、亂入して其女を奪ひ、金指に歸り、長持に入れて駿府に送り、永昌院の邸に走り入て救を請へり。是に因て、忠頼と登之助との間に確執を生じ、互に屈せず、遂に駿府に訟ふるに至りければ、家康二人を諭し、登之助の家人一人に自殺せしめ、然る後相和せしめんとす。

然るに登之助聽かずして曰く、「元來彼の事は、家人の私意に出でたるにあらず、臣の命じて爲さしめたる

家康婦言
を用ゐる

ことなれば、家人に罪なし、止むを得ずんば、臣自殺するより外なし」と、確く執て従はず。家康、心窃に登之助を助け、再び登之助を召し、口書の書式悪しと稱し、更に之を書き改めしむるなど、種種に事よせて其心を和げ、己が意に従はしめんとしたれども、登之助従はざれば、終に二人を召して對決せしむ。忠頼の家老と登之助と、家康の前に至り、尋問を蒙るに及び、忠頼の家老膝を進めつつ、「某今、如何なる事實を言すとも、專ばら内房の言を信じ給へば、甲斐なからん」と答へければ、家康大に怒て曰く、我を以て、「婦言に惑ふとなすか」と、刀を掲げて起たんとす。侍臣等之を見て大に驚き、急に忠頼の家老を促して、其座を去らしむ。其後、家康自から裁決を止めて曰く、「人は、我を以て、女公事を聞かといふ程に、我は此の裁決をなさざるべし。宜しく忠頼も登之助も、江戸に下り、江戸將軍の決斷を仰ぐべきなり」と、即ち二人を江戸に送られしに、將軍も亦家康の意を察したりけん、急に裁決せんとせず、鷹野に託して、其の冬中は棄て置かれしに、茲年春に入て、令して曰く、「登之助は暫く領地に歸り、忠頼は尙ほ江戸に住し、以て後命を待つべし」と、同じく裁斷の狀はなかりき。然るに此頃に至り、幕府大番衆等、忠頼の邸に會し、端なくも爭論を生ずることあり、一方傷を負ふを見て、衆集り救ひて、之を左右に分ちしに、偶、忠頼其座に出で來しかば、彼の負傷者、之を見、怒て曰く、「畢竟此の爭論の起因は、忠頼の處置善からず、依怙の所爲多きに因る」と、忽ち起て忠頼を刺殺せり。忠頼死して、近藤登之助との確執は止みぬ。刺したる者は久米左平次なり。

一説、忠頼關東に下て後、此月朔日、水野市正忠胤の宅に宴せしに、其夜、大番の士、久米左平次に殺されしを、此

に至り、始めて幕府に届出でしなり。忠頼殺さるる時、年廿八、又忠胤は大番頭なりしが、自宅にて此の爭論起りければ、後十月十六日、自ら罪して自殺せり。(廢絶録・雨夜のすさみ草)

一説、水野市正所々、遠州濱松城主松平左馬助を招請、其座敷にて、久米左平次と服部半八と云者及二口論、左平次を半八一刀ついで退出、佐平次則追懸處を、八太夫と云者、左平次を前より抱、左馬助も半八原最負なりければ、半八を爲可通、左平次を後より被抱、左平次が云、我已被樂(突)撃、難成(堪)忍(間)、可被離由申けれども不離、さて左平次不堪(怨)怒、左馬助を一刀樂(突)撃、暫時左馬助被(相)果、半八は其場を退けるが、於(相)模(國)大(山)追懸被(生)害、亭主市正は寺入しけるが、十月中旬に被(爲)切腹を、左馬助遺跡被(收)公、依(之)石川主殿頭を濱松領爲(可)被(改)納、自(駿)府被(遣)、左馬助家中の者共、當家より被(改)易、其中山本善右衛門(新)兵衛と云者兩人は、當知行無(別)條、濱松左馬助は、織田有樂(擧)也、男子三人、一男七歳と云云、左馬助の妻子江戸へ被(罷)下。(當代記)

忠頼の子忠重、七歳にして年尙ほ幼なれば、所領五萬石を收公し、石川主殿頭忠總を遣はし、其の濱松城を受取らしめ、(廢絶録・昭代記) 忠頼に屬せしめられし、小浦喜右衛門正次・小浦新兵衛には、舊の如く本地を與へ、幕府に再勤せしむ。而して忠頼の後室、及び其の三子は、共に江戸に召下され、長子忠重は、明年七月、武州深谷にて更に八千石を賜はり、後、大膳亮に進みしが、次子淡路守忠道・三子長七郎忠勝は、共に幼弱なるを以て、未だ封爵の命下らずといふ。(徳川實記・藩翰譜) ○此月、前將軍家康、命じて九鬼長門守守隆を將とし、小濱民部少輔光隆・向井將監忠勝・久永源兵衛重勝を副とし、淡路國に赴き、西國諸大名より沒收せし大艦を檢し、駿府及び江戸に廻漕せしむ。近頃、西國の諸大名等、動すれば城郭を修築し、又、多く大艦を造りければ、家康聞て快とせず、命じて五百石以上の大艦は、悉く之を淡路に送致せしむ。(昭代記)

西國の大艦を駿府に送らしむ

駿府城茶會
呂宋船到

中に一大艦あり、紀伊國丸といひしが、之をば池田宰相輝政に賜ひ、又、蜂須賀阿波守至鎮・稻葉彦六典通等も、大艦を所有せしが、各一艦づつを收め、尾張國名古屋城、天守の用材を運漕する用に充てしむ。後この二大艦をば、其勞に依り守隆に與へられしといふ。(徳川實記・落穂集) ○十月二日、駿府城に茶會あり、織田長益入道有樂・藤堂和泉守高虎・西尾豊後守光教等、召されて其席に列す。(徳川實記) ○肥前國松浦に、呂宋船の着するあり。家康乃ち其の船頭等を駿府に召し見、足利學校の寒山・崇傳長老等をして、側に侍座せしむ。(徳川實記) 呂宋船は、先に貿易許可の朱印を得たるを以て、其の謝禮として、國主ドン・ジュアン・デ・シルバの書、及び禮物を携へ來たるなり。禮物の目錄に曰く、

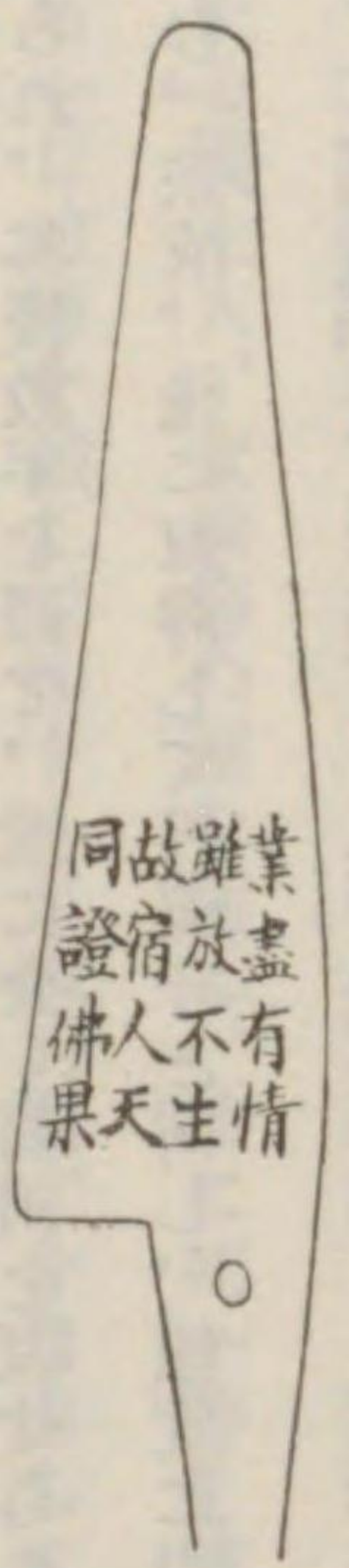
- | | | | |
|-----------|-------|---------------|-----|
| 一 きんらん | 三 端 | 一 し ゆ す | 七 端 |
| 一 し ゆ ち ん | 三 端 | 一 ら し や | 二 端 |
| 一 ど ん す | 五 た ん | 一 ぶ だ う 酒 つ ぼ | 二 つ |
- 以上 (異國日記)

當時、唐船絲の賣買は、未だ行はれず、何事も、駿府よりの下知次第なりければ、商人は徒に長崎に逗留して、其命を待つのみなりき。絲の程を定められて、十一月、重ねて長崎へ商人を下さるる定にて、其前、夏秋の間は、駿府より京中へ、絲を賣らしむるを例とせり。又、従前は、銀を吹きぬき南鐐にして、唐人に渡しけるが、此頃よりは吹かずして、日本の丁銀判の儘渡すべき由を、駿府より黒舟に下知せられければ、唐人どもの迷惑は、此上もなきことなれども、已むなく、暫く其命に従へりと云ふ。(當代記) ○三日、駿府の

鷹匠吏戸
田九郎左
衛門

鷹匠吏、戸田九郎左衛門死す。九郎左衛門は、希世の妙手にして、當時、大御所は専ら鶴を捕らるるに、大概此人の工夫の外なかりき。去年大御所の獲たる鶴は、百三十五羽のうち、一擧に得る所の鶴は、百十餘羽に至れりといふ。(武徳編年集成)

當時、御鷹匠になるもの、その師匠番より、竹にてかくのごとき小刀のかたちをつくり、銘をかきてわたすを例とせしが、此のかたちをもて小刀をうたせ、丸をとる時の用とせしとぞ。凡そ鷹のさたりたる鳥の身を屠ぐりて、鷹にくはするを云也。



鷹匠小刀の圖

呂宋へ贈
答

祕訣、及鷹經辨疑抄にみえたり。但、二書ともに、故宿人中とあり、未^タ知^ラ孰^カ是^ナ (増訂一話一言)

○六日、前將軍家康、返書を呂宋に贈る。去二日、禮物を贈られしに因るなり。此書は、崇傳・元估の二僧、駿府廣間に於て、即席に認むる所にして、本多上野介より、傳達せし旨に従へるなり。

日本國 源家康 回章

呂宋國 太守 麾下

芳翰飛來、披閱珍重、抑、爲^ニ

貴國之守護、渡海、政化平安、而如^ク例^ル被^レ投^セ數^ノ般^ノ方^ヲ物[、]雖^モ不^レ及^ハ閑^ニ談[、]如^シ對^ス容^ニ顏[、]誠^ニ作^ス四^ノ海^ノ一^ノ家^ノ思[、]者[、]交^情不^レ淺[、]彌[、]不^レ可^ラ有^ス疎^ノ意^也、餘^ス付^ス船^ノ主^ノ舌^ノ頭[、]不^レ宣[。]

慶長十四己酉十月六日

事 蹟

又、之に併せて、法度の朱印をも送れり。

一呂宋船のびすばんやへ渡海之時分、逢_ヒ逆風_ニ着_ケレ、之湊_ニ共、相違有間敷者也、仍_テ如_レ件。

慶長十四己酉十月六日

(異國日記)

朱印

久野宗能

宗能の子

○八日、遠江國久努城主、久野三郎左衛門宗能入道宗安卒す。年八十三、宗安の父は、三郎左衛門忠宗と稱し、今川義元に仕へ、桶狭間の戦に討死せし人にして、宗安の長子は、民部少輔宗朝(秀)と稱し、先に人を殺したる罪を以て、悉く所領を沒せられし人なり。宗朝所領を沒せらるるに及び、宗能僅に養老料千石を給せられしが、關ヶ原役後、其の多年の功を思ひ、舊領につき、七千五百石を與へ、養老料と併せて、八千五百石とせられ、其後數年を経て、遂に全く舊領を復せられたれば、此に至て、其孫金五郎宗成をして、其家を繼がしむ。宗成、後に叙爵して丹波守と稱し、頼宣に附屬し、代代紀州に仕へたり。(徳川實記)

久野忠宗 三郎左衛門 元宗 宗能

元宗 三郎四郎、今川家に仕へ、永祿三年五月十九日、尾張國桶狭間に在りて討死す。

宗能 三郎左衛門、實は忠宗が二男、母は某氏、元宗が嗣となる。はじめ今川家につかへ、永祿十一年、東照宮の御内命を

うけて、御味方に屬、_{○中}十二月廿一日、本領上久野・下久野・上末元・別所・村松等、數箇所のうちを以て、二千五貫文の地、宛行はるるのむれ、宗能をよび、一族同心等に、御判物をたまひ、_{○中}十八年、_{○天}關東に入せ

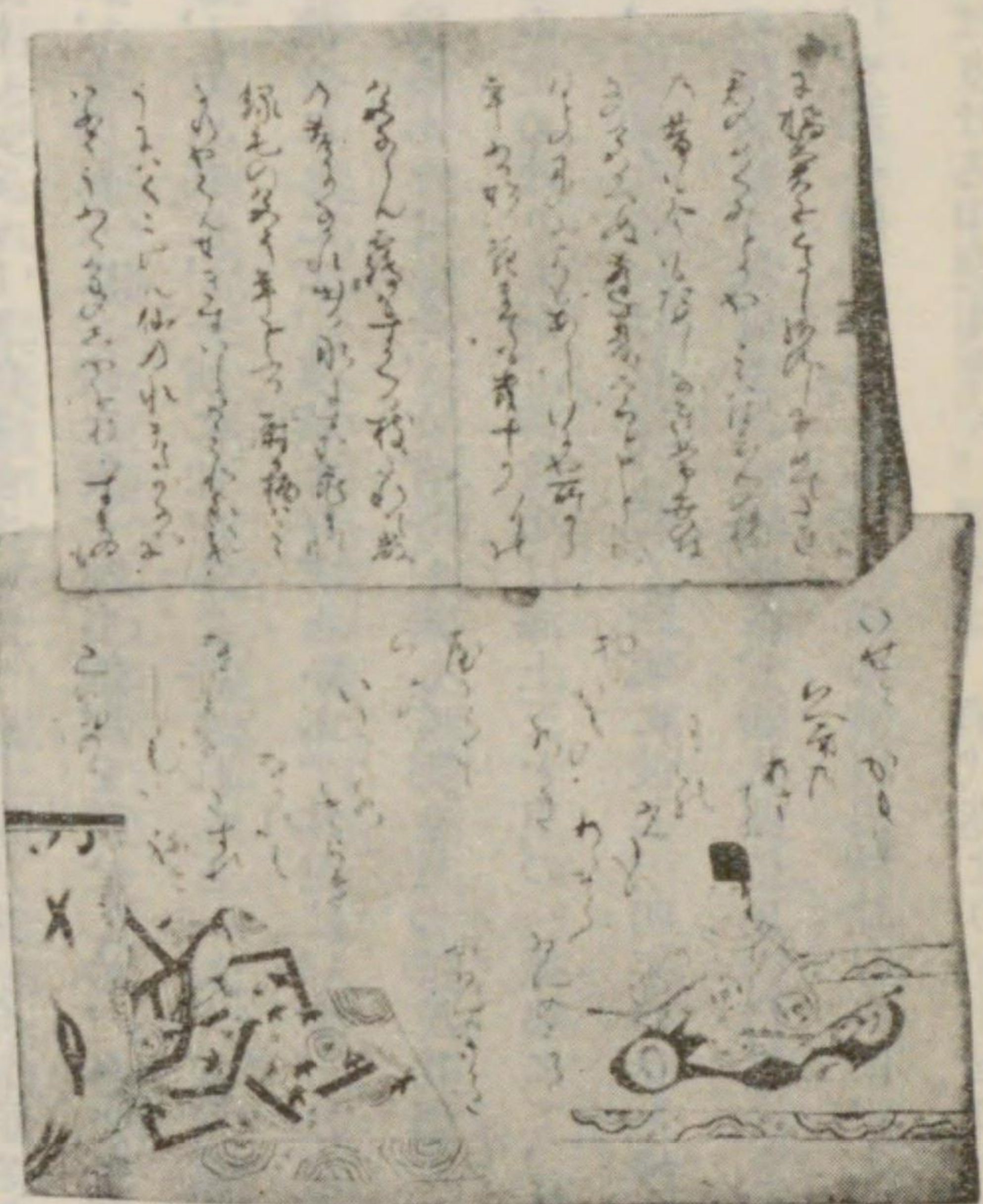
まひ、下總國佐倉に在りて、一萬三千石をたまひ、_{○中}慶長元年、男宗朝所領を沒收せられしとき、宗能に下總國のうちを以て、千石の地をたまひ、五年、關東凱旋のとき、本多正信をして、宗能が舊功をおぼしめされ、久能の本領をかへさるべきよし仰出され、八年二月、久能城、をよび舊知七千五百石をたまひ、さきの采地をあはせ、すべて八千五百石を知行す。十四年十月八日死す、年八十三、法名宗安。(大日本史料・寛政重修諸家譜)

大工仲井
正次
淫行の殿
上人伊豆
嶋に流さ
る
女房五人
八丈嶋配
流

○駿府の大工棟梁大和守正次、五百石の加恩あり、舊祿を合して千石となる。(徳川實記) ○十二日、先に淫行露顯したる殿上人、女房等の罪を斷し、特に死一等を減じ、悉く流刑に處せられしが、伊豆の嶋に決せし者は、去る一日京師を發し、昨十一日駿府着、今日直ちに嶋へ送らる。難波少將宗勝は、伊豆國大嶋へ流され、女房五人は、皆な髪を斷ち綿服を着せしめ、各、奴婢二人を添へられ、八丈嶋_{一作新嶋}へ流されしが、女房は、五人共に、一所に住するを許されしといふ。(武徳編年記) 然れども或は、中院通勝の女權典侍は、新嶋に流されしにて、事蹟も存すといふ。其説は、「十一日女官等駿府に着くや、井出志摩守出迎へ、聽て伊豆國へ送らんとせしを、女官等、齊しく聲を放つて泣き出でしかば、大御所見て哀れに思召され、初め御倉嶋への定めなりしが、御倉嶋は海上三十里の一孤嶋にて、飲むべき水もなき無人嶋なるに、漸く冬に向ふ渡海は、困難なるべければ、暫く新嶋に渡し、明年の春を待つて、御倉嶋へは送れとの御沙汰になりぬ。さて流人の供人は、法度もあればとて、新大典侍局の侍女ゆき、權典侍局の侍女やす等、二人のみをゆるし、其他は、京都へ歸らしめしが、介添の柳原楊林院刀自は、之を聞いて涙とどめあへず、さめざめと泣きて、袖をしぼりける甲斐もなく、局等は、網代港より船出せり」といふにあれど、此説却て、其實を得たるもの

事蹟

五二五



中前院權典侍遺物

如し。傳ふる所によれば、權典侍局の父、前權中納言中院通勝は、入道して也足軒素念と稱し、聞えたる碩學なりしが、最愛の女の、僅に十七才にして、此刑に觸れしを歎きて、數多の和歌を詠み、堪へがたき意をのべしが、中に

思ひやれ長かるまじき老の身の

限りも待たぬこの別れ路を

悲しきをたれに問はまし子を思ふ

親のころは親ぞ知りける

十七日便ありて文書きて送るとて

かくばかり新嶋守になさんとはさすが今まで思ひやはせし

(歌集)

新嶋守は、伊豆の新嶋にかけたるにもあるか、也足軒は、猶且つ慰め難くやありけむ、また

憂ひをも忘るるやとて飲む酒もまた酔泣きの種となりつつ

大空をただなほざりに吹く風もこころにかかる沖津しら浪

はるばると離れ小嶋のなみ風に碎く心をくだけとぞおもふ

(歌集)

斯くて也足軒は、明年三月廿五日、局の名を呼びつつ、五十三才を一期として死せしが、局等六人は、其春に至れども、尙ほ御倉嶋へ至れとの沙汰もなく、依然として長く新嶋に住みけるとぞ。而して飛鳥井・難波二人の兄弟は、駿府に止めらる。或は伊豆に流さるともいふ。

一説、此時局衆は、駿府へは寄らず、直に伊豆に通らる。其體、何れも髪を剃り、小袖を布子に代へ、下女二人相添へ、五人一所に在嶋せり。(當代記)

一説、天皇罪一等を減じて、三宮女を伊豆の大嶋、并に八丈嶋へ流し、忠長を津輕に竄し、雅賢を隠岐の嶋へ謫し、松木・大炊兩侍従を硫黄が嶋へ流さる。猪熊は、淫行の最なり。兼保は宮門を掌る者なれば、罪ことに重く、帝甚だ憎み玉ふ輩なりければ、死罪に處せらる。(武徳大成記) 教利は、豊臣太閤のときも、淫行の開えありしに、今度も亦、この徒の魁首なりければ、罪の重からんことを懼れ、早く逐電せしかども、九月十六日、遂に九州にとらへられ、籠輿にて送られ、十八日京に着し、斯くは處刑せられしなり。猪熊侍従の妻は、前田中納言利長の女なりといふ。(徳川實記) 一説、十月十日禁中五人局、伊豆の嶋へ被流、去二日出京、其體、何も髪を剃り、下女二人相添、五人一所に流罪なり、公家衆流罪之事、花山院は夷が嶋、飛鳥井少將は隠岐嶋、松木と大炊侍従は薩摩硫黄嶋、飛鳥井・難波は先づ駿河へ被召寄、烏丸・徳大寺は御赦免なり。猪熊并兼保備後は、京都にて殺戮なり。十一月八日、公家流罪衆、今日出京、烏丸・飛鳥井二番目の息難波侍従は、伊豆國へ被流、其外は前の書付の如し。(創業記)

此他の殿上人の處刑を聞くに、花山院少將忠長は松前に^{一作説}、飛鳥井少將雅賢は隠岐嶋に、大炊御門侍従頼國・松木少將宗澄は硫黄嶋に流さる。而して猪熊侍従教利は、淫行の最も甚だしき者、齒醫兼保備後守頼繼は、禁門警衛の任に在りながら、濫りに其の出入を容せし者にて、共に其罪最も重しとて、二人は、京都淨

土寺善常寺に死刑に處せられしが、猪熊最後の態、いよいよ醜體を露せりとぞ。又、烏丸參議左大辨光廣・徳大寺少將實久は、其の罪輕しとて、不問に附せられしといふ。(慶長年録)

新大典侍藤原氏、權典侍源氏、中内侍藤原氏内侍菅原氏、及び御末五人、少婦三人、これを駿河に送り、悉く流刑に處す。十一月一日(御浴殿日記・孝亮記・野史)

此に云ふ權典侍とは、中院通勝の女、通村の妹なれども、配流の後悲歎に堪へず、潜に遁れ出でて、伊豆國長津呂村に至りしを、土地の豪家御簾某哀み助けて、二條村三島神社の鑰取、久田主水に託して保護せしむ。されば久田家の邸前には、權典侍生まれし址もあり、又、同家には、通勝の筆になる今様歌、其他の遺物もありといふ。

長津呂村には、二條村に次で一條村といふもあり、伊豆海岸の僻地に、此の都びたる地名あるは奇しと、之を人に問へば、此の近傍に平氏岳といふ山あり、昔平家の落人來つて、此の山中に住みけるが、遂に山名となりしなり。今も鏝を掘出すことあれば、一條二條の名も、蓋し是より起るか。或は又、權典侍の配所となり。都を慕ひしより、起りしかといふものあり。其は何れともあれ、一條は、元和三年、山王社の上梁文に、川津莊賀茂郷一條村と書し、元祿圖帳には、肩書に賀茂村とあり、又、二條村は、元祿圖帳・天保御帳に、加納枝郷とし、傳説にも、加納の分村と稱し、寛文二年のこととす。但し、享保年度名寄帳には、豆州二條村と獨立して記せり。尙ほ郷土研究家の傍索を待つ。

駿府
火事
家康關東
に遊獵

○廿二日、駿府、大久保藤十郎の家屋、焼失せり。藤十郎は、石見守の男なり。(當代記) ○廿六日、前將軍家康、關東遊獵として、此日、駿府を立ちて、善徳寺に至る。此秋、大鷹の多きこと、近年稀なるを見て、兩將軍大に悦べりといふ。又、大久保長安を遣はし、相州土肥山の金鑛を検分せしむ。先に金鑛出づるの報ありたればなり。(武徳編年集成) 此時、本多上野介、大久保石見守二人、始めて相語るといふ。○廿九日、

石川家成
卒

豆州梅繩城主石川家成卒す。(徳川實記) 年七十六、家成の子康通、父に先だち、去去年七月廿六日死し、其子安藝僅に九歳なりければ、家成再び家事を行ひしが、此に至て卒す。大久保忠隣の子、主殿頭忠總は、家成の外孫なればとて、家成の死後その後を襲がしめ、康通の子安藝をば、關東へ召下さる。家成は、先に今川氏眞を、掛川に攻むる時、其降を取成し、氏眞小田原に通るるに及び、掛川城を賜はり、又、武田信玄遠州に出張の時、遠州の地土等、志を信玄に通ずる者多きを見、久努宗能と謀り、先づ可久輪城を攻め落し、勢に乗じて、其他の城をも陥れ、終に遠州を討平げしなど、其功少なからず、實に徳川氏創業の臣といふべし。梅繩は、家康關東に移る時、封ぜられし地にして、其高五千石なり。

石川日向守殿病死の節、子左京、定而御家督被_レ仰付にて可_レ有_二御座と、本多佐渡守被_レ申上_二候へば、「其方は存まじく候、あの左京と言奴は、我ら側に召仕ふ女を、後に妻女に可_レ致など言聞せて、密通致ごとくなる不行跡もの也。親日向聞候はば、定て勘當いたすか、又は、急度申付るかにて有べし、それ共に、只、一人の男子の義なれば、年寄たる身にては、苦勞に存べきも不便に思ふに付、今までは口外へ出さぬ義也。かりそめにも、主人の目をくらまし、後暗き所存の者は、何の用にもたざざるものなり。左京を日向が跡目には、おもひもよらぬ事なり」と、被_レ仰候に付、佐渡守承られ、さてさて殿には、御勘忍ぶよき御事也、左様の義ならば御尤に候、然らば日向儀、外に世倅とても無_二御座候得ば、名跡は斷絶仕ると申ものにて候と、被_レ申上_二候得者、權現様被_レ仰候は、忠功有し日向が跡を、つぶすべきやうは無_二之間、大久保相模が二男主殿義は、日向が娘にして孫の事なれば、主殿を以、日向が跡目には、言付るにて有べしとの上意にて、其通に被_レ仰候となり、右左京の子に、彦五郎と申て有_レ之候を、台徳院様御代に至り、主殿頭御願被_レ申上_二候に付、御旗本へ被_レ召出、後信濃守と申候よし。(岩淵夜話)

家康微疾
江戸の使者本多正信

廷臣等配所に赴く

方形の月名古屋城新築の準備

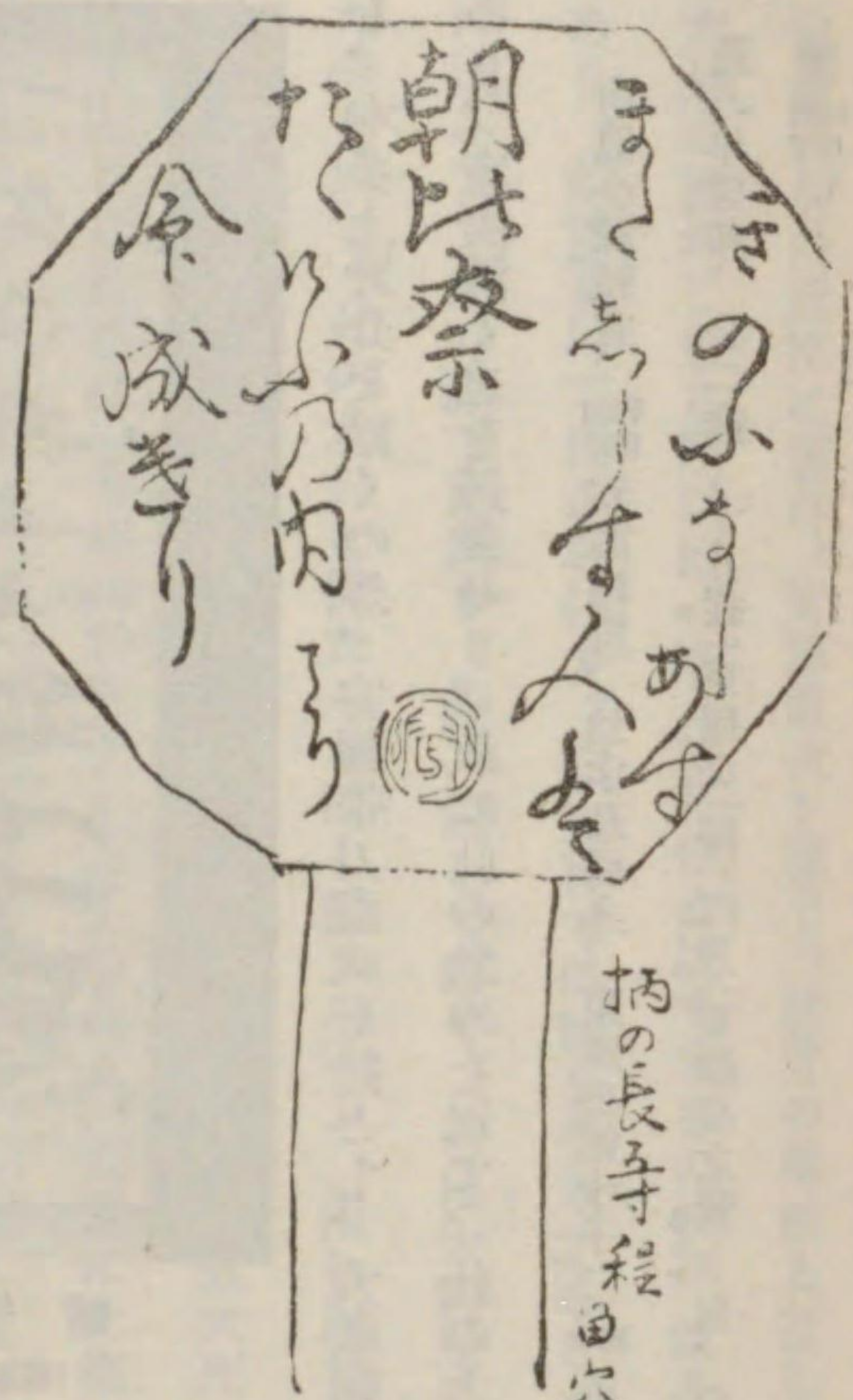
七ツ新屋開墾

○十一月五日、前將軍家康、道すがら鷹狩に日を重ね、今日漸く豆州三嶋に着せしが、俄に微恙を發して駿府に還る。因て安藤帶刀直次を遣はし、其由を江戸に報せしむ。(徳川實記) ○七日、黄昏の頃、江戸の使者本多佐渡守正信、駿府に到る。前將軍家康の病を訪ふなり。正信曰く、「御所にも、追て御自から成らせ給ふ由、親しく臣に囑せられき」と。家康固く之を止めて曰く、「決して決して然るべからず」と。正信今年齡七十一、鑼鑠壯者を凌げり。(徳川實記) ○八日、流罪の廷臣等洛陽を出で、各東西に別れ配所に向ひしが、親族縁者、さては平生恩賞の家人以下、別を惜み、落涙數行に及ぶ者多かり。而して烏丸と、飛鳥井二番目の息、難波侍従と二人は、更めて伊豆に流されしが、其他は書付の如しと、當代記いふ。○十四日、四方形の月涌出し、出沒春くが如し。(玉露叢) ○十六日、牧助右衛門長勝命を受け、駿府を立ちて、尾州名古屋に赴き、其地の廣狹を検す。蓋し尾州侯義直の居城清洲は、東海道の要樞にあらず、且つ水難を受け易き僻地なれば、名古屋に移し築かんとするなり。(徳川實記) ○本多佐渡守正信、江戸に還る。(徳川實記) ○廿三日、駿府町奉行彦坂九兵衛印書を、駿州七ツ新屋村邊の浪人に下し、其邊の荒地開墾を免許す。印書に曰く、

七ツ新屋村 堀込村 古川村 北脇村 澁川村
右五ヶ村惡地之義 其方才覺次第、切ひらき可被申、御年貢之儀は、三年取申間敷候。惣役之儀者、其方郷中ニ罷在候内はゆるし申候、爲其如此候、仍如件。

慶長十四年西霜月廿三日

彦坂九兵衛 (伴野家藏) ろう人殿



兜の鏡の圖(駿河記)

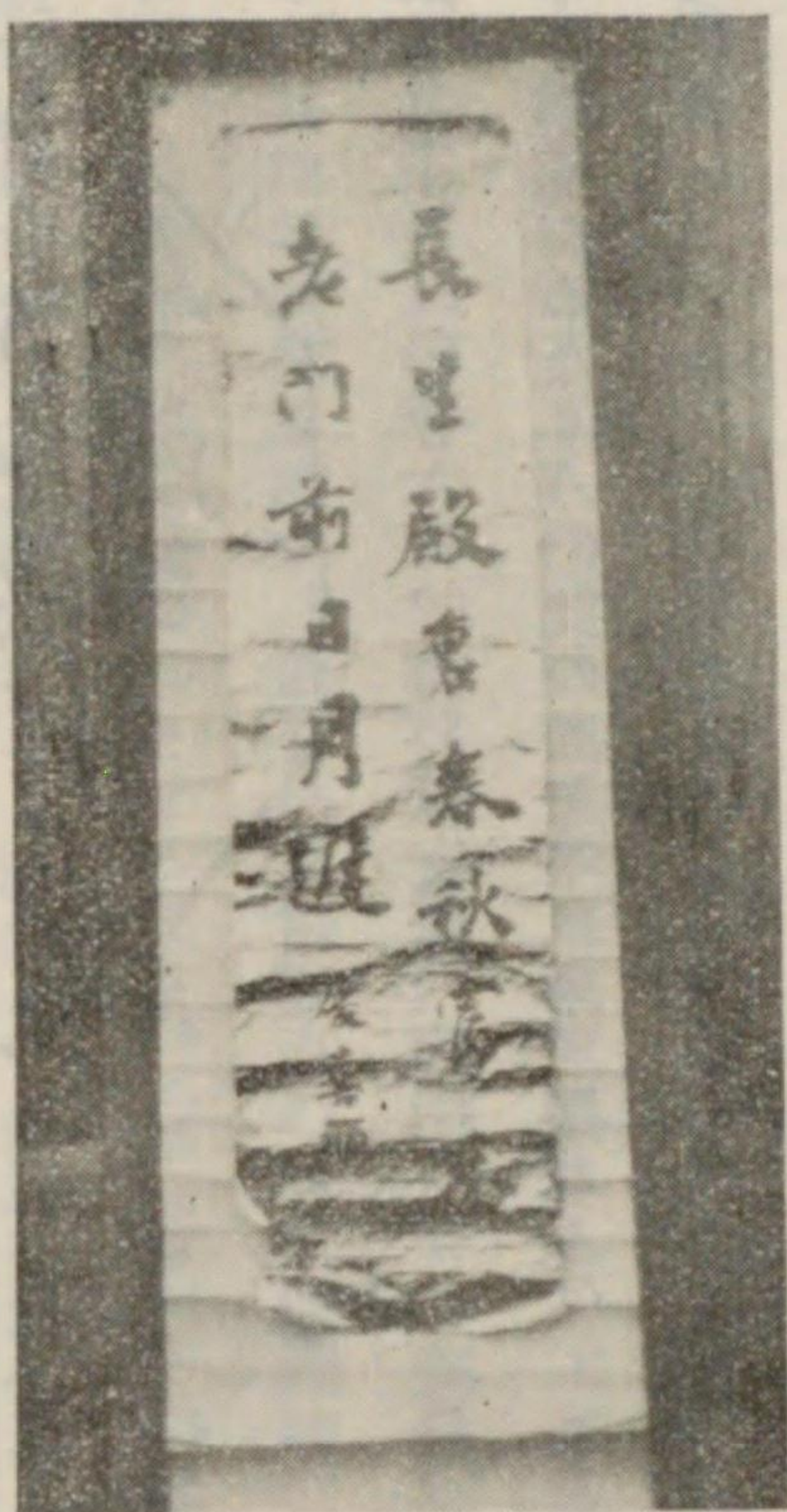
ろう人とは何人か詳ならざれども、今此の文書を、吉川新田の、伴野左衛門家に藏するを見れば、其の祖先等なるべきか。又、七ツ新屋村農七右衛門の家に、朝比奈氏の、兜の前立もの鏡を藏す。元は朝比奈郷より出でたる僧の、持來しものとい

家康病癒濃参の士駿府に集る摺本濱松狼藉多し頼宣駿遠に封ぜら

ふ。(駿河記) ○廿六日、前將軍家康、病癒ゆ。○美濃、参河及び清洲等の諸士、來て駿府に集まる。蓋し越年の準備たるなり。○此の五三年以來、摺本といふこと行はる。何の書物をも、京都に於て之を摺り、稱して判といふ、末代の重寶なり。(當代記) ○十二月十一日、水野備後守分長、水野對馬守重仲等命を蒙り、遠州濱松城に到り、地方を監察す。初め松平左馬允忠頼の國除かるるや、其の舊臣等舊領地に寓居し、擅恣の舉動少なからず、之が爲め濱松の地、浪藉止む時なく、人心洶洶として安ぜざれば、之を鎮撫せんが爲に二人を遣はししなり。(徳川實記) ○十二日、前將軍徳川家康、其の第十子常陸介頼宣を、駿遠兩國に封じ、東參膏腴の地を擇取り、合して五十萬石を食ましむ。(徳川實記、恩榮錄) 頼宣は幼名を長福丸と稱し、元服して頼將と名け、後頼信と改め、又頼宣と改む。母は正木頼忠の女にして、慶長七年、頼宣を駿府に産す。慶長

八年十一月七日、二歳にして、常陸國水戸二十萬石を賜ひ、九年また五萬石を加へ、十一年八月十一日、元服して従四位下左少將に叙任し、常陸介と稱し、此に至て此の大封を受け、濱松城に治す。(藩翰譜)

一説、慶長十四年十二月廿五日、常陸介殿、水戸の城を轉じて、駿河・遠江二國を賜はり、遠江國城東郡横須賀の城を御坐所と定めて、遠江宰相殿と申す。されども、未だ年幼くましましければとて、遠江には徙り給はず、神祖と同じく、駿河に御坐しけるが云云。(駿河國新風土記)



賴宣筆蹟
(藏家合藩村川芳)

此に於て、遠州横須賀城主松平國千代・久努城主久野金五郎宗成等、八人の大名を、悉く賴宣の麾下に屬せしめ、殊に横須賀城主松平國千代は、齡僅に五歳の幼童なれば、賴宣の傳、安藤帶刀に命じ、其の家中の士を指揮せしめらる。又、駿河の近侍諸

臣も、本多上野介を除くの外、安藤帶刀直次を始とし、大概賴宣に屬せしめらる。賴宣幼より穎異にして逸氣あり、家康深く之を鍾愛せり。故に此の幼冲を以て、此の大封を受く。

南龍公諱賴宣、初曰初諱賴將、幼字長福丸、東照公第十子、略中東照公最鍾愛公、呼曰寶子、按名皆德光孫、公之生也、慶長八年癸卯、公二歳、十月從東照公歸江戶、東照公之發也、公見其國簿、慕而不已、故命携之。(徳川和歌家譜 賴宣)

安藤直次
賴宣の傳
となる

家康駿府の近臣に選び、安藤直次を擢で、賴宣の傳相となし、謂て曰く、「賴宣は、尙ほ幼稚なり、然るを敢て大封に就かしむる所以は、唯、汝在るを以てするのみ。汝それ輔導を怠る勿れ」と。直次性剛毅にして謀慮あり、輔導を以て自から任す。賴宣嘗て侍豎を手刃することあり。直次之を聞いて、賴宣の邸に至り、直ちに進みて、其の膝下に造り、睨一睨して曰く、「君は大御所の御子にあらずや、而して舉動此の如くんば、將た何を以て、此の大封を保たんとはし給ふぞ」と、指を以て其股を撫す。時に賴宣袴穿ちてありけれども、血流れて其の衣服を汚し、其痕遂に痣となれりとぞ。直次死して後、賴宣常に其の創痕を摩して曰く、「帶刀の手なり。此痕は、吾に大封を予ふるものなり、我常に此痕の消ゆるを恐る」と、されば湯に浴する時も、侍兒に洗はしめずして曰く、「洗はば或は消ゆることもあらん」と。直次は、本多正純・成頼正成と三人して、家康の駿府に移りし初めより近侍し、奉書連署の事に従ひしが、此に至て、選ばれて賴宣の傳となれり。或曰ふ、直次自から請うて、賴宣の傳となると。(昭代記・野史)

本庄正宗
刀

一説、賴宣の駿、遠五十萬石に封せらるるや、家康自から本庄正宗の刀を與へて、其の寶とせしめしが、此刀は、上杉謙信の家人、本庄越前守繁長の佩きしものにして、繁長窮して後賣却したれば、終に家康の手に歸せしなり。家康の刀を得るや、愛翫至らざるなかりしが、賴宣の就封を祝せんとて、特に之を與へしといふ。賴宣も亦深く之を秘藏せしが、後、紀州に移るに及で、之を幕府に獻じければ、幕府長く之を藏して寶となし、將軍の禪代ごとに、之を授受すること、恰も朝廷の三種神器に於けるが如く、最も嚴かなる先規となれりと。

家康が濱松を擇びて、賴宣の治所に擬せしは、唯、權りに暫くの要に充てしものにて、其の實は賴宣の漸

將軍禪代
の寶器

頼宣濱松に治す

長ずるを待ち、自から別に地を他に擇びて移り、駿府を頼宣に與へんとせしなり。(野史)されば既に豆州のうちにて、形勝の地を求め、往く往く城郭を構へんの企劃もあられしなりといふ。○頼宣の駿遠に封ぜらるると同時に、家康の第十一子、正五位下左兵衛督頼房も亦、常陸國水戸に封ぜられ、(武野燭談)二十八萬石を領せらる。家康嘗て一日、其の三子義直・頼宣・頼房を侍せしめしことあり、頼房最も幼なれば、抱いて膝上に置き、從容として問うて曰く、「汝等長じて後、何をか欲する」と。義直曰く、「願くは大國を得ん」と。頼宣曰く、「願くは良臣を得ん」と。頼房最後に曰く、「我は天下を得んと欲す」と。家康愕然として言なく、諸を地に擠墜す。(昭代記)或曰、此封二十五日に在りと。

頼房水戸に封ぜらる

古老の傳説には、東照宮、公達方を御伴ひ玉ひて、天守の上段に上らせ玉ひ、遠望なし玉ひし時、公達に仰せけるは、誰か、此上よりはぬる者あるべきかとありしに、未だ御兄の御方方も、御返答なき時に、威公(頼房)仰せけるは、「我こそは下るべし、去りながら、吾望む所のものを賜はらでは、はれまじ」と仰せける。東照宮、「何をか望み玉ふ」とあれば、「天下を賜らばはぬべし」と仰せらる。東照宮又仰せに、「譬ひ天下を貰ひたりとて、此上よりはれしに、身は微塵となりて死すべし、然らば貰ひたる天下を何にかせん」公御答に「たとひ死すとも、天下を取たる名は、萬世に傳ふべし」と仰せければ、東照宮大きに御感ましきけりとなり。(桃花雜話)

威公幼とき、臺徳公(秀忠)に陪侍す、臺徳公仰に、「誰その婿になしたき」と、御臺所(崇源院夫人)之を聽玉ひ、「あのいたづら者、誰が婿に爲すべきや」と、公之を心中に含み玉ひ、一生御室なかりしとなり。(紀年)

頼宣の傳水野氏

○濱松侯頼宣の傳、水野備後守分長・水野對馬守重仲等兄弟二人、共に封を常陸より濱松に移し、各一萬五千石の加増ありて、二萬五千石を食む。(恩榮錄・昭代記)○遠州濱名十郷の地、頼宣に屬し、其の代官彦坂

濱名十郷

豊前、來て之を監す。(見聞録)濱名十郷の地は、往昔、濱名氏數代割據の所なりしが、永祿十二年、濱名兵庫頭重政出奔の後、始めて徳川氏に屬したる所なり。其の情狀は、當時の史に記したれども、此頃得たる一書に、稍、異なる説を述ぶるものあり、記して後考に充つ。

濱名兵庫滅亡の事

濱名兵庫滅亡之事

一駿州今川氏眞公は、府中之城を武多の被奪、掛川之城主、朝比奈備中守所を落來らせ給ひけり。此備中守は、濱名兵庫にハ舅也。此時より、遠州にハ大將なし。

宇津山城

一家康公様ハ、三州不殘御手ニ付、吉田之城主小原肥前守は、吉田を退き、宇津山へ來る也。永祿十一年十二月、酒井左衛門尉大將ニ而、宇津山を御退陣。

一大權現様、濱松へ入御可被爲成と有之、本坂御越山之御手引仕候へと、小光源三郎と云人を御使として、本坂之後藤角兵衛、日日澤の後藤佐渡守迄被下、因茲、濱名に而ハ、家老一門先方、徳川様へ御附屬尤たるべしと申候へ共、返事なく、三州へも御返事不申上候。又、其以後、源三郎御使被下候へば、本坂後藤角兵衛、佐渡守にもしらせず、御返事申上候ハ、中濱名合點仕間敷候間、御歸り候へと申、歸し候由、因茲、永祿十一年辰極月十五日、宇利越被爲成候御日限開すまし、角兵衛は獵り裝束ニ而、本坂之山つたへに、宇利せせなき平にて、御目見へ仕罷歸り、隱密ニ而居申候。權現様、濱松へ御入被爲成候以後ハ、濱名并一門先方、不殘降參仕候。

一御入國の翌ル春、遠州見付取手御普請之時、遠三之諸士を被召寄候時、濱名よりハ、日日澤之後藤佐渡は、兵庫妹輩なるにより、先是を指遣候所ニ、乗打之罪により、御生害被仰付候、此儀兵庫早速承り、惣領、壹人召つれ、只木山をつたい、甲州へ落行、信玄公を奉頼由申候へ共、武多家ニ而ハ、疾家康公へ附屬仕候は、不案之士也とて、御承引無之、是により、江州へ落行ると也。本坂御越山之御手引之御請け不申上候心底ハ、舅備中守

を、御討可^チ被^ル爲^ル成^ルを考^テ之事成べしと、其砌申と也。

一作之城ハ大屋安藝守・安形伊賀守居テ、家中先方皆皆不^レ退候と也。定而兵庫欠落之事、濱松へ御注進可^ク有候、是は傳へなし。

一城御請取^ニハ、本多平八殿・戸田三郎右衛門殿被^シ仰付^ケ、津崎大明神山ニ御陣取、城明渡し候へと被^シ仰入^レ候。安藝守・伊賀守申上候ハ、爰を退キ、家康公様より外ニ、主仁^ヲ可^ク頼覺悟^ニ而無^ク御座^レ候。あわれ、濱松へ被^シ仰上^ケ申度と願申候。依^テ之^ニ、則濱松へ被^シ仰上^ケ、御書頂戴仕^リ、首尾能城指^シ上げ候。此御書、大塚氏に在り。未通之同名有之が。

一兵庫領地・家中、何^レ戸田三郎右衛門殿・本多平八殿御預り、家中・先方、何^レ御扶持被^シ下、天正年中迄、濱名に住居仕候。それより、代代兩家之家來と成申候。天正年中迄ハ、安形伊賀、濱名・尾奈など迄も、仕置被^シ仕候。

一兵庫頭重政の弟彌三郎政綱は、慶長中ニ濱名へ來り、慶葉と號し、宇志村阿彌陀別當す、お繁昌も共に居て、慶葉死去之後、三州大岩ニ而被^シ死候。お繁昌は、兵庫頭の妹ニ而、日日澤後藤佐渡守の室に御座候。(縣一^ノ家藏)

此書、當時の史實を補ふべきもの少なからず。○十五日、肥前國原・日野江二城の主、有馬修理大夫晴信、駿府に馳せ到り、亞媽港船を撃沈したる由を訴ふ。家康之を聞て、感悅斜ならず。大に其勇を稱す。先是、家康命を長崎に傳へ、占城の奇楠香を徴すことあり、長崎奉行長谷川左兵衛藤廣、力を盡して求むれども、得ること能はざりしを、晴信苦辛して、僅に之を購求して献じければ、家康大に悦び、更に晴信に命じ、直に船を占城に送りて、購求せしめんと欲し、銀六十貫目、鎧・金屏風等を贈り、以て貿易の資とせしむ。晴信乃ち、此等珍奇の物、數品を整へ、悉く船に積み、以て占城に到り互市せしむ。船進みて亞媽港に着岸し、占城への順風を待ち居しに、一日、有馬が船夫等五十人、亞媽港人と爭論を起し、遂に悉く彼の土人をも

有馬晴信
亞媽港を
敗る

亞媽港鑿
邦人

撲殺せり。土人等之を見て大に怒り、七十餘人、隊を組み襲ひ至り、船に入て暴行し、遂に船夫一人をも残さず撃殺し、財物を悉く奪ひ去りぬ。

一説、去年我が商賈、阿媽港に渡りしに、彼の商司シムニヨロ船長カピタン等、我が賈人三百餘人を殺し、財物食糧を奪ふ。云云(藩翰譜)

時に船中一人の蠻人あり、名をアンシといふ。水先案内者として、乗船せしめし者なるが、素より能く地理を暗知しければ、隙を窺て遁走し、再び蠻船に乗じて、長崎に歸り、晴信を見て悉に其狀を語ぐ。晴信聽て大に驚き、直ちに馳せて駿府に到り、之を訴ふ。家康また驚き怒て曰く、「彼若し再び來ることあらば、カピタンを併せ撃て、漏すこと勿れ」と。晴信請うて曰く、「其任は、某一人に命じ給へ」と。家康之を聽るす。

亞媽港船
至長崎

然るに此頃、亞媽港船長崎に到れる報あり。曰く、想ふに彼等は、其の日本人を鑿殺したるを、日本は未だ知らずとして來たるなるべしと。晴信之を聞て大に喜び、其子左衛門佐直純と共に、長崎に急行し、長崎奉行長谷川藤廣一作藤廣を見て相議り、事に託してカピタンを召し、以て之を誅せんとす。然るに此頃、長崎は、近傍各地に天主教の寺院多く、院主等みな、大に其法を廣布せんと欲し、或は土民を誘惑し、或は又此法を信仰する者は、貨殖するを得るより、邦人の歸依する者もありて、蠻人と睦じかりし者もありければ、密に其由をカピタンに告げたりけん、謀はゆくりなくも露はれけり。カピタンは、名をベッサアといふ。晴信の密計を聞て、大に懼れけん、幾たび招けども來むともせず、却て風を待て、漕ぎ去らんするさまなれば、晴信之を見て、憂ひて謂へらく、「若し躊躇せば大事を過り、後悔齎を噬むとも及ぶべからず」と、急に心き

きたる家人、林田作之右衛門・鬼地九郎右衛門等二人に命じ、蠻船に赴き、欺きてカビタンを刺殺さしめんとせしが、船中には佛郎機を設け、警戒最も嚴なりければ、二人爲す所なく空しく還る。晴信之を見て曰く、「好し然らば船と共に撃滅せん」と。則ち城下の兵は素より、高古賀の山田兵部等に至るまで、數百人を催し、船數十艘を醸し、有馬右衛門・結城彌平次・安富越中・安富河内等を將とし、將に漕ぎ出でんとするや、蠻船早くも覺りけん、突如帆を揚げて逃去りける。有馬の將士等機を逸せしを悔い、切齒扼腕して、蠻船の影失するまで眺め居しが、逆風に遇ひてか、一里許一作十にして逆航し、碇を高鋒一作鋒に下しけり。

此に於て、晴信大に喜びて藤廣等と相謀り、長崎滯留の蠻夫を募り、船を距る遠き所より、水底を潛行し、密に船に近づきて、其纜を切斷せしめんとせしが、纜の固きこと鉄の如く、到底斷つ能はずとて、歸來りたりければ、如何はせんと苦慮する折しも、直純の弟備中といふ者あり、輕舸に乗じて、敵船の狀を視察し、火攻を用ゐんと欲し、安富越中に命じ、多く漁船を集め、積むに薪材を以てし、蠻船に近接して、火を放たんとせしが、蠻船忽ち之を覺知し、銃を揃へて亂射しければ、飛丸雨の如く、却て味方の漁船焼かるもの多く、雜人の死する者少なからず。是又功を成さずして畢りぬ。此月九日、風波穩かならざるに會し、直純の臣高橋主水・久能善右衛門・長谷川角兵衛・竹富勘右衛門等相謀り、曰く、今夜の風濤に乗じ、柴薪船を前に進め、諸卒の舟を後に備へ、以て急に襲撃せんに、豈に功なからざらんや」と。直純之を止めて曰く、「夜戦は危し、黎明を待て」と。主水・角兵衛等、共に聲を同うして曰く、「我兵怒ること火の如し、今夜用ゐずんば、銳氣忽ち消息せん、且つ、夜中風止みて波穩とならば、敵も亦必ず逃れ去らん」と、聽かず。

直純之に従ひ、己自から輕舸に乗じて指揮せんとす。藤廣危みて之を止む。直純曰く、「請ふ虞るる勿れ、吾が心已に決せり。某今夜黒船に近かば、萬死一生の働を爲さんと欲す。彼若し帆を揚げて逃去るとも、西洋蠻夷の、海の隅までも窮追し、以て彼の蠻船を撃沈し、以て我が武威を發揚せん」と、乃ち令を諸船に傳へて曰く、「敵船の母楫には、有馬右衛門・結城彌平次・山田兵部、其の父楫には、有馬備中・安富越中・安富河内等向ふべし」と、因て戌刻を期して迫撃せり。蠻船之を見て、頻りに銃火を發しけれども、素より決死の襲撃なれば、之が爲に退却すべくもあらず。長谷川角兵衛・高橋主水・井上藏人・高屋七兵衛・林田作之右衛門等が乗る樓船は、彈丸雨飛の中を直進し、既に黒船の舷に達するや、林田助十郎、鐵鎖鉤を振て敵船に投入し、引き寄りて亂入し、縦横に攻め戦ふ。暫くにして、我兵安徳宮内・久野善右衛門・喜多市之丞・平井左兵衛・高屋四郎兵衛・林田彌六郎・馬場右衛門八・結城七郎右衛門・金子助作・渡邊莊次郎・峯安之助・林右衛門等戦死し、其他、創を蒙る者も數多なりしが、蠻人にも死傷多かりけん、頗る萎微阻喪の色見えたりき。奉行長谷川藤廣の弟に、忠兵衛といふ者あり、異國船入津するごとに、絲類・反物等、商買の檢使として、毎年、駿府より長崎へ行く者なるが、此時會、來て、長崎に在りければ、此戦の激しきを見、急に輕舸二艘をもやひ、商家を破壊して井樓を作り、黒船の腰、石火矢のなき透間を窺て、漕ぎ寄せさま跳び移つて、船主安眞を斬りければ、船員二百餘人、怒て圍み撃つを、忠兵衛等半弓を以て防戦ひ、敵味方入り亂れて挑みあふほどに、嘖嘖・鉦囉・喇叭・大鼓等、銃聲に混じて數里に響き、波濤の音と、夜陰を破りて荒じかりける。有馬勢は此勢に乗じ、續續相踵で、敵船に乗移らんとするを、蠻人は移らせじと、頻りに火藥を投じて防ぎけるに、

其火如何したりけん、敵船の帆布に點じ、忽ち黒煙を發して燃上り、爆音高く波濤に激し、豎四十八尋・横十八尋の大蠻船も、生き残りたる蠻人と共に、影も止めず、見る見る海底の藻屑と化し畢りける。

一説、晴信機に乗じ、火箭を縦ちて之を襲ひしに、銃火夷船の火薬に移轉し、炎焰沸湧し。云云(野史)

此に於て、其の積載せる白銀二千六百貫目・白絲二十萬斤餘、金鍊・金環・繡羅・布帛の類に至るまで、一を殘さず沈没せしが、其の輕きものは、暫くにして浮き上がり、怒濤も爲に靜まり、水面も見えずげに見えたり、凡そ此戰、三日に及びけるが、晴信は既に敵船の沈没せるを見て、後事を藤廣に託し、坐るに旅装を整へて東上し、今日駿府に到りて、戰況を報すること此の如し。長崎奉行長谷川左兵衛藤廣は、長崎に在て、彼の漂流物を拾集し、悉く駿府に送致せしが、尙ほ漁夫を雇うて海上に出だし、水を潜つて沈没船を検せしめしに、船の上部は悉く燒盡し、下部は尙ほ残りて海底に存すれども、深さ三十五尋の水底に在れば、引揚ぐべくもあらずとて止みぬ。(徳川實記)

亞媽港邦人を鑿にせし一説

一説、有馬船の阿媽港に到るや、蠻船の長加毘丹、商賈の長真如虛等、相議して謂へらく、「日本の商船、年年我が阿媽港に到らば、我輩長崎に航すとも、利する所あるべからず。寧ろ之を鑿殺して、其跡を絶たんに如かず」と、因て有馬の家人の、同乗する者に財貨を與へ、欺きて一所に招き、同船三百人を燒殺して、遺類なからしむ。然るに有馬の下僕三人、纒に隙を窺て死を免れ、希有にして歸るを得、悉に此事を直純に告げぬ。然るに加毘丹・真如虛等、毫も之を覺らず、日本は未だ全く、彼の鑿殺を知らざるとなし、今年順風を得て、遙に航して、長崎浦に到れるなりと。

一説、有馬修理大夫、來朝の黒船可乗取旨、駿府に於て上意を奉じ、酉の十二月八日、長崎下着、同九日晝前、カ

ヒタンに用事有之間、陸へ來候へと、使者を立てらる。其の時分は、長崎の者ども、大方邪宗門にて、此事を即刻カヒタンに内通せり。依之、カヒタンは不及申、岡にありし船夫どもも、殘らず船に取乗り、急ぎ、黒船の上やれ取はらひ、帆拵して、其日の暮方、地嵐にて乗出だす。打手の者ども驚動し、小船に取乗り取乗り、追懸け附きたふといへども、乗捕るべき便なし。然處に、西風強く吹きおろし、風向ひければ、高鉾より十餘町程沖に繫る。されども何の用意もなき事なれば、兎や角と打くらし、十一日の夜、四五端帆船三艘に、燒草を積み、火を附け、風上より、流し懸るといへども益なし。此上は、城樓船をくみ、十三日の晩は、是非ともに乗捕るべしとて、用意とりどりなる所に、十二日の暮方、又風なき地嵐に成り、黒船走出だしけれども、又風向ひ、神田の沖に船留る。神田嶋とは、鑿の尾の沖の小嶋なり。ヒラン嶋ともいふ。依之、俄に城樓船をこしらへ、一番に谷川角兵衛・林田興藏・油野金左衛門、城樓船に乗て、黒船の艦の間に押附る。二番に井上藏人乗船、右の艦の間に押附くる。三番に結城彌平次、同方艦の間に押附くる。夫より我も我もと乗掛け、其儘乗込み、暫く船中にて相戦ふ。いまだ乗のこの時、黒船より城樓船にほうの火矢を投かけしに、黒船のはらんだの屋上に打かけ、自火にて燃上り、薬がめに火入り、黒船の艦の間ひきわれ、水船となり、十二日の夜亥の刻に沈む。此方の船に、火矢・石火矢打かけけれども、玉越て當らず。燒手負は多し。小船より乗懸けたる者は、大方城樓船より傳ひて乗る。城樓船は、十三端帆の堺船を借り、二艘の間、當り合はざる様に、筒木を渡し、しがらぐみ、三方押廻し、内は大完、外は竹木をあて、からげ附け、矢倉には、厚板を敷き、何事も俄事ゆゑ、繩からげなり。梯子・打かき乗せけるに、梯子は用に立たず、うちかきは役に立ちしとなり。

討死の侍

千五百石

結城傳七

五百石

佐甲宮内

四百石

林田彌六

二百石

久野善左衛門

事蹟

五四一

百石 高岡四郎兵衛 百石 蘆塚茂助 百石 小野市兵衛 百石 馬場右衛門八

右の外、五人討死の者ありしよし、名不知、十三人の内、七人は死骸見えず、此外、鎗手負・焼手負多し。右の黒船を乗捕られし意趣は、慶長の初、修理大夫家臣、南蠻の海賊に殺されしとなり。因^テ茲、カピタン一人可^レ被^レ殺と願ひ給ひ、上意を奉て下られしなり。然れども右の次第ゆゑに力に不^レ及、何の方便もなく、あやうき事にて、被^レ乗捕^レけると。云云

右の黒船、積来る糸巻物代、銀二千六百貫目餘、神田の沖に沈みしを取揚^ル事。(江海風帆草)

鳴津家の謝恩使

○廿六日、嶋津陸奥守家久、使者を駿府に遣はし、佛桑花・もり花、及び硫黄千斤・繡珍十卷・唐屏風等を獻ぜしむ。是れ先に琉球を平けて、琉球を賞せられし謝禮としてなり。家康之に報じて曰く、

琉球國可^レ致^ス領知之旨、申遣^{ハシ}候處に、祝着之段尤に候、仍^テ爲^ス音信^ト佛草花・モリ花、並^ニ硫黄^斤・唐屏風・ジュチン十卷到來、祝着に思召候也。

慶長十四年十二月廿六日

家康

薩摩少將殿

富士川の開鑿 諸大名駿府に越年 秋元泰朝 石部湊石 疊

此時、駿府執政本多上野介正純よりも、返書を送り、宛名に羽柴陸奥守様、脇付に貴報とありき。○此月、富士川を疏鑿して、舟路を便にす。甲州餼澤より、駿州岩淵に至る。其間凡そ二十五里、諸人喜びて利となす。(駿河風土記・慶長政事録) ○濃・參の諸大名駿府に到る。蓋し越年のためなり。(徳川實記) ○秋元但馬守泰朝命を蒙り、駿府に在て、萬石以下の輩を監理す。(徳川實記) ○松平主殿頭忠利命を受け、駿州持舟・石部・

湊の石疊を修築す。(徳川實記)

今駒神社

持舟は用宗なり。今駒神社といふ一社あり。傳説存す。曰く、往昔此處の老婆、大歳の暮に、濱邊に出て鹽水を汲む。時に海上に小蛇あり、椰の葉を口にふくみ、此方に向つて泳ぎ來るなり。老婆あやしみながら云ふ、「神かあらずか、神ならば、來りてこの柄杓の中に入り給へ」と、鹽水汲む杓をさし出だしけるに、小蛇は、やがて來り着くまゝ、杓の中に入りけり。因て此處の社の中に地を占めて、小社をいとなみ、祭りを設く。後、恒例となれりと。今駒神社は、土地の人、由右衛門といふ者の氏神なりといへば、此にいふ老婆も、此家の祖先か。(駿河記)

持舟港

持舟古港也、在^リ府南里餘、烈祖時、築^キ石堤三百^ヲ于海中、以便^ニ碇泊、一歲海嘯、長堤盡壞、今海中名^ニ量潮石^ト者、長堤之遺址^{ナリ}也、港頭捍潮堤長一百八十^ノ、有^ニ石閘、以^テ泄^ス港北諸水。(駿河府志)

宮ヶ崎町

○此月、金山奉行大久保長安、釣燈籠を寄進して、宇久須大明神に點す、銘に曰く、奉^ル寄進^シ豆州宇久須大明神、慶長十四年己酉十二月、大久保石見守長安敬白と、長安は、前月同じき燈籠を、松崎大明神にも獻ぜしが、銘文は唯、神名と月日との異なるのみにて、文意は同一なり。○駿府宮ヶ崎町は、往昔より、淺間神社の神領にして、神主新宮氏の知行する所なりしが、茲年替地を安西村に與へ、府内町割に編入せり。而して此地は、特に地子免許とせられしが、是は、永祿年間、家康住居の舊蹟たるに因るとぞ。(駿國雜志) ○駿州嶋田驛の、大井川沿岸を開墾す。從來此の沿岸には、兎岩・切岩・砥石岩等、多くの岩石ありて、頗る嶮岨を極めしが、此の開墾によりて、岩と岸との間に、廣さ一步の道を開鑿したれば、以後、岸は漸次に崩壊して、跡を止めずなりぬ。初め此の岩上に、久右衛門・五左衛門・久三とて、三戸の農家ありしが、終に住みが

嶋田の開墾地

石筆

野地御殿
甲州町廢

蓮行寺住
職寂す

井出正次
の墓

伊東濱の
西洋型造
船

三浦按針

たくなりて、他に移れりといふ。(掛川志稿) 又、嶋田の北、凡そ二里ばかりに、千葉村といふ村落あり。此村より出づる所のものに、赤き石筆あるを、江戸の平賀氏考へ出だして、今専ら細く切つて、懐中用の筆に用ゐると、雲根志に見えしが、其後、廣く世用となりたりとも聞えざれば、獨り俳人好事者等の、弄びとなりしのみにはあらざるか。○遠州引佐郡三ヶ日村に、殿館を築く。所謂野地御殿是なり。此後、前將軍・將軍等上洛することに、宿泊、若くは晝休の所に充てらるといふ。(濱名古代領主記) ○駿府の甲州町を廢す。甲州町は、當時、甲州の商工輩、多く集り住せし地にして、民家軒を並べ、其の繁昌は、他町の能く及ぶ所にあらずしが、一たび町を廢せられて後は、漸次に住民他に移轉し、存する者、僅に指を屈するに過ぎざるに至り、今は唯、安東村の一小地となり、地名となつて、其名を存するのみ。即ち正覺山長安寺の近傍是なり。○伊豆國蓮行寺住職慈眼寂す。蓮行寺は寶樹山と號し、もと眞言宗にして、三嶋町に在り、久しく廢寺となりしを、近年、代官井出志摩守正次の、再興せし所なるが、此の慈眼に至り、改宗して駿州本門寺派となれり。城内に番神堂あり。又、井出正次の墓あり。墓石に刻して曰く、「蓮夢日安心性院」と、是を正次の法名となす。(豆州志稿) ○此歲、徳川家康、三浦按針に命じ、豆州伊東の濱に於て、西洋型の船二艘を造らしむ。大さ、一は八十噸、一は百二十噸なりといふ。是れ關東に於て、西洋型の船を造る初なり。三浦按針は、英吉利人の歸化したるものにて、本名をウイリアム・アダムスといふ。アダムスは、和蘭東印度商會より、東洋に派遣したる、和蘭商船リイフデ號の船員にして、我が慶長三年本國を發し、千辛萬苦を嘗め、百九十人の乗組員中、僅に十八人を存し、十八人の生存者中、歩行し得る者僅に六人となつて、同じき年號の

アダムス

伊東の造
船

三浦安針
造船

五年三月の頃、豊後の海邊に漂着したるもの一人にして、尋で召されて大阪に至り、家康に謁し、問はるるままに、歐洲各國の交通貿易、戰亂治平の狀を答へけるに、大に家康の嘉する所となりけん、家康、江戸に下るに及んで、命じて江戸に廻航せしむ。アダムス等江戸に至て、歸國を請へども允されず。アダムスは、船長ヤコブクワケルナツク、及びヤンヨウステントと、三人意を決して家康に仕ふ。家康厚く三人を遇せしが、船長は、後歸國せりといふ。斯くてアダムスは、相州三浦郡逸見に、領邑を賜はり、三浦安針と稱せしが、年十二の時、英國倫敦の附近、ライムハウスの造船所に入て、十二ヶ年を過しし經歷あれば、此度造船の命を被りたるなるべし。アダムスの船を造るや、地を豆州伊東の小河口に擇び、幾多の枕木を沙上に並べ、組立の進むに従て、枕木の下を深く穿ち、竣工の後、河口を塞て水を導きければ、船は自ら浮び上り、河口を決して故障なく、相模洋に走出でしといふ。此の大船は、後にフエリツピン大守を送つて、メキシコへ還らしめたる船なり。アダムスは、又、家康に通商貿易の利を説き、自ら通譯者となり、葡萄牙・和蘭・英吉利・西班牙等、諸國の媒介をなしし事多しと云ふ。

其後四五年間は、大君恒に予を召出し、種種下問せられたり、或日予は大君より船を造るべき命を受けたり、予は辭退せしが、兎も角も造れとの仰により、先づ八十噸積の一隻を造れり。其の形式は、全く歐洲風でありしが、竣工の後、大君親臨して甲板に上り、大に予の功を賞せられき。

予は、予の造りたる帆船に乗りて、一兩回航海せしが、大君は其の用に堪ふるを見て、更に一船を造るべく仰せられ

事蹟

て、予は百二十噸の船を造りて、之を献じ、其船に乗り、上方より、江戸に渡航せしこともありき。

一六〇九年、慶長四年サン・フランシスコといふ、一千噸積の大船が、北緯三十五度五十分に當る、日本の海岸にて破船せしが、此の大船は、洋中に於て暴風に會ひ、日本に著する砌、暗夜淺瀬に乗り上げ、船體は全く破れ、溺死三十六人、救はれたる者三百五十人、中には、ノビスパンヤ譯に歸らんとする、馬尼拉太守もありたり。

故に大君は、予が造つた百二十噸の船を、太守に貸與へ、八十人を乗組せ、翌年アカピラ指して航海せり。其の翌年、太守は公使を伴ひ、再び日本に來り、他の船と數多の贈物とを献じ、厚く前年の好意を謝し、更に貨物金銀を呈して、彼の船を購ひ去りたれば、今や其船は、西班牙の所有に歸し、比律賓島の近海に浮べるならむ。(アダムス書簡)

○徳川家康、命を後藤庄三郎・大黒屋孫左衛門等に傳へて、駿府の町人に長崎唐絲の割賦二百丸を賜はしむ。

駿府絲座

大黒屋孫左衛門

是より駿府の町人は、京都・江戸・堺と同じく、絲座仲間と稱し、年年長崎に下り、長崎の會所に於て、割賦を受くることとなりしが、元和二年、家康薨じて後は、此事遂に止みぬ。(名乎離曾之記・駿河國新風土記) 大黒屋孫左衛門は、家康に寵せられ、家康の濱松より駿府に移るとき、從者の列に召具せられたる者なり。時に家康、孫左衛門を召して、「汝、望む所あらば申出づべし」と謂はれければ、孫左直ちに、「願くは長崎唐絲の割賦を賜はれかし」と答へぬ。因て家康は直ちに、長崎に於て一番割絲二百丸は、後藤庄三郎・大黒屋孫左衛門等二人に、賜ふべき旨を達せられけり。されば長崎絲取年寄といふ者より、孫左衛門に宛てたる、前將軍御自ら仰付け玉ふ云の證文は、今も其の子孫に存せりといふ。又彼の二百丸の絲の内、九十二丸は後藤庄三郎へわかち、百八丸は孫左沙汰して、府城の女房達へ四十三丸贈り、残る六十五丸を、下割と稱する三十一人の者に割賦せしといふ。時に、江川町に山田次郎太郎といふ者あり。亦二丸を下賜せられ、割元を

爲すべき由の命を蒙れりとぞ。此の次郎太郎の父は、家康駿府入の時、召出されたる町人卅六人中の一人なりき。或曰く、孫左衛門は、後駿府を出でて歸らざれば、其後の事詳ならず。(家記・駿府御由緒)

慶長十四年、長崎糸座貨物貳百丸分被下置候、殊に壹番割被仰付、割賦金高五千兩、年年被下町中繁昌仕候事。(駿河國志補遺)

呂宋太守引見

○呂宋太守ドン・ロドリゴ・デ・ヴィヴェロ、駿府に至りて、前將軍徳川家康に謁す。先是、ヴィヴェロ任滿ちて、歸國の途に就きしに、海上暴風に遇ひ、房總の沖に至りて難破し、上總國夷隅郡岩和田に漂着せしかば、大多喜城主本多忠朝、護して江戸に至り、將軍秀忠に謁せしむ。秀忠因て命じて駿府に至り、前將軍家康に謁せしむ。ヴィヴェロ歸國の後、其狀を國主に報じて曰、

江戸を出でて駿河に赴きぬ。場所は、皇太子の居所勝れり。江戸の人口は十五萬にして、駿河は十萬なり。家屋も江戸を美麗となす。駿河到着の翌日、皇帝は、大臣を我が寄寓せる武人の家に遣はし、いと美麗なる衣服十二領と、劍四口とを贈り、懇切なる命を傳へられたり。謁見の日、午後二時に至り、銃を携へたる二百餘の護衛兵と、轎と來たれば、予は之に乗り、長距離を通過して、濠頭に着きぬ。時に城中より、急遽出て來つて、橋を引く者ありしが、護衛兵の合圖に因て、再び之を下すと共に、銃手三十人許を率ゐたる一士官あり、出迎へて堅固なる鐵門に至りけるが、門は士官の聲に應じて開きぬ。而して門内には、銃を携へたる二百餘の兵士等、列を正して立つたりけるが、士官は余を導きつつ、其の中間を過ぎて、行くこと凡そ五百歩にして、釣橋のかかれる、他の濠頭に着するや、彼の士官は、余を他の士官に委れて去りぬ。併も濠頭の門は、予のために開かれたり。門内には二百の槍手列を整へ、數人の銃手も其側に立ちたり。是よりは、途中所所にて、厚き敬禮を受けつつ、宮殿の廊下に至りしが、廊下と第一室とは、銃手其他を

合せて、凡そ千餘人も居つらんか、其より室の數八ッ九ッも過ぎ行くに、室毎に接待の士ありて、疎ならざりしが、室の構造も、亦甚だ見るべきもの少なからざりき。天井は金色燦爛、壁には、日本より西班牙に輸入する屏風の繪に似て、更に巧妙なる繪もありき。皇帝の座所より、二室を隔てたる所に、大臣二人子を出迎へ、暫く休息すべき由を傳へて後、皇帝に語る所ありげに内に入りしが、凡そ十五分にして出來り、皇帝は、日本に於て、前例なき名譽の待遇を與へらるべければ、満足して進むべしと言ひき。

家康の風姿

予は乃ち内に入りぬ。廣大なる室の中央に、三の階段ある一區劃を設け、段上には二個の椅子あり、西班牙にては、鍍金とも見らるべきが、日本のことなれば、純金製なるべし。皇帝は、其の中なる、緑色の天鵝絨の圓き椅子に坐し、寛濶にしてタビイと、緑色の絹地にて作れりと見ゆる衣を着て、二刀を帯び、其の髪は之を束れたり。年齢は凡そ六七十歳と見えしが、肥満して尊敬すべき老人なり。予は、「近づきて其手に接吻すべからず」との、豫告を受けて居たれば、彼の座より、六歩乃至七八歩の所に至て起立せり。彼は、予に、着座し、帽を被るべしと、手もて示しぬ。而して暫く予を注視したる後、二たび拍手するを見て、椅子の後に平伏し居たる、十二二人の侍臣中より、一人進み出でて、命を受け、予が側に坐したる、大臣の一人を招きぬ。皇帝は、彼に向ひ、予を見ることを喜ぶ由を語り、且つ武士は、海上の不幸の爲に、其の心を沮喪すべきものにあらざれば、過去の艱苦の爲に挫折すべからず、何にてもあれ、望む所あらば、西班牙國王と同じく聽許せん、遠慮なく請ふ所あるべしと諭されぬ。

予は答ふべく起立せしが、彼は著座せんことを命じぬ。予は答へて、過去の損失や困難にて、予を憂鬱ならしむるものあれども、強大なる王者の前に出づることは、最大の不幸を減少する力あれば、予も殿下の恩寵によりて、既往の艱難を忘れ、又時機を見て、新に恩惠を求むるに、躊躇せざるべしと述べぬ。

皇帝は、直に望む所を語るべしと命じ、大臣も亦速にせよと強ひたれば、予は殿下に向つて、求むる所の三箇條を告

げたり。

呂宋三ヶ條の請求

第一は、日本に於ける耶穌會の師父、及び法兄弟を虐待することなく、日本各派の僧侶と同様に、安全にして自由に、聖福音を傳へしめん事。

第二は、日本の或港にある和蘭の海賊は、我が西班牙國王の敵である。殿下の如き大王が、盜賊を保護せらるるは、然るべからざる事なれば、速に之を放逐せらるべき事。

第三は、西班牙國王との和親繼續するを以て、馬尼拉より、日本に入港する諸船を厚遇せん事の三ヶ條なりき。

皇帝は、右諸項を聽取して、他日之に答ふべしと云へり。斯くて予は、辭去せんとせしが、彼は予を引き留めたり。此時、地方より來れる大名の一人、其前に金塊數個を載せたる臺を持たせ、室の入口に平伏して、殆んど地に接吻するばかりなりしが、右の黄金の價は、凡そ十萬ドカドなる可し。右終つて、予に宮中を見しむべき由を命ぜられき。

其後二日、上野殿は、予に皇帝の答を傳へられたり。宣教師は、迫害を加ふることなく、日本に居らしむべし。和蘭人の、盜人なるも、海賊なるも知らず。今や二個年間、現時滞在の港に、居住することを許容したれば、其の期限經過後、追て處分すべし。又、西班牙王の如き強大なる王と、親交を結ぶ事は、大に好む事なれば、其約を遂ぐべく、貿易の爲め、又他の事故に因り、日本に來るべき陛下の諸船には、大なる便宜を與ふべき事を告げ、予が需用する品あらば、何にても申てよと命ぜられぬ。(ドン・ロドリコ報告書)

斯くて家康は、前呂宋太守の希望を聽き入るる代りに、前に宣教師へロニモに斡旋を命じたる、墨土哥坑夫五十人を送るべきことを依頼し、併せて、其爲には、曩に安針の造れる百二十噸の船、當時淺草川に繋げるを、使用せしむべき旨を諭しけるが、太守は之に答へて曰へり。

墨土哥坑夫五十人を求む

西班牙の希望規約

皇帝の求むる、五十人の鑛夫の事に關しては、予は、西班牙皇帝、及び新西班牙總督に申立つべし。但し、其の實行を容易ならしむべく、鑛山の所得の半を鑛夫に與へ、殘餘はドン・フェリペ王と、日本皇帝との間に等分し、西班牙王は、右所得を管理する爲め、其の事務員を、日本に派遣すること。

彼等は、何派の宣教師たりとも之を伴ひ、公開の教堂にて、祭事を執行し得べき事。

又、蘭人は、西班牙の敵なれば、西班牙と交を結ぶ上は、斷じて蘭人を退去せしむべき事。

又、西班牙船は、其の目的の何たるを問はず、一切日本の官船同様に、之を保護する事。

又、西班牙王が、モロッカ或は馬尼拉に輸送する、船舶建造の際には、其の必要なる人と、物資とを供給する事。

又、西班牙の派遣する甲比丹、若くは大使は、日本國內に於て、相當の待遇を受け、宣教師を伴ひ、公會堂に於て、祭を爲す特權を有する事。

又、日本國內に住する、西班牙人に對しては、裁判權を有し、犯罪者は、隨意に處罰せしむるを得る事。

家康呂宋の請を許さず

を諾せよと。然れども家康は、遂に之を聽かさざりしが、ドン・ロドリゴは、家康が若し之を容さば、西班牙王の利は、當に百萬以上なるべしといへりとぞ。ロドリゴは、一度宣教師ムニョスと、豊後に出で至りしが、又駿府に歸り、按針の船にて歸國せり。彼歸國して後曰く、

予は彼地(駿府)に數ヶ月滞在し、其間に、前に擧げたる諸條の、許可せられたる朱印を發布せられしが、但だ蘭人排斥と、銀鑛の二件は、其の要領を得ざりき。云云

淨泉寺

と、家康の聽かさざりしことは、是にて明なり。○富士郡上稻子村、洞家西光寺を改め、法喜山淨泉寺と稱し、日蓮宗の僧淨化坊日喜を迎へて開山とす。日喜は、後承應二年二月朔日に至つて寂す。上稻子村に文珠

維盛墓

森といふあり。平權亮三位中將維盛入道の墓とて、口碑存す。略に云、

昔時、維盛海底に入水せしと披露して、潜に熊野山中に入つて入道し、家臣佐野主殿頭といふものを召具し、當國に忍び下つて、稻子の山中に蟄居し、此處にて歿したるを、此山に葬りぬ。後代其靈を文殊といふ。往古この稻子の里は、小松家の領地にてありしかや。上柚野延命寺は、其の先考重盛公の遺蹟なり。西光寺今云淨泉寺に、舊覺正院殿如山道譽法師、文治元年午三月朔日卒去のよし、位牌ありしが、今は日蓮宗に轉じてより、法號古と變す。(駿河記)

重盛遺蹟

此趣は、上柚野村柚野山延命寺にも、古くより傳ふるところにして、其の鐘銘にも、其由を述べてあり。鐘銘の一節に云、

延命寺鐘銘

駿河國富士郡、上方莊上柚野村、柚野山延命寺、創立以來一千百有餘年、按スルニ舊記ヲ修密之地也、初弘法大師開キ基、自彫シテ刻シテ地藏ヲ安置ス之、治承三年夏、小松内府平重盛、詣テ熊野山ニ了欲シテ登リ富士山ニ到ル駿河ニ其時、國守平氏ハ而居リ柚野村ニ爲シ重盛ヲ建テ臺ヲ於テ富士之稻子山中ニ迎接ス重盛僑居ス于其臺ニ之條、歸シテ敬延命地藏尊ヲ爲シ當寺外護シ造シ營室坊ヲ且、納メ當麻中將姫所ニ繡出ス彌陀觀音勢至像一軸ヲ爲シ寺寶ト今尙存焉云元曆元年春、三位維盛爲シ先考ノ入レ牌於當寺ニ稱シ遠觀寺殿小松内府寶池淨蓮大禪定門ト免ス寺所也厥後、應永廿四年、改メ密院ヲ爲シ禪林ト請ヒ無着之衣天外清輪禪師ヲ爲シ開山第一祖ト禪風興ニ二世萬枝夢禪師、三世單室博禪師、天正十年春、兵亂回祿シ延命寺記ト彼是相對照して、當時の史と併考へなば、得る所あるべし。遠觀寺殿小松内府寶池淨蓮大禪定門靈牌は、今なほ延命寺に安置せりとぞ。

(大正十一年二月九日脱稿)

駿府年賀秀頼使者

○十五年正月元日、幕府の使者、大久保加賀守忠常駿府に至り、新年の賀儀を陳す。此日諸士みな出仕例の如し。○二日、豊臣秀頼の使者、伊東掃部助治時駿府に至り、新年の賀を陳す。(昭代記)後以て例となす。

諺初 蓋し外に恭順を示し、内以て東事を伺察するなり。治時一に長實とす。夜に入て、諺初をなすこと例の如し。

家康遊獵 ○九日、前將軍家康駿府を出で、狩して田中に赴く。是より十三日に至るまで、凡そ五日間、所を遊獵せらるべしといふ。(徳川實記・武徳編年集成) ○十一日、前將軍家康放鷹して、遠州相良に到る。(徳川實記) 相良には、相良御殿とてあり、家康が放鷹の時、休息宿泊の所となす。此の御殿の創設は、年時詳ならざれども、蓋し此比の事ならん。

口上

相良御てんの御作事ニ、材木入候由、長谷川藤吉被^レ仰候間、ながれ木之内、四本成共五本成共いたくみし、手配被^レ置可^レ申候、以上。

十二月朔日

彦九兵

二郎右門

追而申候、此次者村次ニ馬通可^レ被^レ申候

(駿河志料)

又、曰く、

口上

一筆申越候、このあとのながれ木は、夏山西よころちはしさいもくに出し、むらつきニ川ながし可^レ被^レ申付候、以上。

六月十五日

長谷藤兵衛

(駿河志料)

家康放鷹より歸る

有馬晴信を賞す

自得院

田中

赤雀

中泉

長谷川藤

廣

田中

家康の遊獵獲物

中原旅館の盗露顯

天龍川渡船争論

此書の裏書には、家山村・蔦村・久野脇村・下長尾村・上長尾村・水川村・藤川村、右庄屋百姓中とあり、之も相良御殿の建築用に關するかと思ふままに附記す。○十三日、前將軍家康、今夜節分なればとて、相良より駿府に還る。(徳川實記) ○十五日、有馬修理大夫晴信駿府に到り、前將軍家康に謁す。晴信去年蠻船を撃沈し、國讐を報じたるを以て、家康深く其功を賞し、手づから名刀を賜ふ。(徳川實記) ○遠州周智郡鍛冶嶋村栗嶋、吉川山自得院開山、玉峰和尚寂す。遺像あり、此寺に存す。(掛川志稿) ○十九日、前將軍家康、駿府を出でて田中に赴く。途すがら遊獵して止まず。(昭代記・武徳編年集成) 此頃、參州吉良には赤鶴ありと、世説專なり。○廿四日、家康田中を立ち、狩りして遠州中泉に赴く。(徳川實記・昭代記) ○此月、長崎奉行長谷川左兵衛藤廣駿府に到る。家康召見て、自から蠻船燒盡の實を問ふ。藤廣、巨細を答へ盡して、殘す所なかりしと云ふ。藤廣は、家康の召に依て來たるなり。(徳川實記) ○二月二日、前將軍家康、遠州中泉より還り、駿州田中に到る。(徳川實記) ○四日、前將軍家康、田中を出でて駿府に還る。此頃家康は、毎日狩獵をつづけられしが、其の獲る所、鶴だに三十六羽に及びければ、其他の雁鴨類に至ては、枚擧に追あらざりきといふ。(徳川實記・武徳編年集成) ○四年前、相州中原の旅館に於て、前將軍の黄金茶器を、窃取せる賊捕へらる。因て、其夜宿直の任に在て罪を蒙り、掛川・沼津等に預けられし者、落合長作・岡部藤十郎・會田庄七郎等、罪赦されて再び出仕せり。○十六日、近頃、遠州長上郡河輪庄立野村と、金折村との間に於て、天龍川渡船役の争論を生じ、双方主張する所ありて纏らず、遂に立野村より上訴するに至りぬ。若其の日安を見るときは、争議の趣意を知ると共に、天龍川渡船、當時の狀況を知ることを得べし。

謹而言上目安之事

遠江川之庄立の村船頭共

久衛門 印

甚 平 印

長 兵 衛 印

久 太 夫 印

立野村渡船

一立之村渡船之儀、先年より、立之村之者共、船頭ニ相定申候、十七年己前ニ、川之瀬、かなおり村へ替申候處、我等ども船を引のぼせ、かなおりむらへかよひ候て、今まで越來り申候。其後、何かと申、こさせ中間敷由、かなおりむらのものども申事。

天龍川瀬變遷

一惣別、川の瀬上へも下へも、先年より細細かわり申候。まづ四本松へかはり申候所ニ、我等ども、かよひ候てこし申候處ニ、四本松之もの違亂不レ申候、其後、とびやしきむらへ川のせかはり申候。それもかよひ候て越申候。これも違亂不レ申候。又其後、石原村へかはり申候時も、我等こし申候。これもいらん不レ申候。

一先年、堀尾帯刀殿被レ成ニ御持ニ候ニ、如ク先年ニ、我等被レ仰付ニ候事。

一此正月、かなおり村之もの、はま松御年寄申へ、公事ニ上レ申候處ニ、我等をめしだされ、御聞被レ成候、かなおりのもの、一圓かからぬ事申ニ付而、おひたてられ申候。其上、立のむらへ、前前のごとく被レ仰付ニ候はんづれども、かやうの公事、只今さばき申事いかと御申候まま、罷下申上候事。

池田渡船

一いけだの渡しふね、これもさいさい上下へ、川のせかわり申候。おしきりむら・はんばむら・くによしむら・こやすむらにて越申候處ニ、みなみないらん不レ申候。其後、かんぞうむらへ、川のせかわり申候處ニ、かんぞうの者、いけだのものこそさせまじきよし申候て、ふねをしたてわたし申候處ニ、これもかもふねをしたてわたし申候處ニ、いけだのもの、うじさね様へ公事ニ上レ申候處ニ、いけだへ船をとられ、其上くわせんを八貫貳十八文出候て、まけ申候事。かやう成ひきかけも御座候事。
右之趣被レ聞召届ニ被レ仰付ニ可レ被レ下候、爲レ其目安仍如レ件。

慶長拾五年 庚戌二月十六日

御奉行様 御近所御中

(鳴家藏)

立野村

天龍川の淵瀬常なく、渡り場の所へ移りゆく様、目前に見る心地して面白し。公事の曲直は何れともあれ。但し此書は、二月十九日附、彦坂九兵の裏書あつて、「如此書付上候、申分於レ有レ之は早早、云云、かなをり村百姓中」と記したれば、金折村の返答書を、求めたるものなるべし。因に云ふ、此の立野村は、天文年中、東遠堂裏之郷(同笠か)の人、總田六良右衛門といふ者、第三左衛門及び甥・姪等數人誘ひ來り、百貫文の地を開拓せしに起りし土地にて、遂に川勾庄、四十九郷の一に加へられしものなり。總田は、後、平氏の末といふを忌み、嶋の姓に改むといふ。○十七日、大阪豊臣秀頼の傳片桐市正且元、大阪を出でて駿府に至る。豊國神社臨時祭の事につき、前將軍の意を受けんとてなりといふ。(徳川實記) ○此比、播磨の池田三

事蹟

五五五

片桐且元
駿府に到
る
豊國社
臨時祭

秀忠駿府に到る
田原山狩

左衛門、紀州の浅野紀伊守、四國の加藤左馬助、丹波の有馬玄蕃已下、國を立て駿府に下る。然るに打續く大雨の爲め、徒に逗留して頗る遅延せりと。(當代記) ○廿四日、征夷大將軍徳川秀忠、雨を冒して駿府城に到る。上總介忠輝等、従ひ來たる者甚だ多し。先是、前將軍家康使者を江戸に遣はし、參州田原山に於て、猪狩せらるべきやう勧められしが、已に期日の定もありければ、此頃、數日の霖雨をも厭はず至られしなりといふ。蓋し秀忠は、去る二十日江戸を發せしなりといふ。(徳川實記) ○福嶋左衛門太夫、此頃江戸より來つて、駿府に在りしが、今日立つて西上せり。(當代記) ○閏二月二日、越後國主松平越後守堀忠俊、及び其

駿府の對決

越後騒動

臣堀監物直次・堀丹後守直寄・淡路守直重・主計助直之・伊賀守利重等を召喚し、駿府本丸に於て對論せしめ、兩將軍臨みて之を聽斷し、忠俊を奥州岩城に、直次を羽州最上に謫す。丹波守直寄は、監物直次の異母弟にして、常に相善からざりしが、去年五月、家僕等菅浦切の爭論に依て、昆弟の間、益々不和を生ぜしより、直次頻りに讒を構へて忠俊を動かし、專ら直寄を陥れんとせしを、忠俊は、時に年僅に十五の少年にして、未だ事の正邪曲直を辨するの拙なく、偏に直次の言を信じ、遂に直寄を放逐せり。是れ去年秋の事なりき。直寄逐はれて後、江戸に至り住せしが、其後は又、頻りに直次の非行を訴へて止まざりしといふ。忠俊の室は、本多美濃守忠政の女にして、母は岡崎三郎信康の女なるを以て、家康養つて己の子となし、去る慶長十二年、忠俊に嫁せしめたる者なれども、忠政は忠俊の實の外舅なれば、之を聞て大に憂慮し、家康の三老臣と相謀り、直次・直寄をして、和解せしめんとしたれども、直寄毫も應ずる色なく、遂に弟三人及び飯野内膳を従へ、駿府に至て之を訴へける。

然れども家康は未だ之が裁決の心なかりしに、直寄は將軍の到るを見て、其の裁許を蒙らんと請ふこと急なりければ、今日この對決あるに至りけるなり。此日、將軍秀忠は越後の訟を聽かんとて、兼て設けの席に着かせられ、執事奉行以下の諸臣等、又各、順に従て列座せり。越後守忠俊、老臣監物直次も、既に召されて駿府に在りたれば、召を蒙て一方に列し、丹後守直寄・淡路守直重・伊賀守利重・主計助直之等、また一方に列す。而して前將軍家康は、障子を隔てて坐し、浅井局傍に侍して躊躇せり。元來此の兄弟は、大に其の性質を異にし、兄直次は、懦弱にして便佞なるに、弟直寄は、勇壯活潑にして人に屈せず、前には豊臣秀吉に侍して任官し、後には徳川家康に屬し、庚子の亂に従ひて、軍功衆に擢で、其名世に顯はれければ、上下共に、直次を惡み、直寄を悦ぶといふ。既にして、尋問を始められしに、直寄等兄弟は、互に訴狀を捧げ、忠俊も亦一封書を捧げ、以て直次が訟を助く、家康乃ち近侍に命じて、忠俊の書を読ましめ、少しく障子を開きて之を聞き、讀み終るを待て曰く、「忠俊は年齒尙ほ幼なり、何ぞ能く斯る事を辨せん。是れ皆な監物が私に作る所にして、自から爲にせんと謀る事たるや明かなり」と、一も採用する所なく、直ちに直次・直寄に命じて對論せしむ。

堀直寄勝訴

此に於て、直寄は封箱と案狀とを持出で、跪いて直次と論難すること二三回、更に容を正し、將軍に白して、「監物は、國に在て大なる私曲あり、嘗て淨土・日蓮二宗の僧を集め、私に宗論を闘はしめし而已ならず、未だ其の優劣を糺すに及ばで、恣に淨土の僧十四人を斬殺せり。云云」といふ。家康障裡に在て之を聞き、憤怒措く能はず、俄に隔ての障子を開け放たしめ、叱咤問うて曰く、「其の宗論は、誰か之を許したる。其の

勝敗は、誰か之を決したる。汝が愚慮を以て宗論を決し、汝が私意を以て沙門を罪する、驕縦はより甚だしきはなし。此の一事、以て其他を推すべし。汝が曲邪容すべからざるに在り」と。(徳川實記) 直次屈せず、辨じて曰く、「是れ臣が私意を以てせしにあらず。また智者をして聽かしめ、智者をして其罪を決せしめしのみ。臣何ぞ私曲を營まん」と。家康曰く、「汝が謂ゆる智者とは誰を、想ふに、汝自から稱して智者といふらん。汝の姦曲奢修は、今悉く論ずるに違あらず、罪狀已に明かなり」と。即時に其罪を決し、又、「忠俊幼弱の身を以て、未だ正邪を辨ぜざるに、妄りに姦臣の言を用ひ、却て讒者を庇はんとせしは、大國を治むる器にあらず」と、因て直ちに其の越後四十五萬石を没し、奥州岩城に流し、鳥居左京亮忠政に預けられ、直次は、羽州に流し、最上出羽守義光に預けらる。直次に直清に作る。(藩翰譜)

越後國主
堀忠俊配流

堀直次配流

堀忠俊系
統

忠俊は、堀久太郎秀政の孫にして、秀治の嫡子なり。秀政江州長濱より起り、織豊二家に仕へ、四位の侍從に叙せられ、天正十八年五月廿七日、一方の將となり、小田原に攻め下り、早川口にて卒し、嫡子秀治其後を繼ぎ、四位の侍從兼左兵衛督に任ぜられ、慶長三年越後國を賜はり、四十五萬石を食み、越前北庄より移て、春日山城に治す。秀治慶長十一年三十二歳にて卒し、其子久太郎十一歳にて後を繼ぎ、元服して越後守をゆるされ、家號及び將軍の偏諱を賜はりて名づく。忠俊是なり。忠俊、後元和七年十二月廿二日死す。年廿六、一子あり秀俊といふ。秀政に逸話あり、其の爲人を見るべし。

堀秀政の
逸話

小田原役起る時、秀政先づ人を遣はし、遠・駿・豆・相諸國に至り、牛數十頭を購はしむ。人其用を知らざりしが、秀吉箱根を越ゆるに及び、諸將みな其の嘔吐に沮まれて、糧を運ぶに苦みけるを、秀政獨り牛を用ゐたれば、難なく越ゆ

るを得たりといふ。又一夜風雨甚だしく、天地晦暝の時あり。秀政急に令して曰く、「斯る夜には多く盜あるものなり、我が馬鞍兵糧を、他人に竊取せられんよりは、寧ろ他人の懈怠を窺て、我自から奪ふべし」と、因て自から三たび陣中を巡邏しければ、士卒一人も寝ぬる者なく、一物も失ふことなかりきとぞ。

秀政は早川口の陣に在て、急病にて死せしが、實に智謀勇畧倫を絶ちし人にして、豊公の創業佐命の臣なり。故に豊公小田原を攻むるに及で、心に以謂らく、「若し此役功成て、奥州までも平ぐるを得ば、秀政を以て其の藩鎮たらしめん」と、然るに卒然死したれば、其の愛惜の情は、到底他人の付度すべき所にあらざりき。而して世人も亦、秀政を惜まぬ者はなかりきとぞ。

秀政の善
行名言

柳生但馬守宗矩、嘗て人に語て曰く、「此時、宗矩も、細川玄蕃允興元に從て進みしが、秀政の卒せし時は、貴となく賤となく、惜むべき人と言ひあひける。されば世人は、常に名人左衛門と稱して名いはす、天下の指南すとも、越度あるまじき人と稱しけるが、是れ天下をも知らせしめたき人といふ意なりしなり。秀政の弟を、多賀出雲守といふ。嘗て北庄城修築の時、秀政其所爲を告めて辱めければ、「出雲守深く之を嘲み、其翌未だ夜の明けざるに、北庄を遁走せり。秀政之を聞き、憐みて曰く、「憐むべし、彼終に途に飢ゑんか」と、急に黄金十枚を取出だし、人を馳せて之に贖せしむ。而して彼の黄金を包みたる紙を自から揃へ、一枚ごと其皺を延べて箱に納め、然る後、徐に近侍の士に謂うて曰く、「凡そ財てふものは、用ゐべき時に當ては、十枚の黄金をも惜むに足らず。然れども無用の事ならんには、此の十枚、實にこれ故紙なれども、濫りに費すべきにはあらず、汝等我を以て、な卑しと思ひそ」と、誠に名言といふべきなり。

堀直寄家
人に列せ
らる

直次・直寄の父は、監物直政と稱し、尾張の人にして、織田信長に屬し、元は奥田氏なりしが、堀秀政の從弟にて、秀政に屬せしめられ、秀吉越前を以て秀政に賜ふに及び、秀吉命じて堀と改めしむ。直政、初め秀政の女を娶りて直次を生み、主の外孫なればとて世嗣とす。直寄は直次より年長すれども、母賤しければ、

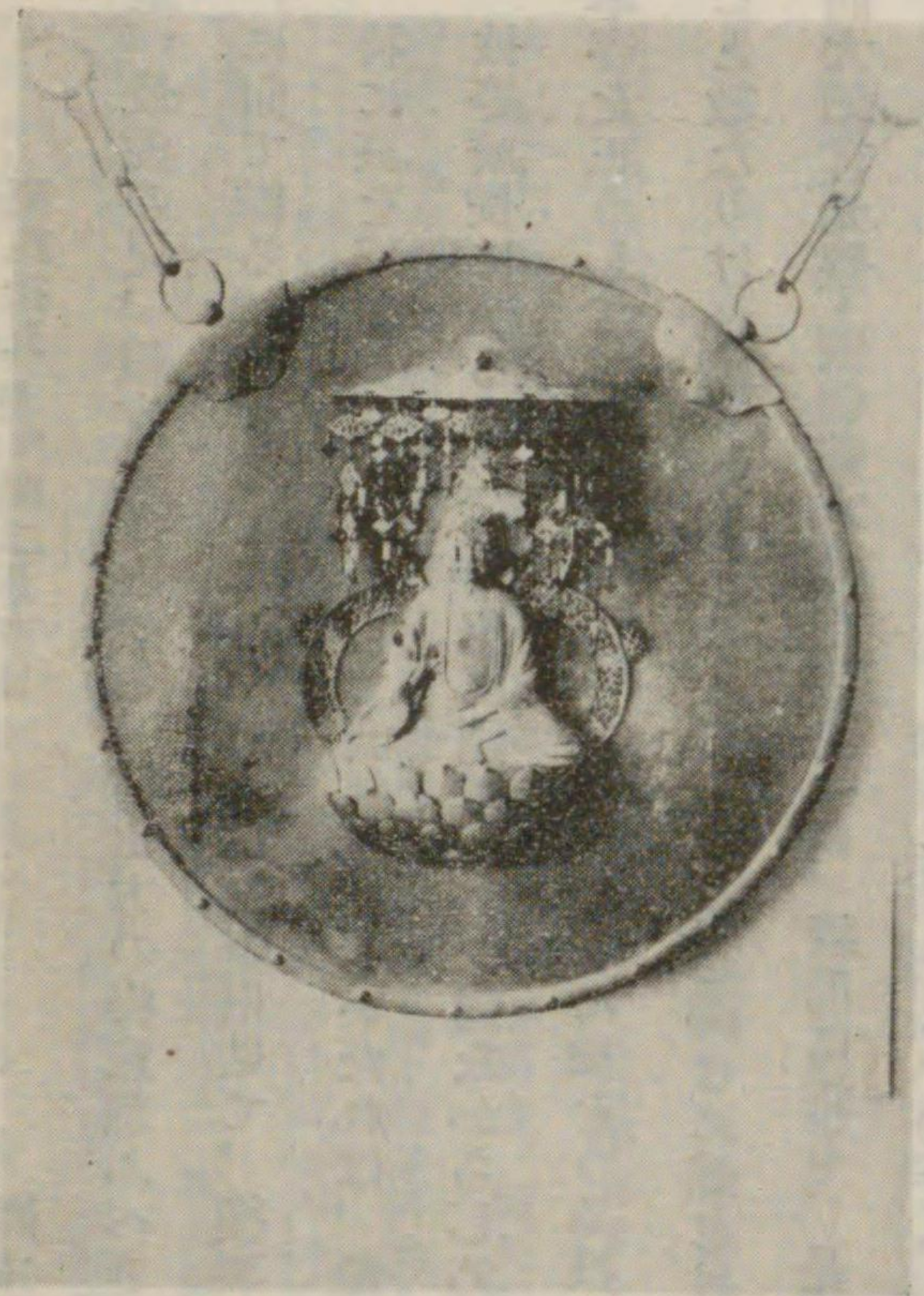
世嗣たる能はず、幼童の時より秀吉に侍す。是れ其の和せざる所以か。此の對決に依て、直寄勝訴となりければ、召されて家人に加へられ、信州飯山城を賜はり、二萬石を食めり。(昭代記・藩翰譜)〇八日、駿府參觀の諸大名等、皆な暇を賜はり、尾州名古屋に赴く。是れ名古屋城の新築を、急がるるに因るなり。名古屋斯波今川の戦、昔者武衛義統の楯籠り、遠州侵入の據とせし所にして、今川治部大輔義元と雌雄を争ひ、戰敗れて義元今川氏豊と和するに及び、妹を以て、義元の弟左馬助氏豊に嫁し、氏豊を迎へて住せしめし地にして、名古屋城の二田中丸は、即ち其所なりといふ。(徳川實記)〇十日、征夷大將軍秀忠、駿府を發し田中城に到る。參河國田原に於て、鹿狩せられんが爲なり。此行、將軍隨行の士の關東衆等、皆な美を盡して相隨ふ、其費へ勝けて計るべからずとぞ。田原は渥美郡に在り。(徳川實記)〇十三日、前將軍家康の第五女、市姫卒す。年三、駿府傳馬町華陽院に葬り、一照院殿圓芳功心大童女と諡す。母は於梶局といひ、太田新六郎源康資入道三樂の女なり。市姫は家康深く鍾愛し、成長の後を待ち、伊達政宗の二子、總次郎に嫁せらるべき約束ありしに、此日急に卒去せしかば、政宗の愛惜當ならざりきとぞ。(徳川實記)〇十四日、將軍秀忠、參州田原城に到る。〇廿七日、將軍秀忠、參州田原の鹿狩より歸て、駿府に到る。(徳川實記)先是、十六日、將軍秀忠始めて田原に至り、大久保山に獵す。動舊諸將多く從ひ、參・遠兩國の士卒・民庶等、競て其徴に應じ、列卒すべて二萬餘人。山を圍むこと數重、數十里の長きに亘り、諸將銃火を亂發して、猪鹿を追逐し、東西に走り南北に駈け、或は射殺し或は搏撃し、互に其功を争ひければ、其響轟轟として恰も雷霆の如くなりしが、(言行録實錄)たまたま本多忠勝桑名より來り調し、其の勇躍奮闘の狀を見て、昔の三方原の激戦も、之には及ばじと評して

秀忠田原に到る
田原の狩

去れりとか。(言行録)併も、狩場衆せこなみ一團亂れず、唯、將軍の近習岡部八十郎江戸中川八兵衛美濃等、二人の喧嘩殺傷ありしのみ。是れ平常の法度堅きに因るとて、人人感ぜざるはなかりきと。其後、藏王山・日留和山・若見山・秣山・多坪馬場等に獵せしが、其の獲る所の獸類は、勝けて數ふべからざりきといふ。

十五日、雨故無_レ狩、十六日・十七日、大久保山藏王山狩場にて、鹿二百四十七、猪二十二、合二百六十九留、三川衆人多_レ召連被_レ出、鐵放_レ弓無_レ際限、十八日休息、十九日、將軍家御袋依_レ忌日_レ無_レ狩、廿日、ひろわ山被_レ爲_レ狩、鹿百五十、猪三十四、合百八十四留、廿一日、雨故無_レ狩、廿二日、わかみ山・まくさ山被_レ爲_レ狩、鹿百六十二、猪三十三、合百九十五留、廿三日、たつほえ落し也、鹿五十二、猪二、合五十四留、都合七百貳留、此内、鹿六百十一、猪九十一也。(當代記)

阿萬方大願成就



掛佛圖

獵終て、廿三日、泉福寺に宿し、廿四日、小松原觀音堂を以て旅館に充て、今日駿府に歸り給ひしなり。(昭代記・野史)〇此月、徳川頼宣の母阿萬方、掛佛一體を、駿府奈吾屋神社に獻じて、所願成就を賽す。銘曰、奉_レ寄進_レ奈吾屋正一位大明神、爲_三武運長久、息災、延命所願成就、皆令_三滿足_一也。

慶長拾五庚戌閏二月吉日

願主源羽林頼信朝臣母儀

將軍東歸
家康後事を託す

家康が最愛の兒、頼宣を子とせる、阿萬方の得意想ふべきなり。○三月五日、征夷大將軍秀忠、駿府を出で、江戸に向て歸る。發するに臨み、前將軍家康相見て、後事を託して曰く、「義直・頼宣・頼房等、年尚ほ幼なれば、特に哀を感じるなり。而して我年已に老いたれば、餘年幾何もあるべからず。我もし一朝不諱あらんも、彼等成長に至るまでは、懇に訓戒して、過なからしめ給ふべきなり」と、諄諄として盡る所を知らず、將軍容を正うして、唯、答禮するのみ。頻りに袖をうるほされけるが、途すがらも、輿中に在て眼を拭ひ給ふこと數なりければ、隨從の輩も、其の孝心深きに感じけりとなむ。(徳川實記・當代記) ○十一日、勅使勸修寺前大納言光豊・廣橋前大納言兼勝二人、駿府に到る。是は明年、主上御讓位あらせ給ふべきに因り、家康に、其由を内勅あらせ給はんが爲なりといふ。○廿八日、駿府後閣の女房、竊盜の罪あり誅に處せらる。

女房の盜

(徳川實記) 此の女房しばしば金銀を竊取せしが、此に至て露顯せるなり。之を聞く者、或は評して曰く、「去年、城郭殿舎、回祿の災に罹れる際、紛失せる器財の、今春に至て發見せられしは、若くは此の女房の所爲にあらざるか、又、去る末年、黄金茶器の失せたるもの、此の二月出でたりしも、此の女房の竊取せるにはあらざるか」と。(當代記・徳川實記) ○此月、岡部信濃守利直、駿府に參覲す。前將軍家康、しばしば召見はあらざるかと。(當代記・徳川實記) ○此月、岡部信濃守利直、駿府に參覲す。前將軍家康、しばしば召見はあらざるかと、相語らひて慰とせり。又、茶室に召して茶を賜ひ、道阿彌肩衝の茶入を與へられしが、鷹馬の事など、相語らひて慰とせり。又、茶室に召して茶を賜ひ、道阿彌肩衝の茶入を與へられしが、時に家康告げて曰く、「吾は、汝の茶會に赴かまほしく思ふなり」と。利直は斯くまで家康の旨に適へるか。(徳川實記) ○駿州三保の貝嶋御殿、全く工を竣ふ。御殿預りは、澁谷文藏にして、副を高橋權太夫といふ。

岡部美濃守利直

貝嶋御殿成

高橋權太夫

高橋城

此後、家康・頼宣等、屢、關船に乗じ、此に到て遊覽すといふ。(清水記) 權太夫は、昔の高橋權守の子孫にして、其の屋敷は、庵原郡高橋村の西原に在り。後世、其址を稱して御屋敷といふ。子孫なほ連綿たり。(駿河記) 西原にはまた、高橋城の址あり。駿河記は記して云ふ。
今川の被官、石川新左衛門尉康盛通或義所據なり。康盛は、永祿三年五月十九日、尾州桶狭間に於て、義元朝臣と闘く戦死す。其子石川新次郎通信、永祿十一年、武田氏亂入の時、當城に籠り戦死すと云ふ。嫡子新之丞信俊は、氏眞に隨ひて掛川城に入る。又、通信弟新三郎信明、嫡子石川新吉等、今川軍記に見えたり。云云
又、今川軍記殘篇は記して云ふ。

武田信玄駿府亂入

永祿十一年戊辰十二月甲州勢、薩陞・息津・横山八木間、女鉢森を討破り、横砂・尾羽へかかり、信玄入道は、神明の森に本陣をすゑ、高橋城の出張、飯田の森へ士卒を差向け、攻寄せたり。先陣は、小山田備中・跡部大炊介・小幡備前なり。云云、高橋城を急に攻落さむと、武田の諸勢、大手・搦手へ押寄せて、鯨波の聲を擧ぐれば、城中よりも鯨波を合せける。山縣・穴山、陣前に乗出だし、城を開いて降参せよと云ふ。時に、城將石川新次郎通信、矢倉に上り、山縣・穴山に對し、問答數回、石川忽ち下知して、城前を開き、城兵松平數馬助道・井伊助五郎利政・石川新三郎信明・葛山主計・神保三郎左衛門・鮑間九太夫・佐用源助・齊藤彌太郎・箕浦丹治・高橋兵庫允・瀧川六郎左衛門・伊丹覺兵衛等を始め、勝れたる兵百騎餘、大手の木戸を走り出で、眞一文字に鎗を入れて渡合ひ、たがひに入亂れて戦ひけり。城將石川も、續いて城外に出で、追ひつまくりつ戦うて、穴山が家ノ子、横山源五郎・下山忠藏兩人を討取り、山縣が家ノ子、早川新五左衛門を追欠し、かかる所に、穴山一揆の内、「紀・清兩黨の大類彈正が末孫、久保山丹藏政光」と名乗つて、其長七尺計りなる大男、八尺餘りの八角の棒を小脇に引そばめ、馬にまたがり、只一騎すすみ出で、傍若無人の高言をはきければ、

事蹟

五六三

久保山石
川一騎打

江戸幕府時代

五六四

ば、石川通信かれにはせ向つて、四尺六寸の太刀を抜いて、互に言葉だたかひして討合ひけるが、政光は、棒を五尺ばかりも切折られて、道信は、太刀を鏢本より折られ、さし添の小太刀ばかりとなりけり。斯くて兩人は、戦屈し、色代してぞ、互に引退きたりける。然る處に、高島佐次右衛門・堀田文右衛門・安部大十郎・飯田孫六・朝倉小左衛門・多田次郎兵衛・森彌七郎・北脇猪藏・久野彈正・太田新五左衛門、山原・石川^{各地}の備へ、武田勝頼の手に破られて、城中の勢と一處にならむと、此處へ引とり来る處に、政光に行合ひ、能き敵と見て、無二無三に、三人一所に討つてかかる所を、先にすすめる猪藏を、弓手につかんで、四五間ばかり、人つぶてに投げたりけり。新五左衛門すかさず進み、其隙を伺つて、政光が脇の下をはたと切る。心得たりと、新五ががむづか取つて、れち首にする處を、久能・高畑・堀田・多田・森等一所に懸合ひ、追取り込めてぞ討取りける。首をば安倍打ち落す、斯て敵味方、東へまくり、西へぬけ、七八度掛合ひもみ合ひ相戦ひ、寄手も七拾餘騎討たれ、城兵も貳百餘騎討たれ、兩陣相引きに、暫時人馬の息をぞつきにける。云云

清水の遊
女町

賣女の種
類

と蓋し高橋が先代も、此の城中にありつらむかし。○駿州清水港は、駿府に、家康・頼宣のあつて昌ふるに
つれ、年年歳歳繁昌に赴きければ、是まで忍屋と稱し、密に婦女を養ひ置き、春を賣らしめし者も、此頃より
之を遊女とし、郭を構へて、女郎町と名づけたれば、公然たる遊女町となれりといふ。當時の町は、今の磯
にて、美濃輪町裏の、矢通は其址とぞ。按ずるに、所謂忍屋といふものは、此頃より漸次世に行はれ、遂に
各地に廣まるに至れるものならん。安倍川の彌勒に、茶屋賣女あり。其價、各自相對にて定むれば一定なら
ず、府中八幡町に、比丘尼と稱する者あり。正月には親許に歸るを例とす。富士の根方は、其の賣場なりと
いふ。之を留袖とも、また振袖ともいひ、後帶なり。又、見て呉れと呼ぶ者あり。同じく隠し賣女なり。此の
如く、隠し賣女所所に在れば、之が爲に二丁町は、衰微に至れることもありしとか。(駿國雜志・駿府名細記)

金地新院
崇傳政に
預る

○四月八日、南禪寺崇傳に、地を駿府に於て賜ひ、中江大和守正次に命じ、伽藍の構造に従事せしめ、銀十貫目、米五十石を給し、其の費用に充てしむ。(徳川實記) 伽藍竣工の後、號して金地新院といふ。以後崇傳此に住し、寺社の事務を執り、又、外交文書を掌るとぞ。崇傳は、一色式部少輔晴具の孫にして、紀伊守秀勝の子なり。少より禪宗を信じ、後、京都南禪寺の長老たり。家康早くより其名を聞き、且つ、南都・比叡、また本願寺等、政治及び軍事上に、勢力を振はんとする宗教の、何れにも屬せざるを悦び、引見て其説を聞くこと多く。初は外國文書を司らしめしが、後には、往往政務にも參與せしめ、天下統一の後は、崇傳に命じて、僧尼のことを司らしめければ、其の権利益、強く、殆ど執政と同じく、直に將軍に謁して、事を議するを得たるのみならず、社會上に於ける位置もいよいよ高く、大諸侯と別つところなかりしに、寛永六年には、家光自ら、水戸侯頼房・藤堂高虎・立花宗茂等を伴ひ、崇傳が金地院に到り、茶を飲み猿樂を見るに至りければ、崇傳は之によりて、更に大に面目を施したりといふ。崇傳の、徳川氏に重きをなせること、思ひ見るべきなり。○十五日、前將軍家康の侍醫、法眼吉田意安宗恂、京師に在り病みて卒す。宗恂の子を如見吉皓といふ。後に至つて、父の遺書に、杜氏通典・奇効良法のあるを見、二書を駿府に獻す。蠻舶、嘗て珊瑚樹を獻するものあり、當時これを知る者なし。然るに宗恂獨り知り、詳に之を辨説せしかば、家康大に其の博通を賞し、其の一枝を分與せしが、一時傳へて、美しき賞せざるはなかりきとぞ。(徳川實記) ○十九日、前將軍家康、駿府に於て散樂を催し、遠山民部少輔利景・鈴木久右衛門重章・秀頼衆池田備後守知政をして、之を勤めしめ、脇は、堂上の閑人、水無瀬入道一齋に囑せらる。時に利景七十四歳、重量六十七歳、知政四

散樂の下
手揃

珊瑚始め
て至る

事蹟

五六五